



長野県地域防災計画

風水害対策編

平成23年度修正

長野県防災会議

□□□ 風水害対策編 □□□

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	2
第2節	防災の基本方針	3
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	長野県の概況	10

第2章 災害予防計画

第1節	風水害に強い県づくり	12
第2節	災害発生直前対策	17
第3節	情報の収集・連絡体制計画	18
第4節	活動体制計画	21
第5節	広域相互応援計画	24
第6節	救助・救急・医療計画	28
第7節	消防・水防活動計画	33
第8節	災害時要援護者支援計画	38
第9節	緊急輸送計画	44
第10節	障害物の処理計画	47
第11節	避難収容活動計画	48
第12節	孤立防止対策	56
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	60
第14節	給水計画	63
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	65
第16節	危険物施設等災害予防計画	67
第17節	電気施設災害予防計画	73
第18節	都市ガス施設災害予防計画	76
第19節	上水道施設災害予防計画	79
第20節	下水道施設災害予防計画	80
第21節	通信・放送施設災害予防計画	83
第22節	鉄道施設災害予防計画	89
第23節	災害広報計画	92
第24節	土砂災害等の災害予防計画	94
第25節	防災都市計画	100
第26節	建築物災害予防計画	103
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	105
第28節	河川施設等災害予防計画	108
第29節	ため池災害予防計画	110
第30節	農林水産物災害予防計画	111
第31節	二次災害の予防計画	113
第32節	防災知識普及計画	117

第33節	防災訓練計画	121
第34節	災害復旧・復興への備え	124
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	126
第36節	企業防災に関する計画	128
第37節	ボランティア活動の環境整備	130
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	132
第39節	風水害対策に関する調査研究及び観測	134
第40節	観光地の災害予防計画	135

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	138
第2節	災害情報の収集・連絡活動	166
第3節	非常参集職員の活動	178
第4節	広域相互応援活動	194
第5節	ヘリコプターの運用計画	201
第6節	自衛隊災害派遣活動	206
第7節	救助・救急・医療活動	214
第8節	消防・水防活動	219
第9節	災害時要援護者に対する応急活動	223
第10節	緊急輸送活動	226
第11節	障害物の処理活動	231
第12節	避難収容及び情報提供活動	235
第13節	孤立地域対策活動	247
第14節	食料品等の調達供給活動	251
第15節	飲料水の調達供給活動	254
第16節	生活必需品の調達供給活動	256
第17節	保健衛生、感染症予防活動	258
第18節	死体の捜索及び処置等の活動	262
第19節	廃棄物の処理活動	264
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	266
第21節	危険物施設等応急活動	268
第22節	電気施設応急活動	275
第23節	都市ガス施設応急活動	278
第24節	上水道施設応急活動	280
第25節	下水道施設応急活動	282
第26節	通信・放送施設応急活動	284
第27節	鉄道施設応急活動	289
第28節	災害広報活動	293
第29節	土砂災害等応急活動	296
第30節	建築物災害応急活動	299
第31節	道路及び橋梁応急活動	301
第32節	河川施設等応急活動	303
第33節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	305
第34節	ため池災害応急活動	312

風水害対策編 目次

第35節	農林水産物災害応急活動	313
第36節	文教活動	316
第37節	飼養動物の保護対策	320
第38節	ボランティアの受入れ体制	321
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	323
第40節	災害救助法の適用	325
第41節	観光地の災害応急対策	327

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	330
第2節	迅速な原状復旧の進め方	331
第3節	計画的な復興	334
第4節	資金計画	336
第5節	被災者等の生活再建等の支援	337
第6節	被災中小企業等の復興	344

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成7年の梅雨前線豪雨災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本方針

本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

- 周到かつ十分な災害予防
- 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

- 防災施設・設備の整備の促進
- 防災体制の充実
- 県民の防災意識の高揚及び自主防災組織等の育成強化
- 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

- 3 県民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議に関する事。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 (3) 水防その他の応急措置に関する事。 (4) 市町村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。 (7) その他市町村の所掌事務についての防災対策に関する事。 (8) 市町村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 イ 関係機関との連絡調整に関する事
(4) 関東農政局 (長野地域センター)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

(5) 中部森林管理局	<p>ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。</p> <p>イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。</p> <p>ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。</p>
(6) 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
(7) 中部経済産業局	<p>電気の供給の確保に必要な指導に関すること。</p>
(8) 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。</p> <p>イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
(9) 中部近畿産業保安監督部	<p>電気の保安に関すること。</p>
(10) 北陸信越運輸局	<p>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。</p>
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	<p>ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	<p>ア 気象警報等の発表及び伝達に関すること。</p> <p>イ 防災知識の普及に関すること。</p> <p>ウ 災害防止のための統計調査に関すること。</p>
(13) 信越総合通信局	<p>ア 電気通信の管理に関すること。</p> <p>イ 災害時における非常通信の確保に関すること。</p>
(14) 長野労働局	<p>ア 事業場における産業災害の防止に関すること。</p> <p>イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。</p>
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	<p>ア 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 <p>イ 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援 (8) 通信支援 (9) 人員及び物資の緊急輸送 (10) 炊飯及び給水支援 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与 (12) 交通規制の支援 (13) 危険物の保安及び除去

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 郵便事業(株)信越支社	災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。
(2) 郵便局(株)信越支社	災害時における窓口業務の確保に関する事。
(3) JR会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の地震防災に関する事。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関する事。
(4) 日本貨物鉄道(株)(関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(5) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。
(6) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。 イ 損傷通貨の引換えに関する事。
(7) 日本赤十字社長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関する事。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 ウ 義援金の募集に関する事。
(8) 国立病院機構(関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関する事。
(9) 日本放送協会(長野放送局)	地震情報等広報に関する事。

(10) 日本通運(株) (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(11) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(12) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(13) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(豊科IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～豊科IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) 貨物自動車運送事業者	((社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。

(10) (社)長野県エールピーガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会等	ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に関すること。

第4節 長野県の概況

1 県 域

本州の中央に位置し、周囲が8県に隣接する内陸県であり、東西約120km、南北約212kmに及ぶ南北に長い総面積13,562km²を領する。

2 地 勢

面積78%が山地を占める山国であり、中央日本の水源地帯を形成し、いわゆる日本の屋根と呼称される。標高1,000m以上の地帯は、全面積の55%を占め、地形は極めて複雑急峻である。

3 地 質

糸魚川静岡構造線と、この構造線の諏訪湖の南を起点して、天竜川の東側に沿って平行して通る中央構造線の2つが、本県の地質分布を特徴づけており、西南日本内帯、西南日本外帯及びフォッサマグナ地帯という3つの大きな地質区に大別され、非常に複雑な地質構造となっている。

4 気 候

海洋から遠く隔たった内陸であり、高い山脈の間に点在する盆地性の地形のため本県の気候は極めてはっきりした内陸性を示し、高冷地性気候の特色が現われている。

また、南北に広がる広大な県域と地形の複雑性とから気象も一様でなく、地域による変化も多様であるうえ、局地的な特異な気象現象が発現する。

第 2 章

災害予防計画

第1節 風水害に強い県づくり

第1 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い県土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い県土づくり

(1) 現状及び課題

県内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む風水害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
 - b 土石流、地すべり、がけ崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
 - d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護す

ることに十分配慮するものとする。

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い市町村土の形成を図るため、ア(エ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。
- c 緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - (c) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害等の公表や土砂災害警戒区域等の指定による、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - (f) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - (g) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地

に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。

- (h) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - ア. 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - イ. 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - ウ. 勧告による移転者への融資、資金の確保
 - (i) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
 - (j) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - (k) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保
- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - c 強風による落下物の防止対策を図る。
 - d 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
 - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。
 - c ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。
- (エ) 災害応急対策等への備え
- 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 風水害に強いまちの形成
- a 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
 - b 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。
 - c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。
 - d 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

- e 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - (c) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市町村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - (f) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
 - (g) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
 - (h) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
 - (i) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - (j) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
 - a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
 - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
 - c 強風による落下物の防止対策を図るものとする。
 - d 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
 - b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
- (エ) 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるととも避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るとする。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

ア【県が実施する計画】

気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

イ【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。(長野地方気象台)

2 避難誘導體制の整備

ア 県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

イ 県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難収容活動計画」参照。

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるように以下のような体制の整備を行うものとする。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。(危機管理部)
- (ウ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。(建設部)
- (エ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。(警察本部)
- (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (カ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部)
- (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報管理センター」の設置を研究する。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究する。

- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (オ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。
- (カ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。(危機管理部)
- (ウ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のあつる堅固な場所への設置するよう努める。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

風水害対策編 第2章第3節
情報の収集・連絡体制計画

- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
また、必要に応じ見直しを行う。(詳細は第3章第3節非常参集職員の活動に掲載)
- (ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする
- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

- また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

(イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

イ【市町村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。
(総務部)
- (イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。
(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。
(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

第2 主な取組み

- 1 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 県において、他の都道府県等との相互応援体制の確立を図る。
- 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成23年4月1日現在、80協定である。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部)

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。

(イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

(エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

2 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

(イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受け入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。

(ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。

(イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。

(ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

3 他の都道府県等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害応援に関する協定」並びに新潟県と「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層

の連携強化が必要である。

また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部)

- ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- イ 関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。
- ウ 迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。
- エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。
- オ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

5 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、県内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び関係機関が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 県は市町村及び関係機関と連携し、地域の自然条件(地形、気候等)や社会条

件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

- (イ) 選定された拠点ごとに、3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- (ウ) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアkses道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1カ所の基幹災害医療センター及び二次医療圏に1箇所、地域災害医療センターを中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

平成23年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車30台、救急自動車141台（うち高規格救急自動車110台）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車81.6%※、救急自動車99.1%※である。（※：H21.4.1現在）

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。
- (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救

助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄しているほか、日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、(社)長野県歯科医師会、(社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備える。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を

事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の風水害に対する安全性の確保等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資器材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資器材、医薬品の確保を図る。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、次に掲げる事項を行う。
 - a 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。
 - c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資器材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に1カ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(健康福祉部)

国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害医療センター、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、郡市医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 災害拠点病院を中心に、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。(危機管理部、健康福祉部)

(イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)

(エ) 市町村において、風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を指導する。(危機管理部)

(オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)

- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

平成23年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数14、消防署所数93、消防職員数2,446人、消防団員数36,262人である。また、平成21年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員72.7%、消防団員79.8%、動力消防ポンプ98.2%で、いまだ十分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、農政部)

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) 市町村に対し、市町村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部)
- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部)
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(危機管理部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図

るとともに、その近代化を促進するものとする。特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本県の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設置
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退の指示
- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備

- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- (コ) 浸水想定区域内にある地下街等（地下街、地下鉄など）の施設の名称及び所在地を公表
- (サ) 浸水想定区域内にある災害時要援護者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表
- (シ) (コ)～(サ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
- (ス) 水防機関の整備
- (セ) 水防計画の策定
- (ソ) 水防協議会の設置
- (タ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式

ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

第8節 災害時要援護者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する災害時要援護者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 在宅災害時要援護者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の災害時要援護者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 避難施設の整備

県及び市町村は、災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県及び市町村は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、災害時要援

護者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 緊急通報装置等の整備

市町村は、災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(イ) 災害時要援護者の状況把握

市町村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要援護者の状況把握に努めるものとする。

(ウ) 災害時要援護者の態様に配慮した避難支援計画の策定

市町村は、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、浸水被害、土砂災害等に対応し、かつ災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

(エ) 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市町村防災・福祉担当及び自主防災組織や災害時要援護者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

(オ) 支援協力体制の整備

市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

2 社会福祉施設等対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障害者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。(危機管理部、健康福祉部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、市町村は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

イ【社会福祉施設等が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の

充実強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力する。

3 病院入院患者等対策

(1) 現状及び課題

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(イ) 県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

イ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

ウ【医療機関が実施する計画】

(ア) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍県民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍県民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

県及び市町村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍県民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(イ) 広域避難場所及び避難経路の周知

県及び市町村は、外国籍県民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識の普及を図る。(危機管理部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。(危機管理部、観光部)

(オ) 観光客の安全対策の推進(観光部)

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍県民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域

全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍県民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

(イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国籍県民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。災害時要援護者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

県及び市町村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

ウ【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本県の道路は、都市間を結ぶ幹線道路が少なく、かつ、狹隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立する。(警察本部)
 - a 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定する。(資料編参照)
 - b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結する。(資料編参照)
 - c 主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。
- (イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。(建設部)
 - a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。(資料編参照)
 - b 応急復旧のため、建設業界と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。
- (ウ) 広域農道を始めとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について長野県農業農村整備長期構想（長野県土地改良長期計画）に基づき整備を推進する。(農政部)
- (エ) 市町村及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

各市町村は、各警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内的の交通確保計画

を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

- ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「拠点ヘリポート」を指定する。(資料編参照) (危機管理部)
- (イ) 各地方事務所単位ごとの拠点となり得る「拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。(資料編参照) (危機管理部)
- この「拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「広域防災公園」のネットワーク計画と連携を図り、整備を推進する。(建設部)
- (ウ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（県営産業団地のうち未分譲用地等）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図る。(商工労働部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 各市町村は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。(資料編参照)
- このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。
- (イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。
- (ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（ヘリコプター保有機関）

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上に

おける輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図る。
- (イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にする。

イ【市町村が実施する計画】

管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておくものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。
 - a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。
- (イ) (社)長野県トラック協会、(社)長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

4 緊急通行車両の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておくものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認(資料編参照)又は緊急輸送車両確認事務処理要領(資料編参照)により緊急通行車両の事前届出事務を行う。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市町村が行っているが、障害物除去体制について市町村と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1)【県が実施する計画】(各部局)

- ア 倒木処理に係る技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。(林務部)
- イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。(農政部)
- ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。(建設部)
- エ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。
- オ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。
- カ 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

(2)【市町村が実施する計画】

森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3)【関係機関が実施する計画】(各機関)

ア 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(地方整備局)

イ 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

第11節 避難収容活動計画

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- (イ) 県及び市町村は避難場所、避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。
- (ウ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ【県が実施する計画】

- (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

- (イ) 高齢者、障害者、傷病者等災害時要援護者が利用する施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。(健康福祉部)
- (ウ) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や避難場所、避難路などの安全性について助言する。(危機管理部、建設部)
- (エ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオン株式会社中部カンパニー、株式会社エス・エス・ブイ、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (カ) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、災害時要援護者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平素の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難勧告、避難指示を行う判断基準及び伝達方法
 - b 避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法
(避難勧告、避難指示、避難準備情報については第3章第12節を参照)
 - c 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - d 避難場所への経路及び誘導方法
 - e 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - f 避難場所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達

- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 広域避難地等の整備に関する事項
 - (a) 収容施設
 - (b) 給水施設
 - (c) 情報伝達施設
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報
- (イ) 災害時要援護者対策

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する

 - a 所在、援護の要否等の状況把握
 - b 配慮すべき個々の態様
 - c 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
 - d 災害発生時の安否の確認
 - e 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
 - f 情報提供手段
 - g 配慮すべき救護・救援対策
 - h 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。（全機関）
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）
- (ウ) 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、災害時要援護者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実

施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 避難場所、避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何をもち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

各市町村の地域防災計画において、避難場所が指定されているところであるが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び、災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（県有施設管理部門）

- (ア) 県有施設について市町村の避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、避難場所及び避難路については複数とするよう配慮するとともに、職員は平素から障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定し、「市町村地域防災計画」に明記しておくものとする。
- (イ) 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行うものとする。
 - a 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の避難場所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。
 - b 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。

- c 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。
- d 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
- (ウ) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。
- (エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (カ) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (ク) 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (ケ) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。
- (コ) 密集市街地をかかえる市町村は、必要に応じ、広域避難場所を選定確保するものとする。
- (サ) 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。
なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (シ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ス) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図るものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設についての避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 災害時要援護者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）

(イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）

(ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）

(エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。（建設部）

a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

b (社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。

c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。

(エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

(オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

(カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。
 - (a) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 風水害時における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理（教育委員会）

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難

誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(オ) 私立学校に対する指導（総務部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

長野県は県域の78%が山地であり、その間を8水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。

こうした地勢は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。

方 式 別	H 22年度末市町村数
同報系（一斉通報）	65 （84.4%）
移動系（移動局）	69 （89.6%）
地域防災系（集落間通信）	0 （0.0%）
未 整 備	0 （0.0%）

※ 複数の方式を整備している市町村は複数計上

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。
- (イ) 市町村における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地域防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構えることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。 (建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。 (林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。 (農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の災害予防対策を推進するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、災害時要援護者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

市町村が行う災害時要援護者の実態把握についての支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (イ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で平成23年4月1日現在90.8%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。

(イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。

(ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

(地震防災緊急事業五箇年計画等の基づき)市町村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄(以下「流通備蓄」という。)の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から概ね3日間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。
- 2 食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市町村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市町村を補完する立場から、非常用食料を地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部)
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部)

- (ウ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。(企画部)
- (エ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。(農政部)
- (オ) 県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。(農政部)
- (カ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。(農政部)
- (キ) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(商工労働部)
- (ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社サークルKサンクスとの食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(農政部・危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 平成12、13年度に実施した県地震対策基礎調査の結果や市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、市町村地域防災計画等で定める。
- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。
- (エ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。
- (オ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省
 - a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。
 - b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。
- (イ) 米穀販売事業者
 - 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備する。(資料編参照)
- (ウ) 卸売市場業者
 - 生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制に

について、県内卸売市場間で協定を締結する。

エ【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市町村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村を補完する立場から、地方事務所及び消防防災航空センター等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。(危機管理部)

(イ) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。(危機管理部、商工労働部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

(イ) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

第14節 給水計画

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等によるろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。

第3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

平成22年3月31日現在、県下の水道事業者には、2,593箇所（929,236 m^3 ）の配水池があり、そのうち上水道事業で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、258箇所である。

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 施設整備について、市町村に対する指導を行う。（環境部）
- (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する指導を行う。（環境部）
- (ウ) 水道施設災害相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部）
- (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部）
- (オ) ボトルウォーターを地方事務所及び消防防災航空センター等に備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）

イ【水道事業者等が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - 1,000 m^3 以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。また、配水池からの給水方法の整備を行う。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
 - b 住民が実施する事項への支援を行うものとする。
 - c 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。

- d 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
- e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

平成23年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車26台、給水タンク328個、ポリタンク等3,307個、ろ過器37器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する指導及び助言を行う。（環境部）
- (ウ) 地方事務所及び消防防災航空センター等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）

イ【水道事業者が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 飲料水供給場所の整備を行う。
 - b 実施マニュアルの作成を行う。
 - c 「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
 - b 給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
 - c 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
 - d 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具 (タオルケット・毛布等)
- 衣類 (下着・靴下・作業着等)
- 炊事道具 (なべ、包丁、卓上コンロ等)
- 身の回り品 (タオル、生理用品・紙オムツ等)
- 食器等 (はし・茶わん・ほ乳びん等)
- 日用品 (石鹼・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等)
- 光熱材料 (マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等)

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 市町村においては、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 県においては、県内流通業者と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)

- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部)
- (ウ) 市町村地域防災計画についての助言等を通じ市町村における備蓄・調達を促進する。(危機管理部)
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 各市町村において、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。
- (イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関にあつては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、市町村はただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 協定の締結先と災害発生時を想定した、連絡方法を調整する。
(危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)
- (イ) 緊急時における輸送体制は本章第9節緊急輸送計画による。(関係部局)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。
- (イ) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力1,000キリットル以上の大規模貯油施設もあることから、これら施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

- a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び風水害に対する安全性の向上について指導する。
- b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響

を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況
- (イ) 自主防災組織の整備促進
緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。
- (ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進
市町村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。
また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。
- (エ) 相互応援体制の整備
近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。
- (オ) 県警察との連携
危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 商工労働部が実施する計画

- (ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- (イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
- (ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- a 自主保安体制の整備
風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。
- b 緊急連絡体制の整備
行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。
- c 付近住民に対する周知
付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。

イ 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗

装を行うよう指導する。

- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積みを避けるよう指導する。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。
- k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。
- l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
- m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。
- o 災害発生状況を把握するため、地方事務所等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】(高圧ガス保安協会、指定保安検査機関)

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(商工労働部)

- ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- イ 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実にを行うよう指導する。
- ウ 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導する。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業(以下「営業者」という。)及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- b 災害発生緊急通報システムを作成する。
- c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
- d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
- e 災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
- f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 市町村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、風水害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、風水害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。風水害発生時においても井、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

ア 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めること。

イ その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 東京電力(株)が実施する計画

電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。

(イ) 中部電力(株)が実施する計画

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

(ウ) 東北電力(株)が実施する計画

- a 電力設備は、それぞれの耐震設計基準に基づいて設計されており、各施設ごとに十分な分析を行うとともに、従来からの経験を生かして万全の予防措置を講ずる。
- b 重要な送・配電線は2回線とするなど信頼度の高い構成にするるとともに、これらを制御する通信系統の二重化も行う。

(エ) 関西電力(株)が実施する計画

- a 電力施設の災害を防止し、また、発生した災害を早期に復旧するため災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。
- b ダム、水路、通信施設等の各施設は、それぞれの設計基準に基づいた設計を行う。

(オ) 県企業局が実施する計画

a 電気工作物の点検整備等

発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。

また、ダム施設については、ダム操作規程及び長野県電気事業電気工作物保安規程により保安管理を行い、ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測管理を実施する。

b 非常通信連絡体制の整備

災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。

c 防災訓練の充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。

d 二次災害の防止

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、特に、ダム、導水路等の破損又は決壊、土砂被害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。(資料編参照)

イ 県企業局は、県地域防災計画及び長野県電気事業災害対策要綱に基づき、災害その他非常時における参集基準の明確化、配備指令の伝達手段及び参集手段の確保等について、職員の非常参集体制の充実を図る。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。
- (イ) 県企業局は、電力供給先である中部電力との間で、電力受給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。
- (ウ) 県及び地方事務所、市町村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

風水害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び（社）日本ガス協会の設計基準に準拠して風水害に配慮している。

また、緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。

導管は、バックアップとしての複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進する。

さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。

需要家の安全対策として、供給圧力が低下した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進する。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

共通事項

ア 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施

イ マイコンメータの全戸設置

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時は直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(イ) 都市ガス事業者間では、風水害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

a (社)日本ガス協会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

b (社)日本ガス協会関東中央部会

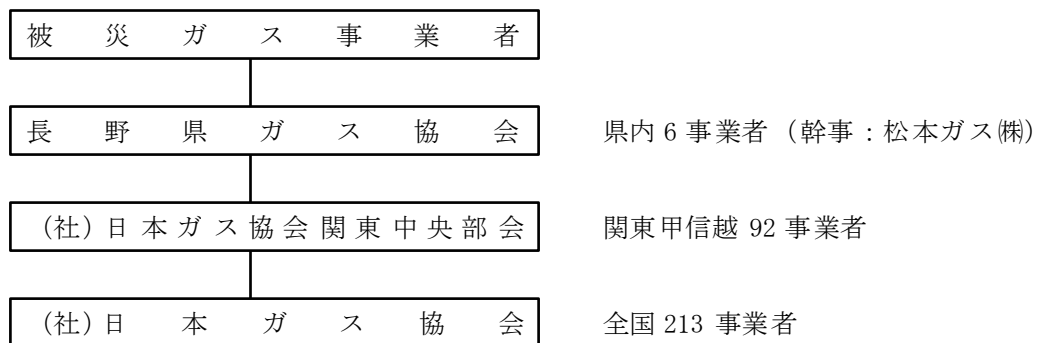
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

「東京パイプライン事故対策要領」

c 長野県ガス協会

「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

都市ガス事業者応援系統図



第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

(ア) 県企業局が実施する計画

- a 管路の耐震化を行う。
- b 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
- c 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- d 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。
- e 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

(イ) 市町村が実施する計画

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

第20節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

近年の市街化の進行にともない、都市における緑地・空き地が減少し、道路・宅地が増加する傾向にある。そのため、地下への雨水浸透は少なくなり、短時間に大量の雨水が流出する状況にあることから、雨水による浸水の危険性は、ますます増大している。

このような都市部に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行う、いわゆる内水排除は、下水道の目的の一つであり、雨水整備を促進することにより県民の生命、財産を守り、安全なまちづくりを進めるものである。

第2 主な取組み

- 1 公共下水道、都市下水路の事業により、雨水整備区域の一層の整備促進を図る
- 2 排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る
- 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める
- 5 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る

第3 計画の内容

1 雨水排除整備の促進

(1) 現状及び課題

県内においては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式が主流であり、公共用水域の水質保全、生活環境の改善という面から、汚水が先行整備されてきている状況にある。そのため、今後汚水渠の整備とともに雨水渠の整備を進め、また必要に応じて都市下水路として整備することが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

雨水整備に向けて、市町村への啓発活動、指導等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

「下水道計画」策定にあたり、雨水排除区域について検討を行い、必要に応じて公共下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による雨水整備を行うものとする。

2 雨水流出抑制型下水道の整備

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制し、地下水かん養を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

排水設備の雨水浸透化に向けて、啓発活動、指導等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行うものとする。

3 緊急連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備える。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確

保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第2 1 節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市町村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 東日本電信電話株式会社は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状および課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

2 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。

また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。
- イ 各無線局の空中線は、風速60メートルに耐えられるよう設置している。
- ウ 中継局は、浸水対策として高床式としている。
- エ 中継局は、雷対策として耐雷トランスを設置している。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、建設部)

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。(危機管理部)
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱いの習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成22年度末現在次のとおりである。

方式別	H22年度末市町村数
同報系（一斉通報）	65（84.4%）
移動系（移動局）	69（89.6%）
地域防災系（集落間通信）	0（0.0%）
未整備	0（0.0%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。

また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

4 電信電話施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

電信電話会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話株が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

- (ア) 被災状況の早期把握
県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化の推進。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送株

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 放送施設、局舎の補強
高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。
- (イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備システムを設ける。（放送装置の現用予備2台化等）
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。
- (エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 局舎の風水害対策について
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。
- (イ) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (ウ) 非常災害対策訓練の実施
災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 社屋の風水害対策について
社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。
- (イ) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (ウ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S衛星経路によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

イ 【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ 【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ 【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

- (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (ウ) 演奏所電源系改修の実施
- (エ) STL非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署および主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。

このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついで箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第22節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

(1) 【県が実施する計画】

鉄道会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

(2) 【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

(3) 【東日本旅客鉄道株】

ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

イ 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

(4) 【東海旅客鉄道株】

ア 施設・設備の安全性の確保

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施する。

イ 職員の配置計画

各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。

ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

(5) 【長野電鉄株】

ア 計画目標

駅舎及び諸施設の改良・新設を推進して交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努めるとともに、災害に対して万全の処置を講じ被害の防止に努める。

イ 実施計画

(ア) 橋梁・電車線の鉄柱等整備

年1回定期的に点検・検査をして、不良箇所の補強を実施する。

(イ) 線路の整備

調査資料に基づき、防災工事が必要な箇所については、その対策工事を実施する。

(ウ) 災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災・復旧訓練の実施。

(エ) 災害用資材の整備

(オ) 落石、雪崩等の危険個所に設置してある落石警報装置の点検整備

(6) 【アルピコ交通株】

ア 計画目標

災害による弱体箇所については、整備強化を図り、被害防止に努める。

イ 実施計画

(ア) 線路の整備

a 盛土部、切取部の法面箇所を調査し、要注意箇所を把握する。

b 上記に基づき、防災工事を必要とする箇所は、その対策工事を実施する。

(イ) 橋梁の整備

点検調査を実施し、補強化対策を要する橋梁には、補強等の整備を実施する。

(ウ) 災害用の器材整備

災害時における、救援車、作業車などの整備、非常用器材の配置に努める。

(7) 【しなの鉄道株】

ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査により全ての構造物の検査を実施している。また、気象条件等により設備の変状の有無を確認する必要がある場合には、不定期により検査を実施する。検査結果に基づく保守・補強・取替えなど計画的に実施する。

イ 関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備する。

(8) 【北陸信越運輸局】

- ア 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。
- イ 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。
- ウ 関係機関との連携を図る。

第23節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、総務部)

(ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

- a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保
- b 窓口設置場所の確保
- c 各部局ごとの窓口対応職員の指定
- d 外国語による情報提供体制の整備

(イ) 防災情報掲示板など県のホームページを活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。

(ウ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。

(エ) (ウ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。

(イ) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

- (ウ) 市町村のホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

ウ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、総務部)

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により広報班長が行うこととする。

(イ) 県は放送会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結している(資料編参照)が、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を經由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年災害時要援護者関連施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成23年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,974箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管413箇所、農政部所管320箇所）ある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を住民に周知するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成23年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,537箇所、崩壊土砂流出危険地区3,940箇所である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施しており、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意している。平成19年度には、大幅な見直し調査を実施した。さらに市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていく。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険渓流は5,912渓流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生するおそれのある渓流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進する。
- (イ) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (ウ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を

住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲でがけ崩れが発生している。現在の危険箇所は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) がけ崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施行することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) がけ崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。（農政部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。
- (ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

(オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

5 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤の地域（火山地域）が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ、被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに監視システム及び警戒避難体制を整備する。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進める。

エ【住民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに安全な避難場所を確認するものとする。

6 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、災害時要援護者関連施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）

- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該災害時要援護者関連施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び災害時要援護者関連施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、災害時要援護者関連施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 災害時要援護者施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 災害時要援護者関連施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、防災マップ等の配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成23年4月1日現在で14,568区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は11,945区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、農政部、林務部、建設部)

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について市町村へ助言する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - a 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。
 - b 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第25節 防災都市計画

第1 基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における県民の生命及び財産の保護を図るため、(地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき)都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間(オープンスペース)の整備を一層推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

(1) 現状及び課題

市街地には建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大のおそれ大きい。これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。この防火地域等は、都市計画法に基づき定められた防火地域・準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行っていく。
- (イ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防火地域・準防火地域の指定
都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図るものとする。
- (イ) 建築基準法第22条区域の指定
防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図るものとする。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定

するものとする。

(エ) 防災都市づくり計画を策定するものとする。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中、高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- ア 地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保
- イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備
- ウ 災害時要援護者に対する安全性確保
- エ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 広域の見地から、災害時における避難地の確保は重要であることから、防災機能を有する公園の整備に努める。
- (イ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。
- (イ) 市町村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努めるものとする。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は本県の各都市に存在している。

先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、

土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。
このため、事業の推進に向けて市町村へ啓発活動、指導等を行っていく。
- (イ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進するものとする。
- (イ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。
- (イ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。
- (イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずるものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）
- (イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）
- (ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。（地方整備局）
- (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）
- (ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。（地方整備局）

- (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。(地方整備局)
- (オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。
また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。(地方整備局)
- (カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。
東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))
- (キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備

え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の災害時要援護者施設及び地下街等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
- (イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。
- (ウ) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

イ【市町村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部、建設部、企業局）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

イ【市町村が実施する計画】

ダムを管理する市町村においては、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら災害時要援護者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市町村は浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設及び地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。
- (イ) 市町村に洪水予報等の伝達を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設及び地下街等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (イ) 災害時要援護者関連施設、地下街、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

ウ【浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設及び地下街等の管理者等が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (イ) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

県下にはおよそ2,000か所にのぼる農業用ため池があり、築造後1,000年余を経過したと推定されるものから近年築造されたものまで様々である。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。洪水等によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。雨期には関係市町村及び土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。
- (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。
- (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。
- (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。
- (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。

第30節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。
- (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策
 - a 水稻
 - (a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
 - (b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。
 - b 果樹
 - (a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
 - (b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
 - (c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
 - c 野菜及び花き
 - (a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
 - (b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
 - (c) 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
 - (d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
 - d 水産物
 - 増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等によ

り被害防止に努める。

イ【市町村が実施する計画】

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第31節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市町村を支援する。(林務部)

(イ) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。(林務部)

(ウ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。(建設部、道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止す

るため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

ウ【関係機関(危険物取扱事業所)が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[火薬関係]

ア【県が実施する計画】(商工労働部)

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立

(イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】(商工労働部)

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する計画】(商工労働部)

液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (イ) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておくものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】(健康福祉部)

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- （ア） 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- （イ） 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- （ア） スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。（林務部）
- （イ） 土石流対策にあわせ、スリット型堰提などにより、流木対策を推進する。（建設部）

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるような体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- （ア） 土砂災害危険箇所の把握
- （イ） 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

イ【市町村が実施する計画】

- （ア） 情報収集体制の整備
- （イ） 警戒避難体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- b 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- c 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- d 災害時にとるべき行動に関する知識
- e 正確な情報入手の方法
- f 災害時要援護者に対する配慮
- g 男女のニーズの違いに対する配慮

- h 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - i 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
 - j 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- (イ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
- a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 浸水想定区域内の地下街等
 - (c) 災害時要援護者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 避難地に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に協力するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、避難所の確認

- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動

等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(総務部、教育委員会)

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 災害時要援護者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

第33節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

県、市町村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

現在、県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。また、市町村においても予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合防災訓練

県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施時期

共催する市町村と調整し決定する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

(ウ) 実施方法

県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

イ 地震総合防災訓練

県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

防災の日（9月1日）に実施する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、強化地域を中心に全県的に実施する。

(ウ) 実施方法

県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした、地震総合防災訓練を実施する。

ウ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

(ア) 水防訓練

県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。
非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

エ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て県に準じ各種の訓練を実施するも

のとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(警察本部)

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

- a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。
- b 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるものとする。
- c 災害時要援護者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第34節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害復旧用資材の供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

(1)【県が実施する計画】(建設部、環境部)

ア 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

イ 県内市町村及び近隣都県等と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

(2)【市町村が実施する計画】

ア 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。

イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、災害時要援護者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、災害時要援護者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

第2 主な取組み

- 1 組織化が遅れている市町村を中心に組織化を促進する。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

長野県内における平成23年4月1日現在の組織数は3,814であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は90.8%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は95.5%となっている。

現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくことが、今後の課題である。

また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

市町村が行う組織結成の取組みに対する助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。（資料編参照）

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、市町村が行う防災活動拠点の整備、資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの資質の向上を図る。

イ【市町村が実施する計画】

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るものとする。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

(ア) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

(イ) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

(2) 実施計画

ア【県（全機関）、市町村が実施する計画】

- (ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

イ【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保

等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、市町村社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 3 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、災害時要援護者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍県民への情報伝達のための通訳等多様多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】

市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ【市町村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、本県内には赤十字防災ボランティア、手話サークル連絡会議等のボランティア団体がそれぞれその団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村は、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない

(2) 実施計画

県（危機管理部・健康福祉部）、市町村、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

- 1 県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

1 災害救助基金の積立

(1) 現状及び課題

災害救助法第37条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 災害救助基金の積立額

災害救助法第38条の規定により、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額を各年度の最少額として積み立てる。

イ 災害救助基金の運用方法

- (ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- (イ) 国債証券、地方債証券、勸業債券、その他確実な債券の応募又は買入
- (ウ) 救助に必要な給与品の事前購入

ウ 災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

2 基金の積立

(1) 現状及び課題

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

また、市町村においても同様に財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（総務部）

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

長野県財政調整基金

名 称	目 的	使 途
長野県財政調整基金	県財政の健全な運営を図る	次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の経費

イ【市町村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第39節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本県には、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯が存在し、特に県中北部の第三紀層地帯においては、中・小規模の崩積土すべりが多く、豪雨災害時には比較的規模の大きな岩盤すべりも発生している。また、県南部の中央構造線沿いには、大規模な破砕帯に由来する地すべり履歴地が存在し、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

県・市町村・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

1【県が実施する計画】

- (1) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
(危機管理部)
- (2) 長野地方気象台等から気象等に関するデータの提供を受け、整理・分析を行う。
(危機管理部)
- (3) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。(林務部)
- (4) 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見直し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行う。(建設部)
- (5) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。(林務部、建設部)
- (6) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。
また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。
(危機管理部)

2【市町村が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市町村内のデータの累積に努めるものとする。

3【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市町村への提供について協力する。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する

第40節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 県及び市町村が実施する計画（観光部）

観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

(2) 市町村が実施する計画

ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。

イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 県が実施する計画（観光部）

ア 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。

(2) 県及び市町村が実施する計画（観光部）

ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

(3) 市町村が実施する計画

ア 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

(4) 関係機関が実施する計画

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

第3章

災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象警報・注意報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の住民に対する伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 勤務時間内における取扱い

a 連絡及び通知系統

長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理部課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を「勤務時間内における伝達系統図」により連絡する。

b 庁内放送の実施

すべての気象警報・注意報等について、危機管理部課長からその写しを受領した広報県民課長は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。

c 応急措置等の指示

危機管理部課長は地方事務所に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。

d 農作物対策の指示

農業技術課長は農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。

e 指示事項の市町村等への通知

地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市町村長のとるべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。

(イ) 勤務時間外における取扱い

- a 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領する。

- b 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
- c bにより通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、「勤務時間外における伝達系統図」により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
- d 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

イ【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。
- (イ) 市町村において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

エ【放送局が実施する対策】

各放送局は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

オ【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

カ【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- (ア) 気象関係
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象
- (イ) 水象関係
河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に、災害時要援護者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、災害時要援護者関連施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

(ウ) 住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市町村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、災害時要援護者に対して配慮するよう努めるものとする。

(オ) 避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。

(カ) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

エ【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する対策】

(ア) 災害時要援護者関連施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市町村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（市町村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者、農業用排水施設管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づくもの

(1) 警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の二次細分区域（主に市町村ごと別表5参照）に発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

警報・注意報の概要

種類	概要
警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

警報・注意報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

警報・注意報発表基準一覧表

警 報

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警 報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合										
	暴風（平均風速）	17m/s										
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う										
	大雪（24時間降雪の深さ）	平地 40cm 山沿い 60cm	70cm	平地 40cm 山沿い 60cm	菅平周辺 50cm 菅平周辺を除く地域 30cm	30cm	聖高原周辺 50cm 聖高原周辺を除く地域 30cm	50cm	30cm	30cm	50cm	30cm
	波浪（有義波高）											
	高潮											

注意報

発表官署	長野地方気象台											
府県予報区	長野県											
一次細分区域	北部			中部					南部			
市町村等をまとめた地域	長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域	
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合										
	強風（平均風速）	13m/s										
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う										
	大雪（24時間降雪の深さ）	平地 20cm 山沿い 40cm	40cm	平地 20cm 山沿い 40cm	菅平 周辺 20cm 菅平 周辺 を除く 地域 15cm	15cm	聖高 原周 辺 20cm 聖高 原周 辺を 除く 地域 15cm	20cm	15cm	15cm		
	波浪（有義波高）											
	高潮											
	雷	落雷等により被害が予想される場合										
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上										
	濃霧（視程）	100m										
	乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%※1			最小湿度 20%で実効湿度 55%※2					最小湿度 20%で実効湿度 55%※3		
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上										
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）										
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下										
	着氷	著しい着氷が予想される場合										
着雪	著しい着雪が予想される場合											

※1 湿度は長野地方気象台の値。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

- 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表1 大雨警報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	70
	須坂市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	92
	千曲市	R1=40	71
	坂城町	R1=40	78
	小布施町	R1=45	103
	高山村	R1=50	103
	信濃町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	112
	小川村	R1=50	89
	飯綱町	R1=40	110
	中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45
飯山市		平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	84
山ノ内町		平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	85
木島平村		R3=70	85
野沢温泉村		R1=40	85
栄村		R1=70	85
大北地域		大町市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50
	池田町	R1=40	68
	松川村	R1=40	75
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	95
	上田地域	上田市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60
東御市		平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	94
青木村		R1=60	88
長和町		R1=60	96
佐久地域		小諸市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80
	佐久市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	70
	小海町	R1=60	90
	川上村	R1=70	101
	南牧村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	100
	南相木村	R1=50	102
	北相木村	R1=60	107
	佐久穂町	R1=60	90
	軽井沢町	R3=80	100
	御代田町	R3=80	95
	立科町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	86

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	平坦地 : R1=45	87
		平坦地以外 : R1=60	
	塩尻	平坦地 : R1=40	124
		平坦地以外 : R1=50	
	安曇野市	平坦地 : R1=40	87
		平坦地以外 : R1=60	
	麻績村	R1=60	104
	生坂村	R1=40	87
山形村	平坦地 : R1=40	137	
	平坦地以外 : R1=45		
朝日村	R1=40	124	
筑北村	R1=60	87	
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	137
諏訪地域	岡谷市	平坦地 : R1=40	87
		平坦地以外 : R1=50	
	諏訪市	平坦地 : R1=40	90
		平坦地以外 : R1=60	
	茅野市	平坦地 : R1=40	105
		平坦地以外 : R1=60	
	下諏訪町	R1=60	116
富士見町	R1=70	103	
原村	R1=60	116	
上伊那地域	伊那市	平坦地 : R1=50	95
		平坦地以外 : R1=70	
	駒ヶ根市	平坦地 : R1=50	109
		平坦地以外 : R1=60	
	辰野町	R1=60	121
	箕輪町	平坦地 : R1=50	101
		平坦地以外 : R1=60	
	飯島町	R1=60	109
南箕輪村	平坦地 : R1=50	101	
	平坦地以外 : R1=60		
中川村	R1=50	109	
宮田村	平坦地 : R1=50	154	
	平坦地以外 : R1=60		
木曾地域	檜川	R1=60	131
	上松町	R1=50	142
	南木曾町	R1=70	151
	木祖村	R1=60	147
	王滝村	R1=70	161
	大桑村	R1=70	149
	木曾町	R1=70	128
	下伊那地域	飯田市	平坦地 : R1=50
平坦地以外 : R1=60			
松川町		R1=60	124
高森町		R1=60	130
阿南町		R1=50	165
阿智村		R1=60	171
平谷村		R1=60	189
根羽村		R1=70	187
下條村		R1=50	175
売木村		R1=60	189
天龍村		R1=70	175
泰阜村		R1=50	165
喬木村		R1=60	130
豊丘村		平坦地 : R1=50	124
		平坦地以外 : R1=60	
大鹿村		R1=60	124

別表2 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
長野地域	長野市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=50	犀川流域=53, 烏居川流域=13, 聖川流域=10, 土尻川流域=14	—	
	須坂市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=50	松川流域=12	—	
	千曲市	R1=40	—	—	
	坂城町	R1=40	—	—	
	小布施町	R1=45	松川流域=19	—	
	高山村	R1=50	松川流域=18	—	
	信濃町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	烏居川流域=10, 関川流域=14	—	
	小川村	R1=50	土尻川流域=12	—	
	飯綱町	R1=40	烏居川流域=13, 斑尾川流域=9	R=30 かつ 烏居川流域=7	
	中野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=45	夜間瀬川流域=9, 斑尾川流域=9	—	
	中野飯山地域	飯山市	平地地: R3=60 平地地以外: R3=80	—	—
山ノ内町		平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	魚野川流域=10, 雑魚川流域=11, 夜間瀬川流域=12, 横湯川流域=9	—	
木島平村		R3=70	樽川流域=8	—	
野次温泉村		R1=40	千曲川流域=84, 天代川流域=12	—	
栄村		R1=70	千曲川流域=84, 中津川流域=25, 魚野川流域=18, 天代川流域=13	—	
大北地域	大町市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	高瀬川流域=25, 犀川流域=63, 金熊川流域=6, 土尻川流域=9	—	
	池田町	R1=40	高瀬川流域=22	—	
	松川村	R1=40	高瀬川流域=26, 乳川流域=7	—	
	白鳥村	R1=50	強川流域=12	R=35 かつ 堀川流域=9	
上田地域	小谷村	R1=60	強川流域=22, 中谷川流域=11	—	
	上田市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	内村川流域=11, 依田川流域=21, 神川流域=13, 産川流域=6	—	
佐久地域	東御市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	—	平地地: R1=30 かつ 千曲川流域=42	
	青木村	R1=60	—	—	
	長和町	R1=60	依田川流域=12	—	
	小諸市	平地地: R3=60 平地地以外: R3=80	碓氷川流域=7	—	
佐久地域	佐久市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	湯川流域=6, 湯川流域=22, 滑津川流域=16, 鹿曲川流域=12	—	
	小海町	R1=60	千曲川流域=25	—	
	川上村	R1=70	千曲川流域=20, 西川流域=9	—	
	南牧村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	千曲川流域=25	—	
	南相木村	R1=50	南相木川流域=13, 三川流域=12	R=25 かつ 南相木川流域=10	
	北相木村	R1=60	相木川流域=17	—	
	佐久穂町	R1=60	千曲川流域=29, 右壁川流域=19, 天石川流域=7, 大岳川流域=7	R=25 かつ 千曲川流域=25	
	軽井沢町	R3=80	湯川流域=17, 湯川流域=12	平地地: R3=60 かつ 湯川流域=14	
	御代田町	R3=80	湯川流域=18, 湯川流域=12, 鎌矢川流域=6	—	
	立科町	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	芦田川流域=9	平地地: R1=28 かつ 芦田川流域=5	
	松本地域	松本	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	犀川流域=36, 田川流域=9, 会田川流域=13, 中ノ沢流域=10, 鏡川流域=16	—
塩尻		平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	田川流域=9, 小菅部川流域=10	—	
安曇野市		平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	犀川流域=60, 梓川流域=36, 高瀬川流域=27, 和田川流域=9, 会田川流域=13, 乳川流域=15	—	
麻績村		R1=60	麻績川流域=12	—	
生坂村		R1=40	犀川流域=60, 麻績川流域=13, 金熊川流域=11	—	
山形村		平地地: R1=40 平地地以外: R1=45	—	—	
朝日村		R1=40	鏡川流域=12	—	
筑北村		R1=60	麻績川流域=13	—	
東穂上高地地域		東穂上高地	R1=60	梓川流域=34, 前川流域=11	—
諏訪地域		岡谷市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=50	横河川流域=7	—
		諏訪市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	上川流域=16, 宮川流域=14, 沢川流域=5	平地地: R=25 かつ 上川流域=11
	茅野市	平地地: R1=40 平地地以外: R1=60	上川流域=14, 柳川流域=8, 宮川流域=12, 沢川流域=5, 滝ノ湯川流域=7	—	
	下諏訪町	R1=60	碓氷川流域=10	—	
	富士見町	R1=70	釜無川流域=18, 宮川流域=7, 立湯川流域=7	—	
	原村	R1=60	弓振川流域=6, 立湯川流域=5	—	
上伊那地域	伊那市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	三峰川流域=18, 藤沢川流域=10, 小黒川流域=10	—	
	駒ヶ根市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	大田切川流域=12, 中田切川流域=11	—	
	辰野町	R1=60	大竜川流域=26, 横川川流域=14	—	
	箕輪町	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	沢川流域=9	—	
	飯島町	R1=60	与田切川流域=10, 中田切川流域=12	—	
	南箕輪村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	—	—	
	中川村	R1=50	小浜川流域=20	—	
	宮田村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	黒川流域=10	—	
	木曾地域	穂川	R1=60	奈良井川流域=13	—
		上松町	R1=50	木曾川流域=43, 赤沢流域=17	—
南木曾町		R1=70	木曾川流域=55	R=30 かつ 木曾川流域=48	
木曽村		R1=60	木曾川流域=17, 笹川流域=8	—	
土滝村		R1=70	土滝川流域=25, うぐい川流域=10	—	
大桑村		R1=70	木曾川流域=54, 伊那川流域=12, 阿寺川流域=15	—	
木曾町		R1=70	土滝川流域=31, 木曾川流域=26, 木川流域=12, 黒川流域=10	—	
下伊那地域		飯田市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	松川流域=18, 黒川流域=10, 万古川流域=13, 遠山川流域=32, 上村川流域=11	—
	松川町	R1=60	小浜川流域=19	—	
	高森町	R1=60	—	—	
	阿南町	R1=50	大竜川流域=10, 和知野川流域=9, 木木川流域=15	—	
	阿智村	R1=60	阿智川流域=30, 和知野川流域=13, 黒川流域=12, 小黒川流域=10	—	
	平谷村	R1=60	平谷川流域=15	—	
	横羽村	R1=70	—	—	
	下條村	R1=50	大竜川流域=47	—	
	売木村	R1=60	売木川流域=15	—	
	大龍村	R1=70	大竜川流域=74, 遠山川流域=33	—	
	藤原村	R1=50	大竜川流域=69, 万古川流域=15	—	
	橋本村	R1=60	小川川流域=9, 加々須川流域=5	—	
	豊丘村	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	乳川流域=7	—	
	大鹿村	R1=60	小浜川流域=19, 鹿塚川流域=9, 青木川流域=9	—	

別表3 大雨注意報基準

(1/2)

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	須坂市	R1=30	73
	千曲市	R1=25	56
	坂城町	R1=25	62
	小布施町	R1=30	82
	高山村	R1=30	82
	信濃町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	89
	小川村	R1=30	71
	飯綱町	R1=25	88
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	74
	飯山市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	75
	山ノ内町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	76
	木島平村	R3=40	76
	野沢温泉村	R1=25	76
	栄村	R1=40	76
	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	54
大北地域	池田町	R1=25	54
	松川村	R1=25	60
	白馬村	R1=30	81
	小谷村	R1=40	76
	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	52
上田地域	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	75
	青木村	R1=40	70
	長和町	R1=40	76
	小諸市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	68
佐久地域	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	小海町	R1=40	72
	川上村	R1=40	80
	南牧村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	80
	南相木村	R1=30	81
	北相木村	R1=40	85
	佐久穂町	R1=40	72
	軽井沢町	R3=50	80
	御代田町	R3=50	76
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	68

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
松本地域	松本	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	69
	塩尻	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	99
	安曇野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	69
	麻績村	R1=30	83
	生坂村	R1=25	69
	山形村	R1=25	109
	朝日村	R1=25	99
	筑北村	R1=30	69
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=40	95
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	69
	諏訪市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	72
	茅野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	84
	下諏訪町	R1=40	92
	富士見町	R1=40	82
	原村	R1=40	92
上伊那地域	伊那市	R1=30	66
	駒ヶ根市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	76
	辰野町	R1=40	84
	箕輪町	R1=30	70
	飯島町	R1=40	76
	南箕輪村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	70
	中川村	R1=30	76
	宮田村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	107
木曾地域	樽川	R1=40	104
	上松町	R1=30	113
	南木曾町	R1=40	120
	木祖村	R1=40	117
	王滝村	R1=50	128
	大桑村	R1=40	119
	木曾町	R1=40	102
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	95
	松川町	R1=30	99
	高森町	R1=40	104
	阿南町	R1=30	132
	阿智村	R1=40	136
	平谷村	R1=40	151
	根羽村	R1=40	149
	下條村	R1=30	140
	売木村	R1=40	151
	天龍村	R1=40	140
	泰阜村	R1=30	132
	喬木村	R1=40	104
	豊丘村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	99
	大鹿村	R1=40	99

別表4 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	
長野地域	長野市	平地：R1=25 平地以外：R1=30	犀川流域=42、烏居川流域=10、聖川流域=8、土尻川流域=11	—	
	須坂市	R1=30	松川流域=7	—	
	千曲市	R1=25	千曲川流域=39	—	
	坂城町	R1=25	千曲川流域=39	—	
	小布施町	R1=30	松川流域=11	—	
	高山村	R1=30	松川流域=13	—	
	信濃町	平地：R1=25 平地以外：R1=40	烏居川流域=8、関川流域=11	—	
	小川村	R1=30	土尻川流域=8	—	
	飯綱町	R1=25	烏居川流域=10、斑尾川流域=5	R1=20 かつ 烏居川流域=7	
	中野市	平地：R1=25 平地以外：R1=30	夜間瀬川流域=7、斑尾川流域=5	—	
中野飯山地域	飯山市	平地：R3=40 平地以外：R3=50	千曲川流域=57	—	
	山ノ内町	平地：R1=25 平地以外：R1=30	魚野川流域=8、雑魚川流域=9、夜間瀬川流域=10、横湯川流域=7	—	
	木島平村	R3=40	樽川流域=6	—	
	野沢温泉村	R1=25	千曲川流域=63、天代川流域=10	—	
	栄村	R1=40	千曲川流域=63、中津川流域=20、魚野川流域=14、天代川流域=10	—	
大北地域	大町市	平地：R1=25 平地以外：R1=30	高瀬川流域=20、犀川流域=32、金熊川流域=5、土尻川流域=7	—	
	池田町	R1=25	高瀬川流域=18	—	
	松川村	R1=25	高瀬川流域=21、乳川流域=6	—	
	白馬村	R1=30	瓶川流域=9	—	
上田地域	小谷村	R1=40	瓶川流域=18、中谷川流域=9	—	
	上田市	平地：R1=25 平地以外：R1=40	内村川流域=7、依田川流域=12、神川流域=7、産川流域=4	—	
	東御市	平地：R1=25 平地以外：R1=40	千曲川流域=34	—	
佐久地域	青木村	R1=40	—	—	
	長和町	R1=40	依田川流域=10	—	
	小諸市	平地：R3=40 平地以外：R3=50	蛇堀川流域=6	—	
	佐久市	平地：R1=25 平地以外：R1=30	濁川流域=5、湯川流域=12、清津川流域=7、鹿曲川流域=7	—	
	小海町	R1=40	千曲川流域=20	—	
	川上村	R1=40	千曲川流域=16、西川流域=7	—	
	南牧村	平地：R1=30 平地以外：R1=40	千曲川流域=20	—	
	南相木村	R1=30	南相木川流域=10、三川流域=10	—	
	北相木村	R1=40	相木川流域=14	—	
	佐久穂町	R1=40	千曲川流域=23、石堂川流域=15、大石川流域=6、大岳川流域=6	—	
松本地域	軽井沢町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10	—	
	御代田町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10、緑矢川流域=5	—	
	立科町	平地：R1=25 平地以外：R1=40	芦田川流域=7	平地：R1=15 かつ 芦田川流域=5	
	松本	平地：R1=30 平地以外：R1=40	梓川流域=18、田川流域=7、会田川流域=10、中ノ沢流域=5、鏡川流域=13	—	
	塩尻	平地：R1=25 平地以外：R1=30	田川流域=7、小菅部川流域=8	—	
乗鞍上高地地域	安曇野市	平地：R1=25 平地以外：R1=40	犀川流域=33、梓川流域=29、高瀬川流域=22、和田川流域=7、会田川流域=10、乳川流域=12	—	
	麻績村	R1=30	麻績川流域=10	—	
	生坂村	R1=25	犀川流域=48、麻績川流域=10、金熊川流域=9	—	
	山形村	R1=25	—	—	
	朝日村	R1=25	鏡川流域=10	—	
	筑北村	R1=30	麻績川流域=10	—	
	乗鞍上高地	R1=40	梓川流域=27、前川流域=9	—	
	諏訪地域	岡谷市	平地：R1=25 平地以外：R1=30	横河川流域=5	—
	諏訪市	平地：R1=25 平地以外：R1=40	上川流域=10、宮川流域=11、沢川流域=4	—	
	茅野市	平地：R1=25 平地以外：R1=40	上川流域=11、柳川流域=6、宮川流域=10、渡川流域=4、滝ノ湯川流域=6	—	
上伊那地域	下諏訪町	R1=40	瓶川流域=8	—	
	富士見町	R1=40	釜無川流域=14、宮川流域=6、立湯川流域=6	—	
	原村	R1=40	昌援川流域=4、立湯川流域=4	—	
	伊那市	R1=30	三峰川流域=14、藤沢川流域=9、小黒川流域=8	—	
	駒ヶ根市	平地：R1=30 平地以外：R1=40	大田切川流域=10、中田切川流域=9	—	
	犀川町	R1=40	天竜川流域=21、横川流域=11	—	
	箕輪町	R1=30	沢川流域=7	—	
	飯島町	R1=40	与田切川流域=8、中田切川流域=10	—	
	南箕輪村	平地：R1=30 平地以外：R1=40	天竜川流域=28	—	
	中川村	R1=30	小沢川流域=16	—	
宮田村	平地：R1=30 平地以外：R1=40	黒川流域=8	—		
木曾地域	楢川	R1=40	奈良井川流域=10	—	
	上松町	R1=30	木曾川流域=34、赤沢流域=14	—	
	南木曾町	R1=40	木曾川流域=44	—	
	木曽町	R1=40	木曾川流域=14、笹川流域=6	—	
	王滝村	R1=50	王滝川流域=20、うぐい川流域=8	—	
	大桑村	R1=40	木曾川流域=43、伊那川流域=10、阿寺川流域=12	—	
	木曾町	R1=40	王滝川流域=25、木曾川流域=21、末川流域=10、黒川流域=8	—	
	飯田市	平地：R1=30 平地以外：R1=40	松川流域=13、黒川流域=8、万古川流域=10、遠山川流域=26、上村川流域=9	—	
下伊那地域	松川町	R1=30	小沢川流域=15	—	
	高森町	R1=40	—	—	
	阿南町	R1=30	天竜川流域=56、和知野川流域=15、赤木川流域=12	—	
	阿智村	R1=40	阿智川流域=20、和知野川流域=10、黒川流域=10、小黒川流域=8	—	
	平谷村	R1=40	平谷川流域=12	—	
	穂羽村	R1=40	—	—	
	下條村	R1=30	天竜川流域=38	—	
	赤木村	R1=40	赤木川流域=12	—	
	天龍村	R1=40	天竜川流域=59、遠山川流域=26	—	
	妻皇村	R1=30	天竜川流域=52、万古川流域=12	—	
	高木村	R1=40	小川川流域=6、加々須川流域=4	—	
	豊丘村	平地：R1=30 平地以外：R1=40	虹川流域=5	—	
	大鹿村	R1=40	小沢川流域=15、鹿塩川流域=7、青木川流域=7	—	

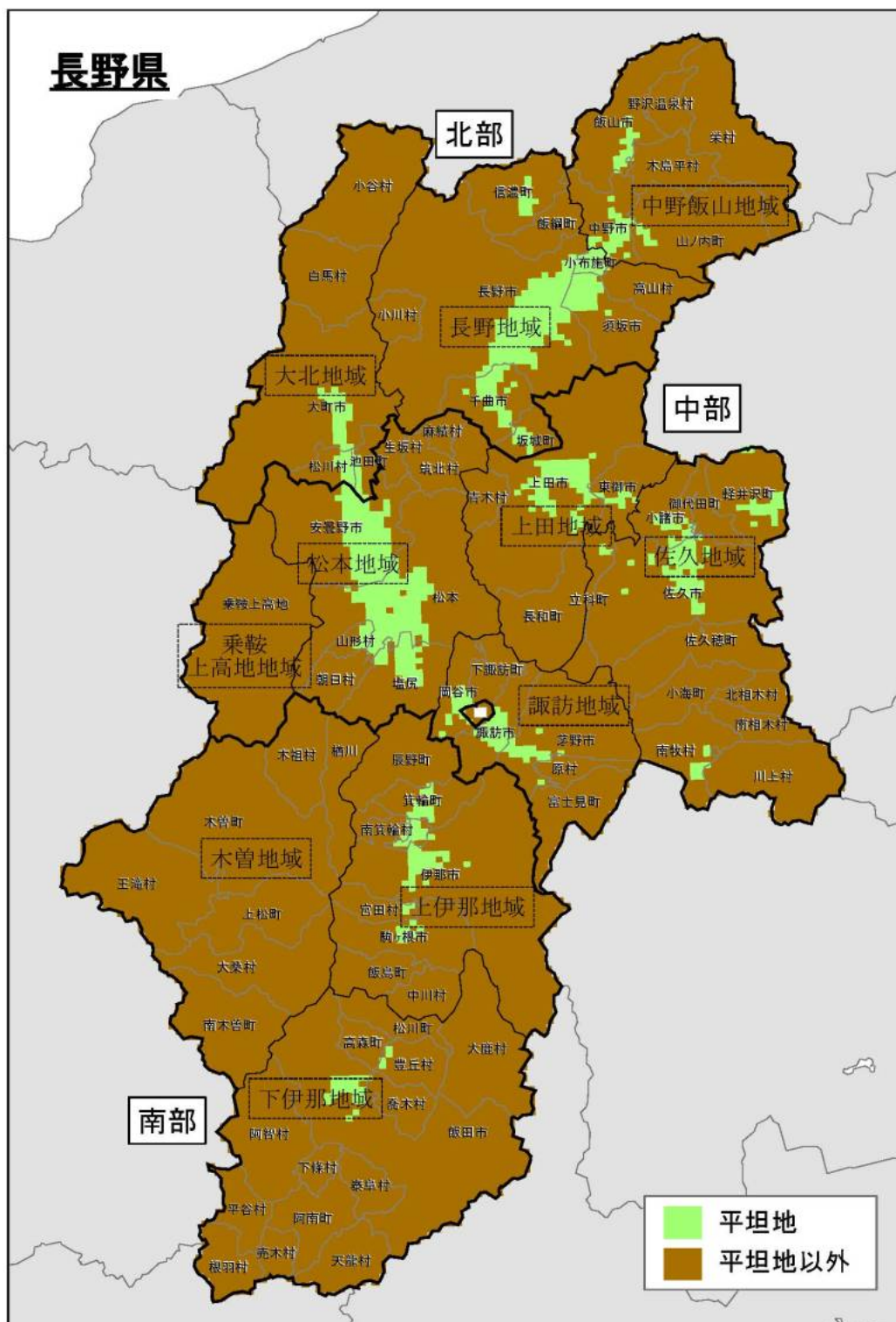
府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表1～4）の解説】

- (1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“—”で示している。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。
- (3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (5) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (6) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

別図 長野県の平坦地、平坦地以外地図



平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域
平坦地以外：上記以外の地域

別表5 警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北 部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中 部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曾地域	檜川、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注) 松本、乗鞍上高地、塩尻、檜川の区域

名称	区域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち檜川の区域を除く区域
檜川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曾平沢及び贅川

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	発表基準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。
	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

区分	発表基準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55% 以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60% 以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。ただし、別表6にある5市については分割する。

区 分	発 表 基 準
土 砂 災 害 警 戒 情 報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、地域を名指しして発表する気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区 分	発 表 基 準
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。

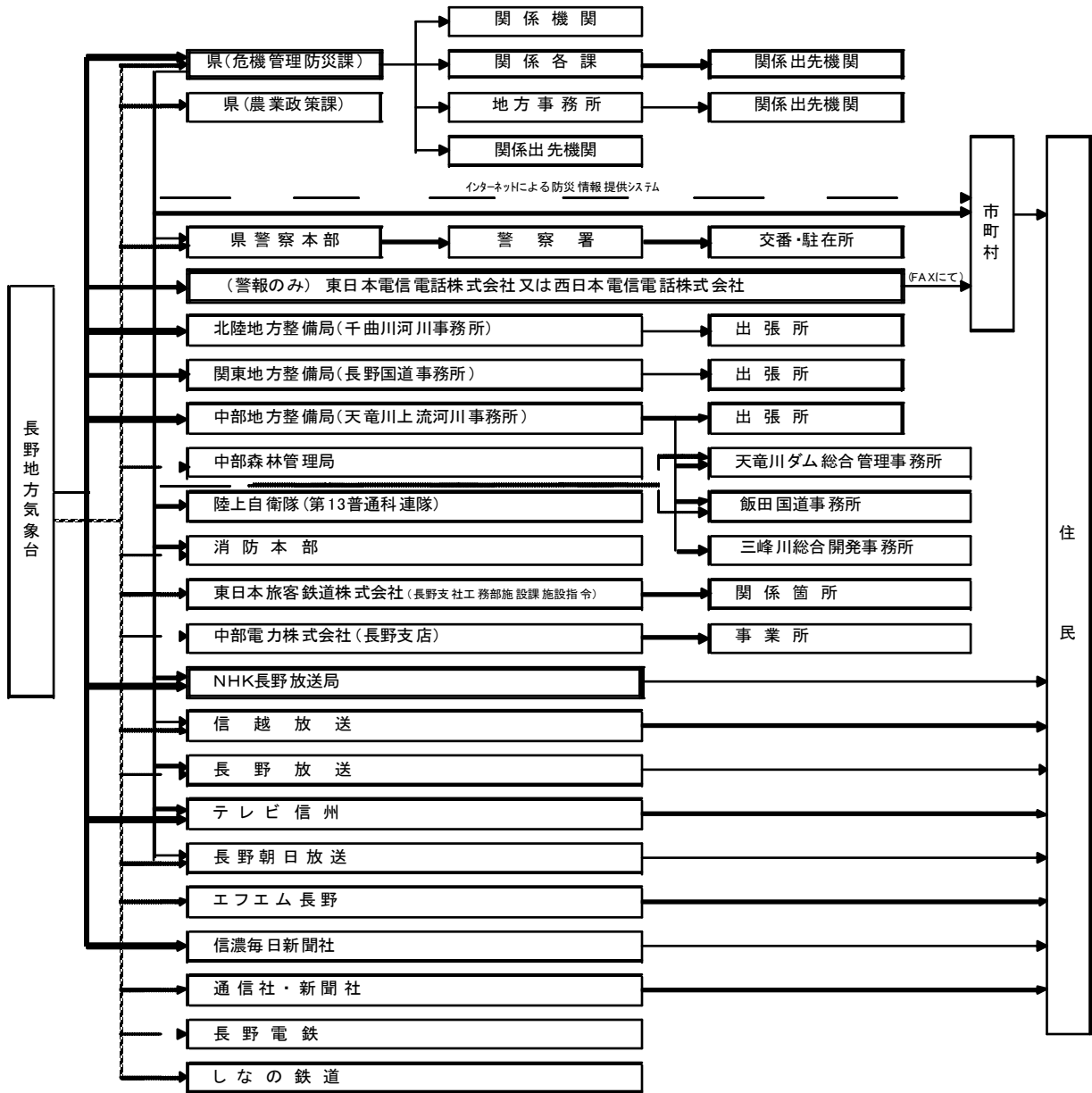
(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区 分	発 表 基 準
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報 (1) 系統図



- 注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は、「防災情報提供システム」による。
- 注2 警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
- 注3 県(危機管理防災課)から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
- 注4 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
- 注5 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1項の規定に基づく法定伝達先。
- 注6 (太実線矢印)は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
- (波線矢印)は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。

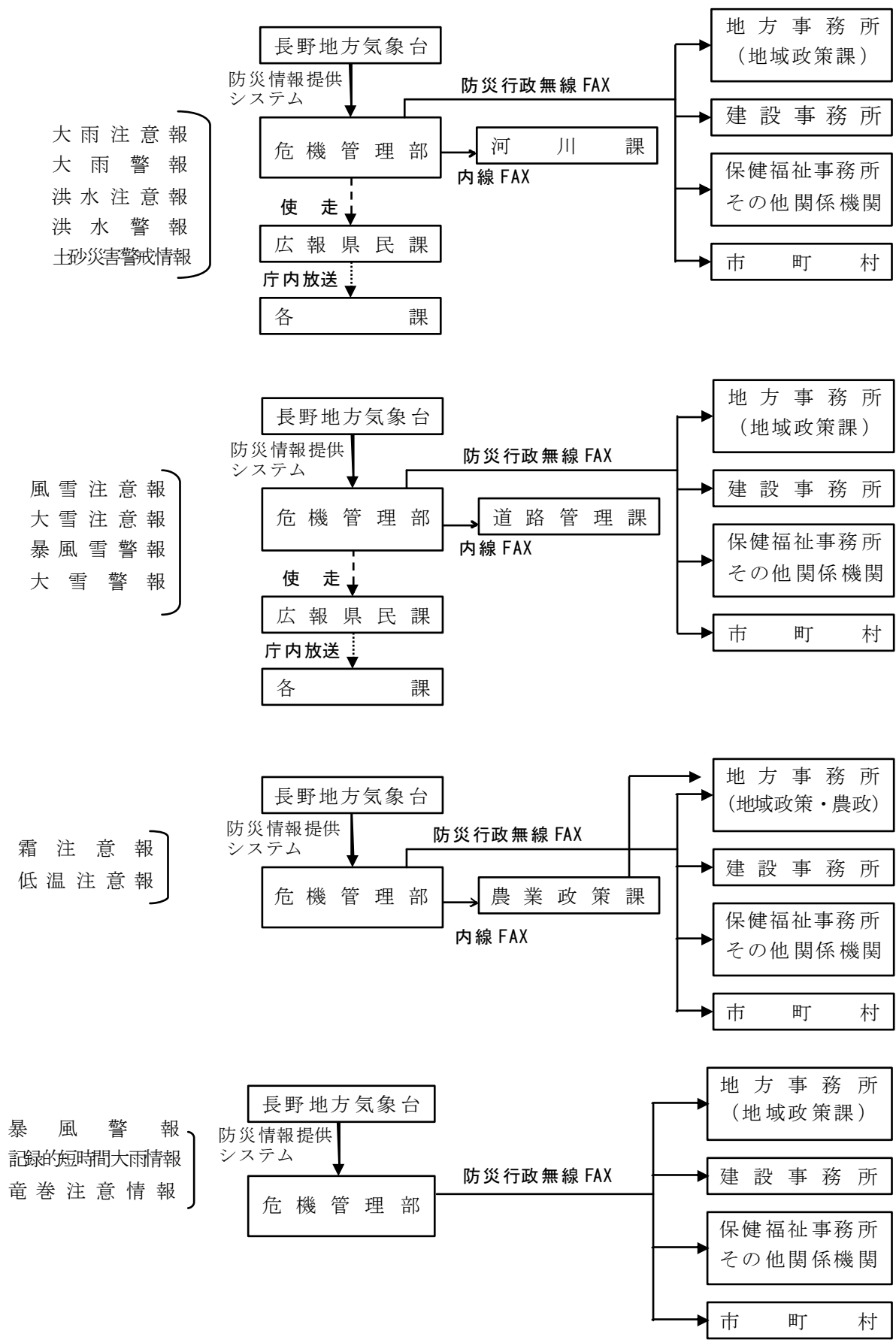
※ 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

(2) 通信途絶時の代替経路

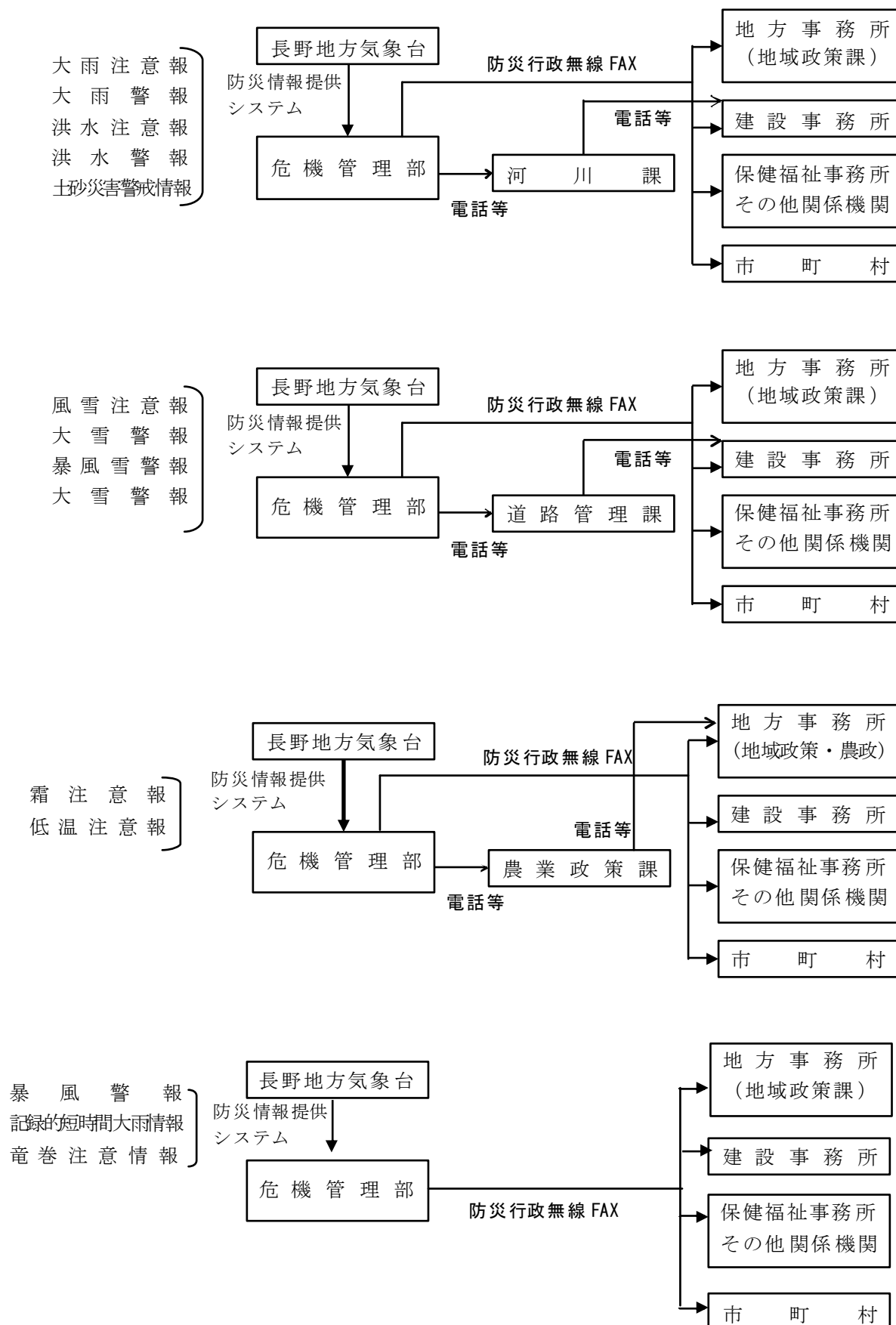
機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-319

機 関 名	加入電話 F A X
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	022-263-0782 又は 06-4860-2040

(3) 勤務時間内における伝達系統図



(4) 勤務時間外における伝達系統図

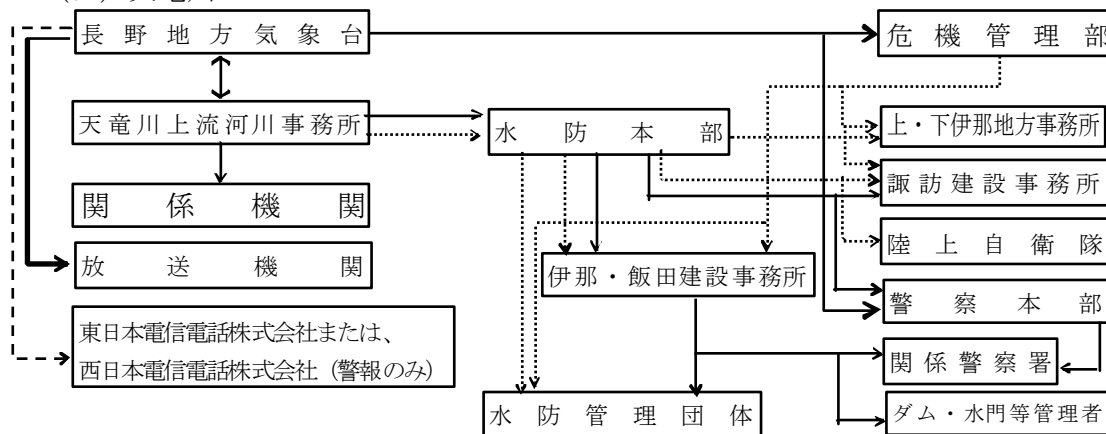


2 水防警報等

(1) 伝達系統

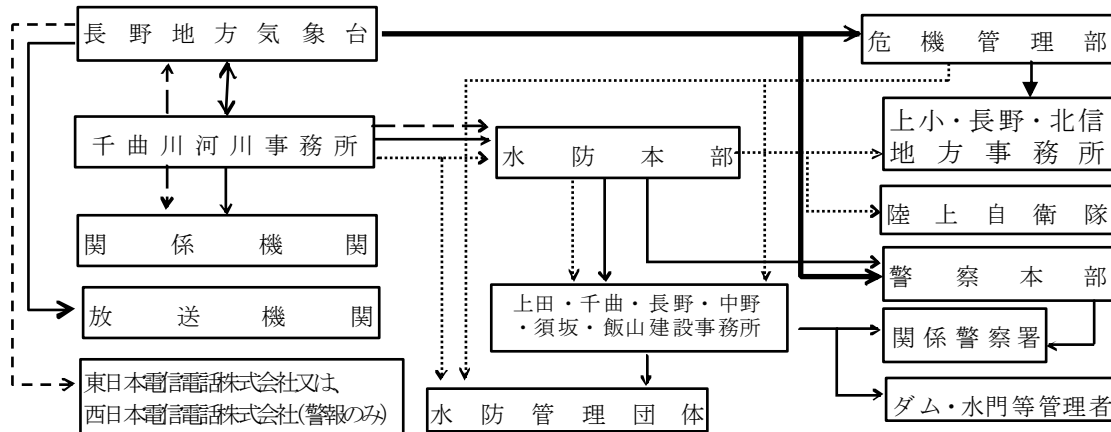
ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 天竜川



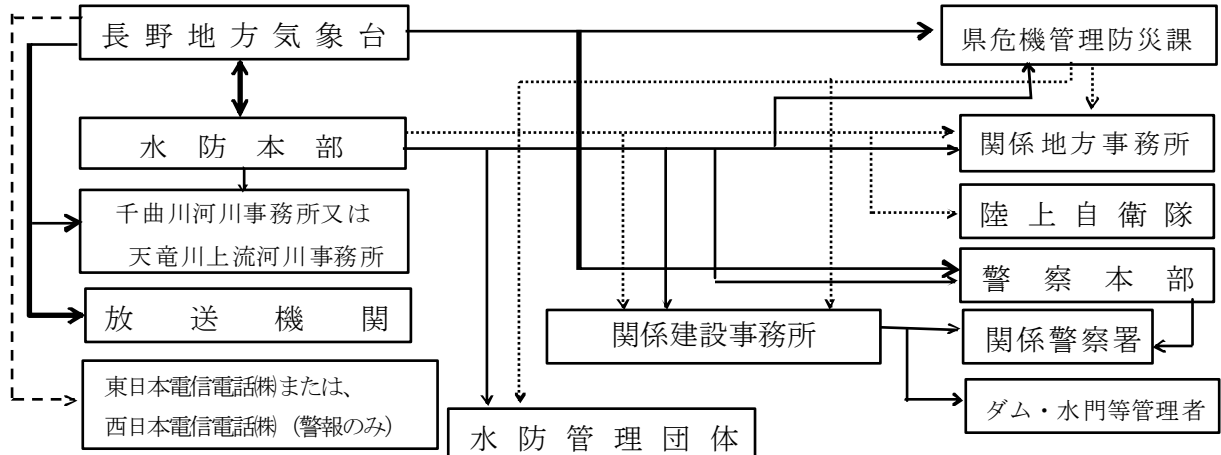
- (注) ———は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
- は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
- は、オンラインによる伝達を示す。
- は、電子メールによる伝達を示す。

(イ) 千曲川・犀川



(注) 天竜川の注に同じ

(ウ) 県管理河川（千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）

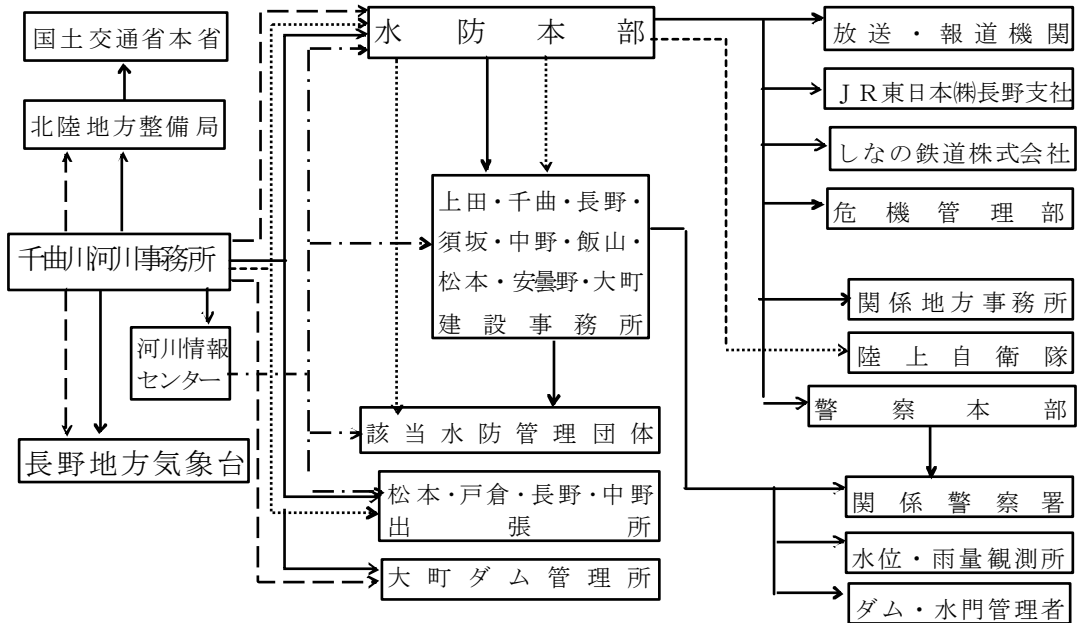


(注) -----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ———は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 -----は、オンラインによる伝達を示す。

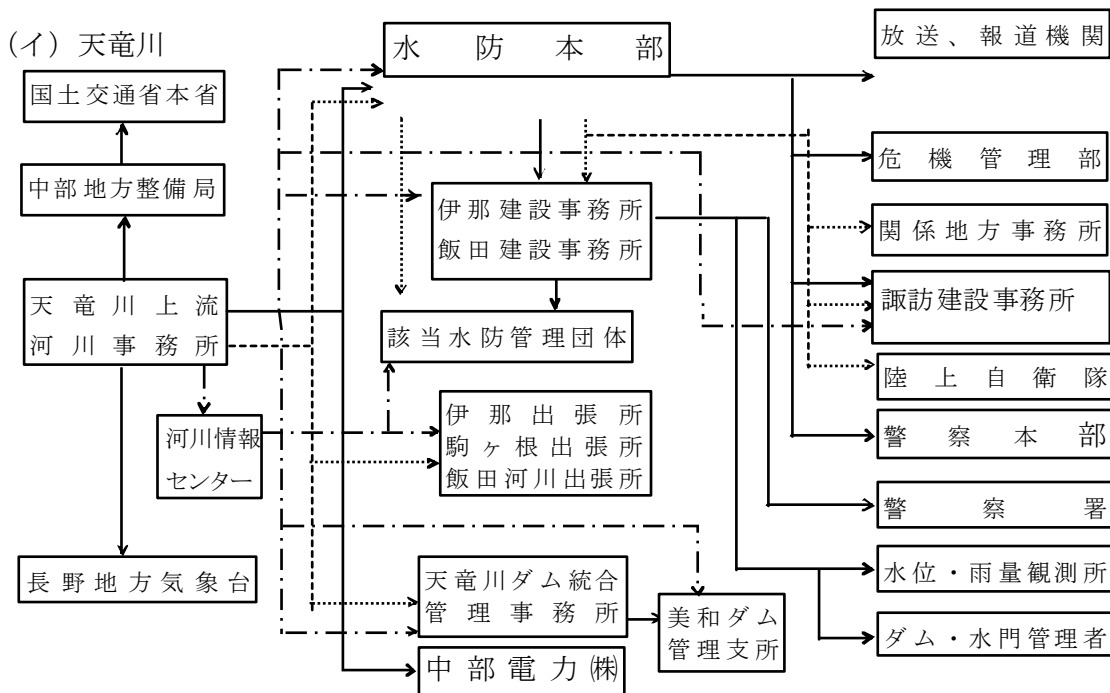
千曲川上流は、佐久・上小地方事務所、南佐久・佐久・上田建設事務所
 裾花川は、長野地方事務所、長野建設事務所
 奈良井川は、松本地方事務所、松本建設事務所
 諏訪湖は、諏訪地方事務所、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

イ 水防警報

(ア) 千曲川・犀川

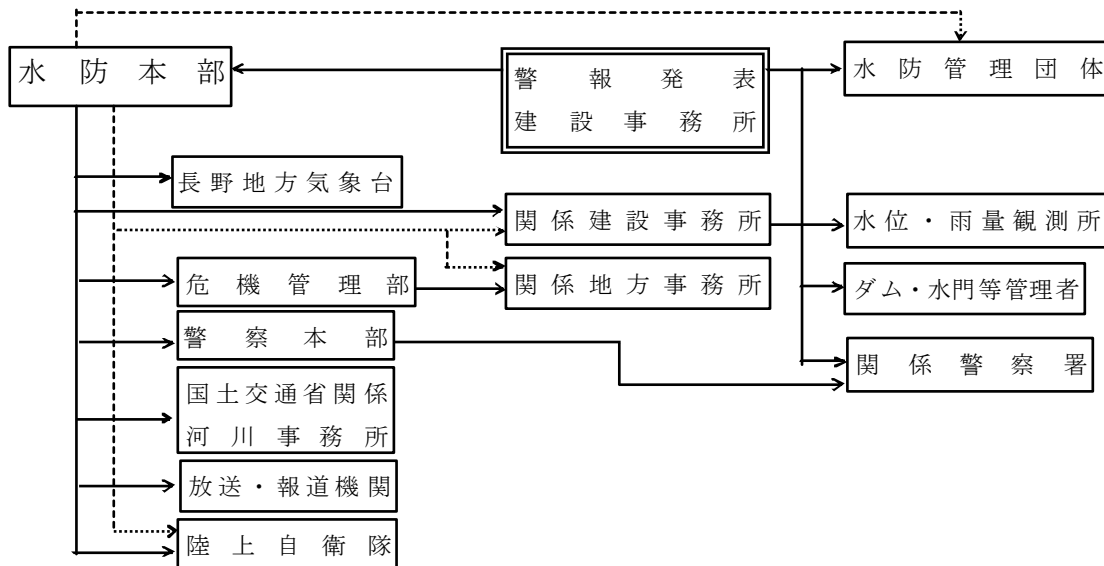


(注) ———は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 -----は、ファクシミリによる伝達を示す。
 -----は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等である。
 -----は、電子メールによる伝達を示す。



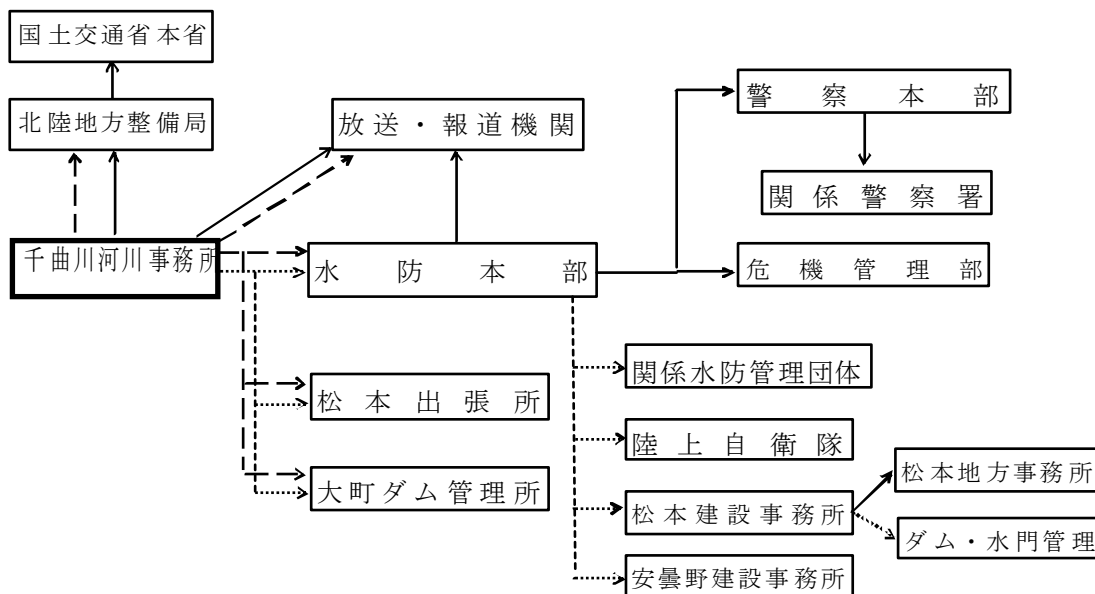
(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 ----- は、ファクシミリによる伝達を示す。
 は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等である。

ウ 水防警報 (知事が行うもの)



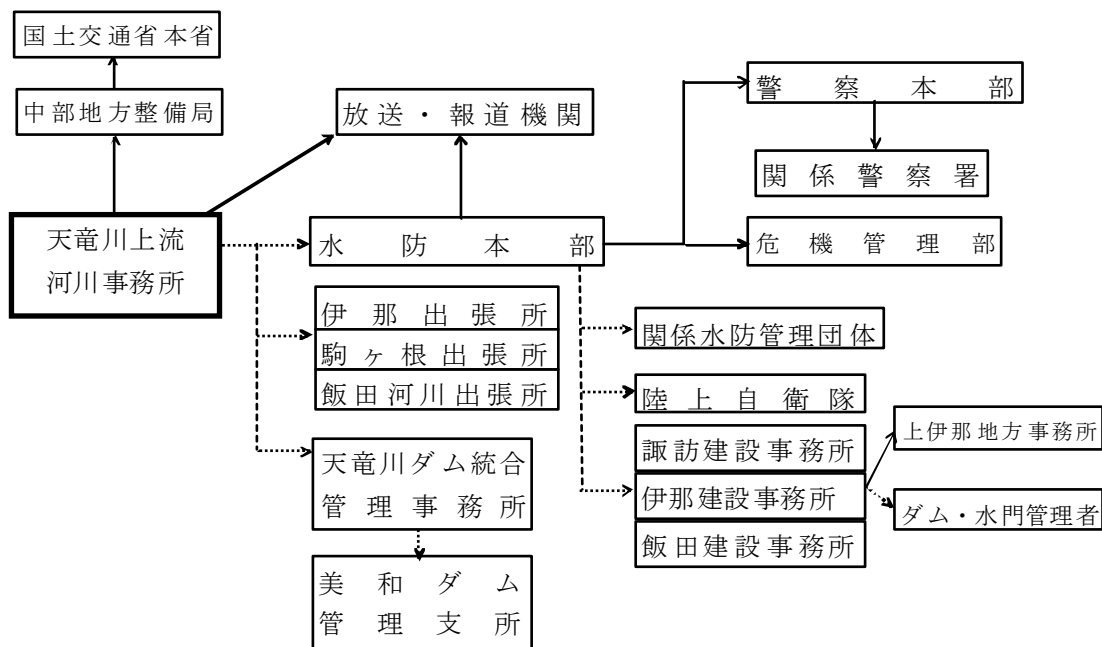
(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 犀川）



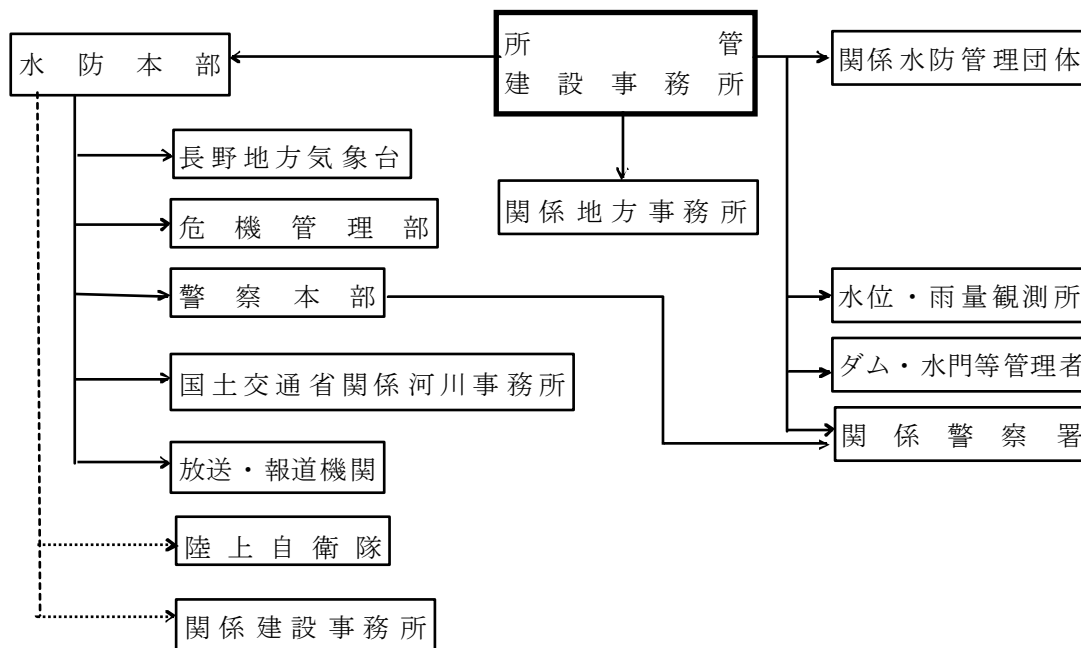
(注) -----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 - - - -は、電子メールによる伝達を示す。

オ 水位情報の通知（国土交通大臣が行うもの 天竜川）



(注) -----は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

カ 水位情報の通知（知事が行うもの）



(注) ----- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ————— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。

県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県本庁の応援が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所
避難準備情報・避難報告・指示等避難状況	市町村	地方事務所
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所

職業訓練施設被害	施設管理者	地方事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
調査事項	調査機関	協力機関
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災即報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示する
とおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告
し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおり
である。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘ
リコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、
得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、取りまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政
機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取り
まとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に
報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。
この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要がある
と認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭
和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15
日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊
の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派
遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の
要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、
地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県
（本庁）の主管課に報告する。
- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関にお
ける情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課
に情報収集チームの派遣を求めるものとする。

(ウ) 市町村の実施事項

- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制を
とり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については
被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関
等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当

する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

- b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。
- なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。
- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は総務班。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、携帯電話、MCA移動無線等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）
- カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(2) 【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

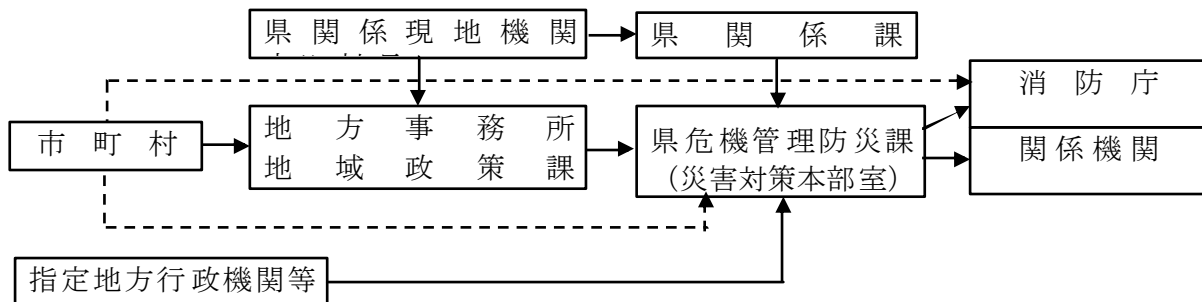
イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

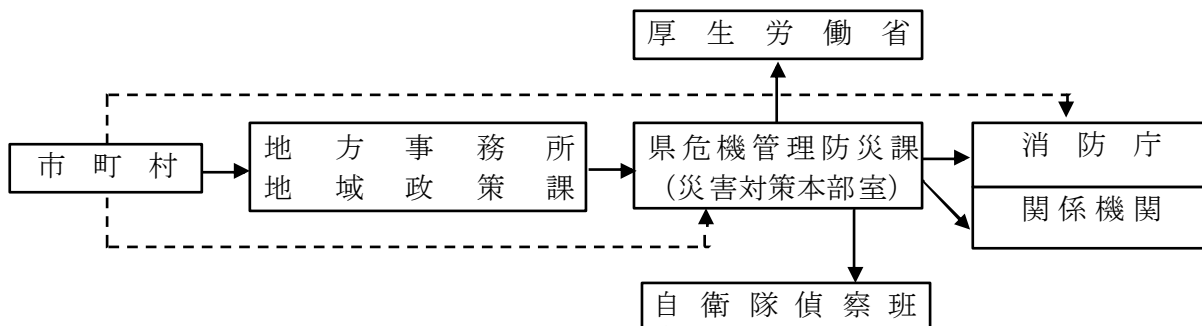
重要通信の優先的な取扱を図る。

別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号 (表21の2))



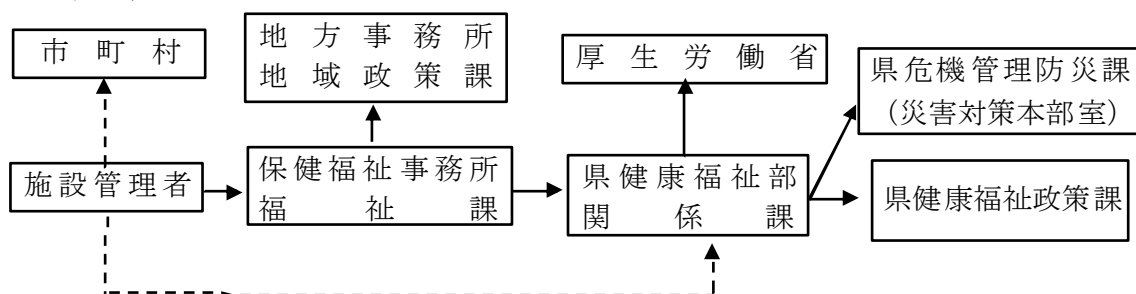
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告 様式2-1号



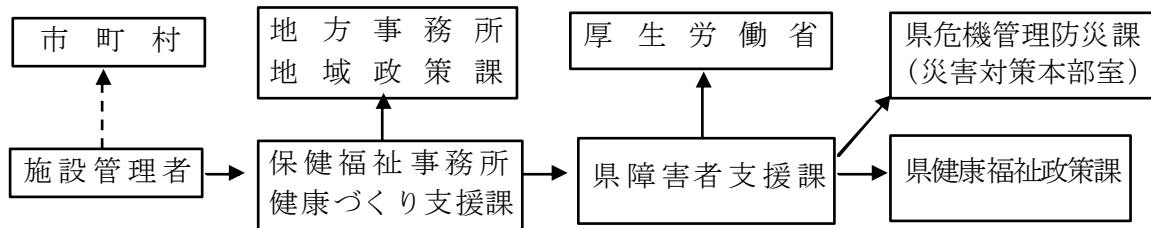
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

ア 社会福祉施設・職員訓練施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関するものを除く）

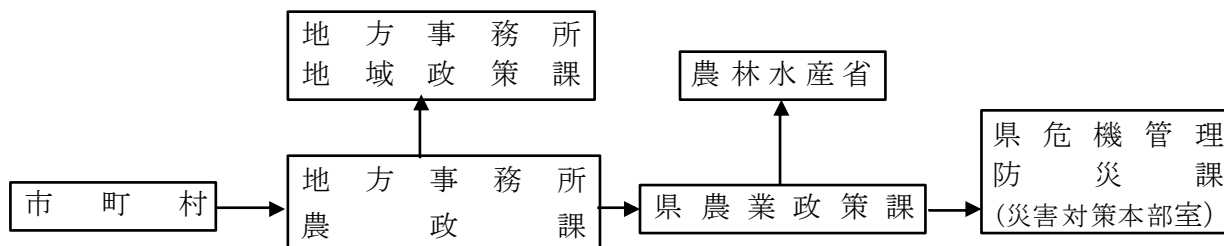


イ 社会福祉施設被害状況報告（精神障害者社会復帰施設に関わること）

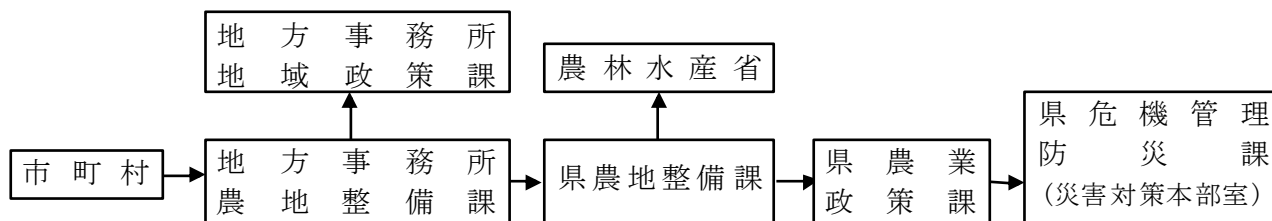


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

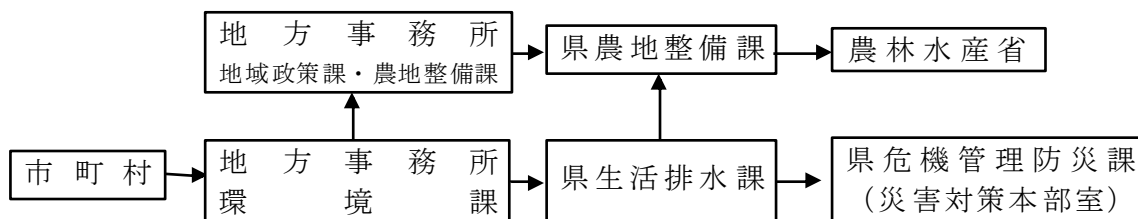
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



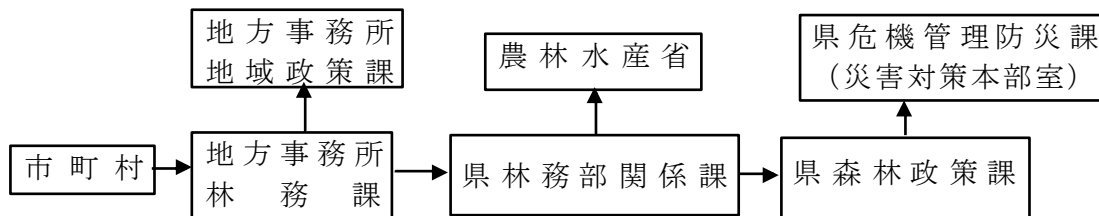
イ 農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

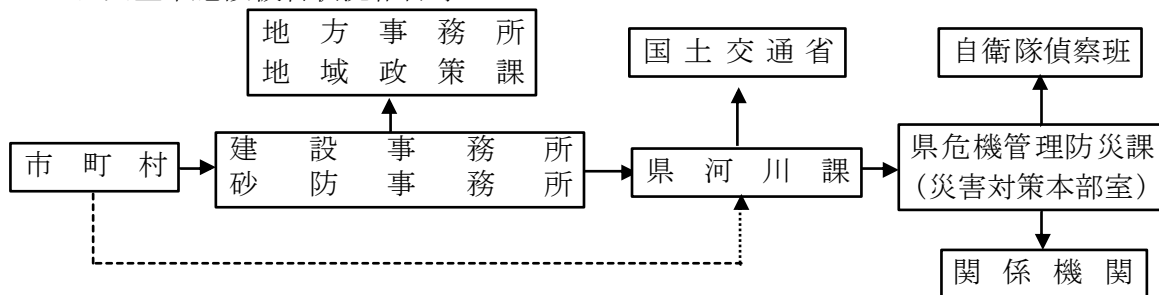


(5) 林業関係被害状況報告 様式6号

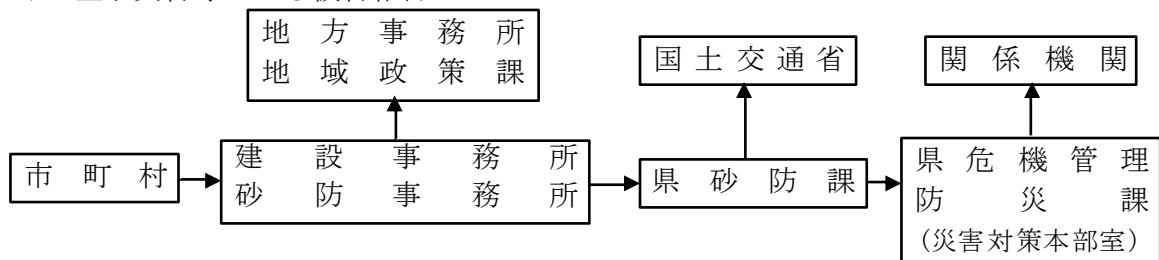


(6) 土木関係被害状況報告 様式7号

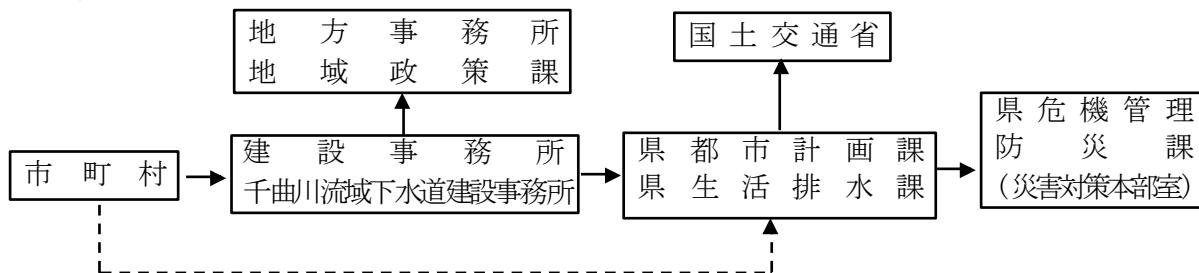
ア 公共土木施設被害状況報告等



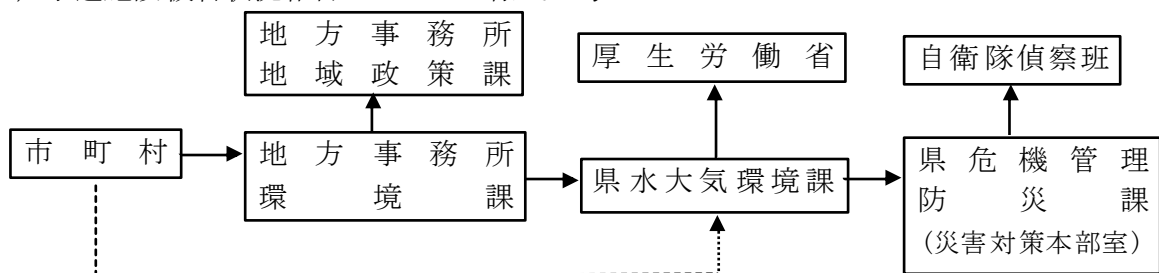
イ 土砂災害等による被害報告



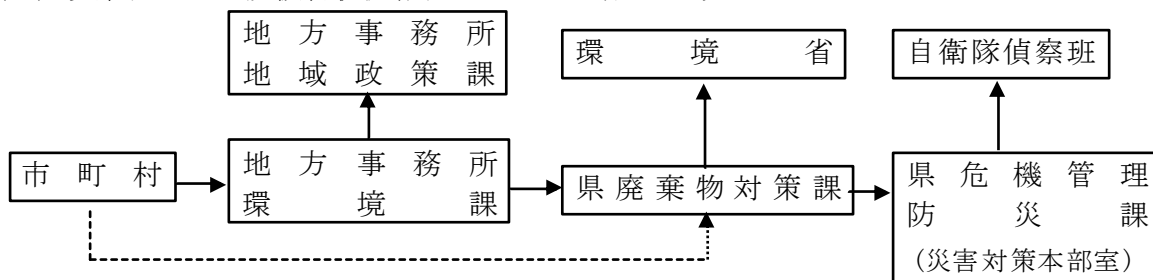
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号

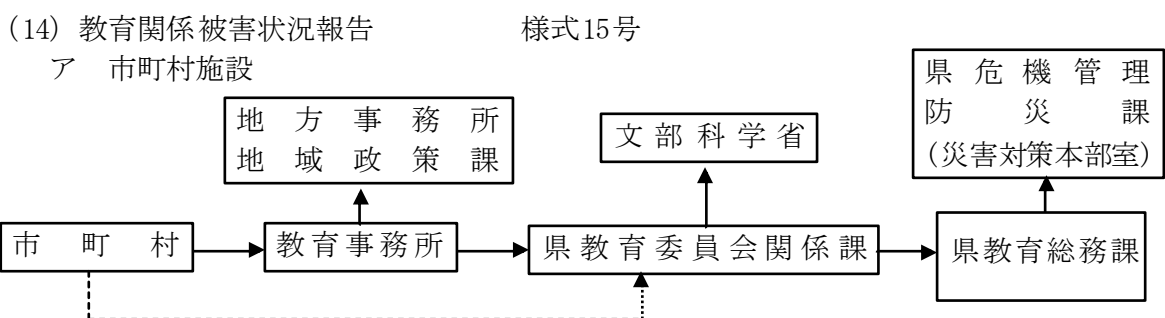
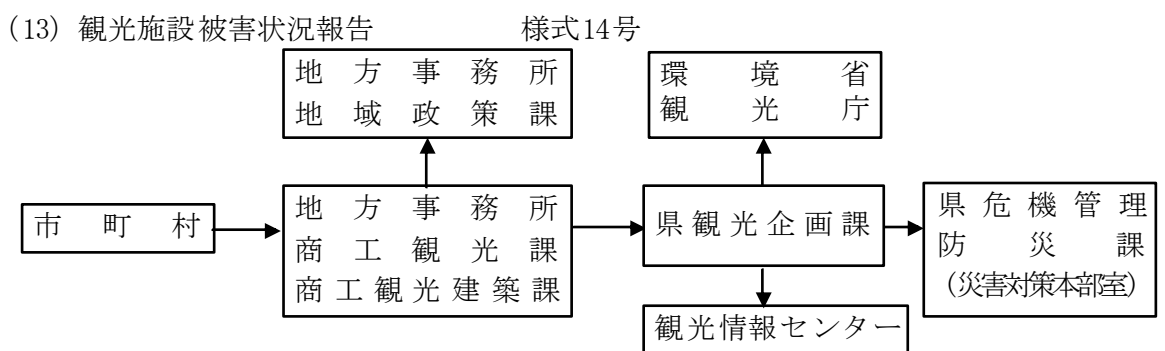
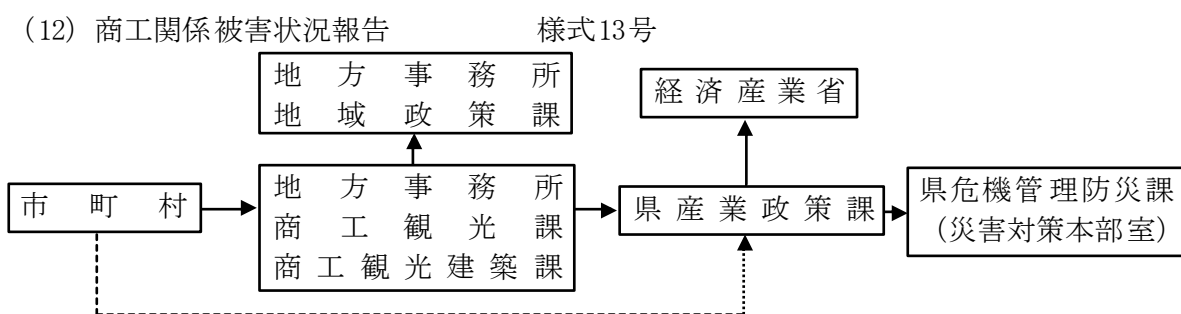
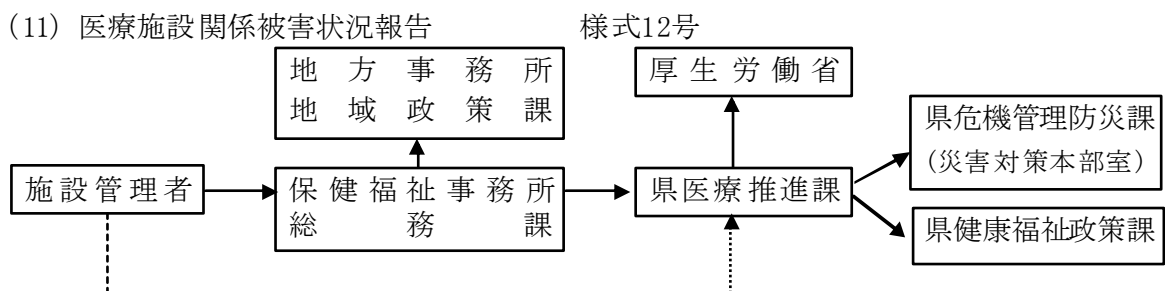
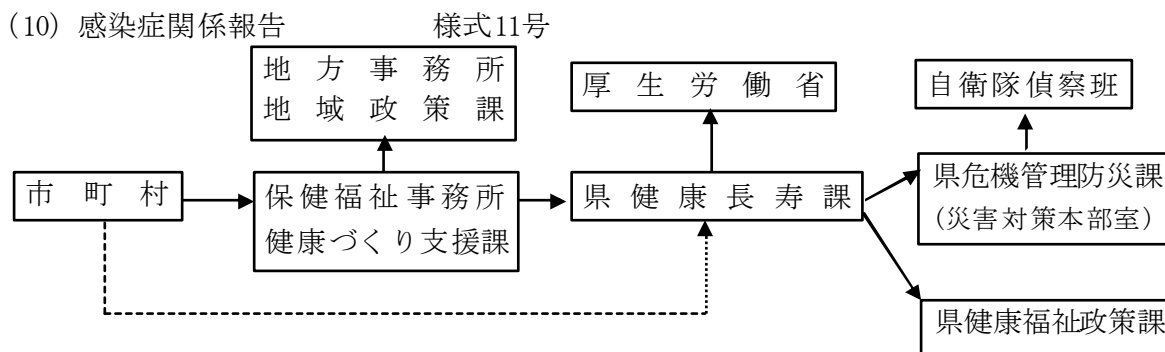


(8) 水道施設被害状況報告 様式9号

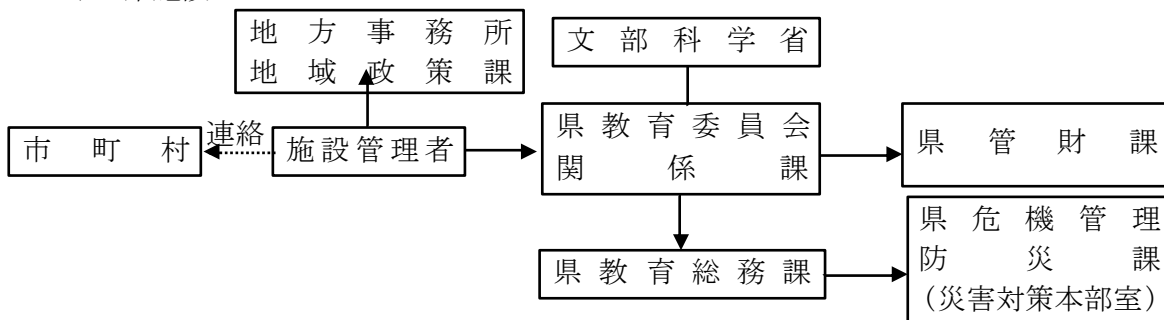


(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号

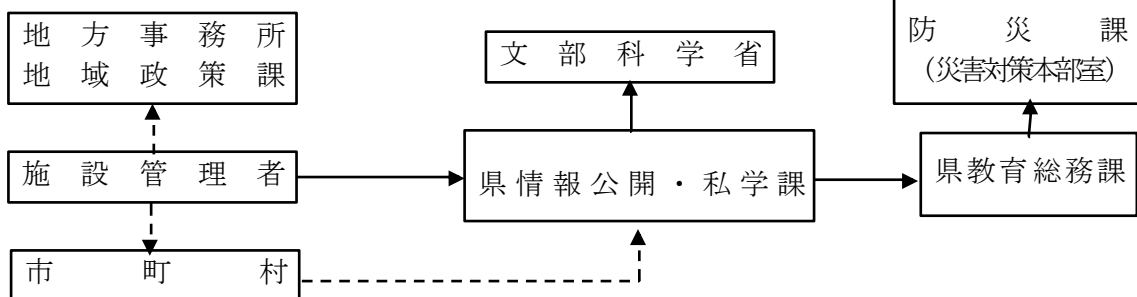




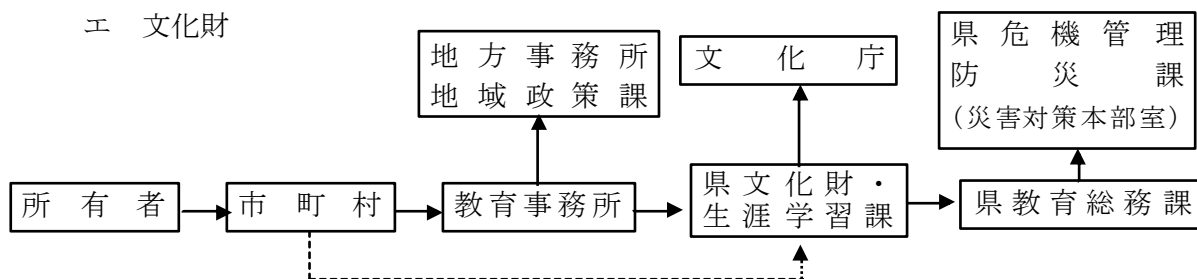
イ 県施設



ウ 私立施設

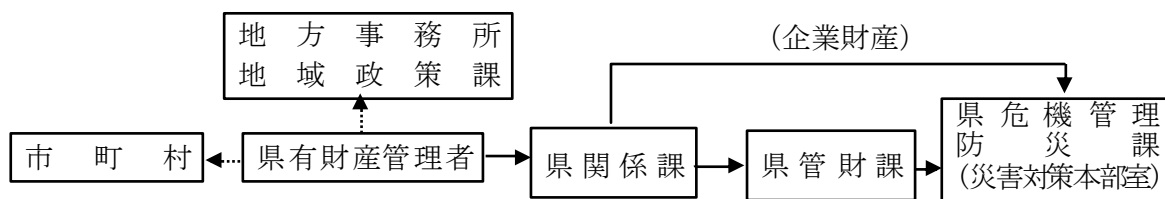


エ 文化財



(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告

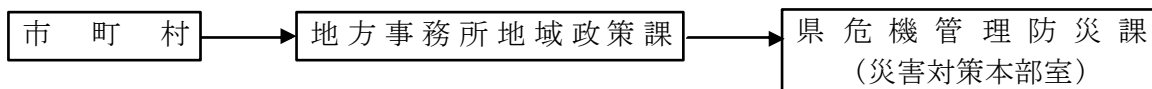
様式16号



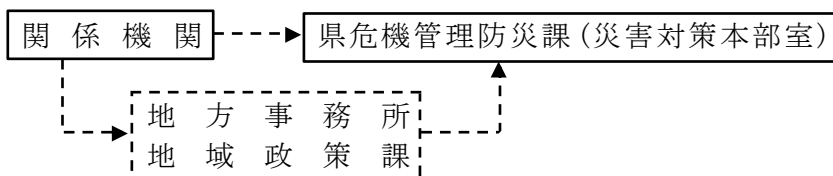
(16) 市町村有財産の被害状況報告

様式17号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

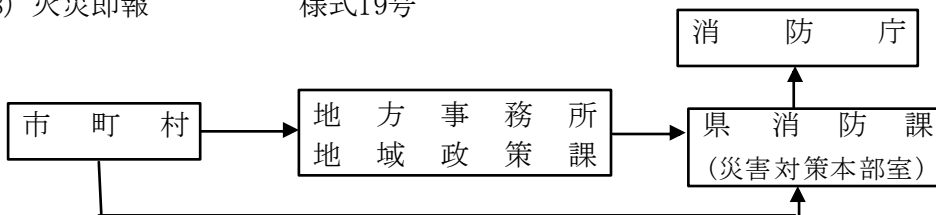


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式18号

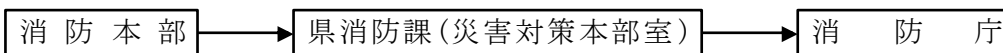


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

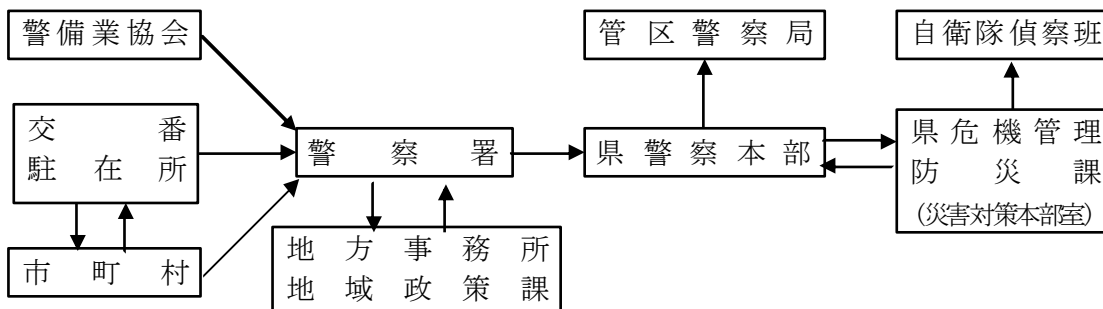
(18) 火災即報 様式19号



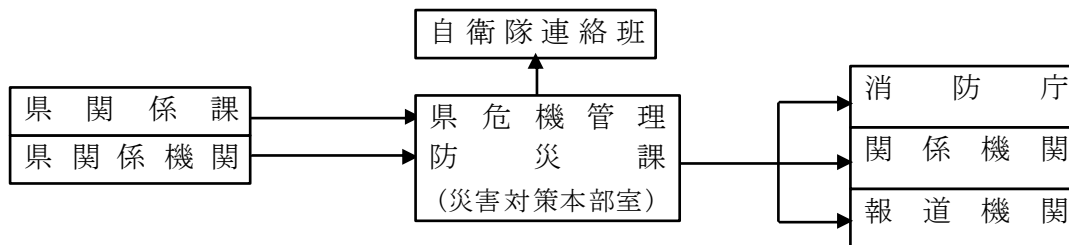
(19) 火災等即報 (危険物に係る事故)



(20) 警察調査被害状況報告 様式20号

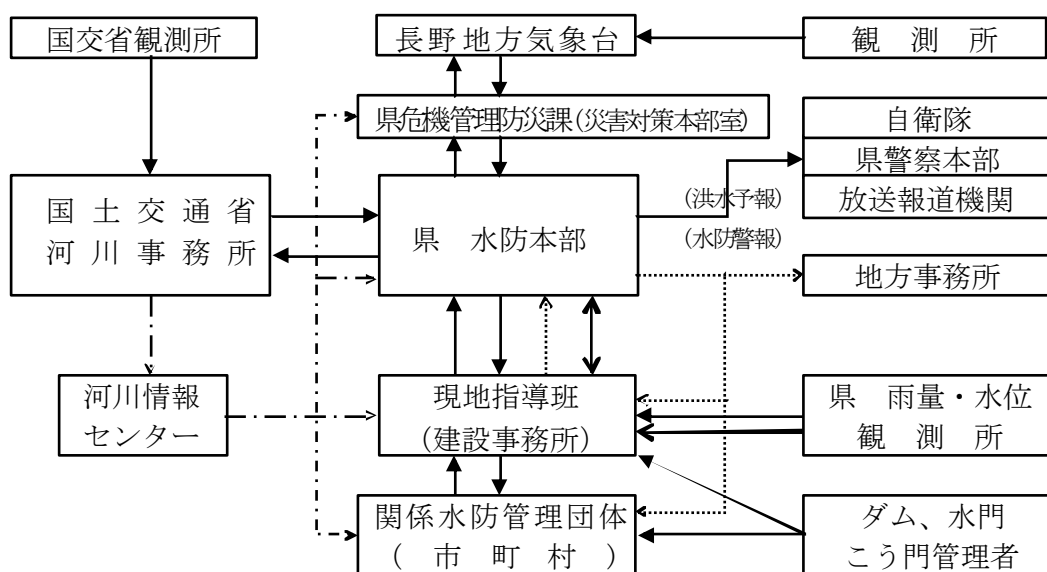


(21) 被害状況総合報告 様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は
(2) から (18) までの報告によるものであること。

(22) 水防情報
雨量・水位の通報



- はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
-→ はファクシミリによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- - - - -→ はHP「川の防災情報」(統一河川情報システムによる補助的伝達システムである)

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1【県が実施する対策】(全部局)

(1) 責務

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

なお、各体制の人員については、別表「活動人員一覧」による。

(活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
警戒一次体制	○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準で該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時(単独で発生した時も同様) ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル2、火口周辺規制)発表時 <レベル未導入の火山においては火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ○災害が発生するおそれのある時点で危機管理部長が必要と認めた時
警戒二次体制	○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。	右の基準で該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火口周辺警報(噴火警戒レベル3、入山規制)発表時 <レベル未導入の火山においては火口周辺警報(入山危険)発表時> ○その他危機管理部長が必要と認めた時
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、	右の基準で該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又	○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時

	<p>応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行われる体制とする。</p>	<p>は他の体制に移行した時まで。</p>	<p>・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ◎噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備)または、噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時 <レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域激重警戒)発表時> ◎県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時</p>
緊急体制	<p>○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。</p>	<p>右の基準で該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。</p>	<p>○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時 ◎県下に震度6弱の地震が発生した時</p>
全体体制	<p>○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要人員による体制を構築する</p>	<p>右の基準で該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。</p>	<p>○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時 ◎県下に震度6強及び7の地震が発生した時</p>

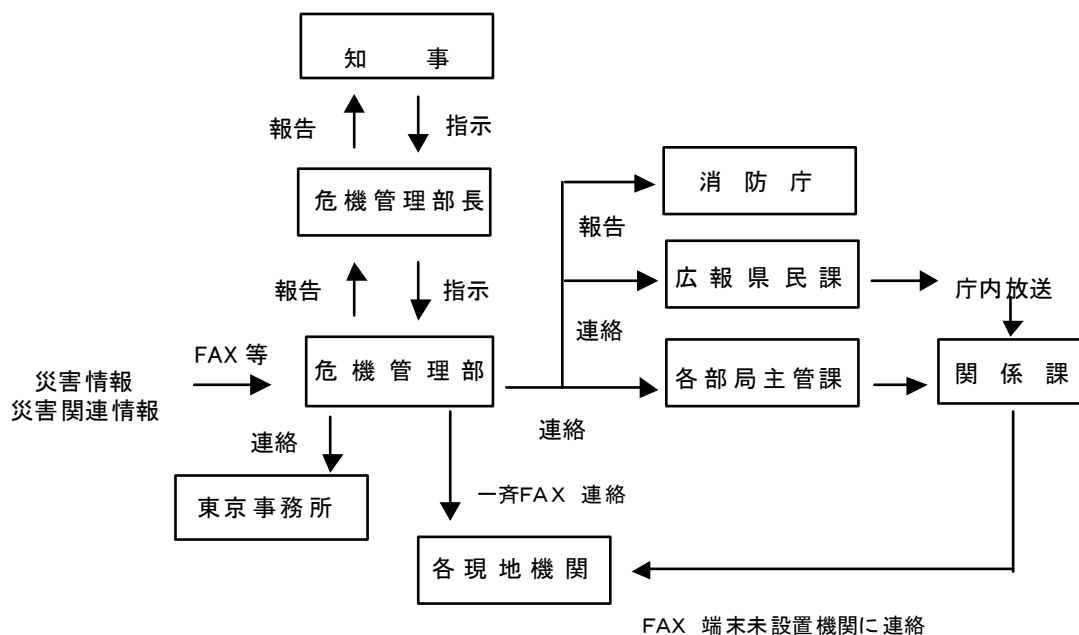
- 東南海・南海地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。
- 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については震災対策編「第5章第2節」の記載による。

(3) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

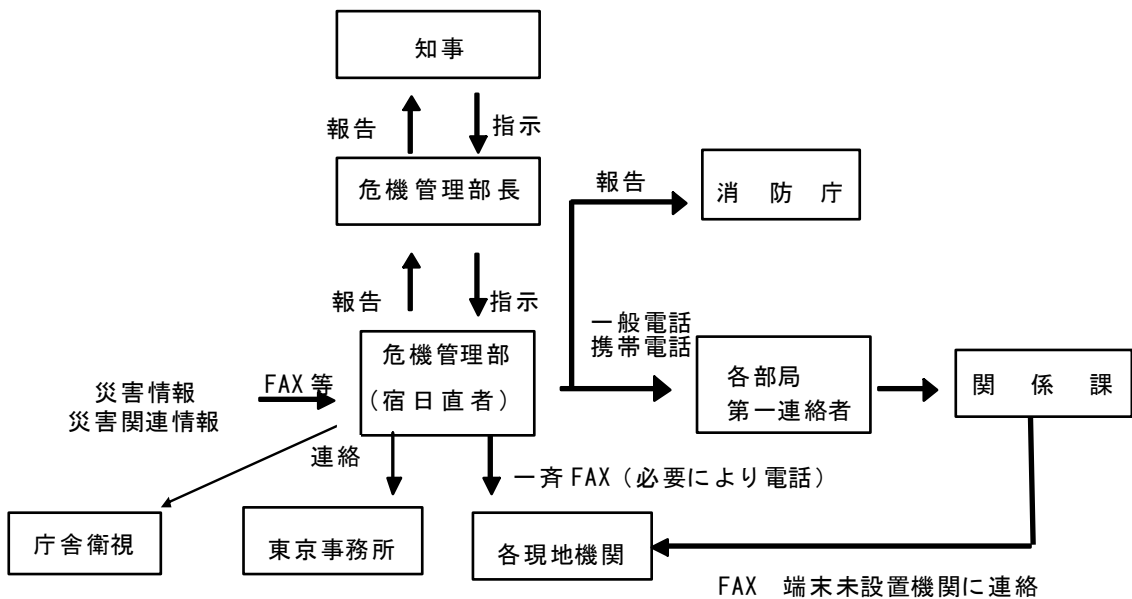
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 伝達方法

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

- a 本庁：庁内放送の他、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 現地：防災行政無線による一斉FAXにより行う。FAX端末の未設置機関については、本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ携帯電話等により伝達する。

(イ) 勤務時間外

- a 本庁：電話、携帯電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 現地：防災行政無線による一斉FAXにより行う。FAX端末の未設置機関については、本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ携帯電話等により伝達する。

ウ 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

エ 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

オ 庁舎の使用【総務部】

職員の非常参集後の迅速な応急活動に備えるため、総務部は危機管理部、警察本部と連携し庁舎の必要関係箇所を直ちに使用できるよう必要な措置を行う。

(4) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

知事は、前記(2)活動体制のいずれかの体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき並びに県下に震度6弱以上の地震が発生したときは、県災害対策本部(以下「県本部」という。)を設置する。

イ 体制の種別

知事は、県本部を設置したときは、前記(2)活動体制のいずれかの体制をとる。

ウ 本部の組織

県本部の組織等は、長野県災害対策本部条例及び同規程に定めるところによる。(本節末参考「長野県災害対策本部組織編成図」「長野県災害対策本部組織及び事務分掌」及び資料編参照)

エ 国への報告

県本部を設置した場合は、その旨消防庁に報告する。

オ 本部の移転

県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。

カ 活動要領

(ア) 各部班の活動要領

- a 災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。
- b 災害対策本部室の各担当は、危機管理部、企画部、総務部のあらかじめ指名された職員から構成する。
- c 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。
- d 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。
- e 本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。
- f 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- g 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。
- h 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。
- i 地方部の活動要領は、各地域の実情を考慮して、あらかじめ地方部長が定めておくものとする。

(イ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催するものとする。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。
- c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。

キ 現地災害対策本部の設置

- (ア) 知事は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。
- (イ) 現地本部の任務等については長野県災害対策本部規程に定めるところによる。
(資料編参照)

ク 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、社団法人長野県電設業協会、社団法人長野県管工事設備工業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする

ケ 国の非常本部等の現地対策本部との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

コ 本部の廃止

本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

サ 長野県水防本部との関係

長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(5) 現地機関の活動体制

県現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮した上で、各機関の活動体制をあらかじめ定めておくものとする。

(6) 職員の応援

ア 県職員間の応援は以下の順位で行う。

- (ア) 知事部局等の部局内各課又は部局相互
- (イ) 所属の現地機関
- (ウ) 各機関相互

イ 県の全職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定に基づく他の県への応援要請（中部圏知事会、関東地方知事会、新潟県）
- (イ) 災害対策基本法第74条の規定に基づく他の県への応援要請
- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく、

指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(7) 市町村災害対策本部への職員派遣

- ア 市町村において、災害対策本部が設置された場合に、知事は、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、市町村長と協議の上、県職員を市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。
- イ 派遣された職員は情報を収集し、危機管理部へ情報を伝達するものとする。

(8) 災害時の警備体制（警察本部）

- ア 職員の招集・参集
警察職員は別に定める災害警備計画により、災害発生後速やかに参集し、災害警備体制の確立を図る。
- イ 警備体制の種別
警察本部長は県下全域又は2以上の警察署の管轄区域にわたって、警察署長は管内において災害発生等の場合は、次の体制を発令するものとする。
 - (ア) 準備体制
災害発生のおそれがあるが、発生までに時間的余裕がある場合には、準備体制を発令し、「災害警備準備室」を設置する。
 - (イ) 警戒体制
災害の発生が予想され、その災害が切迫している場合は、警戒体制を発令し、前項の体制を強化する。
 - (ウ) 非常体制
災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制を発令し、「災害警備本部」を設置して警備活動を行う。
- ウ 警備活動
災害発生時等の警備活動は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 情報の収集及び伝達
 - (イ) 被害実態の把握
 - (ウ) 危険箇所の警戒並びに避難の指示及び誘導
 - (エ) 被災者の救出及び負傷者等の救護
 - (オ) 交通の混乱防止
 - (カ) 緊急交通路等の確保
 - (キ) 被災地、避難場所及び重要施設の警戒
 - (ク) 被害に関する正確な情報等の提供及び広報
 - (ケ) 行方不明者の調査・搜索
 - (コ) 死体の見分・検死及び身元の確認
 - (サ) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
 - (シ) 不法事案等の予防及び取締り
 - (ス) 困り事相談所の開設等による相談活動

2 【市町村が実施する対策】

(1) 責務

市町村は、市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 組織、配備基準

市町村は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

3 【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

ウ 県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

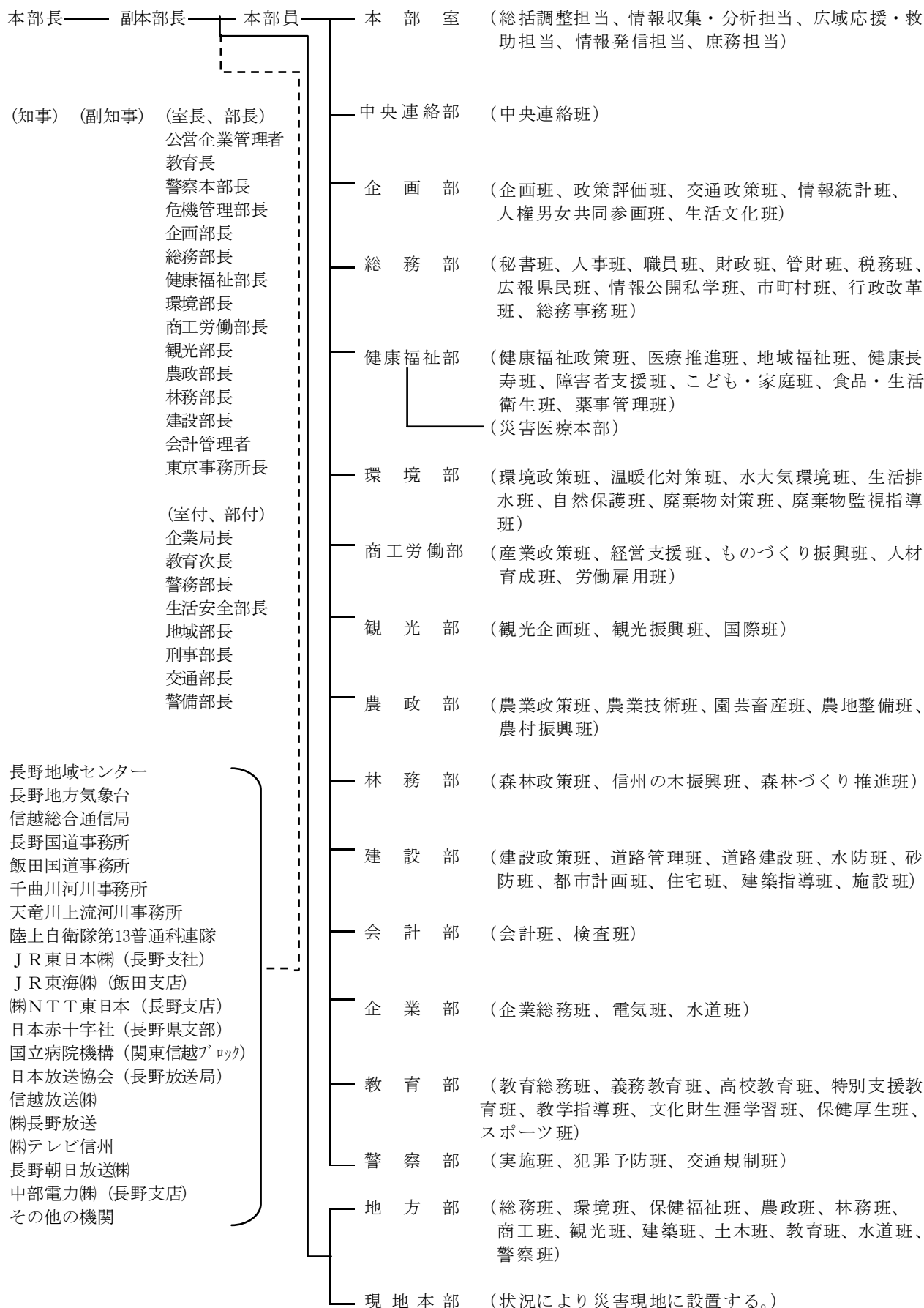
(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

【参考】

長野県災害対策本部組織編成図



風水害対策編 第3章第3節
非常参集職員の活動

長野県災害対策本部組織及び事務分掌

室・部 (室長、部長等)	班、担当 (班 長)	分 掌 事 務
本部室 〔室長 危機管理部長〕	総括調整担当 (危機管理防災課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関する事。 ・ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事。 ・ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事。 ・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事。 ・ 防災関係機関との合同会議の開催に関する事。 ・ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避難指示に関する事。 ・ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事。 ・ 緊急輸送車両に関する事。 ・ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関する事。 ・ 各部への応援要員の配置、調整について。 ・ 他機関のヘリコプターの調達に関する事。 ・ 傷病者、避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター等の確保に関する事。 ・ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関する事。 ・ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事。 ・ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事。 ・ 避難者の受入れに関する市町村斡旋の連絡調整に関する事。 ・ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ・ 食料品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事。 ・ 国、他都道府県への食料品等供給に係る応援要請に関する事。 ・ 食料品の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事。 ・ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関する事。 ・ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関する事。 ・ 市町村からの食料、生活必需品等の供給応援要請受付及び把握に関する事。 ・ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給の要請に関する事。 ・ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関する事。 ・ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関する事。 ・ 各種支援策に係る住民への周知に関する事。 ・ 災害弔慰金、災害傷害見舞金及び災害援護資金に関する事。 ・ 被災者生活再建支援法に関する事。
	情報収集・分析担当 (危機管理防災課防 災専門員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関する事。 ・ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事。 ・ 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及び評価に関する事。 ・ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関する事。 ・ 避難状況の取りまとめに関する事。 ・ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録に関する事。 ・ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関する事。 ・ 防災行政無線に関する事。 ・ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関する事。 ・ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事。 ・ 災害即報の消防庁への報告に関する事。 ・ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関する事。 ・ 災害対策本部室の映像機器等運用に関する事。 ・ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事。 ・ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事。 ・ 報道機関からの照会に対する対応に関する事。 ・ 初動期における避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集、整理及び記録並びに災害対策本部関係各部への伝達

		に關すること。
	広域応援・救助担当 (消防課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・救助部隊(陸上・航空)の活動調整に關すること。 ・消防防災ヘリコプターの運航に關すること。 ・ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に關すること。 ・救助・捜索状況に關する情報の収集、整理及び記録に關すること。 ・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に關すること。 ・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整(他部の所管に属する事項を除く。)に關すること。
	情報発信担当 (広報県民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への被害状況等に關する公表資料の作成及びその提供に關すること。 ・知事による県民への呼びかけ及び対応方針説明に關すること。 ・県の災害対応に關する情報提供及び呼びかけに關すること。 ・報道機関への緊急報道要請に關すること。 ・報道機関からの照会に対する対応に關すること。 ・県ホームページを活用した各種情報提供に關すること。 ・安否情報の提供及び安否情報システム利用等の周知に關すること。 ・食料、生活必需品等及び義援物資等に係るニーズの報道提供に關すること。 ・被災者等からの相談、苦情、要望等の受付に關すること。 ・写真等による情報の収集及び記録対応に關すること。 ・災害の記録及び資料の収集に關すること。 ・地凶情報の統括に關すること。
	庶務担当 (消防課企画幹)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部員会議の開催に關すること。 ・関係機関連絡員室の設置に關すること。 ・災害対策本部、地方本部等の人員調整に關すること。 ・地方本部等の運営支援に關すること。 ・本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保に關すること。 ・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に關すること。 ・地方本部等の運営支援に關すること。 ・内閣総理大臣に対する指定行政機関からの職員斡旋要請に關すること。 ・国、他都道府県等からの支援職員の受入調整(他各部の所管に属する事項を除く。)に關すること。 ・国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舍確保に關すること。 ・市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に關すること。 ・自衛隊派遣部隊の受入体制の確保に關すること。 ・緊急通行車両の確認手続及び車両証の交付に關すること。 ・災害対策本部の経理に關すること。 ・自衛隊活動経費に係る調整に關すること。 ・他都道府県等行政機関からの災害見舞金の受入れ及び管理に關すること。 ・国、他都道府県等からの支援職員、支援物資の全体把握に關すること。 ・公用令書による公用負担に關すること。 ・義援金の配分委員会の設置及び配分額の決定に關すること。 ・義援物資の受付受入れ窓口の開設に關すること。 ・義援物資受付受入れの周知に關すること。 ・義援物資受領証の発行に關すること。 ・義援物資の公表に關すること。 ・被災地の視察、慰問、激励等に關すること。 ・国現地対策本部との連絡調整に關すること。 ・国への要望に關すること。 ・礼状の作成及び送付に關すること。
中央連絡部 部長 〔東京事務所長〕	中央連絡班 (東京事務所次長)	<ul style="list-style-type: none"> ・政府中央官署、国会等との連絡調整に關すること。
企画部	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の情報収集及び対策本部室との調整に關すること。

風水害対策編 第3章第3節
非常参集職員の活動

[部長 企画部長]	企画班 (企画課長)	・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 ・ 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ・ 部内の連絡調整に関する事。	
	政策評価班 (政策評価課長)	・ 部内等の応援に関する事。	
	交通政策班 (交通政策課長)	・ 松本空港利用者の安全対策に関する事。 ・ 松本空港の応急対策に関する事。 ・ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事。	
	情報統計班 (情報統計課長)	・ 行政情報ネットワークに関する事。 ・ ホストコンピュータ・オンラインネットワークに関する事。 ・ 総合行政情報ネットワーク (LGWAN) に関する事。 ・ 部内等の応援に関する事。	
	人権男女共同参画班 (人権・男女共同参画課)	・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 部内等の応援に関する事。	
	生活文化班 (生活文化課長) (消費生活室長)	・ 文化会館等の応急対策等に関する事。 ・ 食料・生活物資の調達に関する事。 ・ 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する事。	
	県民協働・NPO班 (県民協働・NPO課長)	・ 部内等の応援に関する事。	
	次世代サポート班 (次世代サポート課)	・ 部内等の応援に関する事。	
	[総務部 部長 総務部長]	○連絡調整員	・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
秘書班 (秘書課長)		・ 幹部職員との連絡調整に関する事。	
人事班 (人事課長)		・ 派遣職員の選定等の調整に関する事。 ・ 部内の連絡調整に関する事。	
職員班 (職員課)		・ 本部職員の活動支援に関する事。 ・ 職員住宅の応急対策等に関する事。 ・ 部内等の応援に関する事。 ・ 職員の惨事ストレス対策に関する事。 ・ 本部長の命ずる応急対策に関する事。	
財政班 (財政課長)		・ 災害経費の予算措置に関する事。	
管財班 (管財課長)		・ 県庁舎の応急対策等に関する事。 ・ 有線電話に関する事。 ・ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事。 ・ 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事。	
税務班 (税務課長)		・ 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事。 ・ 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する事。 ・ 部内等の応援に関する事。	
広報県民班 (広報県民課長)		・ 部内等の応援に関する事。	
情報公開私学班 (情報公開・私学課長)		・ 私立学校の応急対策等に関する事。 ・ 専修学校、各種学校の応急対策等に関する事。 ・ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。 ・ 部内等の応援に関する事。	
市町村班 (市町村課長)		・ 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事。 ・ 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事。	
行政改革班 (行政改革課長)		・ 部内等の応援に関する事。	
総務事務班 (総務事務課長)		・ 部内等の応援に関する事。	
[健康福祉部 部長 健康福祉部長]		○連絡調整員	・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
		健康福祉政策班 (健康福祉政策課長) (県立病院機構連携室長)	・ 部内の全体調整及び進行管理に関する事。 ・ 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 ・ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事。
	医療推進班 (医療推進課長)	・ 災害医療本部の設置及び運営に関する事。 ・ 医療救護の広域応援の調整に関する事。	

		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の被災状況調査に関する事。 ・受入れ可能医療機関の把握に関する事。 ・医療救護所の設置に関する事。 ・医療救護班・DMATの派遣に関する事。 ・保健師等の派遣に関する事。 ・人工透析患者等の医療の供給に関する事。 ・医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事。 ・ドクターヘリの運航に関する事。 ・遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事。 ・所管する現地機関の応急対策等に関する事。
	地域福祉班 (地域福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事。 ・ボランティアの受入等に関する事。 ・所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設、宅幼老所等)の応急対策に関する事。
	健康長寿班 (健康長寿課長) (介護支援室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。 ・管理栄養士の派遣に関する事。 ・歯科医師の派遣に関する事。 ・心のケア対策に関する事。 ・災害時要援護者(特定疾患患者、精神障害者)に係る市町村等への助言に関する事。 ・災害時要援護者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事。 ・介護職員等の派遣に関する事。 ・所管する現地機関及び高齢者福祉施設の応急対策等に関する事。
	障害者支援班 (障害者支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の派遣に関する事。 ・災害時要援護者(障害者)に係る市町村等への助言に関する事。 ・所管する現地機関及び障害者福祉施設の応急対策等に関する事。
	子ども家庭班 (子ども・家庭課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事。 ・災害時要援護者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に関する事。 ・所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事。
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関する事。 ・被災食品営業施設に関する事。 ・広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 ・遺体の搬送協力の調整に関する事。 ・棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 ・特定動物の管理に関する事。 ・逃走動物の捕獲・収容に関する事。 ・被災動物の救援に関する事。 ・所管する現地機関の応急対策等に関する事。
	薬事管理班 (薬事管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 ・毒物劇物の情報提供に関する事。 ・薬剤師班の派遣に関する事。
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事。
環境部 〔部長 環境部長〕	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	環境政策班 (環境政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ・部内の連絡調整に関する事。
	温暖化対策班 (温暖化対策課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・部内等の応援に関する事。
	水大気環境班 (水大気環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域等の水質汚濁に関する事。 ・応急給水の要請に関する事。 ・水道応急復旧の要請に関する事。 ・大気汚染に関する事。
	生活排水班 (生活排水課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道、農業集落排水施設の応急対策等に関する事。
	自然保護班	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事。

風水害対策編 第3章第3節
非常参集職員の活動

	(自然保護課長)	・ 部内等の応援に関する事。	
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課)	・ 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事。 ・ 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事。 ・ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事。	
	廃棄物監視指導班 (廃棄物監視指導課長)	・ 部内等の応援に関する事。	
商工労働部 〔部長 商工労働部長〕	○連絡調整員	・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	産業政策班 (産業政策課長)	・ 部内の連絡調整に関する事。	
		・ 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。	
		・ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事。	
		・ 生活必需品等物資の供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事。	
		・ 国、他都道府県への生活必需品等物資の供給に係る応援要請に関する事。	
		・ 生活必需品等物資の輸送に関する事。	
		・ 生活必需品等物資の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事。	
		・ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事。	
	・ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事。		
	経営支援班 (経営支援課長)	・ 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事。	
・ 部内等の応援に関する事。			
ものづくり振興班 (ものづくり振興課長)	・ 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事。		
	・ 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事。 ・ LPガスに係る物資の調達に関する事。 ・ 部内等の応援に関する事。		
人材育成班 (人材育成課長)	・ 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事。 ・ 部内等の応援に関する事。		
労働雇用班 (労働雇用課長)	・ 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事。		
	・ 被災者等からの労働相談に関する事。 ・ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事。		
	・ 部内等の応援に関する事。		
観光部 〔部長 観光部長〕	○連絡調整員	・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。	
	観光企画班 (観光企画課長)	・ 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ・ 部内の連絡調整に関する事。 ・ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事。 ・ 観光客(外国人観光客含む)の避難所受入に関する事。 ・ 観光業者に対する応急対策等に関する事。	
		観光振興班 (観光振興課長)	・ 部内等の応援に関する事。
		国際班 (国際課長)	・ 外国籍県民等への災害情報の広報に関する事。 ・ 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する事。
	農政部 〔部長 農政部長〕	○連絡調整員	・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
農業政策班 (農業政策課長)		・ 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ・ 部内の連絡調整に関する事。 ・ 公用令書による公用負担に関する事。 ・ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事。 ・ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事。 ・ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事。 ・ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事。 ・ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事。 ・ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事。 ・ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事。 ・ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事。	
		農業技術班 (農業技術課長)	・ 主要食料の調達に関する事。 ・ 農作物の応急対策等に関する事。

	園芸畜産班 (園芸畜産課長)	<ul style="list-style-type: none"> 園芸特産関係の応急対策等に関する事。 畜産関係の応急対策等に関する事。
	農地整備班 (農地整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設の応急対策等に関する事。
	農村振興班 (農村振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> 部内等の応援に関する事。
林務部 [部長 林務部長]	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。
	森林政策班 (森林政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 部内の連絡調整に関する事。 公用令書による公用負担に関する事。
	信州の木振興班 (信州の木振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事。 木材の調達に関する事。
	森林づくり推進班 (森林づくり推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> 林地及び治山施設の応急対策等に関する事。 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。
建設部 [部長 建設部長]	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 部内の連絡調整に関する事。 協定に基づく協会等機関への応援要請について。 土木資材の確保に関する事。 公用令書による公用負担に関する事。 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事。 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事。
	建設政策班 (建設政策課長)	
	道路管理班 (道路管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 道路の応急対策等に関する事。 道路の保全に関する事。 道路情報の収集及び提供に関する事。 通行の規制及び迂回路に関する事。 道路障害物の除去(啓開)に関する事。 水防活動の応援に関する事。
	道路建設班 (道路建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> 道路の応急対策等に関する事。 水防活動の応援に関する事。
	水防班 (河川課長)	<ul style="list-style-type: none"> 部の災害情報等のとりまとめに関する事。 水防活動に関する事。 河川管理施設の応急対策等に関する事。 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。
	砂防班 (砂防課長)	<ul style="list-style-type: none"> 砂防、地すべり、がけ崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事。 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事。 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事。 水防活動の応援に関する事。
	都市計画班 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設の応急対策等に関する事。 都市公園・駐車場に関する事。 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事。 水防活動の応援に関する事。
	住宅班 (住宅課長)	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅入居者の避難誘導に関する事。 県営住宅の被害状況調査に関する事。 被災県営住宅の応急対策に関する事。 災害公営住宅の建設に関する事。 被災者の県営住宅優先入居に関する事。 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事。 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事。 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事。 水防活動の応援に関する事。
	建築指導班 (建築指導課長)	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物の情報収集に関する事。 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 被災宅地の危険度判定に関する事。

風水害対策編 第3章第3節
非常参集職員の活動

		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者用住宅の確保に関する事。 ・ 応急仮設住宅の建設に関する事。 ・ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事。 ・ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事。 ・ 水防活動の応援に関する事。 			
	施設班 (施設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事。 ・ 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事。 ・ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事。 ・ 水防活動の応援に関する事。 			
会計部 〔部長 会計管理者〕	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。 			
	会計班 (会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策経費の出納に関する事。 ・ 災害時の出納の処理方法に関する事。 ・ 災害救助基金に関する事。 ・ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事。 			
	検査班 (検査課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内等の応援に関する事。 			
企業部 〔部長 公営企業管理者 部付 企業局長〕	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。 			
	企業総務班 次長(総務担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ・ 部内の連絡調整に関する事。 ・ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事。 			
	電気班 次長(電気事業担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局発電施設の応急対策等に関する事。 			
	水道班 次長(水道事業担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営水道施設の応急対策等に関する事。 ・ 飲料水供給の応援に関する事。 			
教育部 〔部長 教育長 部付 教育次長〕	○連絡調整員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 ・ 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事。 			
	教育総務班 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ・ 部内の連絡調整に関する事。 ・ 県短期大学の応急対策等に関する事。 ・ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事。 ・ 教育施設における避難所開設の協力に関する事。 ・ 教育活動の再開に係る検討に関する事。 ・ 教職員の派遣に関する事。 ・ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事。 ・ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事。 ・ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事。 ・ 文化財等の被害状況の把握に関する事。 			
		義務教育班 (義務教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ・ 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ・ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事。 ・ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事。 ・ 授業継続のための措置に関する事。 ・ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 ・ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。 		
			高校教育班 (高校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ・ 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ・ 公立高等学校の応急対策に関する事。 ・ 生徒の保護者への引渡しに関する事。 ・ 授業継続のための措置に関する事。 ・ 避難生徒の応急教育に関する事。 ・ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事。 ・ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事。 	
				特別支援教育班 (特別支援教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事。 ・ 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事。 ・ 特別支援学校の応急対策に関する事。 ・ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事。 ・ 住民等の避難収容活動に関する事。 ・ 授業継続のための措置に関する事。 ・ 避難児童生徒等の応急教育に関する事。 ・ 被災した児童生徒への就学援助に関する事。

	教学指導班 (教学指導課長)	・被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。
		・避難所の開設・管理運営への協力に関する事。
		・総合教育センターの応急対策等に関する事。
		・被災した児童生徒の学用品の供給に関する事。
		・被災した児童生徒等の心のケアに関する事。
		・被災した児童生徒等の心のケアに関する事。
	文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長)	・社会教育施設等の応急対策等に関する事。
		・文化財の応急対策に関する事。
		・部内等の応援に関する事。
		・学校保健及び学校安全対策に関する事。
		・学校給食の確保に関する事。
		・職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事。
	保健厚生班 (保健厚生課長)	・学校保健及び学校安全対策に関する事。
		・学校給食の確保に関する事。
		・職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事。
		・体育施設の応急対策等に関する事。
		・部内等の応援に関する事。
		・部内等の応援に関する事。
警察部 (部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長)	○連絡調整員 実施班 (警備第二課長) 犯罪予防班 (生活安全企画課長) (生活環境課長) 交通規制班 (交通規制課長)	・部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。
		・部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。
		・災害警備の実施に関する事。
		・犯罪の予防に関する事。
		・危険物の保安及び暴利行為の防止、取締りに関する事。
		・道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。
・交通規制に関する事。		
・緊急輸送車両の確認事務に関する事。		
議会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局		・各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。)

【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理防災部、企画部、総務部職員によって構成する。
- ・上記企画部、総務部各課の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

室・部 (室長、部長等)	班 (班 長)	分 掌 事 務
地方部 地方部長 (地方事務所長) 副地方部長 〔地方事務所副所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者〕	総務班	・本部組織の本部室、総務部、企画部及び会計部の分掌事務の例による。
	環境班	・本部組織の環境部の分掌事務の例による。
	保健福祉班	・本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。
	農政班	・本部組織の農政部の分掌事務の例による。
	林務班	・本部組織の林務部の分掌事務の例による。
	商工班	・本部組織の商工労働部の分掌事務の例による。
	観光班	・本部組織の観光部の分掌事務の例による。
	建築班	・本部組織の建設部(住宅班、建築指導班、施設班の分掌事務に限る)の分掌事務の例による。
	土木班	・本部組織の建設部の分掌事務の例による。(建築班の分掌事務を除く)
	教育班	・本部組織の教育部の分掌事務の例による。
警察班	・本部組織の警察部の分掌事務の例による。	

現地本部 (現地本部長)	班 (班 長)	分 掌 事 務
そのつど本部長 が定める。 〔本部長が指名する 職員〕	同 左 (同 左)	・そのつど本部長が定める。

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)

なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。

また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知す

る。

- 緊急消防援助隊
- 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、広域緊急援助隊等の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する指示

知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その応急措置の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。

- 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」全国知事会47都道府県
- 「震災時等の相互応援に関する協定」関東地方知事会 1都9県
- 「災害応援に関する協定」中部圏知事会 9県1市
- 「災害時の相互応援に関する協定」新潟県

(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第3節 非常参集職員の活動」による。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

- (a) 緊急消防援助隊
- (b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- (c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請をするものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

ア 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

(1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

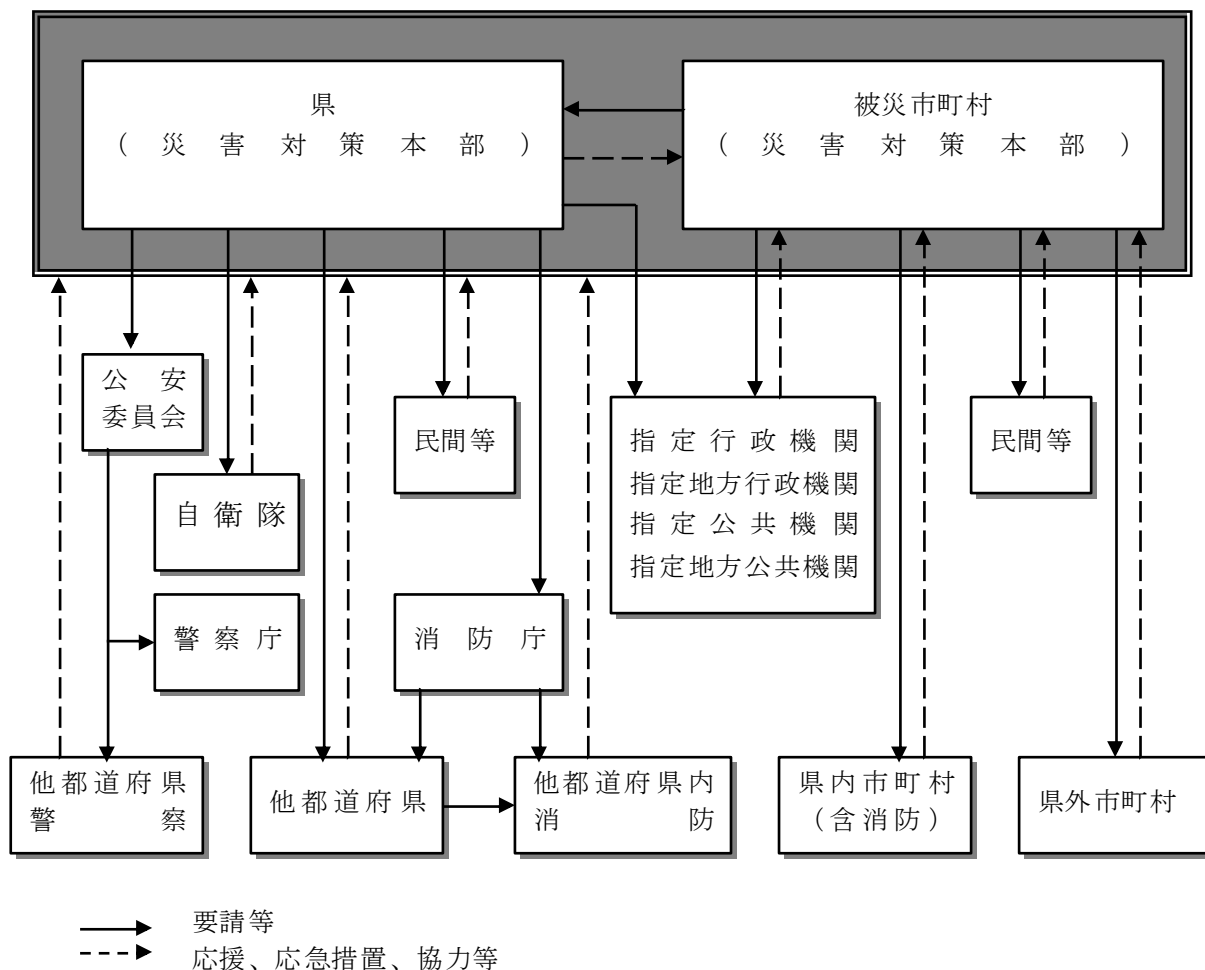
第4 他の都道府県等への応援

県及び市町村は、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図るものとする。

この場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村と県が協議の上、必要事項を定めることとする。

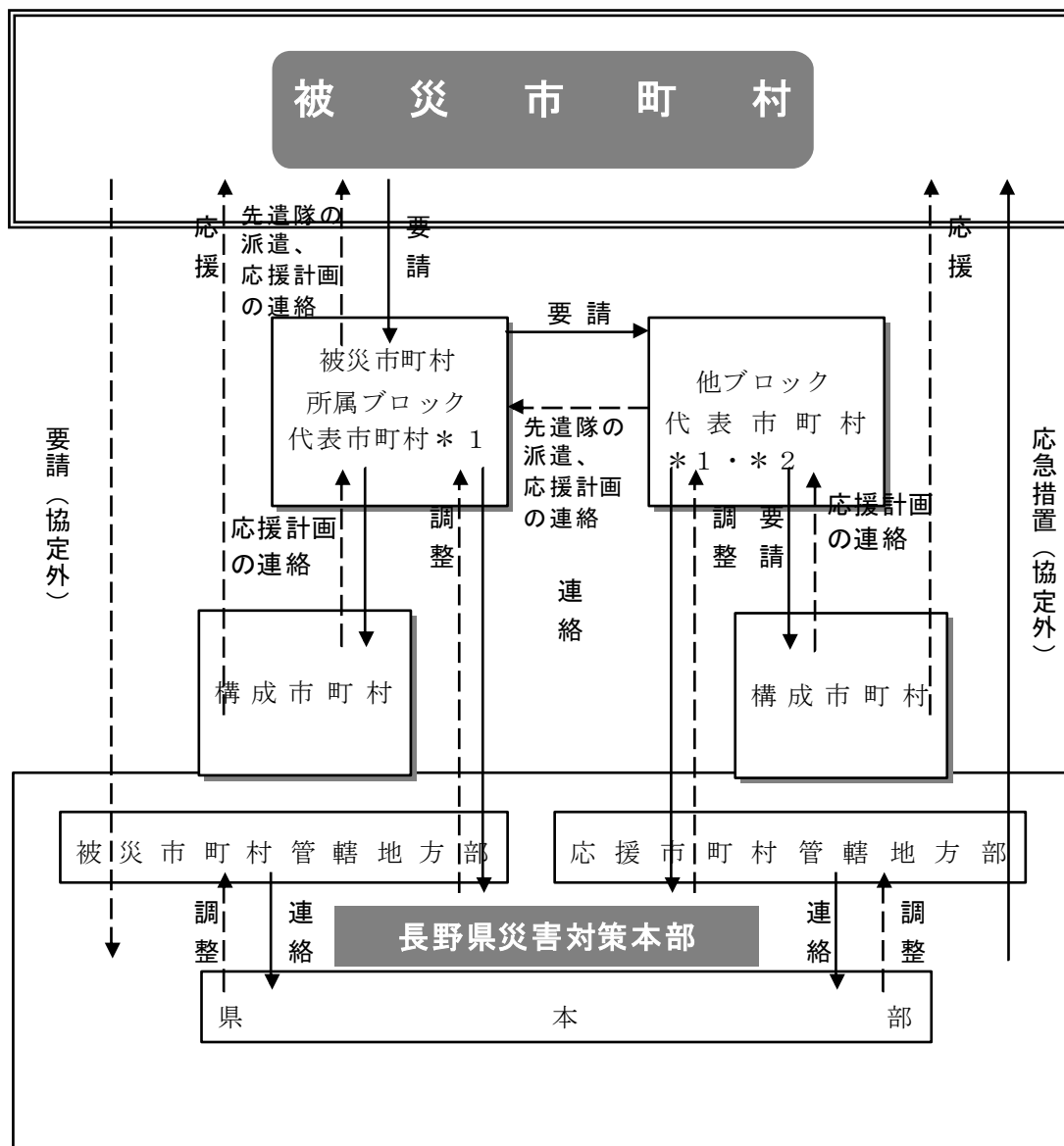
(別記)

広域相互応援体制



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 県はヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続を行う。

第3 計画の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県政用ヘリコプター	ベル206L3	7	○		○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
広域航空消防応援ヘリ コプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種		○	○	
ドクターヘリ		6				

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(危機管理部)

市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行うものとする。
(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。
- ・災害の状況と活動の具体的内容
(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)
 - ・活動に必要な資機材等
 - ・ヘリポート及び給油体制
 - ・要請者、現場責任者及び連絡方法
 - ・資機材等の準備状況
 - ・気象状況
 - ・ヘリコプターの誘導方法
 - ・他のヘリコプターの活動状況
 - ・その他必要な事項
- (イ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示する。
- (ウ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村と調整する。
- (エ) 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。
- (オ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想される場合は、県政用ヘリコプター等により現地に偵察に向かう。

イ【市町村等が実施する対策】

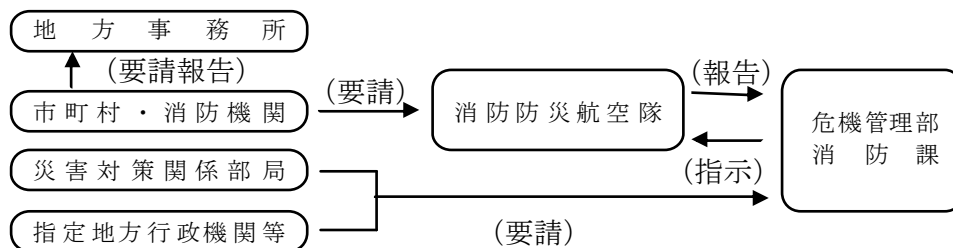
- (ア) 要請に当たっては、前記ア(ア)の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。
(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)
- (イ) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。
- (ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。
- (エ) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。
- (オ) 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

(別記)

ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

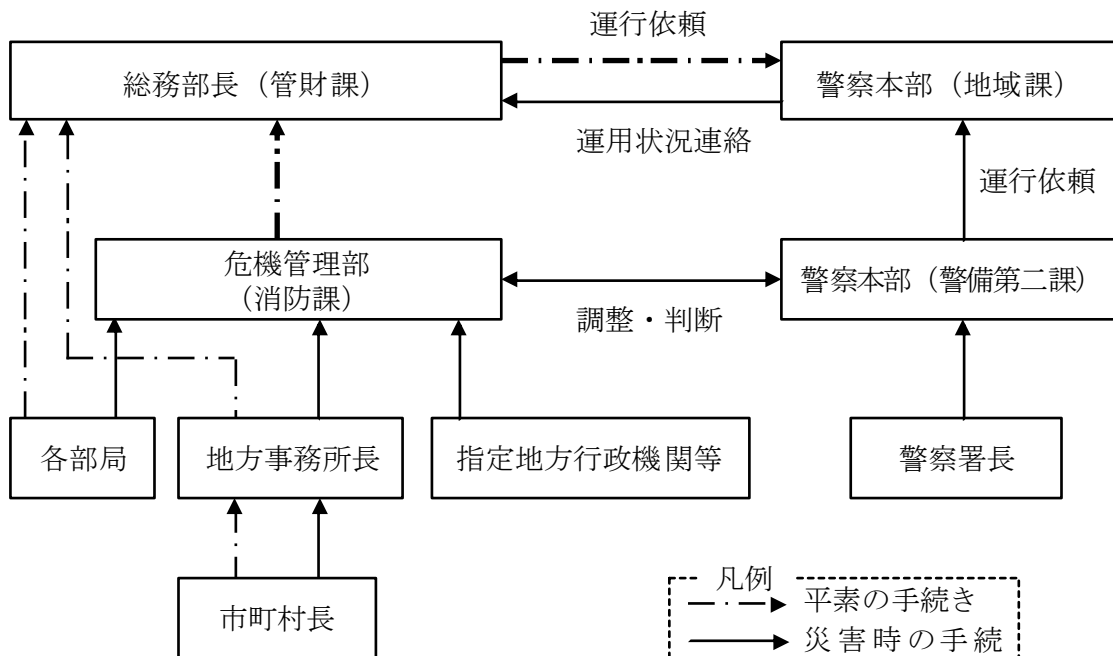


※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHZ
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1」

2 県政用ヘリコプター

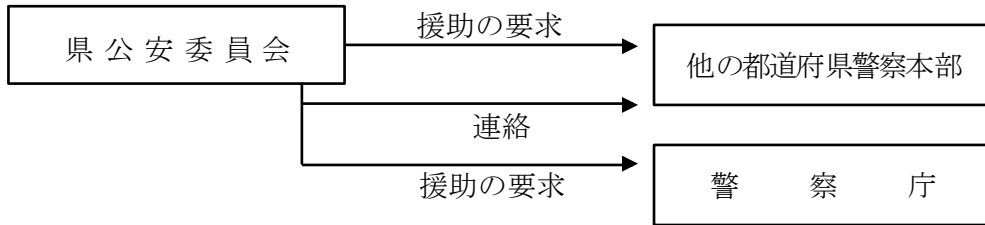
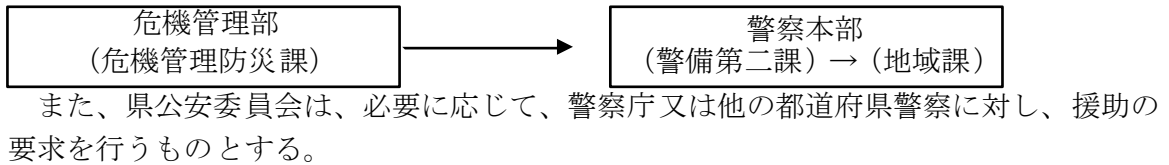
平素の県政用ヘリコプターの運用は、総務部(管財課)により運営管理されているが、災害時には、県警察における災害応急対策と競合する部分が多く、また県警ヘリコプターとの総合運用によってより迅速な活用を図る必要があるため、災害時における、具体的運用は危機管理部と県警察が調整して行うものとする。

なお、県政用ヘリコプターが使用できないときは、県警ヘリコプターが代替え使用される場合がある。



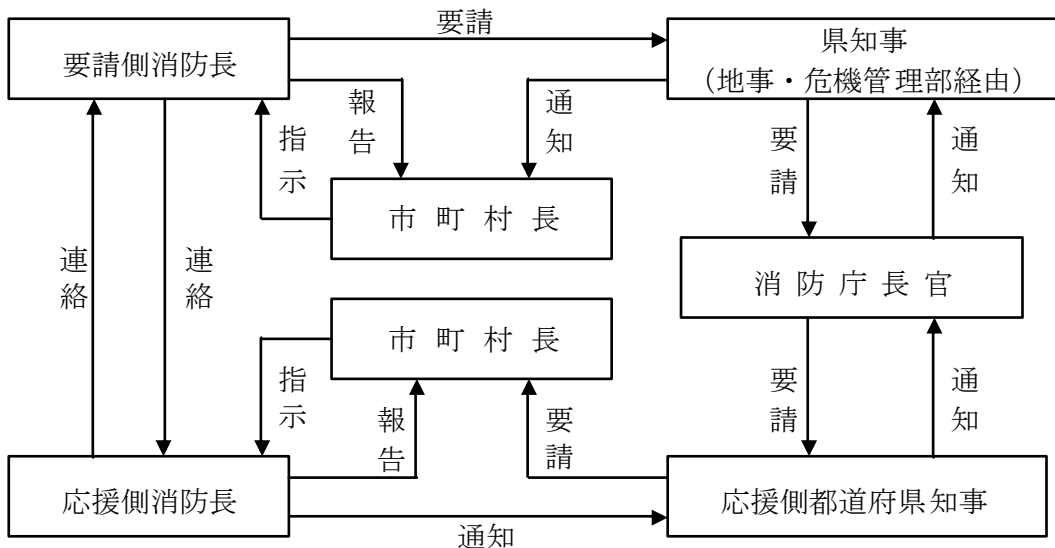
3 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



4 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考)「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

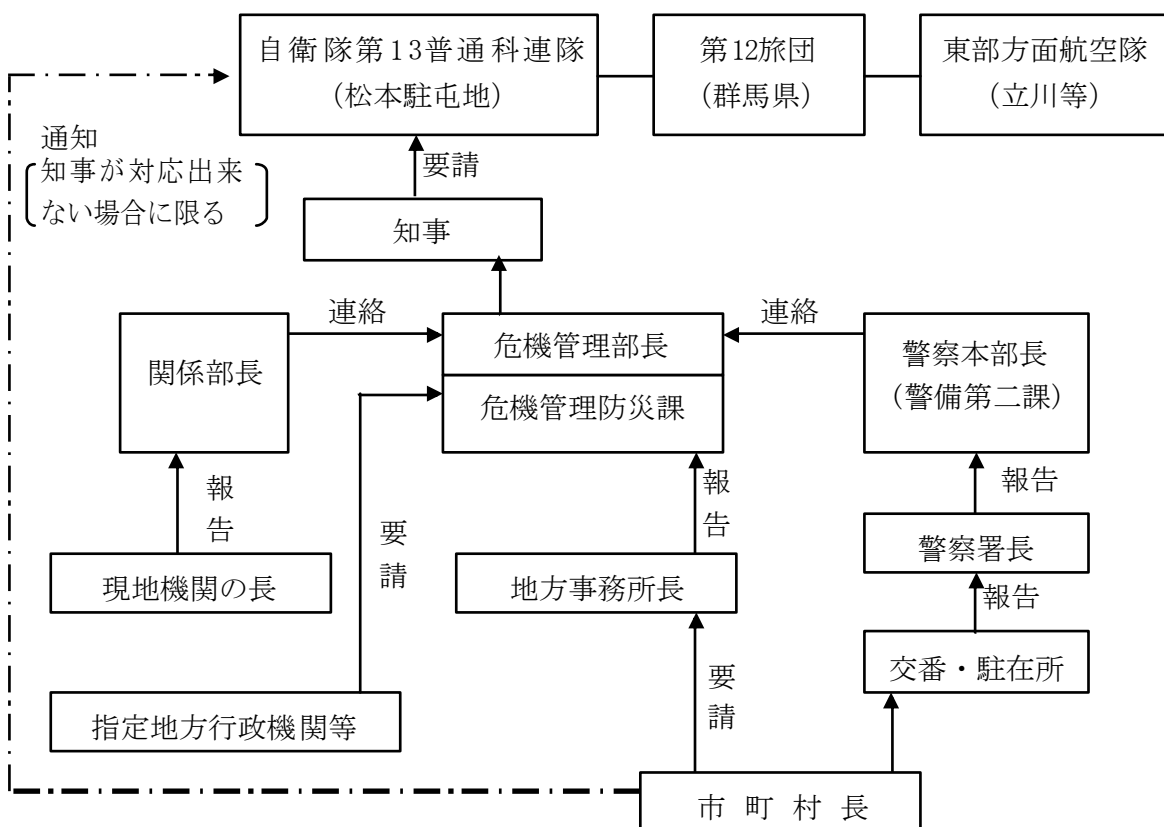
- (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
-----	-------	-----	-----	-----

- (2) 第1出動航空部隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおり。

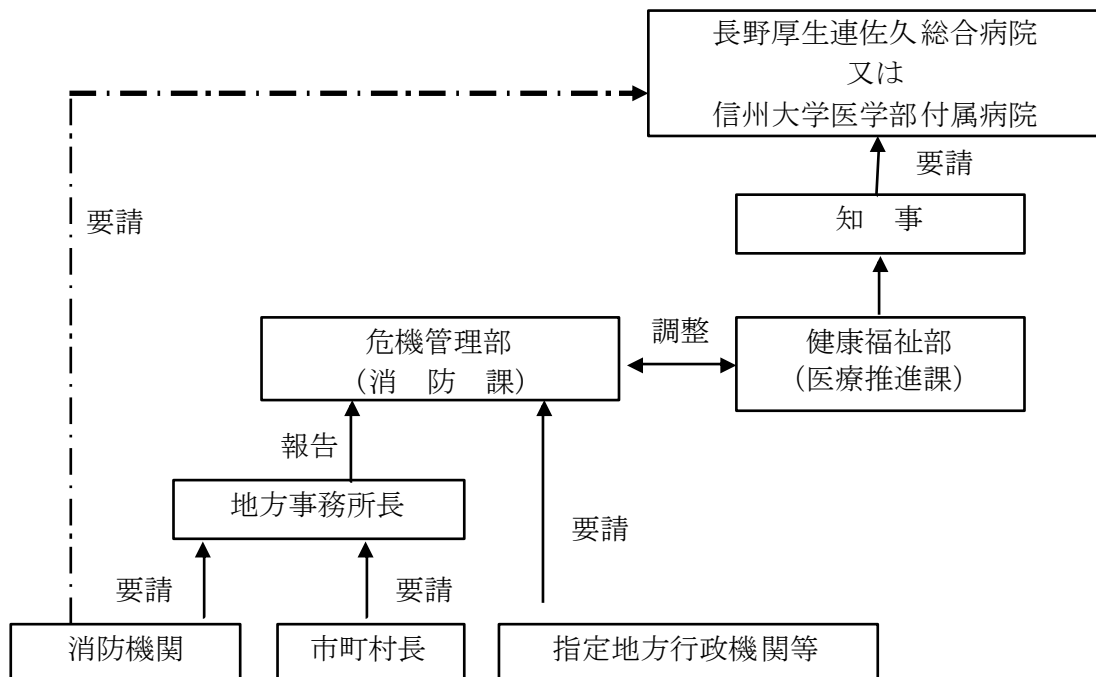
栃木県	茨城県	埼玉県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市

5 自衛隊ヘリコプター



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



---> 平素の手続き
——> 災害時の手続き

第6節 自衛隊災害派遣活動

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときには、県及び市町村だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
- 2 県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(全部局)

(ア) 派遣要請の範囲

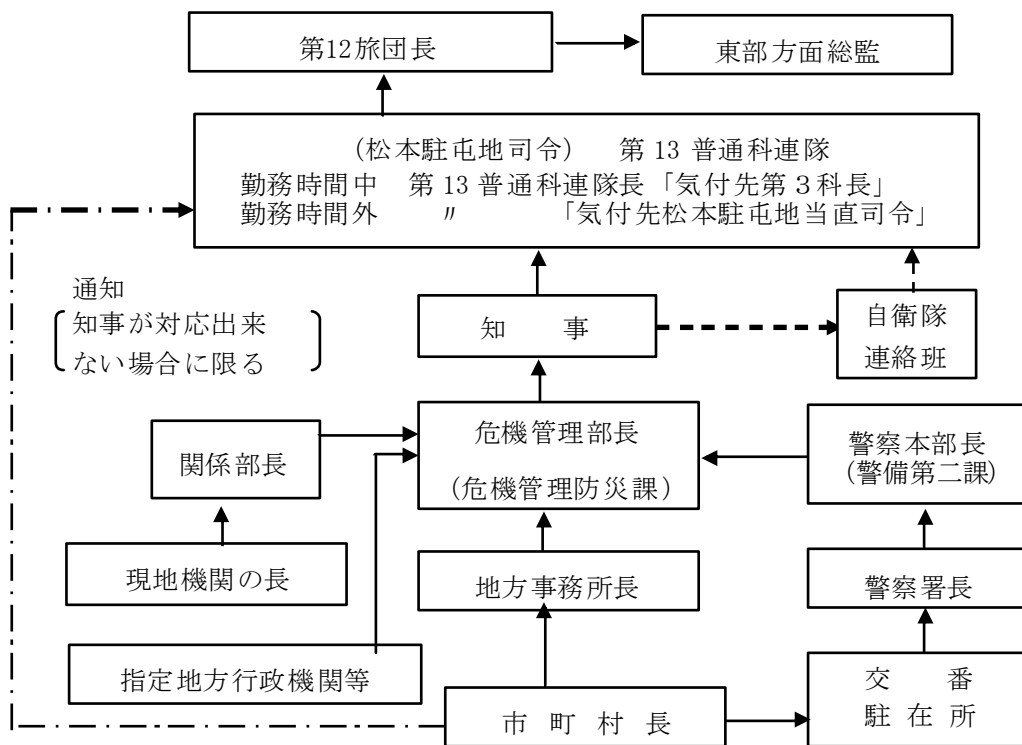
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

- a 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- b 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- c 遭難者等の捜索、救助
死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助
(ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
- d 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬
- e 消防活動
利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- f 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合)

- g 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市町村準備）
- h 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- i 炊飯および給水支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- j 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付および譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)による。
(ただし、譲与は県市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。)
- k 交通規制の支援
自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。
- l 危険物の保安および除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- m 予防派遣
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合。
- n その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。



(ウ) 派遣に係る事前調整

県は、県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が

必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に当たっての事前準備を依頼する。

(エ) 派遣要請手続

a 県現地機関における措置

- (a) 地方事務所長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告する。
- (b) 地方事務所長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 地方事務所長は、上記により口頭をもって報告したときは、後刻文書により報告する。
- (d) 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地方事務所長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。
- (e) (d)において口頭をもって報告したときは、後刻文書により報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地方事務所長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、後刻文書により報告する。

c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地方事務所長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

要請文書のあて先・連絡先

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長

松本市高宮西 1 - 1

連絡先

時 間 内	時 間 外
第三科 N T T 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁からかける場合) F A X NTT 0263-26-2766(内線259) 防災行政無線 8-535-76	駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 8-535-78 (県庁、合庁からかける場合) F A X NTT 0263-26-2766(内線259) 防災行政無線 8-535-76

- (c) (b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。

(d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理を行う。

d 要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- (d) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- (e) ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所（市町村は、あらかじめ発着可能な場所を調査しておくこと）

e 県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は1(2)ア(ア)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

- (ア) 市町村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地方事務所長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。
- (イ) 市町村長は、(ア)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地方事務所長を通じ文書による要求をするものとする。
- (ウ) 市町村長は、(ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知するものとする。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は1(2)ア(ア)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

- a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
- b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

(イ) 自衛隊における措置

a 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

- (a) 平常の勤務時間中における場合
第13普通科連隊長「気付先第3科長」
- (b) 平常の勤務時間外における場合
第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

b 派遣要請受理後の措置

- (a) 第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき部隊の派遣を判断し実施する。
- (b) 第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。

c 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置

- (a) 派遣を行う場合（例）
- 災害に際し航空機（必要に応じ地上部隊等）により自衛隊又は、他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
 - 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が県知事と連絡が不能である場合に市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - 災害に際し、通信の途絶により県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合
 - 運航中の航空機に異常な事態が発生した事を自衛隊が察知した場合に捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
 - 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
 - その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

(b) 知事への連絡等

(a)の場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施するものとする。

また、(a)による派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

2 派遣部隊の活動

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

a 総括連絡調整者

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。

(c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。

- 地域別優先順位
- 地域別必要人員
- 地域別所要資材の確保及び輸送方法

(d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、前記1(2)ア(ウ)にかかわらず、現地連絡者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。

b 現地連絡調整者

(a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たる。

(b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。

(c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。

(d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。

- 本部事務所
- 宿泊施設
- 資材置場、炊事場
- 駐車場
- ヘリポート
- 作業箇所及び作業内容
- 作業箇所別必要人員及び機材
- 作業箇所別優先順位
- 資材の調達方法

(e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

(f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

(イ) 市町村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。

(ウ) 市町村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(イ) 自衛隊における措置

- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。(予防派遣)
- c 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、市町村長等、警察官がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。
 - (a) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
 - (b) 他人の土地等の一時使用等
 - (c) 現場の被災工作物等の除去等
 - (d) 住民等を応急措置の業務に従事させること

エ【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をする。
- (イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告するものとする。
- (イ) 自衛隊における措置
 - a 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。
ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。
 - b 部隊を撤収する場合にあっては、関係市町村長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

下記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定する。

イ【市町村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

ウ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 県、県警察本部、市町村、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)

- (ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。
- (イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。
- (ウ) 県立病院等の職員で編成する救護班を必要に応じて派遣する。
- (エ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。
- (オ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。
特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する広域緊急援助隊を迅速に派遣する。
また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図るものとする。
- (ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。
- (エ) 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。
また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣する。
- (イ) 長野県医師会、郡市医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。
- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

エ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

- 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。
- (イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (ウ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (エ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。
- (オ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、救急医療機関を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。
- (カ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県政用ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (キ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。
- (ク) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(社)長野県医師会、(社)長野県歯科医師会、(社)長野県薬剤師会、(社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (ケ) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市町村立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行う。
また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。
- (イ) 管内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。
- (ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。
- (エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。
- (オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行う。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- (オ) (社)長野県医師会、郡市医師会、(社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。
- (カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- (キ) (社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (コ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- (サ) (社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。

エ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録

風水害対策編 第3章第7節
救助・救急・医療活動

- 死体の検案
- その他必要な事項

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

(b) 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

風水害等発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）、

関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(ウ) 被害状況等の把握・指示

洪水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

(エ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

(オ) 市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

イ【市町村（水防管理団体）が実施する対策】

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（市町村長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（市町村長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（市町村長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

(エ) 応援による水防活動の実施

- a 市町村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

- b 市町村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

(ア) 洪水警戒時における措置

管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置を行う。

(イ) 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。

(ウ) 緊急時の措置

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

エ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 警報等

国が管理する河川において、洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により県水防本部へ伝達する。

(イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

第9節 災害時要援護者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、災害時要援護者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市町村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 災害時要援護者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、災害時要援護者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等災害時要援護者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難収容活動

(1) 基本方針

県、市町村及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に災害時要援護者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、建設部）

(ア) 避難場所での生活環境整備

災害時要援護者の避難場所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら災害時要援護者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。

(イ) 県立病院等における緊急受入等の実施

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場合、災害時要援護者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 応急仮設住宅等の確保

災害時要援護者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い災害時要援護者から優先的に入居を進める。

イ 【市町村が実施する対策】

(ア) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

災害時要援護者の態様に応じ、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被

災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

(イ) 災害時要援護者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、災害時要援護者に関する避難支援計画等に基づき、災害時要援護者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。

なお、避難誘導する際には、災害時要援護者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。

また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

(ウ) 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な災害時要援護者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、災害時要援護者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い災害時要援護者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び災害時要援護者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る災害時要援護者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす災害時要援護者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、災害時要援護者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a 在宅者の訪問の実施

市町村は在宅の災害時要援護者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

c 相談体制の整備

在宅の災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、災害時要援護者の態様に応じた助言と支援を行う。

d 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を災害時要援護者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

災害時要援護者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い災害時要援護者から優先的に入居を進める。

ウ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や災害時要援護者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等災害時要援護者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、災害時要援護者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部）

県は、災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難場所等について広域的な調整を行う。

イ 【市町村が実施する対策】

市町村は、災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

ウ 【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部（危機管理部）が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（災害対策本部（危機管理部））

- ア 道路管理者等に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
- イ 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(警察本部)

- (ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。
- (イ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (ウ) 交通規制課は隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察への県境検問等による交通規制の実施を要請する。
- (エ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、大規模災害発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
 - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
 - b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
 - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (オ) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(社)長野県警備業協会に協力を求める。

イ【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (ア) 警察官は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両他の物件(以下「物件等」という)の移動、破損等の措置命令又は強制措置を行う。
- (イ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置を講じるものとする。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。(建設部)
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。(建設部)
- (ウ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。
また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。(建設部)
- (エ) 豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。(建設部)
- (オ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。(林務部)
- (カ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。(農政部)
- (キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)
- (ク) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市町村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。(地方整備局)
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (ウ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。
- (エ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県、市町村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)

4 緊急通行車両確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

ア 確認事務手続き

緊急通行車両の確認事務は、県(知事)及び県警察(公安委員会)において行う。(資料編参照)

イ 事前届出車両の取扱い

予防計画第9節による「緊急通行車両等事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察(警察本部交通規制課、警察署、検問所等)において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 市町村からの要請に基づき、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項を、できる限り詳細に連絡する。(危機管理部)

(イ) 市町村からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、新潟運輸局長野陸運支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。(危機管理部)

(ウ) 市町村からの要請に基づき、JR各社に対して協力を要請する。(危機管理部)

(エ) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。(総務部)

(オ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて(社)長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。(危機管理部)

(カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。(危機管理部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

- ウ【関係機関が実施する対策】(自衛隊、北陸信越運輸局、(社)長野県トラック協会、(社)長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合)
- (ア) ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)
- (エ) (社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
- a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
- b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
- c 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
- d 広域的な災害については、(社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 予防計画第9節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点の内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。
- 指定に当たっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)
- (イ) 警察署及び市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携するものとする。
- (イ) 被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。(警察本部)
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。(警察本部)
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。(警察本部)
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。(警察本部)
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。(警察本部)

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
- b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

- (エ) 応援協力体制
 - a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

- (ア) 実施機関
 - 自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む。)の除去は、その者が行うものとする。
- (イ) 障害物除去の方法
 - a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を回復するものとするものとする。(地方整備局)
 - b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。
 - c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は、建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。
 - b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 放置車両、被災車両等放置物件は、保管場所へ移送、保管する。(警察本部)
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 障害物の集積場所(全部局)
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

- (ア) 実施機関
 - 各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 障害物の集積場所
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所

- d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第12節 避難収容及び情報提供活動

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、災害時要援護者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に充分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	市町村長	〃	〃
〃	水防管理者	水防法第29条	洪水
〃	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
〃	警察官	災害対策基本法第61条	〃
〃	自衛官	警察官職務執行法第4条	〃
〃	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、収容	市町村長		

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

○「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

(ア) 市町村長の行う措置

a 避難指示、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。

- (a) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超過している地域）
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (e) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (f) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (g) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (h) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (i) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (j) 避難路の断たれる危険のある地域
- (k) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (l) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

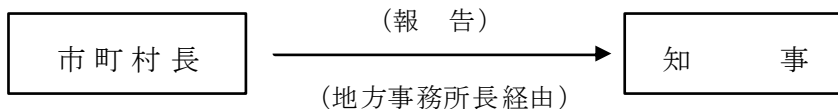
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

- (a) 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要す

ると判断される地域

(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

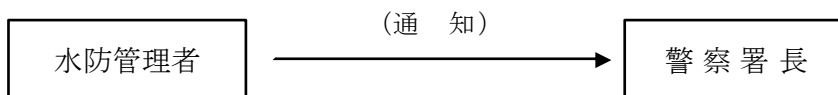
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



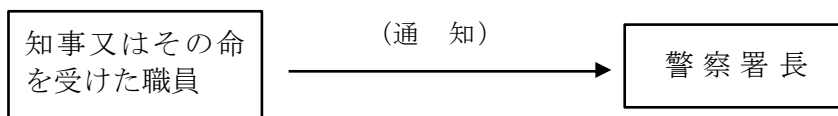
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

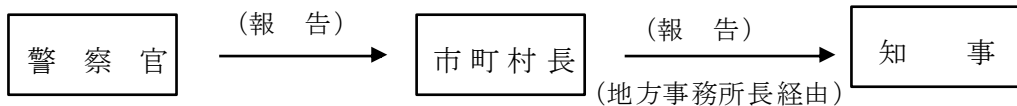
(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

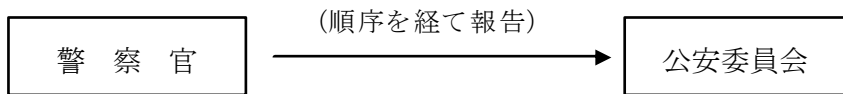
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を發し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

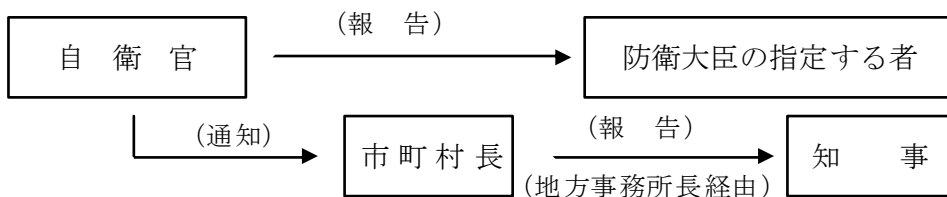


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ(ア) a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

(ア) 発令者

- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

キ 災害時要援護者の状況把握

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時要援護者に十分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

- (ア) 誘導の優先順位
高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。
- (イ) 誘導の方法
 - a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
 - d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
 - f 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

- g 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

- h 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）

- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。

- b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。

- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。

- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。（危機管理部）

- (エ) 県立学校における対策（教育委員会）

- a 避難場所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校

が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力するものとする。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
- c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 災害時要援護者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (カ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (キ) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ク) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

- のとする。
- (ケ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
 - (コ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保するものとする。
 - (サ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
 - (シ) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
 - (ス) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。

(イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。

(ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。

(イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。

(ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。

(エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。

(オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

(イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。

(ウ) (社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。

(エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。

a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。

- c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
- d (社)プレハブ建築協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
- e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
- f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供する。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの

生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当県の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
 - 2 緊急物資等の輸送
 - 3 道路の応急復旧による生活の確保
- の優先順位をもって当たるものとする。

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては各市町村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

県は、市町村における孤立状況を直ちに調査する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。
- (イ) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報するものとする。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの

救出活動を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとする。
- (イ) 市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき災害時要援護者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報するものとする。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告するものとする。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。
- (エ) 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

NTT回線が不通となった場合、市町村防災行政無線の整備されていない市町村にあっては、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について、協力を求める。(危機管理部)
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求めるものとする。(危機管理部)
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討するものとする。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設

置する。

エ【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市町村との連絡確保に自ら努めるものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。
- (イ) 市町村からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。（本章第10節「緊急輸送活動」による）

イ【市町村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

- (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。
- (イ) 住民自らも、隣接地域及び市町村との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。
- (イ) 豪雪にともなう道路障害については、計画（第10節「緊急輸送活動」）に基づき、迅速な除雪活動による孤立解消に努めるものとする。
- (ウ) 市町村が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について指導する。

イ【市町村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 県は、関係業界団体、国等との協定に基づき食料品等を調達する。市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地方事務所の備蓄食料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所に備蓄食料の供給を依頼する。(危機管理部)
- (イ) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。(危機管理部)
- (ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。(企画部)
- (エ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。(商工労働部)
- (オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。(農政部)
- (カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。(農政部)

- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社サークルKサンクスとの協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (ケ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)及び(ク)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。(企画部、商工労働部、農政部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 農林水産省
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。
- (イ) 米穀販売事業者
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。
- (ウ) 卸売市場業者
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず当該市町村の備蓄食料の供給を行うものとする。
- (イ) 市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。
- (ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

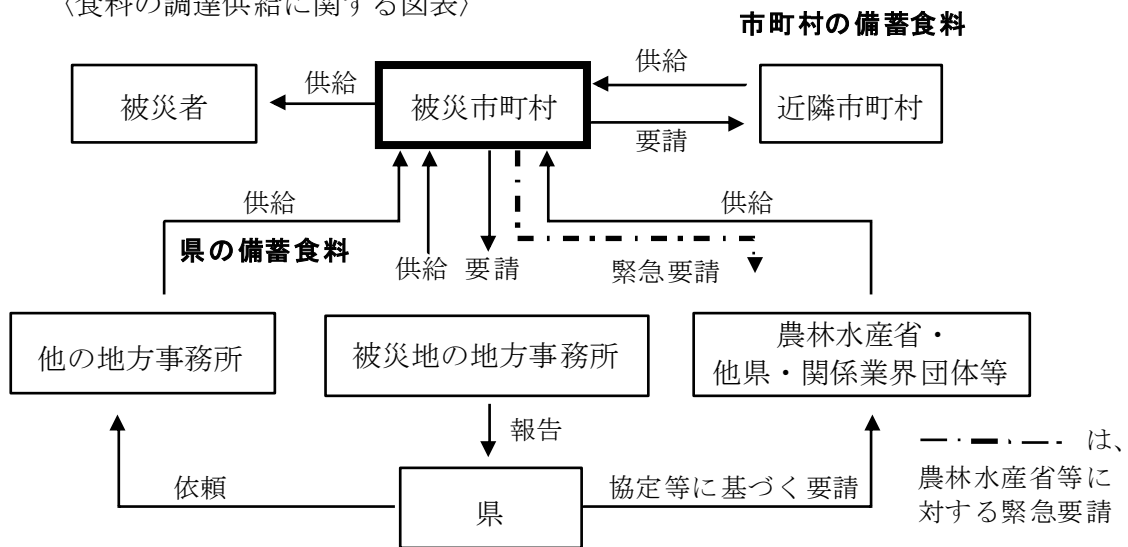
ウ【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300グラム

〈食料の調達供給に関する図表〉



第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等にろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。(環境部)
- (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。(環境部)
- (ウ) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地方事務所のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部)

イ【水道事業者等が実施する対策】

- (ア) 県企業局が実施する対策
 - a 浄水場の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。
 - b 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。
- (イ) 市町村が実施する対策
 - a 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
 - b プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行う。
 - c 被災市町村で対応が困難な場合は応援要請を行う。

ウ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

(ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。

(イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に指導する。

(ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行う。

イ【水道事業者等が実施する対策】

(ア) 県企業局が実施する対策

a 水道施設の点検を実施し、飲料水供給場所の確保を行い、給水作業を行う。

b 断水地域の把握を行う。

c 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。

(イ) 市町村が実施する対策

a 断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。

b 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。

c 給水用具の確保を行うものとする。

d 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。

e 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。

f 被災の状況により、当該市町村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。

g 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

h 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市町村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市町村からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市町村においては、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市町村では調達できないものについて、県への協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

県、市町村及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)

市町村からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

イ【市町村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

県、市町村及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)

市町村の要請に基づき、迅速に供給する。

輸送の方法については、本章第10節「緊急輸送活動」によるものとする。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。

特に、災害時要援護者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分
区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協
力する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(健康福祉部)

- (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して衛生班による現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。
- (イ) 被災による精神的ショック、避難生活の長期化による精神的ストレスに対応するため、市町村と連携し、必要に応じ精神科医師等の専門職員を派遣する。
- (ウ) 要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村の協力を得ながら以下の対策を行う。
 - a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。
 - b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。
 - c 給与食品（救護食品を含む）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。
 - d 必要に応じ給与食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
 - e 災害発生の季節・気象状況に的確に対応した食品衛生指導を行う。

- f 被災食品の措置を行う。
- g 食品関係営業施設における被害食品の状況を調査し、食品衛生上の危害防止のため必要な措置を講ずる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するものとする。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。
- (ウ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動を速やかに推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行う。
- (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。

- (エ) 実状に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後、直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導に当たる。
- (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。
なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。
- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。
なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告額を審査した後国へ提出する。
- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じて他都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応するものとする。
- (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図るものとする。
- (ウ) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。
- (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、管轄保健所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。
また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。
- (カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。
- (キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、管轄保健所を経由して県へ報告するものとする。
- (ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、

管轄保健所を経由して県に提出するものとする。

- (ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、管轄保健所を経由して県に提出するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

市町村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、市町村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第18節 死体の搜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び死体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、死体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

死体の搜索及び処置

1 基本方針

- 死体の搜索は、市町村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- 災害時において多数の死者が生じた場合、死体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない死体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- 多数死体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な死体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- 検視場所、死体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)

- (ア) 被害が広範囲にわたり、死体の搜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。
- (イ) 市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。
- (ウ) 市町村長から死体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに(社)長野県トラック協会長に応援要請をする。
- (エ) 死体の搜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。
- (オ) 検視(検案)における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
 - a 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
 - b 検視場所、死体安置場所等施設の把握、確保を行う。
 - c 医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保する。
 - d 葬儀業者、死体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。

- e 検視に使用する装備資器材の整備を行う。
- f 多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- (カ) 検視実施要領を以下のとおりとする。
 - a 多数死体の検視に当たっては、一般の死体観察と同様、適正な死体観察を行う。
 - b 検視は受付順に行い、発見から死体の引渡しまで、一連の流れが判る死体発見表を貼付する。
 - c 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは速やかに引き渡す。
 - d すべての死体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- (キ) 身元確認・死体の引渡しについては以下のとおりとする。
 - a 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
 - b 本籍地の不明な死体は、死体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行き、死体及び所持金品引取書を徴しておく。
 - c 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- (ク) 外国籍県民等の死体の措置については以下のとおりとする。
 - a 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、死体取扱規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報すること。
 - b 死体の引き渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 死体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に死体の収容所を開設し、死体を収容する。
また、収容に必要な機材を確保する。
- (ウ) 収容した死体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (エ) 身元が判明しない死体の埋・火葬を行う。
- (オ) 外国籍県民等の死体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、死体の措置について協議する。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (キ) 死体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、郡市医師会、(社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災した市町村によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿処理対策

(1) 基本方針

県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、市町村においては、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害発生後、地方事務所を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行う。
- (イ) 市町村等から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、社団法人長野県産業廃棄物協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- (カ) 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。
- (ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要

した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに当該市町村を管轄する地方事務所へ報告するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は、災害により発生したごみを市町村が指定した場所に搬入する。

搬入に当たっては、分別区分等市町村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、被災した地方公共団体のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

- (ア) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
- (イ) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
- (ウ) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り
- (エ) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り
- (オ) 広報啓発活動の推進
- (カ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（企画部）

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

ウ【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

エ【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第2 1節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の完全を確保する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する主な対策】

(ア) 災害発生時等における連絡（県・市町村）

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

(イ) 漏洩量等の把握（県・市町村）

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の

種類、量と、その流出先の把握に努める。

- (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（県・市町村）
危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
- (エ) 周辺住民への広報の実施（市町村）
周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。
- (オ) 避難誘導の実施（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
- (カ) 環境汚染状況の把握（県・市町村）
必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。
なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。
- (キ) 人員、機材等の応援要請（県・市町村）
必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

イ【危険物施設等管理者が実施する主な対策】

- (ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。
- (イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。
- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取

扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導するものとする。

- a 危険物施設の緊急使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。
- b 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。
- c 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。
- d 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - (a) 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - (b) 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
 - (c) 相互応援の要請
必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請するものとする。
 - (d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 火薬类等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の捜索等が重要になる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 商工労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。
- (イ) 火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知すること。

イ 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 商工労働部が実施する対策

(ア) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

- a 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。
- b 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。
- c 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。
- d 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。
- e 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。
- f 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。
- g 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請すること。

(イ) 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- a 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。
- b 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請すること。

イ 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(社)長野県エルピーガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(商工労働部)

ア 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施(特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施)について、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

イ 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

ウ 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

エ 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

オ 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

カ 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

キ 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(社)長野県エルピーガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 健康福祉部

a 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。

b 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な

措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。

- c 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。
- d 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。
- (イ) 警察本部
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (ウ) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

ウ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(警察本部)

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

ウ【放射性同位元素使用者が実施する対策】

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施するものとする。

- (ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。

- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。

イ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。

ウ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

第22節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進するものとする。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】

ア 電力会社が実施する対策

- (ア) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

イ 県企業局が実施する対策

- (ア) 計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。
- (イ) 供給先の中部電力と連携し、復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 電力会社が実施する対策

- a 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
 - b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
 - c 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
 - d 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。
- また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

(イ) 県企業局が実施する対策

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、中部電力と密接な連絡をとりながら行う。

3 二次災害防止

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握する。
- (イ) 電力各社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、市町村の有線放送、防災行政無線により、住民に対する広報活動を行う。

ウ【関係機関が実施する対策】(電力会社)

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。
 - a 停電による社会不安除去に関する事項
 - (a) 停電の区域
 - (b) 復旧の見通し
 - b 感電等の事故防止に関する事項
 - (a) 垂れ下がった電線に触れないこと
 - (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
 - c 送電再開時の火災予防に関する事項
 - (a) 電熱器具等の開放確認
 - (b) ガスの漏洩確認

- (イ) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市町村の有線放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

第23節 都市ガス施設応急活動

第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧に当たっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 都市ガス施設応急復旧対策

(1) 基本方針

ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大の地域にあっては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないための調整の実施

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村道の被害状況の把握

(イ) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないための調整の実施

(ウ) 住民への広報活動

ウ【都市ガス事業者が実施する対策】

(ア) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

(イ) 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置

(ウ) 復旧人員の確保

(エ) 復旧資機材の調達

- (オ) 受入側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- (カ) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

エ【住民が実施する対策】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

2 都市ガス施設応急供給計画

(1) 基本方針

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。

また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する対策】

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

第24節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

2 実施計画

(1)【県が実施する対策】(環境部、建設部)

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

ア 環境部が実施する対策

(ア) 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。

(イ) 被災状況の把握を行う。

(ウ) 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

イ 建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧活動については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(2)【水道事業者等が実施する対策】

ア 県企業局が実施する対策

(ア) 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。

(イ) 長野県営水道指定給水装置工事事業者等に協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。

(ウ) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管からの取り出しを認める。

イ 市町村が実施する対策

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。
- (イ) 復旧体制の確立を行うものとする。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行うものとする。
- (エ) 住民への広報活動を行うものとする。
- (オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

(3) 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第25節 下水道施設応急活動

第1 基本方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

県及び市町村は、各々が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する対策】

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

県及び市町村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる必要もある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常召集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。

イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。県及び市町村は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第26節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごと必要な対策計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
- 2 市町村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 3 日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 県防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、臨時無線回線等を開設し通信の確保に当たる。(危機管理部、総務部、建設部)
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- エ 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。(危機管理部)

2 市町村防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、市町村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。

- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。
- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- オ 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

3 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難場所等に特設公衆電話を設置する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)が実施する計画】

ア 重要通信のそ通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

4 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出および保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用

- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項
- b 局間連絡系統開設順位
各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用しまたは併用する。
 - (a) 加入電話
 - (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
 - (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
 - (d) 放送回線
 - (e) 非常通信協議会加盟通信網
 - (f) 長野県防災行政無線電話通信網
 - (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
 - (h) 放送電波
 - (i) アマチュア無線局
- (ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。
 - a 常設、臨時掲示板による情報提供
 - b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
 - c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ【信越放送株】が実施する計画】

- (ア) 復旧の優先順位
 - a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
 - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
 - c サテライト局の復旧
 - d 連絡通信網の確保
- (イ) ラジオ対策
 - a ラジオマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。
 - b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
 - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。
 - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
 - c 放送中継網の確保
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応する。
- (ウ) テレビ対策
 - a 親局（美ヶ原送信所）対策
11CH確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
 - b 本社（中継車を含む）が全滅の場合
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応する。
 - c テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
 - d 放送中継網の確保
 - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
・キー局の放送波受信により対応する。

- ・ N T T～本社間に F P U をセットし対応する。
 - ・ 中継映像素材などの各局への送り出しは S N G により対応する。
- (b) S T L 回線障害の対策
- ・ N T T～本社間に F P U をセットし対応する。

ウ【株長野放送が実施する計画】

- (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
- a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図る。
非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
 - b 本社～送信所間の S T L 回線が故障した場合は、中継用の F P U を応急に使用する。
 - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
 - d N T T～演奏所間の同軸ケーブル(光ファイバー)が断となった場合は、最寄りの N T T 無線中継所から F P U により臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。
- (イ) 送信所が被災した場合
- a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA現用予備2台)で電力供給を図る。
 - b 現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保する。
 - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ【株テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 演奏所(放送センター・長野)が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所を S N G または F P U で結び放送を確保する。
- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺平サテライト間に F P U を設置して長野地域の放送を確保する。(他の地域の放送は不可能)
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。

オ【長野朝日放送株が実施する計画】

- 放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広報活動に協力する。
- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接 F P U で結び可能な限りの放送を確保する。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所設備の被災、およびS T L設備が被災し放送不能の場合
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設S T Lにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、J F N加盟社のF M電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) F M中継局が被災した場合
可搬型非常用F Mサテライト装置により速やかに復旧する。
- (エ) 災害地域の情報救済
部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時F M放送局の開設を検討する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

- ア 災害警備本部の開設
- イ 臨時中継所の開設
- ウ 臨時基地局の開設
- エ 衛星通信回線の開設
- オ 衛星通信車および応急用通信機器の支援要請
- カ 有線応急架設による応急回線の開設

第27節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、地震発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 基本方針

(1) 県

道路との交差部においては、鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るものとする。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(3) 東海旅客鉄道(株)

ア 部内規程の定めるところにより、危険防止措置を講ずる。

イ 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処する。

ウ 災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常召集計画による。

エ 鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努める。

(4) 長野電鉄(株)

災害が発生した場合、社規程の鉄道災害対策要綱により対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに災害対策活動に入るとともに被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、早期復旧と輸送の早期再開を図る。

(5) アルピコ交通(株)

災害が発生した時は、災害復旧心得に基づき、併発防止をしつつ、人命の救助を最優先とし、被害を早期に復旧し輸送の再開を図る。

(6) しなの鉄道(株)

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図る。そのためには、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

(7) 北陸信越運輸局

鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行う。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】(建設部)

ア 県は、特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、県に協力するものとする。

イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(2) 【東日本旅客鉄道(株)が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

ア 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(イ) 東日本旅客鉄道(株)管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣する。

エ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用につ

いて、定めておく。

オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

カ 災害復旧

(ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(3) 【東海旅客鉄道株が実施する対策】

ア 危険防止措置

- (ア) 地震を感知した場合、乗務員は危険な場所をさけ、運転を一時停止する。
- (イ) 駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとる。
- (ウ) 保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

イ 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図る。

ウ 災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行う。

(4) 【長野電鉄株が実施する対策】

ア 災害対策本部の設置

イ 本部は、次の業務を行う。

- (ア) 被害情報の収集と本部への伝達
- (イ) 職員の非常召集
- (ウ) 災害箇所の調査及び報告
- (エ) 応急復旧工事用機器資材の調達
- (オ) 不通箇所の代行振替輸送の検討手配を行う。

ウ 運転指令は、地震が発生して列車の運転が危険と判断した場合は、直ちに列車無線により列車の停止手配を指令し、次の処置をする。

- (ア) 停止した列車番号・位置を把握し、被害の状況確認に努める。
- (イ) 震度4以下の場合は、運転を再開する。この場合、状況が確認できないときは注意運転を指令する。
- (ウ) 震度5弱以上の場合は、線路の状態を総点検し、指示あるまで運転を再開してはならない。

エ 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力をつくし危険個所の点検後安全を十分に確認したのち運送業務にあたる。

(5) 【アルピコ交通株が実施する対策】

ア 災害が発生した時は、状況により、対策本部、復旧本部を開設する。

区 分	本 社	現 場
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故が発生したとき ・ 本線が5時間以上不通の見込みのとき 	対策本部	復旧本部

イ 対策本部

事故の復旧、動員、救援の計画及び応急対策並びに広報事務、その他の処理。

ウ 復旧本部

事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、復旧計画並びに復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他の措置。

エ 運転指令は、地震が発生して列車運転が危険と判断した時は、直ちに列車無線により停止手配を指令し、次の処置をとる。

(ア) 停止した列車の位置把握と被害状況の確認。

(イ) 震度4の場合、15m/h以下の注意運転、5弱以上は運転中止。

オ 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、危険個所の点検後、安全を十分確認した後、運転を再開する。

(6) 【しなの鉄道株が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努める。

ア 被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施する。

イ 旅客公衆等の避難及び誘導

災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによる。

ウ 水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

エ 災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておく。

オ 施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておく。

第28節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、県民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍県民、外国人旅行者等の災害時要援護者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

県、関係市町村、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供するものとする。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、総務部)

県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。

(ア) 広報資料の収集

広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。

(イ) 広報活動

テレビ、ラジオ、県ホームページ、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報
- b 応急対策に関する情報
- c 二次災害の予防に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g 犯罪防止に関する情報
- h それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- i ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
- j その他必要と認められる情報

- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。
発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により広報班長が行う。
- (エ) 中央官庁その他関係機関への広報
中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。
- (オ) 災害記録の作成
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、掲示板、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難場所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

ウ【放送会社が実施する対策】(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方气象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障害者、外国籍県民等の災害時要援護者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ【関係機関が実施する対策】

広報活動

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、関係市町村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、総務部)

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市町村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。

イ【国が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。

ウ【市町村が実施する対策】

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等

にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)

- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生す恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じて警戒避難情報を市町村、住民等に提供
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じて避難勧告等の措置を講じるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等にお

ける土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 かけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第30節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。
(全機関)
- (イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(農政部、林務部、建設部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとと

もに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(教育委員会)

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第3 1節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社)

(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。

(イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
なお、措置に当たっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 被害状況を把握し県のみでは、応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。(建設部、警察本部、道路公社)
- (イ) 必要に応じ、関東地方知事会・中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行う。(危機管理部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、市町村のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第3 2節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、市町村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 市町村における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等 応急対策

(1) 基本方針

市町村の水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を

回復させるものとする。

- (エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、農政部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

イ【市町村が実施する対策】

ダムを管理する市町村においては、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。(林務部)

(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)

(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。
(建設部、警察本部、道路公社)

(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。(建設部、警察本部、道路公社)

(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。

(建設部、警察本部、道路公社)

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

〔危険物関係〕

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

〔火薬関係〕

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

〔毒物劇物関係〕

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。(本章第8節 消防・水防活動参照)

(イ) 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関(危険物施設の管理者等)が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安

全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(商工労働部)
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
- (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】(商工労働部)

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施する。
 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとるものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。

- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請する。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（商工労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。

イ【（社）長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水利用者に対する通報を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破

損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

オ【ダム管理者が実施する対策】

(ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施するものとする。

(イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるもの

とする。

- (ウ) この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行うものとする。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(林務部)

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じるものとする。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

第34節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部）

- (ア) ため池の決壊時等において、速やかにため池の被害状況等について情報を入手する。
- (イ) 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報するものとする。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (ウ) 被害を拡大させないように早急に応急工事を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報するものとする。
- (イ) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。
- (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。
また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。
また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部）

- (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。
- (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。
- (ウ) 農作物の病虫害防除が広域にわたり必要となる場合は、航空機防除等の実施体制の調整を行うこととし、市町村からの申し出に基づき、長野県植物防疫協会農林航空部会が調整する。
また、必要に応じ、長野県農薬卸商業協同組合等を通じ防除農薬を確保する。
- (エ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。
- (オ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。
- (カ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。
- (イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会

等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。
- (イ) 作目別の主な応急対策
- a 水稲
 - (a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
 - (b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
 - (c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。
 - b 果樹
 - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
 - (b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
 - (c) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
 - (d) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - c 野菜及び花き
 - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
 - (b) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
 - (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
 - d 畜産
 - (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ
 - (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて適期刈取りに努める。
 - e 水産
 - 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(林務部)

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図りその防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第36節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

(ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

- a 児童生徒等が登校する前の措置
台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。
- b 児童生徒等が在校中の場合の措置
 - (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
 - (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
 - (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。
- c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

- (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - b 教職員の確保
災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。
 - c 学校給食の確保
学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握
児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - b 教職員の確保
災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。
 - c 教育活動
 - (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
 - (b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の

教育を行う。

- (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

- (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

- (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

イ 授業料の減免

(ア)【県が実施する対策】(総務部、教育委員会)

- a 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続きをとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。
- b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】(教育委員会)

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第37節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

2 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。(健康福祉部)

(イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。(健康福祉部、農政部、警察本部)

(ウ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。(健康福祉部、農政部)

(エ) 県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。(健康福祉部・農政部)

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

(イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

ウ【飼養動物の飼い主が実施する対策】

(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第38節 ボランティアの受入れ体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 災害対策本部にボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(健康福祉部)

- (ア) 市町村、防災関係機関を通じ被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報の提供に努める。
- (イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (ウ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するものとする。

ウ【社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体実施する対策】

救援本部等を設置し、県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

ア【県（健康福祉部）及び市町村が実施する対策】

災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ【社会福祉協議会が実施する対策】

- (ア) 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。
- (イ) 被災地の市町村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。
- (ウ) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

ウ【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市町村との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、県、市町村は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 主な活動

1【義援物資】（危機管理部）

- (1) 県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。
なお、混乱を防ぐために「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2【義援金】（危機管理部、会計局）

- (1) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
なお、県が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定めるものとする。
- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び関係機関が実施する対策】

(ア)【義援物資】

- a 県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

- b 県、市町村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。
- c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

(イ)【義援金】

- a 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。
- b 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。
 - (a) 委員会に寄託し配分する義援金
 - (b) 被災地へ直接送金する義援金(被災地が特定される場合)

イ【住民、企業等が実施する配慮】

(ア)【義援物資】

- a 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- b 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分（危機管理部）

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア【義援物資】

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

イ【義援金】

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

3 委員会の運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（資料編参照）の定めるところによる。

第40節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市町村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 県、市町村はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 災害救助法の適用

(1) 基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

(2) 活動の内容

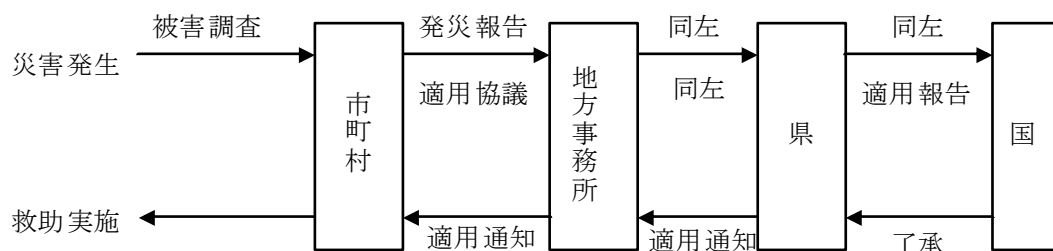
ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地方事務所長は、本章第2節に基づき被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 危機管理部長は、地方事務所長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。
- (ウ) 知事は、市町村長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。
なお、災害救助法を適用した場合は、公示、市町村長への通知等直ちに必要な手続きを行う。
- (エ) 市町村から災害救助法に定める「災害にかかった住宅の応急修理」に該当する者の被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置の要請があった場合は、協定締結先の長野県瓦事業組合連合会に依頼するものとする。（危機管理部）

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (イ) 市町村長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。
なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

【法の適用事務】



2 救助の実施

(1) 基本方針

県、市町村は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助の実施に関する職権は市町村長に委任することがある。
- (イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。
- (ウ) 知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

ウ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

- (ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。
- (イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

第41節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 県及び市町村が実施する対策（危機管理部、観光部）

ア 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

(2) 市町村が実施する対策

ア 観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(3) 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 県及び市町村が実施する対策（観光部）

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

(2) 市町村が実施する対策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。

(3) 関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。

第 4 章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

県・市町村は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する対策】

- (ア) 県、市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は県・市町村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は県・市町村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【県・市町村が実施する対策】

県、市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災市町村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】

- (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。
- (ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。
- (エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。
- (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
- (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努

めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（環境部）

(ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

(イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

a 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

b 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

c 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じるものとする。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は

県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

- (イ) 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

火山災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ【市町村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市町村における復興計画を作成するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

(イ) 防災まちづくりにあたっては、火山災害、火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保等为目标とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

- a 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- e 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

(エ) 建築物等の解体当による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ【住民が実施する計画】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 2 市町村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 3 関東財務局長野財務事務所は必要資金量を調査し応急資金の貸付を行う。

第3 活動の内容

1 県の資金計画

- (1) 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うに当たって必要な資金を迅速に調査し、掌握する措置を講ずる。
- (2) 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (3) 地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保する。

2 市町村の資金計画

被災市町村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

3 県、市町村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 12 災害復旧用木材の供給の支援を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 災害復興住宅建設等補助金（建設部）

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。

(イ) 災害公営住宅（建設部）

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

(ウ) 既存県営住宅の再建（建設部）

既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(エ) 県営住宅への優先入居（建設部）

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）

被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。

調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、り災証明書の発行を行うものとする。

(イ) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

(ウ) 既存市町村営住宅の再建

既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

(エ) 市町村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市町村営住宅への優先入居の措置を講ずるものとする。

(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 地方事務所長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。

(イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。

なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続きを行う。

- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告する。
- (イ) 被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。
- (ウ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
- (エ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (オ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

ウ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行う。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講じる。

イ【県（健康福祉部）・市町村が実施する対策】

県及び市町村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（商工労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

- (ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

イ【長野労働局が実施する対策】

- (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職のあっせんを行う。
- (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。
- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。
- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。
- (オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者に対して支給する弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害等を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市町村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(イ) 災害援護資金の貸付

市町村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

(2) 実施計画

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置を講じるよう指導する。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

8 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置を講ずる。

(ア) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

a 災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

b その他の災害

知事又は地方事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

知事又は地方事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は地方事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

イ【市町村が実施する対策】

地方税法又は市町村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（厚生労働省）及び関係機関と連絡・調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

(イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置を講ずる。

10 り災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期にり災証明の交付を行う。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付するものとする。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、総務部)

(ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地方事務所長に命じて被災者相談所(以下「相談所」という。)を設置する。

(イ) 相談所の所長は地方事務所長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地方事務所長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

(ウ) 相談所は、原則として地方事務所に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

(エ) 地方事務所長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるものとする。

(オ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、災害時要援護者にも配慮した適切な手段で広報を行う。

(カ) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村長は必要に応じ市町村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

(イ) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

12 災害復旧用材の供給

(1) 基本方針

災害復旧資材として、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】(林務部)

計画的な復興に向け、住宅建築や災害復旧工事に必要な木材の確保について、森林・林業関係団体と連携・協力をを行い、早期復旧に必要な供給について支援を行う。

また、材料となる原木については、県有林から率先して切り出せるよう、森林・林業関係団体との体制整備を図る。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林事業者に対する支援

(1) 基本方針

被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部、林務部）

(ア) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業者等に対して次の資金を融資する。

- a 被災農林事業者の経営安定に必要な資金
- b 被災農林業組合の事業運営資金

(イ) 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対し、次の資金を融資する。

- a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- b 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- c 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- d 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(ウ) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金を融資する。

(エ) 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。

被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(商工労働部)

- (ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。
中小企業融資制度資金(融資)
- (イ) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

修 正 経 過			
昭和38年 3月 22日	作成	平成元年 5月 15日	第26回修正
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成2年 5月 30日	第27回修正
昭和40年 2月 27日	第2回修正	平成3年 5月 21日	第28回修正
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成4年 6月 10日	第29回修正
昭和42年 3月 15日	第4回修正	平成6年 3月 9日	第30回修正
昭和43年 2月 29日	第5回修正	平成7年 3月 20日	第31回修正
昭和44年 2月 28日	第6回修正	平成8年 5月 23日	第32回修正
昭和45年 2月 27日	第7回修正	平成9年 3月 31日	第33回修正
昭和46年 2月 15日	第8回修正	平成10年 6月 30日	第34回修正
昭和47年 2月 25日	第9回修正	平成12年 3月 17日	第35回修正
昭和48年 2月 13日	第10回修正	平成13年 6月 18日	第36回修正
昭和49年 2月 22日	第11回修正	平成15年 3月 31日	第37回修正
昭和50年 2月 19日	第12回修正	平成16年 5月 21日	第38回修正
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正
昭和52年 2月 18日	第14回修正	平成18年 2月 17日	第40回修正
昭和53年 2月 28日	第15回修正	平成19年 6月 22日	第41回修正
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成20年 5月 29日	第42回修正
昭和55年 3月 31日	第17回修正	平成21年 3月 27日	第43回修正
昭和56年 3月 25日	第18回修正	平成23年 1月 11日	第44回修正
昭和57年 3月 25日	第19回修正	平成23年 7月 12日	第45回修正
昭和58年 3月 25日	第20回修正	平成24年 2月 15日	第46回修正
昭和59年 3月 29日	第21回修正		
昭和60年 3月 28日	第22回修正		
昭和61年 3月 25日	第23回修正		
昭和62年 3月 19日	第24回修正		
昭和63年 5月 23日	第25回修正		

長野県地域防災計画 風水害対策編

発行日	平成24年2月15日 第46回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 電話 026(235)7184(直通) ファクス 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp ホームページ 「防災のページ」「災害関連情報」



長野県地域防災計画

震災対策編

平成23年度修正

長野県防災会議

□□□ 震災対策編 □□□

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	2
第2節	防災の基本方針	■ 3
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	長野県の概況	■ 10
第5節	被害想定	11

第2章 災害予防計画

第1節	地震に強い県づくり	14
第2節	情報の収集・連絡体制計画	19
第3節	活動体制計画	22
第4節	広域相互応援計画	■ 26
第5節	救助・救急・医療計画	27
第6節	消防・水防活動計画	33
第7節	災害時要援護者支援計画	38
第8節	緊急輸送計画	■ 44
第9節	障害物の処理計画	45
第10節	避難収容活動計画	47
第11節	孤立防止対策	55
第12節	食料品等の備蓄・調達計画	■ 59
第13節	給水計画	■ 59
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	■ 59
第15節	危険物施設等災害予防計画	60
第16節	電気施設災害予防計画	■ 67
第17節	都市ガス施設災害予防計画	68
第18節	上水道施設災害予防計画	71
第19節	下水道施設災害予防計画	73
第20節	通信・放送施設災害予防計画	75
第21節	鉄道施設災害予防計画	■ 81
第22節	災害広報計画	■ 81
第23節	土砂災害等の災害予防計画	82
第24節	防災都市計画	■ 87
第25節	建築物災害予防計画	88
第26節	道路及び橋梁災害予防計画	92
第27節	河川施設等災害予防計画	95
第28節	ため池災害予防計画	97
第29節	農林水産物災害予防計画	98
第30節	積雪期の地震災害予防計画	100
第31節	二次災害の予防計画	105
第32節	防災知識普及計画	110
第33節	防災訓練計画	114

第34節	災害復旧・復興への備え	117
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	117
第36節	企業防災に関する計画	118
第37節	ボランティア活動の環境整備	120
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	120
第39節	震災対策に関する調査研究及び観測	121
第40節	観光地の災害予防計画	122

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	124
第2節	非常参集職員の活動	131
第3節	広域相互応援活動	132
第4節	ヘリコプターの運用計画	138
第5節	自衛隊災害派遣活動	138
第6節	救助・救急・医療活動	138
第7節	消防・水防活動	139
第8節	災害時要援護者に対する応急活動	143
第9節	緊急輸送活動	143
第10節	障害物の処理活動	144
第11節	避難収容及び情報提供活動	148
第12節	孤立地域対策活動	159
第13節	食料品等の調達供給活動	159
第14節	飲料水の調達供給活動	159
第15節	生活必需品の調達供給活動	159
第16節	保健衛生、感染症予防活動	159
第17節	死体の捜索及び処置等の活動	159
第18節	廃棄物の処理活動	159
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	159
第20節	危険物施設等応急活動	159
第21節	電気施設応急活動	159
第22節	都市ガス施設応急活動	159
第23節	上水道施設応急活動	159
第24節	下水道施設応急活動	159
第25節	通信・放送施設応急活動	159
第26節	鉄道施設応急活動	159
第27節	災害広報活動	159
第28節	土砂災害等応急活動	160
第29節	建築物災害応急活動	163
第30節	道路及び橋梁応急活動	165
第31節	河川施設等応急活動	166
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	168
第33節	ため池災害応急活動	176
第34節	農林水産物災害応急活動	177
第35節	文教活動	179
第36節	飼養動物の保護対策	183

震災対策編 目次

第37節	ボランティアの受入れ体制	183
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	183
第39節	災害救助法の適用	183
第40節	観光地の災害応急対策	183

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	186
第2節	迅速な現状復旧の進め方	186
第3節	計画的な復興	186
第4節	資金計画	186
第5節	被災者等の生活再建等の支援	186
第6節	被災中小企業等の復興	186

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節	総則	188
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	189
第3節	情報収集伝達計画	192
第4節	広報計画	196
第5節	避難活動等	198
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	202
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	204
第8節	児童生徒等の保護活動計画	206
第9節	消防・救急救助対策等	207
第10節	警備対策	208
第11節	防災関係機関の講ずる措置	209
第12節	売り惜しみ・買い占め等の防止	211
第13節	交通対策	212
第14節	緊急輸送	215
第15節	他機関に対する応援の要請	217
第16節	事業所等対策計画	218

※ページ番号の前に■を付している節については、風水害対策編を参照

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第1項及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本方針

→ 風水害対策編 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的的地方公共団体として、地震災害から市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること イ 関係機関との連絡調整に関すること
(4) 関東農政局 (長野地域センター)	ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(5) 中部森林管理局	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。

(6) 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
(7) 中部経済産業局	<p>電気の供給の確保に必要な指導に関すること。</p>
(8) 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。</p> <p>イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
(9) 中部近畿産業保安監督部	<p>電気の保安に関すること。</p>
(10) 北陸信越運輸局	<p>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。</p>
(11) 東京航空局 (東京空港事務所松本空港出張所)	<p>ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。</p> <p>イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア 地震情報、東海地震に関連する情報等の通報に関すること。</p> <p>イ 地震防災知識の普及に関すること。</p> <p>ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。</p>
(13) 信越総合通信局	<p>ア 電気通信の管理に関すること。</p> <p>イ 地震災害時における非常通信の確保に関すること。</p>
(14) 長野労働局	<p>ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。</p> <p>イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。</p>
(15) 関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局	<p>ア 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 <p>イ 応急・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 <p>ウ 警戒宣言時</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援 (8) 通信支援 (9) 人員及び物資の緊急輸送 (10) 炊飯及び給水支援 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与 (12) 交通規制の支援 (13) 危険物の保安及び除去

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 郵便事業(株)信越支社	災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。
(2) 郵便局(株)信越支社	災害時における窓口業務の確保に関する事。
(3) JR会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の地震防災に関する事。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関する事。
(4) 日本貨物鉄道(株)(関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(5) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。
(6) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。 イ 損傷通貨の引換えに関する事。
(7) 日本赤十字社(長野県支部)	ア 医療、助産等救助、救護に関する事。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 ウ 義援金の募集に関する事。
(8) 国立病院機構(関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関する事。
(9) 日本放送協会(長野放送局)	地震情報等広報に関する事。
(10) 日本通運(株)(長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力にすること。
(11) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株))

	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(12) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダム地震防災に関すること。
(13) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(豊科IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～豊科IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) 貨物自動車運送事業者	((社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (社)長野県エルピーガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。

(11) (社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会等	ア 県、市町村が行う地震災害応急対策の協力に関すること。

第4節 長野県の概況

→ 風水害対策編 参照

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成12、13年度の2か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ (km)	幅 (km)	傾斜	位置等
糸魚川-静岡構造線(北部)		8.0	80	20	60°E	小谷村～松本市
糸魚川-静岡構造線(中部)		8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町
信濃川断層帯		7.5	43	21	45°W	飯山市～長野市
伊那谷断層帯		7.9	68	20	60°W	南箕輪村～浪合村
東海地震		8.0	115	70	34°W	(平成13年想定)
阿寺断層系		7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県



想定震源の位置と大きさ

(※平成13年想定)

第3 被害の概要

1 県地震対策基礎調査の結果

項目	糸魚川-静岡線 (北部)	糸魚川-静岡線 (中部)	信濃川断層帯	伊那谷断層帯	東海地震		阿寺断層系	
					S54	H13 (概略検討)		
国による地震発生確率 (30年以内)	1.4% *1		ほぼ0%	ほぼ0%	—		北部6~11% 南部ほぼ0%	
規模(マグニチュード)	8.0	8.0	7.5	7.9	8.0	8.0	7.9	
震度	4~7	4~7	3~6強	4~7	4~5強	~6弱	4~6強	
人的被害 (冬季の夜)	死者	3,457人	2,820人	1,031人	1,144人	2人	24人	166人
	重傷者	4,528人	4,356人	1,698人	2,430人	44人	262人	629人
	軽傷者	87,118人	83,918人	32,850人	46,915人	899人	5,251人	12,385人
	避難者	413,956人	382,692人	163,525人	219,352人	1,149人	15,973人	44,333人
建築物被害	全壊・大破	106,255棟	105,925棟	28,804棟	61,955棟	102棟	1,939棟	8,674棟
出火棟数(冬・昼)	554棟	559棟	176棟	309棟	2棟	—	62棟	
焼失棟数(冬・夜)	12,583棟	11,865棟	4,738棟	3,365棟	1棟	—	689棟	
液状化被害地域	松本、安曇、大町	松本、安曇、諏訪	長野、飯山	飯田、伊那、諏訪	飯田、諏訪	—	飯田、諏訪	
水道配水管被害箇所	9,016箇所	11,563箇所	1,643箇所	4,285箇所	24箇所	—	668箇所	
都市ガス被害箇所	520箇所	572箇所	194箇所	140箇所	3箇所	—	44箇所	

*1 地震調査研究推進本部による発生確率の公表は北部中部を一連のものとして1箇所としている

2 東海地震の被害想定結果(中央防災会議:平成15年3月公表)

○人的被害(死者:人)

		建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

—:わずか

○建物被害(全壊棟数:棟)

		揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800

—:わずか

3 東南海・南海地震の被害想定結果(中央防災会議:平成15年9月公表)

※東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合の被害想定結果

○人的被害(死者:人)

	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計
5時	—	—	—	—
12時	—	—	—	—
18時	—	—	—	—

—:わずか

○建物被害(全壊棟数:棟)

	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
18時	約20	約70	約30	—	約100

—:わずか

第2章

災害予防計画

第1節 地震に強い県づくり

第1 基本方針

県内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては、地震防災基本計画に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設等に耐震性の確保、県土保全機能の増進等地震に強い県土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い県土づくり

(1) 現状及び課題

県内には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質をあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などにより耐震性の確保に努める。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン(防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策)〕や地震防災戦略(期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策)を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの市町村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、東南海・南海地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。
なお、事業の実施に当たっては、効果的・効果的に行われるよう配慮する。
- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井の脱落防止等の落下対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
 - b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。
 - d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
 - a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震に強い都市構造の形成
 - a 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築部や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。
なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
 - b 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- (イ) 建築物等の安全化
 - a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。
 - b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
 - c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
 - d 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の

整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
- (エ) 地質、地盤の安全確保
- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
 - b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- (カ) 災害応急対策等への備え
- 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 地震に強い都市構造の形成
- 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。
- (イ) 建築物等の安全化
- 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。
- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。
- (エ) 地盤、地質の安全確保
- 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。(危機管理部)
- (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。(警察本部)
- (エ) 震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。(危機管理部)
- (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究する。

(エ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)

(イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。(危機管理部)

(ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)

(エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)

(オ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

(カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

(イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のあつる堅固な場所へ設置するよう努める。

(ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

(エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

- (オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

第3節 活動体制計画

第1 基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 地震に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する他、各市町村に震度計を設置し、県内の震度情報の収集体制の整備を図る。

(イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

また、必要に応じ、見直しを行う。

(詳細は第3章第2節非常参集職員の活動に掲載)

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等

の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として地震・火山対策部会等を有する。

(イ) 地震・火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震・火山対策部会を設置し、地域防災計画における地震・火山対策の具体的樹立を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

(イ) 震災対策計画未整備市町村は、速やかに整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するもの

とする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、崩落の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)

(イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室の機能及び県警災害警備本部の機能を有する(防災センター)を活用し、災害時において迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。(危機管理部、総務部、警察本部)

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)

(オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備

備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

第4節 広域相互応援計画

→ 風水害対策編 参照

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害医療センター及び二次医療圏に1カ所の地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

平成23年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車30台、救急自動車141台（うち高規格救急自動車110台）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車81.6%*、救急自動車99.1%*である。（*：H21.4.1現在）

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。

- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。
- (エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
 - a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) a に掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄しているほか、日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、(社)長野県歯科医師会、(社)長野県薬

剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3カ所の血液センターに常時備蓄している。

このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の耐震施設への転換等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、次に掲げる事項を行う。
 - a 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。
 - c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品

備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1箇所指定した基幹災害医療センター、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、郡市医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう指導する。

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による、既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて指

導する。(危機管理部)

- (イ) 地域災害医療センターの耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)
- (ウ) 県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進める。また、建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。
- (イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図る。
- (ウ) 市町村立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行う。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートが多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計

画並びに救助活動計画の作成を指導する。（危機管理部）

- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第6節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模地震災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

平成23年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数14、消防署所数93、消防職員数2,446人、消防団員数36,262人である。また、平成21年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員72.7%、消防団員79.8%、動力消防ポンプ98.2%で、いまだ十分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、農政部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) 市町村に対し、市町村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。（危機管理部）
- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（危機管理部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

その際、地震による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模地震災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を

少量保有する施設の管理者に対し、地震発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模地震発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、地震発生時には、まず自分の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待って、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の使用を中止して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本県の河川は、大部分山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、地震発生の際は、前者では河岸の崩壊等による河道の堰止め、後者では堤防の沈下・すべり出し等による決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、堤防の含水比が非常に高く、決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかける結果となるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その

他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設立
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 水防管理団体への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防上緊急を要する事項の指示体制の整備
- (ケ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体(指定水防管理団体)の指定
- (コ) 水防団員の定員の基準の設定
- (サ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (シ) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (ス) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (セ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

- (ケ) 水防機関の整備
- (コ) 水防計画の策定
- (サ) 水防協議会の設立
- (シ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技

能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

第7節 災害時要援護者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、県、市町村及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する災害時要援護者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 在宅災害時要援護者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の災害時要援護者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 避難施設の整備

県及び市町村は、災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県及び市町村は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、災害時要援護者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 緊急通報装置等の整備

市町村は、災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(イ) 災害時要援護者の状況把握

市町村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要援護者の状況把握に努めるものとする。

(ウ) 災害時要援護者の態様に配慮した避難支援計画の策定

市町村は、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し、避難場所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援に発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

(エ) 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市町村防災・福祉担当及び自主防災組織や災害時要援護者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

(オ) 支援協力体制の整備

市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

2 社会福祉施設等対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障害者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対す

る安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。(危機管理部、健康福祉部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、市町村は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

イ【社会福祉施設等が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定を締結するように努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力する。

3 病院入院患者等対策

(1) 現状及び課題

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。

このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(イ) 県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

イ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

ウ【医療機関が実施する計画】

(ア) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機

材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍県民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍県民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

県及び市町村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍県民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(イ) 広域避難場所及び避難経路の周知

県及び市町村は、外国籍県民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識の普及を図る。(危機管理部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。(危機管理部、観光部)

(オ) 観光客の安全対策の推進(観光部)

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍県民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍県民等に対する支援体制

の整備を図るものとする。

(イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国籍県民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地している。

災害時要援護者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

県及び市町村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

ウ【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものも含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第 8 節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

第9節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市町村が行っているが、障害物除去体制について市町村と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1)【県が実施する計画】(各部局)

- ア 倒木処理に係る技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。(林務部)
- イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。(農政部)
- ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。(建設部)
- エ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。
- オ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。(警察本部)
- カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。(警察本部)
- キ 業者に対する車両、要員等除去体制・能力の充実を依頼する。

(2)【市町村が実施する計画】

- ア 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。
- イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】(各機関)

各機関の施設、設備などを定期的に巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

(4) 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第10節 避難收容活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

(イ) 高齢者、障害者、傷病者等災害時要援護者が利用する施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。（健康福祉部）

(ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）

- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオン株式会社中部カンパニー、株式会社エス・エス・ブイ、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会との協定に基づき連携を強化する。
(危機管理部・農政部)
- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、災害時要援護者、帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平素の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。
(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難計画の作成
次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
- a 避難勧告・避難指示を行う基準及び伝達方法
 - b 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - c 避難場所への経路及び誘導方法
 - d 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - e 避難場所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
 - f 広域避難地等の整備に関する事項
 - (a) 収容施設
 - (b) 給水施設
 - (c) 情報伝達施設
 - g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等

- (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報
- (イ) 災害時要援護者対策

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

 - a 所在、援護の要否等の状況把握
 - b 配慮すべき個々の態様
 - c 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
 - d 災害発生時の安否の確認
 - e 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
 - f 情報提供手段
 - g 配慮すべき救護・救援対策
 - h 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。(全機関)
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
- (ウ) 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 避難場所、避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。

- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

各市町村の地域防災計画において、避難場所が指定されているところであるが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び、災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部門)

- (ア) 県有施設について市町村の避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、避難場所及び避難路については複数とするよう配慮するとともに、職員は平素から障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定し、「市町村地域防災計画」に明記しておくものとする。
- (イ) 震災時の一時待避所としての屋外の避難地及び避難生活のための避難施設についてそれぞれ指定するものとする
- (ウ) 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行うものとする。
 - a 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所(路)を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。
 - b 避難場所(避難路)の安全性に特に配慮すること。
 - c 定められた避難場所(避難路)が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所(避難路)をあらかじめ定めておくこと。
 - d 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
- (エ) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。
- (オ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

- (カ) 避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し安全な空間となるよう努めるものとする。
- (キ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (ク) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。
- (ケ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (コ) 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (サ) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。
- (シ) 密集市街地をかかえる市町村は、必要に応じ、広域避難場所を選定確保するものとする。
- (ス) 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。
なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (セ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ソ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設についての避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 災害時要援護者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。
 - (a) 地震対策に係る防災組織の編成
 - (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 震災後における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする

- (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする
- (オ) 私立学校に対する指導（総務部）
私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第11節 孤立防止対策

第1 基本方針

長野県は県域の78%が山地であり、その間を8水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。

こうした地勢は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。

方 式 別	H22年度末市町村数
同報系（一斉通報）	65 (84.4%)
移動系（移動局）	69 (89.6%)
地域防災系（集落間通信）	0 (0.0%)
未 整 備	0 (0.0%)

※ 複数の方式を整備している市町村は複数計上

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。
- (イ) 市町村における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構えることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の災害予防対策を推進するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な地震が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、災害時要援護者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

市町村が行う災害時要援護者の実態把握についての支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (イ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で平成23年4月1日現在90.8%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、地震による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第12節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第 1 2 節 食料品等の備蓄・調達計画

第 1 3 節 給水計画

第 1 4 節 生活必需品の備蓄・調達計画

→ 風水害対策編 参照

第15節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力1,000キリットル以上の大規模貯油施設もあることから、これら施設においては、大規模地震等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

- a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。
- b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、地震時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、地震対策に係る自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震動による慣性力等によっ

て生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図るものとする。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況
- (イ) 自主防災組織の整備促進
緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。
- (ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進
市町村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。
また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。
- (エ) 相互応援体制の整備
近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。
- (オ) 県警察との連携
危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、地震災害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、地震により火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 商工労働部が実施する計画

- (ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- (イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
- (ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- a 自主保安体制の整備
大規模地震等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。
- b 緊急連絡体制の整備
行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。
- c 付近住民に対する周知
付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。
- イ 警察本部が実施する計画
関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。

- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積み避けるよう指導する。
 - j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。
 - k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。
 - l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
 - m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
 - n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。
 - o 災害発生状況を把握するため、地方事務所等に空気呼吸器などの体制整備を図る。
- (イ) 警察本部が実施する計画
- 関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要がある。

また、地震時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（商工労働部）

- ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- イ 地震時に、容器の転倒によるガスの漏洩が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒防止措置を徹底するよう指導する。
- ウ 大規模地震発生時における燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生並びにガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）の設置について、液化石油ガス販売事業者を把握する。
- エ 大規模地震発生時における容器周辺の配管等から大量のガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。特に学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等は優先的に設置するよう指導する。
- オ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報を実施するとともに、

液化石油ガス販売事業者等に対しても、一般消費者に対する周知を確実に行うよう指導する。

- カ 地震発生時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急出動体制の確立及び連絡手段の構築を図るよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- キ 液化石油ガス一般消費先に対し、効率的な緊急点検を実施するため、消費先の巡回順路をあらかじめ定めるとともに、住宅地図を整備するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- ク 緊急点検等に必要な資機材を整備し、必要に応じて備蓄するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- ケ 埋設管、集合供給設備等については、配管図面を整備し、地震時に直ちに使用できる状態にしておくよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- コ 地震時にとるべき行動・作業等についてのマニュアルを整備し、従業員等に熟知させるよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- サ 集中監視システムの設置促進について、液化石油ガス販売事業者を指導する。
- シ 大規模地震等における避難所等への臨時供給及び設備の応急復旧に対応できる体制並びに仮設住宅等への臨時供給体制について、他支部及び他県の応援を得る場合を含め、事前に整備しておくよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
特に冬期については、一刻も早い供給が必要になるため、積雪時、渋滞時等に対応できる臨時供給方法とするよう要請する。
- ス 災害時に避難所となる学校・病院等の公共施設の管理者に対し、自己管理に万全を期し、より安全性の高い対策を講じるよう要請する。
- セ 消防、警察等関係機関との情報連絡体制を確立しておくよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- ソ 地震防災対策強化地域内液化石油ガス保安対策会議関係機関相互の連絡提携により、地震防災対策を推進するための情報交換を行う。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- b 災害発生緊急通報システムを作成する。

- c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
 - d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
 - e 災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
 - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。
- (イ) 警察本部が実施する計画
- 毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 市町村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、震災発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、震災発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大

気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。震災発生時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- ア 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めること。
- イ その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

第 1 6 節 電気施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第17節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

地震の発生により、製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 大規模地震を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- 2 製造供給施設及び導管については、耐震性の有するものとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 3 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めしておく、地震発生時の対応を迅速に行う。
- 4 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 大規模地震対応マニュアルの整備

(1) 現状及び課題

大規模地震が発生した場合には、職員の確保、交通手段、通信方法及び情報収集の困難性並びに大規模な応急対策の立案・実施と日常とは著しく異なる事態となることから、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

都市ガス事業者は、数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備える。

2 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び（社）日本ガス協会の設計基準に準拠して耐震性に配慮している。

緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保全設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性が低いものがあり、取り替える必要がある。また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進している。

さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。

需要家の安全対策として、震度5強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

製造施設、供給施設及び導管の被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と関連のある数値（S I 値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

- ア 既設導管の取替え
- イ マイコンメータの全戸設置
- ウ 地震計の設置

3 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

地震発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

4 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

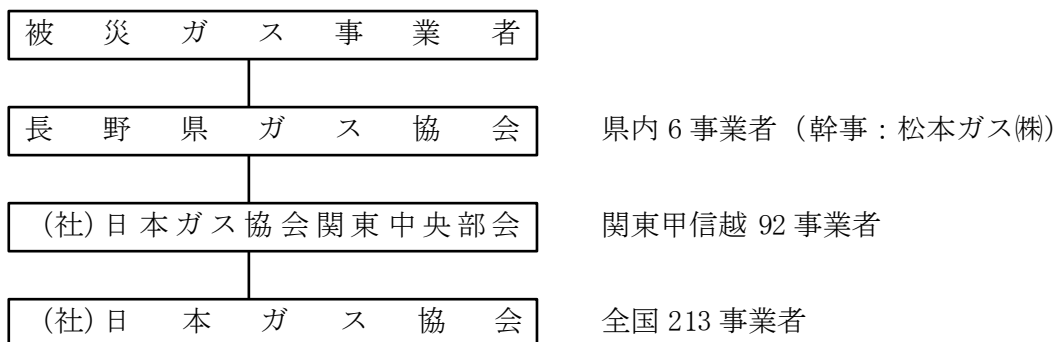
イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

- (ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。
- (イ) 都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。
 - a (社) 日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
 - b (社) 日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「東京パイプライン事故対策要領」
 - c 長野県ガス協会
「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

都市ガス事業者応援系統図



第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

（ア） 県企業局が実施する計画

- a 管路の耐震化を行う。
- b 浄水場の耐震診断を行い、必要に応じ補強工事を行う。
- c 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
- d 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- e 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。
- f 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

（イ） 市町村が実施する計画

- a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。
- b 配水システムの相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。

震災対策編 第2章第18節
上水道施設災害予防計画

- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

第19節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

県内の下水道整備は、昭和34年から進められてきており、施設の老朽化が進んでいる。また、特に処理場は、湖や河川に隣接している場合が多く、その地盤は決して良好とはいえない。

このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する計画】

- ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被災を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市町村は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 東日本電信電話㈱は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状および課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能またはふくそうの発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

2 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。

また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 各無線通信施設の耐震診断を実施済である。
- イ 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。
- ウ 各無線局の通信機器の据付にあたっては転倒防止・揺れ止め施工をしている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、建設部)

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中核機能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
- ウ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
- エ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
- オ 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成22年度末現在次のとおりである。

方式別	H22年度末市町村数
同報系(一斉通報)	65(84.4%)
移動系(移動局)	69(89.6%)
地域防災系(集落間通信)	10(13.0%)
未整備	0(0.0%)

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。

4 電信電話施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス(震度6弱)を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

電信電話会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話株が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施する。

- (ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策
 - a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。
 - b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。
- (イ) 電気通信設備の停電対策
 - 予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。
- (ウ) 設備監視体制
 - 通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。
- (エ) 重要ファイルの管理
 - 交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。
- (オ) 緊急受付窓口の強化
 - 災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。
- (カ) 災害時優先電話の活用
 - 現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。
- (キ) 特設公衆電話の早期設置による通信確保
 - 指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。
- (ク) 被災状況の早期把握
 - 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。
- (ケ) 危機管理、復旧体制の強化
 - a 社内情報連絡ツールの充実
 - b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- (コ) 電気通信設備の停電対策
 - 移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

・放送施設、局舎の耐震補強

長野放送会館、松本支局、美ヶ原放送所、富竹ラジオ放送所、島立ラジオ放送所の電源設備、保管庫などについては、耐震補強対策は完了している。

イ 信越放送(株)

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高压受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ (株)長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備システムを設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の耐震性について

社屋は平成3年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分ある。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の耐震固定の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S衛星経路によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図る。

イ【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加。
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施。
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直し。
- (イ) S T L送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行う。
- (ウ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (エ) 演奏所電源系改修を行う。
- (オ) S T L非常回線の設置を検討する。
- (カ) 非常用送信機設置等の実施。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署および無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。平成8年度にはヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を行っている。また、衛生通信固定局の整備を行い、災害に強い情報収集と同報性の確保を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行う。
- ウ 情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行う。
- エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行う。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第 2 1 節 鐵道施設災害予防計画

第 2 2 節 災害広報計画

→ 風水害対策編 参照

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。
- 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 3 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成23年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,974箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管413箇所、農政部所管320箇所）ある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべり防止施設の状態把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、地すべり危険箇所を住民に周知するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点

検を行うものとする。

- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成23年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,537箇所、崩壊土砂流出危険地区3,940箇所である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、毎年見直し調査を実施しており、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意している。平成19年度には、大幅な見直し調査を実施した。さらに市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていく。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険溪流は5,912溪流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生するおそれのある溪流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進する。
- (イ) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (ウ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険溪流を住民に周知するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、

土石流監視装置の整備を図る。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲でがけ崩れが発生している。現在の危険箇所数は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) がけ崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）

(イ) がけ崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。（農政部）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講じる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) がけくずれ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

(オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

5 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、災害時要援護者関連施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該災害時要援護者関連施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び災害時要援護者関連施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、災害時要援護者関連施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 災害時要援護者関連施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 災害時要援護者関連施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成23年4月1日現在で14,568区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は11,945区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に

留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、農政部、林務部、建設部）

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について市町村へ助言する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - a 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。
 - b 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第 2 4 節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第25節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また災害時要援護者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行うものとする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(ウ) 防火管理者の設置（全機関）

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置

県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築する。

(オ) 緊急地震速報の活用

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。（県有施設管理部局）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

なお、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域においては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

(ウ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

(エ) 緊急地震速報の活用

市町村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅・建築物耐震改修促進事業による助成

(a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。

b 住宅金融支援機構のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

(エ) 地震保険や共済制度の活用（危機管理部）

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

(イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び市町村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市町村はそれらの制度の普及促進に努める。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。

(イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。

(ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し、安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 特定行政庁

a 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じ

て改修工事を行うよう指導するものとする。

- b ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。
 - c 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。
- (イ) (ア)以外の市町村
- 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の震災に対する整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）
- (イ) 橋梁の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。（建設部、道路公社）
- (ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。
また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）
- (エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。（地方整備局）

- (イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。(地方整備局)
- (ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)
- (エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。
日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (カ) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建

設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

第27節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の補強を行う。
- 2 既存のダム施設等に関して、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。県内には洪水時にいったん破堤すれば、背後地に甚大な被害を及ぼす諏訪湖があるため堤防の耐震点検を行い、安全度の向上を図っている。又水害に強い県土作りを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

(イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

イ【市町村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性を向上させるもとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部、建設部、企業局）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

イ【市町村が実施する計画】

ダムを管理する市町村においては、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

第28節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

県下にはおよそ2,000か所にのぼる農業用ため池があり、築造後1,000年余を経過したと推定されるものから近年築造されたものまで様々である。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。

そこで、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等により、ため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか、受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、大規模地震発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

2 実施計画

(1)【県が実施する計画】(農政部)

- ア 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。
- イ 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。
- ウ 地震発生後のため池緊急点検に備えて、報告訓練等を実施する。

(2)【市町村が実施する計画】

- ア ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。
- イ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。

(3)【関係機関が実施する計画】

- ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにする。
- イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。

第29節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。
- (ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。

イ【市町村が実施する計画】

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。
- (イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

- (ウ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(林務部)

- (ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。
- (イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。
- (ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第30節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い県づくり、市町村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 5 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 6 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 7 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 8 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図る。
- 9 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。
- 10 スキー場利用客の避難・救助などの対策についての計画を定めるように努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状及び課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」を策定し、雪対策を推進している。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しう

るよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に 関し、あらかじめ所要の体制を確立する。(建設部)

(イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。(建設部)

(ウ) 有料道路においては、除雪機械及び要員の増強体制を整え、除雪体制の強化に努める。(道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(地方整備局)

(イ) 地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図る。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

エ【自主防災組織・住民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

3 鉄道運行の確保

(1) 現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

(ア) 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化

(イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

(ウ) 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備

4 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 消防防災ヘリコプターの活用により積雪時における輸送機能の充実強化を図る。(危機管理部)

(イ) 空港管理者は、空港の除雪体制を確保するとともに、除雪機械の計画的な整備を推進する。(企画部)

イ【市町村が実施する計画】

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備する。

5 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。（林務部）
- (イ) 雪崩危険区域の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。（林務部）
- (ウ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。（建設部）
- (エ) 融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。（建設部）
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう液化石油ガス販売事業者を指導する。（商工労働部）
- (カ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずるものとする。

6 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。

- (エ) 克雪住宅の対策について、積雪を見込んだ木造住宅の構造方法等を手引きとして示すなど、雪に強い住宅建設の促進を図る。
- (オ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

7 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

- (ア) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。
- (イ) 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。
- (ウ) 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。
- (エ) 多雪式消火栓の整備を図る。

8 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備
- (イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- (ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

- (イ) 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

9 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。
- (イ) 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- (ウ) 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

10 スキー客等に対する対策

(1) 現状及び課題

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。また、スキー場は、山間地に存するため、地震時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。

(2) 実施計画

ア【市町村が実施する計画】

スキー場を有する市町村にあっては、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について地域防災計画等で定めるよう努める。

イ【スキー場事業者が実施する計画】

スキー場事業者はスキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定めるよう努める。

第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

〔建築物や宅地関係〕

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から県民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

〔道路・橋梁関係〕

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

〔建築物や宅地関係〕

ア【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 建築士を対象にした被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行う。

(イ) 建築士等を対象にした被災宅地応急危険度判定士の養成・登録を行う。

イ【市町村が実施する計画】

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備するものとする。

〔道路・橋梁関係〕

ア【県が実施する計画】

(ア) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。（林務部）

(イ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。（建設部、道路公社）

イ【市町村が実施する計画】

市町村はそれぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する計画】(危機管理部)

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入検査の実施等指導の強化

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[火薬関係]

ア【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】（商工労働部）

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- (ウ) 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

イ【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (イ) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置するものとする。
- (ウ) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。
特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- (エ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】(健康福祉部)

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ【関係機関が実施する計画】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 補助河川改修事業を推進し、併せて県単独事業も推進して河川の整備を図る。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要があると認められる施設について整備を図るものとする。

エ【ダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるような体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土砂災害危険箇所の把握
- (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 地震及び津波に関する一般的な知識
- b 地震発生時の地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)及び津波に関する知識
- c 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- d 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- e 地震が発生した場合の出火防止、救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- f 正確な情報入手の方法

- g 災害時要援護者に対する配慮
- h 男女のニーズの違いに対する配慮
- i 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- j 平素住民が実施しうる食料等の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- k 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- l 東海地震、東南海・南海地震に関する知識
 - (a) 東海地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (b) 東南海・南海地震防災対策推進地域においては、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合のほか、両地震が数時間から数日の時間差において連続して発生した場合に生じる危険等の知識
- m 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- n 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
- (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
- (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に協力するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】（総務部、教育委員会）

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 災害時要援護者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第33節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

県、市町村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

現在、県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合防災訓練

県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施時期

共催する市町村と調整し決定する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

(ウ) 実施方法

県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

イ 地震総合防災訓練

県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

防災の日（9月1日）に実施する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施する。

(ウ) 実施方法

県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした、地震総合防災訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の熟知を図るよう努める。

ウ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

(ア) 水防訓練

県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難勧告等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

エ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（警察本部）

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

- a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。
- b 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるものとする。
- c 災害時要援護者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

→ 風水害対策編 参照

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取り組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1)【県（全部局）、市町村が実施する計画】

(ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

(イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(2)【企業が実施する計画】

(ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

(イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力

等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第 3 7 節 ボランティア活動の環境整備

第 3 8 節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な震災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、長野県地震対策基礎調査を実施し、県内における被害想定を行っているところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取り組み

県・市町村・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1【県が実施する計画】(危機管理部)

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営に参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。
また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。
(危機管理部)

2【市町村が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市町村内のデータの累積に努めるものとする。

第40節 観光地の災害予防計画

→風水害対策編 参照

第3章

災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部、県有施設管理局）

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

イ 【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。

県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県本庁の応援が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
職業訓練施設被害	施設管理者	地方事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災、避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、取りまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。

- d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- (ウ) 市町村の実施事項
 - a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
 - b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。
- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

- (ア) 緊急地震速報（警報・予報）
緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。
県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民への伝達を行うものとする。
 - a 緊急地震速報（警報）
最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。
 - b 緊急地震速報（予報）
最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。
- (イ) 震度速報
震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。
地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。
- (ウ) 地震情報（震源に関する情報）
震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。
地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報

a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は総務班。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

震災対策編 第3章第1節
災害情報の収集・連絡活動

- イ 可搬型移動無線、携帯電話、MCA移動無線等の移動系無線機器の活用を図る。
(危機管理部)
- ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。(危機管理部)
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。
(危機管理部)
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。(危機管理部)
- カ 県(警察)有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。(警察本部)

(2)【市町村が実施する事項】

- ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(3)【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱いを図る。

別記 災害情報収集連絡系統

→ **風水害対策編 参照**

第2節 非常参集職員の活動

→風水害対策編 参照

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところに、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮するものとする。

また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

<p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発表され、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<p>・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）</p>
<p>東南海地震，南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<p>・「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月21日中央防災会議決定） ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ）</p>

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

- 緊急消防援助隊
- 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、広域緊急援助隊等の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する指示

知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その応急措置の実施

に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。

- 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」
全国知事会 47都道府県
- 「震災時等の相互応援に関する協定」
関東地方知事会 1都9県
- 「災害応援に関する協定」
中部圏知事会 9県1市
- 「災害時の相互応援に関する協定」
新潟県

- (b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

- c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第2節 非常参集職員の活動」による。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 消防に関する応援要請

- a 県内市町村に対する応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

- b 他都道府県への応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

- (a) 緊急消防援助隊

- (b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- (c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等もみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あつせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行う

ことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

ア 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

(1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の

負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

第4 他の都道府県等への応援

県及び市町村は、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図るものとする。

この場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村と県が協議の上、必要事項を定めることとする。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 →風水害対策編 参照

第4節 ヘリコプターの運用計画

第5節 自衛隊災害派遣活動

第6節 救助・救急・医療活動

→風水害対策編 参照

第7節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路

管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

(b) 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

大規模地震発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

地震による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者(市町村長)、関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者(市町村長)及び関係機関等へ伝達する。

(ウ) 被害状況等の把握・指示

浸水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者(市町村長)、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

(エ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

(オ) 市町村長(水防管理者)から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

イ【市町村(水防管理団体)が実施する計画】

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者(市町村長)は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(イ) 通報・連絡

水防管理者(市町村長)は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者(市町村長)は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

(エ) 応援による水防活動の実施

- a 市町村長(水防管理者)は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

- b 市町村長(水防管理者)は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

ウ【ダム・水門等の管理者が実施する計画】

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

エ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

（ア） 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

（イ） 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

第8節 災害時要援護者に対する応急活動

第9節 緊急輸送活動

→ 風水害対策編 参照

第10節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急交通路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急交通路をを通行止めとする。(警察本部)
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。(警察本部)
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。(警察本部)
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。(警察本部)
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。(警察本部)

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

- (エ) 応援協力体制
 - a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

- (ア) 実施機関
 - 自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む。)の除去は、その者が行うものとする。
- (イ) 障害物除去の方法
 - 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。
 - b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

- c 放置車両、被災車両等放置物件は、保管場所へ移送、保管する。(警察本部)
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集積場所は、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 障害物の集積場所(全部局)
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
なお、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

- (ア) 実施機関
 - 各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 障害物の集積場所
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第11節 避難収容及び情報提供活動

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難勧告、避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示を行う。

避難勧告・避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
	避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	避難指示	市町村長	〃	〃
	〃	水防管理者	水防法第29条	洪水
	〃	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
	〃	警察官	災害対策基本法第61条	〃
	〃	自衛官	警察官職務執行法第4条	〃
	避難所の開設、収容	自衛官	自衛隊法第94条	〃
		市町村長		

(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことがで

きなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

イ 避難勧告、避難指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難勧告、避難指示及び報告、通知等

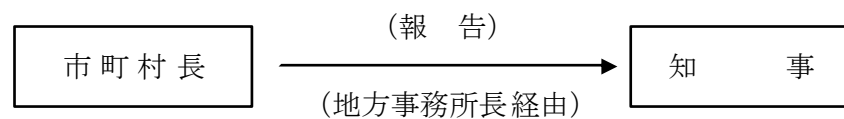
(ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置

a 避難勧告、避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）



（報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

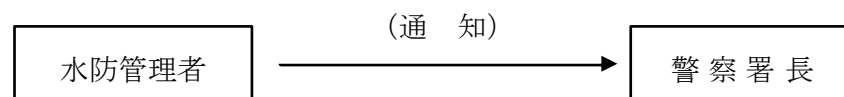
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



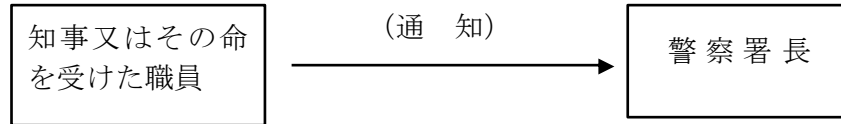
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

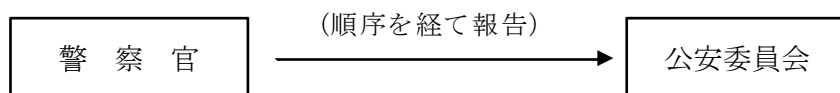
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）



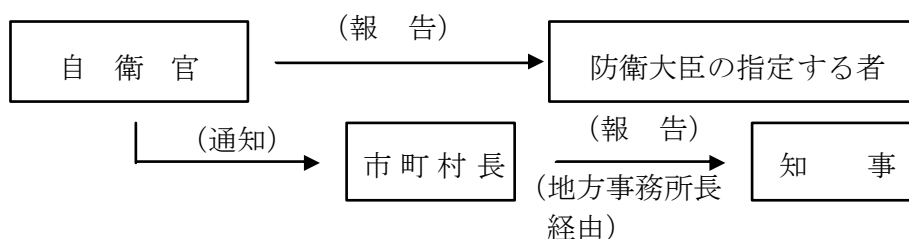
(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその

場にはない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難勧告、避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難勧告、避難指示の内容

避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難勧告、避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

キ 災害時要援護者の状況把握

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は来庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難勧告及び避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する計画】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

h 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ【住民が実施する計画】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)
 - a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。
 - b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
 - a 避難場所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力するものとする。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
 - c 幼児及び児童生徒が在学時に地震が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 災害時要援護者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (カ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (キ) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ク) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- (ケ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (コ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (サ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (シ) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (ス) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途

絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルート調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。
- (ウ) (社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (社)プレハブ建築協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供する。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力をを行う。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- 第12節 孤立地域対策活動
- 第13節 食料品等の調達供給活動
- 第14節 飲料水の調達供給活動
- 第15節 生活必需品の調達供給活動
- 第16節 保健衛生、感染症予防活動
- 第17節 死体の捜索及び処置等の活動
- 第18節 廃棄物の処理活動
- 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- 第20節 危険物施設等応急活動
- 第21節 電気施設応急活動
- 第22節 都市ガス施設応急活動
- 第23節 上水道施設応急活動
- 第24節 下水道施設応急活動
- 第25節 通信・放送施設応急活動
- 第26節 鉄道施設応急活動
- 第27節 災害広報活動

→ 風水害対策編 参照

第28節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

(イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。

イ【国が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。

ウ【市町村が実施する対策】

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等

にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)

- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。
- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事の実施
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じて避難勧告等の措置を講じるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。
- (イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講じる。

(ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 かけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部、農政部、林務部)

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。(全機関)
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。(県有施設管理部局)
- (ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(全機関)

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずるものとする。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措

置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。
- (イ) 市町村から、被災住宅の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害の状況を把握し、被災住宅の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（教育委員会）

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第 3 0 節 道路及び橋梁応急活動

→ 風水害対策編 参照

第3 1節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

地震による被害を軽減するため、市町村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 市町村における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な地震が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等 応急対策

(1) 基本方針

市町村の水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

復させるものとする。

- (エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

イ【市町村が実施する対策】

ダムを管理する市町村においては、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するため応急危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

〔建築物関係〕

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害から県民を守るための措置を講じる。

〔道路及び橋梁関係〕

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

〔建築物関係〕

ア【県が実施する対策】（建設部）

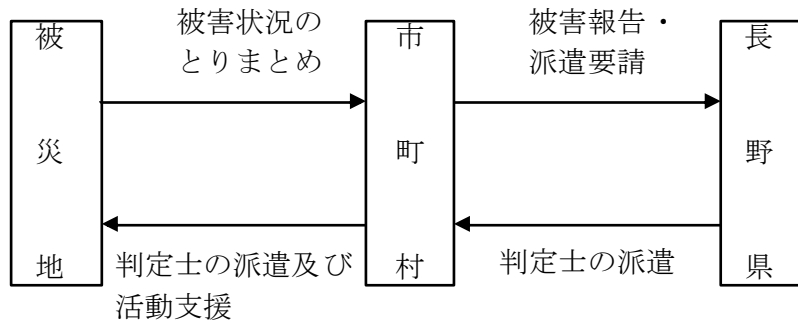
災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- a 応急危険度判定士の派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- c 市町村内の被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 市町村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとるものとする。



ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部、道路公社）
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。
また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部、道路公社）

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じるものとする。

- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第7節 消防・水防活動参照）
- (イ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市

町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

【火薬関係】

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。（商工労働部）
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類

施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。（警察本部）

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を非難させるものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】（商工労働部）

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

b 施設の保安責任者は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。

c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。

g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。

h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請する。

(イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。

a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。

b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。

c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請する。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（商工労働部）

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請するものとする。

イ【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。
- (エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (オ) 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。
- (イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。
- (ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

エ【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
- (ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二

次災害から県民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台）

長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

第33節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、定めた規模のため池について速やかに緊急点検をする。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部）

(ア) 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。

(イ) ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。

(イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。

(ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市町村へ報告するものとする。

(イ) 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。

(ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。

第34節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(農政部)

(ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。

(オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。
また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(林務部)

被災状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 市町村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第35節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

(ア) 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 第一次避難場所への避難誘導

- (a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (b) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

b 第二次避難場所への避難誘導

- (a) 第一次避難場所が危険になった場合は、市町村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- (b) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (c) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という）、当該市町村及び関係機関に報告又は連絡する。

c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保

護者に直接引き渡す等の措置をとる。

- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。
- a 県立学校施設・設備の確保
- (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
- b 教職員の確保
- 災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。
- c 学校給食の確保
- 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
- a 被害状況の把握
- 児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。
- b 教職員の確保
- 災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。
- c 教育活動
- (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。
- この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

- (b) 被災した児童生徒等を学校に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育を行う。
- (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
 - (a) 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市町村における調達が困難な時は、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- (ア) 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続きをとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。
- (イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

（ア）【県が実施する対策】（教育委員会）

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

（イ）【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第 3 6 節 飼養動物の保護対策

第 3 7 節 ボランティア活動の受入れ体制

第 3 8 節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第 3 9 節 災害救助法の適用

第 4 0 節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照

第4章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第3節 計画的な復興

第4節 資金計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第6節 被災中小企業等の復興

→ 風水害対策編 参照

第5章

東海地震に関する 事前対策活動

第1節 総則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び 警戒宣言発令時の活動体制

第1 県の体制

- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

なお、各体制の人員については、別表「『東海地震に関連する情報』に対応する県の活動体制」による。

(1) 東海地震に関連する情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進

※「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

(2) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置する。

ア 本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

イ 本部の位置及び活動要領

(ア) 地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

(イ) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第17条第7項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。

- 2 東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。
- 3 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 市町村の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
 - a 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - b 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - c 管理している施設の緊急点検
 - d 公立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「市町村地震災害警戒本部」を設置し、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市町村内における地震防災対策の実施

第3 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

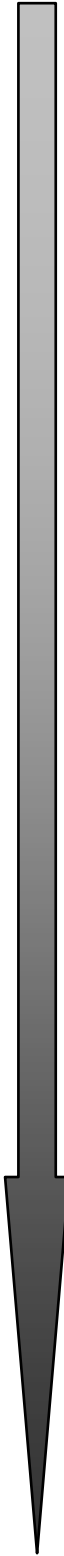
- a 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- b 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- c 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

別表「『東海地震に関連する情報』に対応する県の活動体制」

危険度	東海地震関連情報		県地域防災計画に規定する対応		
	名称	発表基準等	主な防災対策活動	活動体制	配備人員
	東海地震に関連する調査情報(臨時)	○観測データに通常とは異なる変化が観測され、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合	①連絡要員の確保 ②情報収集	東海地震観測体制	28 〔警戒二次相当〕
	↓				
	東海地震注意情報	○東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合	①地震注意情報等の収集・伝達・防災対応等に関する広報 ○住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置準備 ③地震防災応急対策の準備 ○警戒宣言時の対応確認 ○地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入準備、物資、資機材等の確認 ○管理施設の緊急点検 ○県立学校の児童・生徒の引渡し等安全確保等	東海地震注意体制	1,482 (全職員)
	↓				
	東海地震予知情報	○警戒宣言発令 ◎東海地震が発生するおそれがあると認められた場合	①地震災害警戒本部の設置 ①地震予知情報等の収集・伝達 ②防災関係機関等の対策状況の収集・国への報告 ③地震防災応急対策の実施・総合調整 ④広域的応急対策の実施	東海地震警戒体制	1,482 (全職員)
↓					
発災		①地震災害対策本部の設置 ②応急対策活動	全体体制	1,482 (全職員)	

第3節 情報収集伝達計画

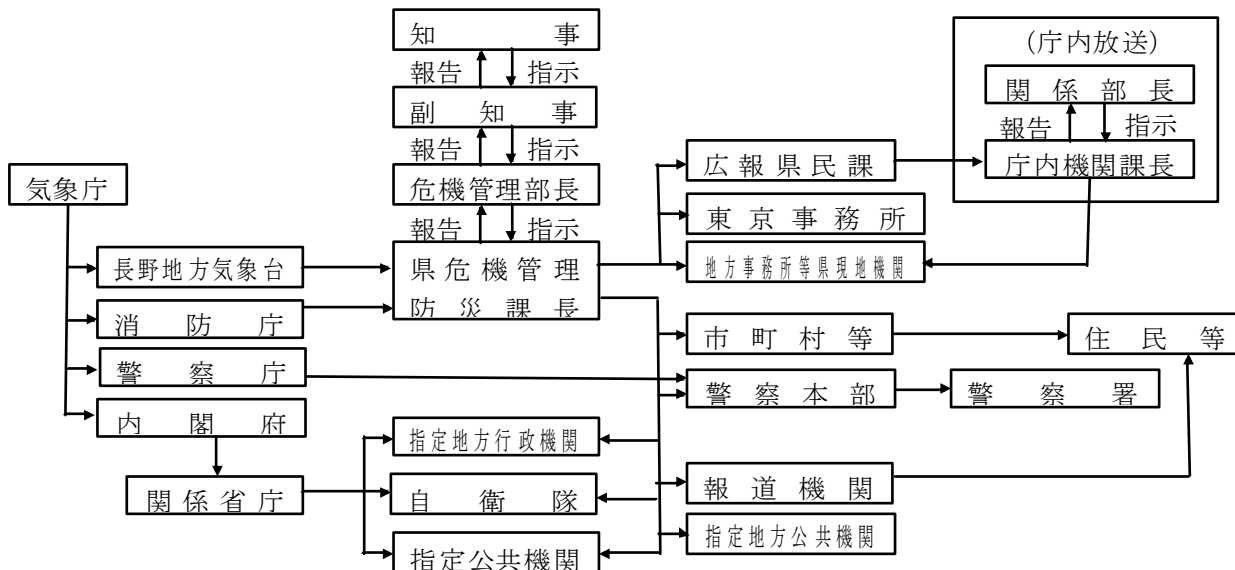
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

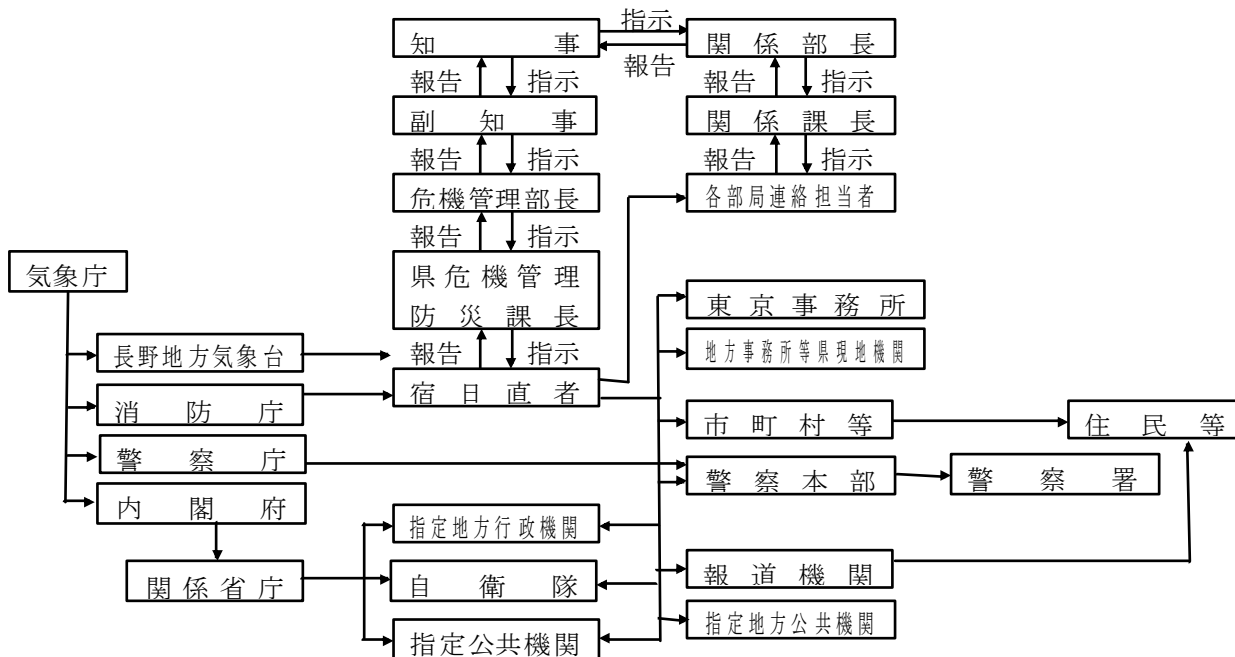
1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

ア 勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、東

海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

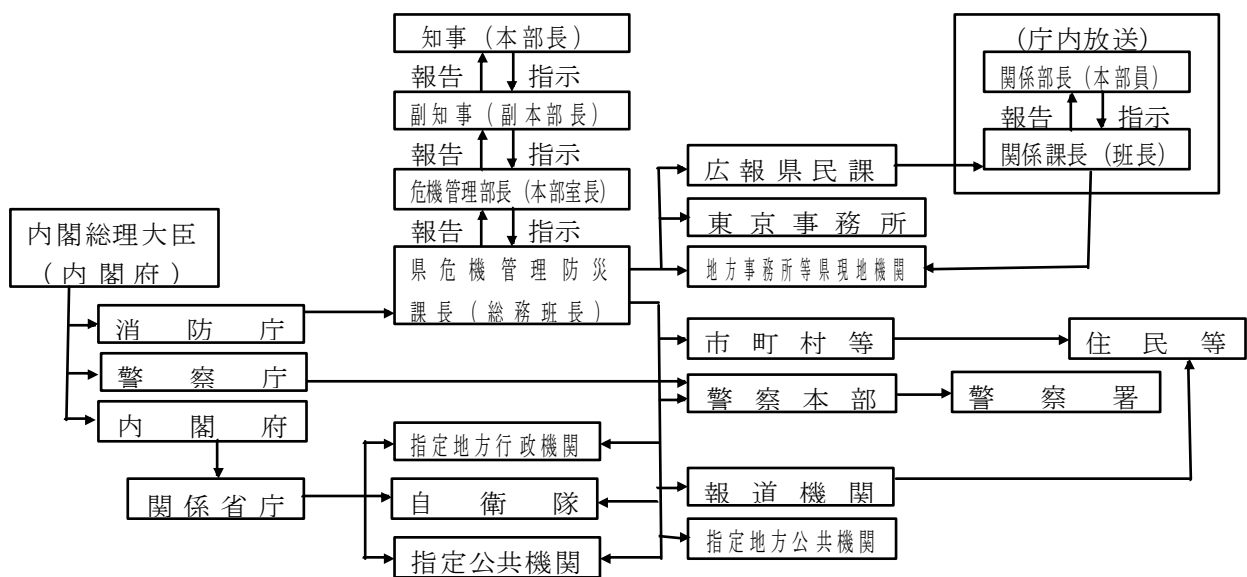
ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。

イ 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。

ウ 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して(1)の伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長 (県警戒本部総務班長) は、直ちに系統図に従い知事 (県警戒本部長) へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料配付する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）</p>
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<p>【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）</p>
東海地震に関連する調査情報（定例）	<p>【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者－市町村－保健福祉事務所（保健所）－県警戒本部（健康福祉部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部（危機管理部） （農協－市町村－地方事務所－県警戒本部）（農政部） （労働金庫－県警戒本部）（健康福祉部） （その他の金融機関－地方事務所－県警戒本部） （危機管理部）
主要食料の在庫状況等	長野農政事務所－県警戒本部（農政部）
列車の運転状況、旅客の状況	J R 各社－県警戒本部（企画部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部（企画部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	N T T (株)－県警戒本部（危機管理部）
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部（健康福祉部） (社)県医師会－県警戒本部（健康福祉部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県警戒本部（建設部） 地方整備局－県警戒本部（建設部） 市町村－建設事務所－県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	(社)県トラック協会－県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村－地方事務所－県警戒本部（危機管理部）
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部（教育委員会） 私立学校－県警戒本部（総務部）

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、県警察本部）

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

(2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、県警察本部）

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

(2) 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車等により実施する。

なお、外国籍県民等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

3 【市町村が実施する計画】

市町村においては、前記1及び2に準じた、内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

4 【防災関係機関が実施する計画】

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(4) NTT東日本(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信のそ通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

(5) JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

(6) 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

(7) 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

(9) その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、災害時要援護者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動の内容

1 避難の勧告又は指示

(1) 【県が実施する計画】

ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告、避難指示の実施に関する連絡調整及び指導を行う。（危機管理部）

イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）

ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

(ア) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示

(イ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所からの退去

(ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置

エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

オ 次の事項について市町村に協力する。（各部局）

(ア) 県が管理する施設の開放

(イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容

(ウ) 県が把握する物資等の供給、あっせん

(エ) 給水資機材の配備

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市町村長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他市町村長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難勧告、避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市町村長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、市町村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 収容者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

(3) 【住民が実施する計画】

平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市町村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 市町村は、警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

- ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。
- エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。
- オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないように配慮するものとする。

3 屋内避難

(1) 【県が実施する計画】

- ア 市町村が、屋内避難施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。(危機管理部、建設部)
- イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。(各部局)

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の災害時要援護者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」(以下「屋内避難指針」という。)(資料編参照)の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- イ 市町村は、指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。
- ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め災害時要援護者に配慮した対策を講じるものとする。

4 災害時要援護者関連施設における避難対策

(1) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の災害時要援護者関連施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村を指導する。

(2) 【市町村が実施する計画】

市町村は、避難対象地区内の災害時要援護者関連施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法を調整しておくものとする。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達(夜間等を含む)
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(3) 【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する計画】

災害時要援護者関連施設の管理者は、市町村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
- ・利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【県が実施する計画】

- ア 県は、避難地の設定等について状況を把握するとともに、市町村を指導する。
- イ 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
- ウ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。
- エ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難地及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 市町村は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。
- イ 避難地の設置及び運営については、次により行うものとする。
 - (ア) 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。
また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
 - (イ) 避難地で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。
なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
 - (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - (エ) 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - (オ) 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て市町村が行う。
 - (カ) 避難地には、運営のため必要な市町村職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し市町村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとする。

県及び市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、県及び市町村は必要な措置を講ずるものとする。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、企画部、商工労働部、農政部)

ア 市町村長の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会、生活協同組合連合会、農協中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。

この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行うものとする。

エ 市町村は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

また、上記の要請が可能となるよう、各市町村における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【関係機関が実施する計画】(農林水産省 総合食料局)

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

(4) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、環境部、企業局)

- ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を行う。
- イ 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。
- ウ 広域的な応援体制を確立する。
- エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。
- オ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。
- オ 物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

県及び市町村は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1) 【県が実施する計画】(健康福祉部)

- ア 市町村、日赤長野県支部、医師会等に対して医療救護活動の準備を要請するとともに、県立医療機関での医療救護活動の準備を整える。
- イ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品等の緊急配分の準備を要請する。
- ウ 強化地域以外の医療関係機関を含め、救護班派遣可能数及び搬送患者受入可能数を把握する。
- エ 強化地域内の医療搬送拠点の確保を図る。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 郡市医師会等に対し、救護班の出動準備を要請するものとする。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。
- エ 傷病者の搬送準備をするものとする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

- ア 日本赤十字社長野県支部
日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。
県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。
- イ (社)長野県医師会、郡市医師会
市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。
- ウ 災害拠点病院
発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- エ 国立病院機構、大学病院
県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣

するものとする。

オ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

カ (社)長野県薬剤師会

県から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

県及び市町村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をするものとする。

(1) 【県が実施する計画】(健康福祉部)

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(2) 【市町村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動の内容

1【県が実施する計画】（教育委員会）

県立の学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、当該市町村警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、当該市町村警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2【市町村（教育委員会）及び私立学校が実施する計画】

県（教育委員会）が実施する計画の例に準じて、市町村の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第9節 消防・救急救助等対策

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市町村は、市町村地域防災計画及び市町村消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、県・市町村は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、警察本部）

- (1) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消火薬剤・資機材、救急救助資機材等県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策用員の参集状況を確認する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。（危機管理部、警察本部）
- (3) 迅速な救急救助のため体制を確保する。（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (4) 警戒宣言が発せられた場合、報道機関の協力を得て、住民等に対し、火気使用の自粛、消火の準備等火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。（危機管理部、総務部）

2 【市町村が実施する計画】

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図るものとする。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行うものとする。
- (5) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

3 【関係機関が実施する計画】（自衛隊、消防本部）

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。（消防本部）
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。（消防本部）

第10節 警備対策

第1 基本方針

警察本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第2 活動の内容

【県が実施する計画】（警察本部）

(1) 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

(2) 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

(3) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

(4) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第2 活動の内容

1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信のそ通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言版・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等を行い、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 郵便事業(株)及び郵便局(株)

(1) 郵便事業(株)（信越支社）及び郵便局(株)（信越支社）は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。

(3) 郵便事業(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

(4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。

(5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】（企画部、警察本部）

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 警戒宣言に便乗した悪質商法事犯の取り締まりや広報啓発活動を行うものとする。（警察本部）

2 【市町村が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

3 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

【県が実施する計画】（警察本部）

- (1) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- (2) 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- (3) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- (4) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。
- (5) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。
- (6) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。
- (7) 自動車運転者の執るべき措置の指導
平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中の時	<p>① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。</p> <p>② 車両において避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。</p>
避難する時	<p>第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。</p>

【市町村が実施する計画】

- (1) 市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- (2) 市町村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

【東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)が実施する計画】

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

【路線バス会社が実施する計画】

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

2 鉄道に関する事項

【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

【市町村が実施する計画】

市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

【JR会社が実施する計画】

(1) 東海旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。
- (イ) 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - ・ 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
 - ・ 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
- (ウ) 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - ・ 強化地域内への進入を禁止する。
 - ・ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - ・ 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。
 - ・ 強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曾駅）以北の運転を必要に応じ速度を制限して可能な限り確保する。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の

運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止をしようようする。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

- (イ) 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行う。
- ・ 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。
 - ・ 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車(夜行寝台列車等)は、原則として強化地域内への入り込みを規制する。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。
 - ・ 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施する。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表する。
- (イ) 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあっ旋を行う。
- (ウ) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行う。
- ・ 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - ・ 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させる。
 - ・ 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行う。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、県、市町村及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 【県が実施する計画】

(1) 交通規制等

ア 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。(警察本部)

イ 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。

ウ 交通規制等にあって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(社)長野県警備業協会に協力を求める。

(2) 輸送手段の確保

ア 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。(危機管理部)

イ 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。(総務部)

ウ 緊急輸送を実施するため必要に応じて(社)長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救護輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。(危機管理部)

(3) 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議のうえ、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

3 【市町村が実施する計画】

(1) 市町村は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。

(2) 市町村は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

4 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

※ 本県における緊急輸送ルートについては、資料編に掲載

5 緊急通行車両の確認

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

第15節 他機関に対する応援の要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

第2 活動の内容

1 協定等に基づく応援要請等の準備

【県が実施する計画】

- (1) 県は、災害が発生し、他の都道府県等からの協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努めるものとする。(危機管理部)
- (2) 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するように努めるものとする。

なお、県は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市町村及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備を行うものとする。

2 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

【県が実施する計画】

- (1) 知事（地震災害警戒本部長）は、必要があるときは、国の地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）（内閣総理大臣）に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

- (2) また、地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。

連絡先は、震災対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」のとおり。(時間内は第三科、時間外は駐屯地当直司令)

第16節 事業所等対策計画

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行うものとする。

第2 活動の内容

1【事業所等が実施する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。

ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

2【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。

この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

修 正 経 過			
昭和38年 3月 22日	作成	平成元年 5月 15日	第26回修正
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成2年 5月 30日	第27回修正
昭和40年 2月 27日	第2回修正	平成3年 5月 21日	第28回修正
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成4年 6月 10日	第29回修正
昭和42年 3月 15日	第4回修正	平成6年 3月 9日	第30回修正
昭和43年 2月 29日	第5回修正	平成7年 3月 20日	第31回修正
昭和44年 2月 28日	第6回修正	平成8年 5月 23日	第32回修正
昭和45年 2月 27日	第7回修正	平成9年 3月 31日	第33回修正
昭和46年 2月 15日	第8回修正	平成10年 6月 30日	第34回修正
昭和47年 2月 25日	第9回修正	平成12年 3月 17日	第35回修正
昭和48年 2月 13日	第10回修正	平成13年 6月 18日	第36回修正
昭和49年 2月 22日	第11回修正	平成15年 3月 31日	第37回修正
昭和50年 2月 19日	第12回修正	平成16年 5月 21日	第38回修正
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正
昭和52年 2月 18日	第14回修正	平成18年 2月 17日	第40回修正
昭和53年 2月 28日	第15回修正	平成19年 6月 22日	第41回修正
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成20年 5月 29日	第42回修正
昭和55年 3月 31日	第17回修正	平成21年 3月 27日	第43回修正
昭和56年 3月 25日	第18回修正	平成23年 1月 11日	第44回修正
昭和57年 3月 25日	第19回修正	平成23年 7月 12日	第45回修正
昭和58年 3月 25日	第20回修正	平成24年 2月 15日	第46回修正
昭和59年 3月 29日	第21回修正		
昭和60年 3月 28日	第22回修正		
昭和61年 3月 25日	第23回修正		
昭和62年 3月 19日	第24回修正		
昭和63年 5月 23日	第25回修正		

長野県地域防災計画 震災対策編

発行日	平成24年2月15日 第46回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 電話 026(235)7184(直通) ファクス 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp ホームページ 「防災のページ」「災害関連情報」



長野県地域防災計画

火山災害対策編

火山災害対策編

平成23年度修正

長野県防災会議

□□□ 火山災害対策編 □□□

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	2
第2節	防災の基本方針	■ 3
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	長野県の概況	■ 10

第2章 災害予防計画

第1節	火山災害に強い県づくり	12
第2節	災害発生直前対策	15
第3節	情報の収集・連絡体制計画	16
第4節	活動体制計画	18
第5節	広域相互応援計画	■ 24
第6節	救助・救急・医療計画	25
第7節	消防・水防活動計画	30
第8節	災害時要援護者計画	35
第9節	緊急輸送計画	■ 41
第10節	障害物の処理計画	42
第11節	避難収容活動支援計画	43
第12節	孤立防止対策	51
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	■ 55
第14節	給水計画	■ 55
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	■ 55
第16節	危険物施設等災害予防計画	56
第17節	電気施設災害予防計画	■ 62
第18節	都市ガス施設災害予防計画	63
第19節	上水道施設災害予防計画	66
第20節	下水道施設災害予防計画	67
第21節	通信・放送施設災害予防計画	68
第22節	鉄道施設災害予防計画	■ 74
第23節	災害広報計画	■ 74
第24節	土砂災害等の災害予防計画	75
第25節	防災都市計画	■ 79
第26節	建築物災害予防計画	80
第27節	道路及び橋梁災害予防計画	82
第28節	河川施設等災害予防計画	85
第29節	ため池災害予防計画	87
第30節	農林水産物災害予防計画	88
第31節	二次災害の予防計画	90
第32節	防災知識普及計画	94
第33節	防災訓練計画	98
第34節	災害復旧・復興への備え	■ 101

第 35 節	自主防災組織等の育成に関する計画	101
第 36 節	企業防災に関する計画	102
第 37 節	ボランティア活動の環境整備	104
第 38 節	災害対策基金等積立及び運用計画	104
第 39 節	火山災害対策に関する調査研究及び観測	105
第 40 節	観光地の災害予防計画	107

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	災害直前活動	110
第 2 節	災害情報の収集・連絡活動	123
第 3 節	非常参集職員の活動	129
第 4 節	広域相互応援活動	129
第 5 節	ヘリコプターの運用計画	129
第 6 節	自衛隊災害派遣活動	129
第 7 節	救助・救急・医療活動	129
第 8 節	消防・水防活動	130
第 9 節	災害時要援護者に対する応急活動	134
第 10 節	緊急輸送活動	135
第 11 節	障害物の処理活動	140
第 12 節	避難収容及び情報提供活動	145
第 13 節	孤立地域対策活動	156
第 14 節	食料品等の調達供給活動	156
第 15 節	飲料水の調達供給活動	156
第 16 節	生活必需品の調達供給活動	156
第 17 節	保健衛生、感染症予防活動	156
第 18 節	死体の捜索及び処置等の活動	156
第 19 節	廃棄物の処理活動	156
第 20 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	156
第 21 節	危険物施設等応急活動	156
第 22 節	電気施設応急活動	156
第 23 節	都市ガス施設応急活動	156
第 24 節	上水道施設応急活動	156
第 25 節	下水道施設応急活動	156
第 26 節	通信・放送施設応急活動	156
第 27 節	鉄道施設応急活動	156
第 28 節	災害広報活動	156
第 29 節	土砂災害等応急活動	157
第 30 節	建築物災害応急活動	158
第 31 節	道路及び橋梁応急活動	160
第 32 節	河川施設等応急活動	161
第 33 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	163
第 34 節	ため池災害応急活動	169
第 35 節	農林水産物災害応急活動	170
第 36 節	文教活動	172
第 37 節	飼養動物の保護対策	176

火山災害対策編 目次

第38節	ボランティアの受入れ体制	■176
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	■176
第40節	災害救助法の適用	■176
第41節	観光地の災害応急対策	■176

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	■178
第2節	迅速な現状復旧の進め方	■178
第3節	計画的な復興	■178
第4節	資金計画	■178
第5節	被災者等の生活再建等の支援	■178
第6節	被災中小企業等の復興	■178

第5章 継続災害への対応方針

第1節	避難対策	180
第2節	安全確保対策	181
第3節	被災者の生活支援対策	183

※ページ番号の前に■を付している節については、風水害対策編を参照

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「火山災害等対策編」として、大規模な火山災害、雪害、林野火災等の事故災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第2節 防災の基本方針

→ 風水害対策編 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	(1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること イ 関係機関との連絡調整に関すること
(4) 関東農政局 (長野地域センター)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。

	(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する こと。
(5) 中部森林管理局	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する こと。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する こと。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに 船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所松 本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために 必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 噴火警報等の伝達、解説に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 電気通信の管理に関すること。 イ 災害時における非常通信の確保に関すること。
(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する こと。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関するこ と。
(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局、 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制 定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応 急対策の実施

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援 (8) 通信支援 (9) 人員及び物資の緊急輸送 (10) 炊飯及び給水支援 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与 (12) 交通規制の支援 (13) 危険物の保安及び除去

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 郵便事業(株)信越支社	災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
(2) 郵便局(株)信越支社	災害時における窓口業務の確保に関すること。
(3) JR会社	(東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(飯田支店)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(4) 日本貨物鉄道(株)(関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(5) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)) ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(6) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(7) 日本赤十字社長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(8) 国立病院機構(関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(9) 日本放送協会(長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(10) 日本通運(株)(長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。
(11) 電力会社	(中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株))

	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(12) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダム防災に関すること。
(13) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(豊科IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～豊科IC)、安房峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) 貨物自動車運送事業者	((社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送会社	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (社)長野県エルピーガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
---------------------	-----------------

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 漁業協同組合	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体	ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(9) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(10) 青年団、婦人会等	ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に関すること。

第4節 長野県の概況

→ 風水害対策編 参照

第 2 章

災害予防計画

第1節 火山災害に強い県づくり

第1 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強い県土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強い県土づくり

(1) 現状及び課題

県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山、及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が6つあり、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 火山災害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 火山災害に強い市町村土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備推進に努める。その際、各火山の特性を十分考慮する。
- c 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕その他退避施設の整備を推進する。
- d 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を図る。
- e 緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- b ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(オ) 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整

備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。

- c 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕その他退避施設の整備を推進するものとする。
 - d 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
 - e 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- (イ) 火山災害に対する建築物等の安全性
不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- (エ) 降灰対策
活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。
- (オ) 災害応急対策等への備え
次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 火山災害に強いまちの形成
不特定多数の者が利用する施設等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- (イ) ライフライン施設等の機能の確保
ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス、電気、電話等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- (ウ) 災害応急対策等への備え
次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 火山の異常を把握した際の住民に対する情報伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

第3 計画の内容

- 1 住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、第3章第1節「災害直前活動」のとおりであるが、県及び市町村は、気象台、市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。
- 2 避難誘導体制の整備
県及び市町村は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。

第11節「避難収容活動計画」参照

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。(第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照)(危機管理部)
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。(危機管理部)
- (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。(警察本部)
- (エ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (オ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部)
- (カ) 噴火及び泥流等の状況を把握するため、監視カメラ、雨量計等を設置する。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設(学校、公民館等)を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究する。
- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (オ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られるシステムを構築する。(危機管理部)
- (ウ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。(危機管理部、警察本部)
- (オ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (エ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山対策会議の総合調整を行う。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。
- (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第3章第3節 非常参集職員の活動に掲載）
- (ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。
その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。
- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県防災会議

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として地震・火山対策部会等を有する。

(イ) 地震・火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震・火山対策部会を設置し、地域防災計画における地震・火山対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策会議

火山防災対策を広域的、総合的に推進するため、火山近隣地域の防災関係機関による火山対策会議の設置・運営に関する総合調整を行う。

(情報伝達系統については系統図参照)

(エ) 浅間山火山防災対策連絡会議

浅間山を取り巻く市町村及び関係機関と、浅間山の火山災害に備えるため平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究を行う。

(オ) 焼岳火山噴火対策協議会

焼岳を取り巻く市町村及び関係機関と、火山噴火における的確な初動対応および地域住民の防災意識の向上に資するため、焼岳における火山活動ならびに火山防災対策に関する情報交換・対策検討を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

- (イ) 地域の火山対策会議の設置・運営に協力するものとする。

(ウ) 浅間山火山防災対策連絡会議

浅間山を取り巻く市町村が県及び関係機関と、浅間山の火山災害に備えるため、

平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究を行う。

(エ) 焼岳火山噴火対策協議会

焼岳を取り巻く市町村が県及び関係機関と、火山噴火における的確な初動対応および地域住民の防災意識の向上に資するため、焼岳における火山活動ならびに火山防災対策に関する情報交換・対策検討を行う。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

(イ) 浅間山火山防災対策連絡会議

浅間山を取り巻く関係機関が県及び市町村と浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究を行う。

(ウ) 焼岳火山噴火対策協議会

焼岳を取り巻く関係機関が県及び市町村と、火山噴火における的確な初動対応および地域住民の防災意識の向上に資するため、焼岳における火山活動ならびに火山防災対策に関する情報交換・対策検討を行う。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)及び県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。

なお、建設に当たり一部に緊急防災基盤整備事業債を活用する。(危機管理部、総務部、警察本部)

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。

(危機管理部、総務部)

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)

(オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

- 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

- 災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

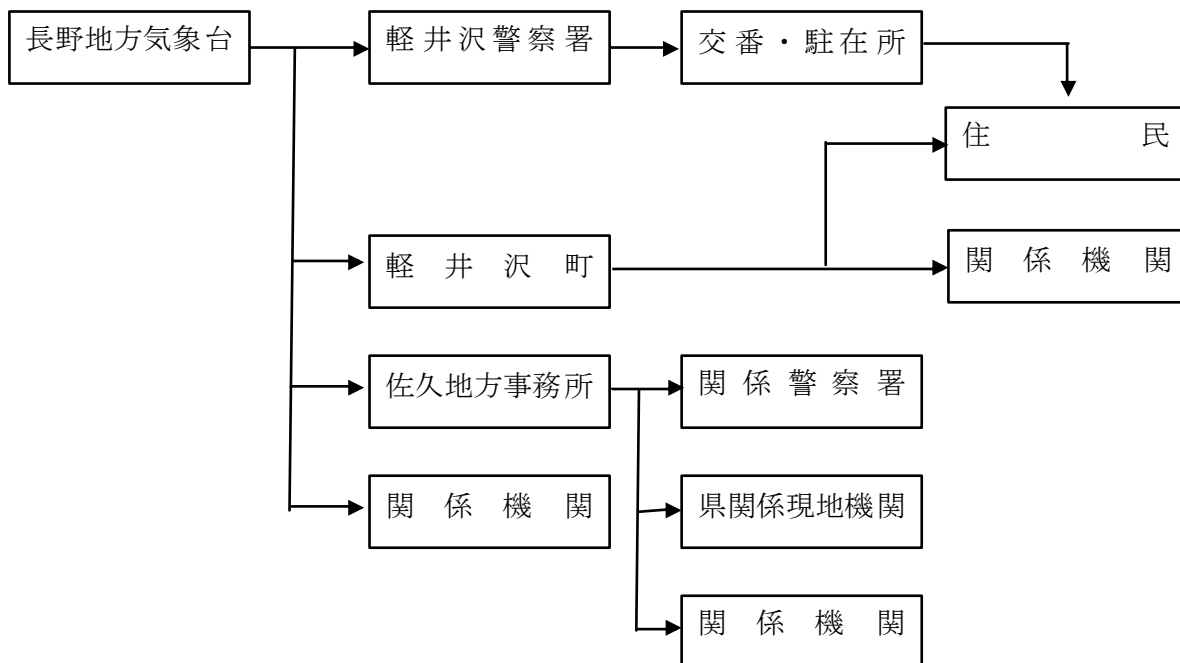
- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

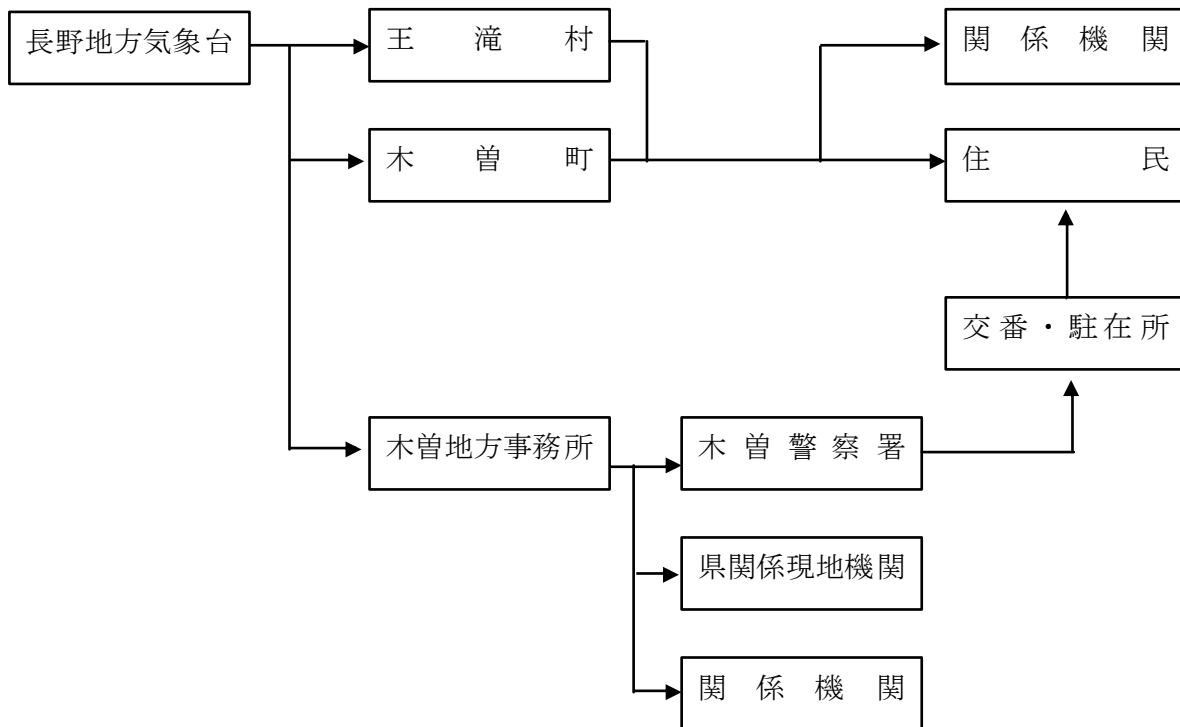
- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

(参考) 火山対策会議の情報伝達系統図

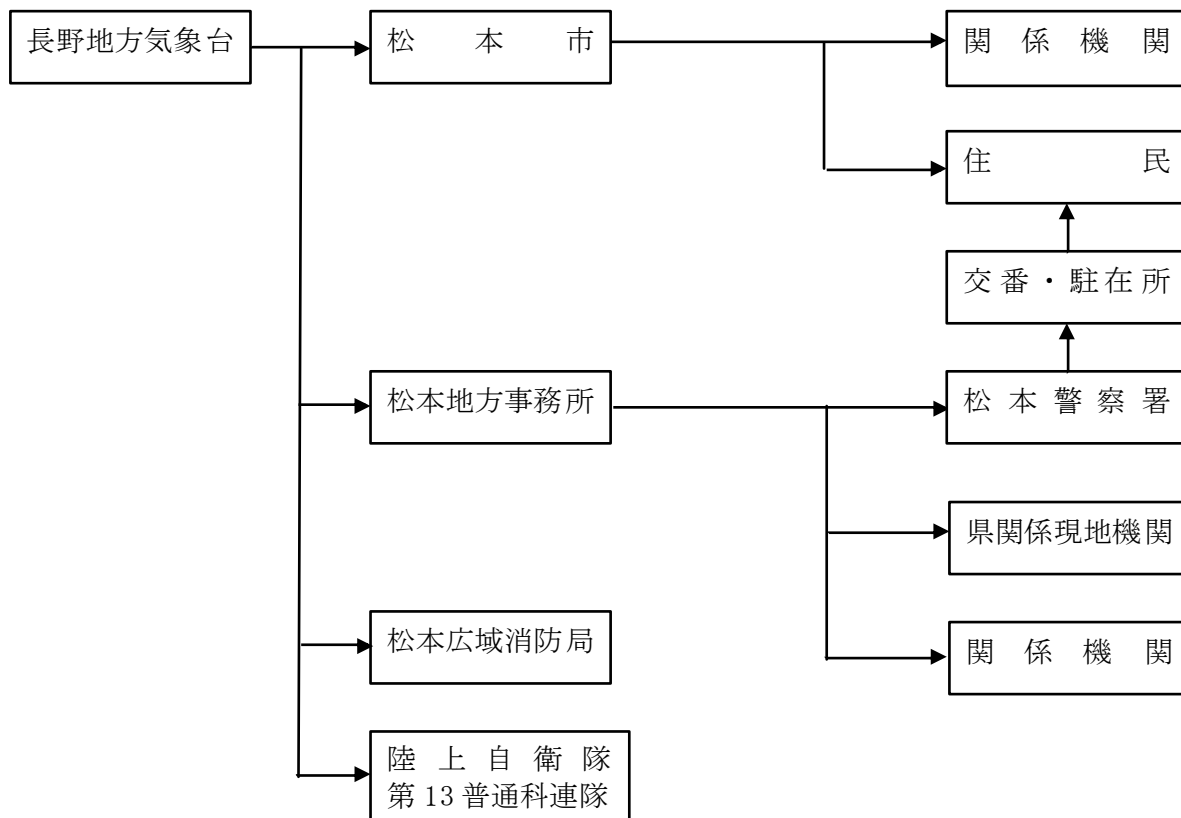
a 浅間山火山対策会議



b 御嶽山火山対策会議



c 焼岳火山対策会議



第5節 広域相互応援計画

→風水害対策編 参照

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1カ所の基幹災害医療センター及び二次医療圏に1箇所、地域災害医療センターを中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

平成23年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車30台、救急自動車141台（うち高規格救急自動車110台）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車81.6%※、救急自動車99.1%※である。（※：H21.4.1現在）

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。
- (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救

助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄しているほか、日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、(社)長野県歯科医師会、(社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備える。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を

事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の不燃堅牢化等が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- (オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、次に掲げる事項を行う。
 - a 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。
 - c 使用施設の不燃堅牢化に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害医療センターを二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害医療センターを県内に1カ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害医療センター、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）による支援体制を確保する。

また、災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、郡市医師会、長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 災害拠点病院を中心に、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。（危機管理部、健康福祉部）

(イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）

(エ) 市町村において、火山災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を指導する。（危機管理部）

(オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）

(カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合

及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 火山災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

平成23年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数14、消防署所数93、消防職員数2,446人、消防団員数36,262人である。また、平成21年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員72.7%、消防団員79.8%、動力消防ポンプ98.2%で、いまだ十分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、農政部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) 市町村に対し、市町村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する（危機管理部）。
- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。（危機管理部）
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（危機管理部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、火山災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図

るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、火山災害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

災害発生時における火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する災害発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導す

る。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いには十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本県の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。

特に、火山噴火に伴う降灰後においては、泥石流等の発生も予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設立
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備

- (キ) 水防管理団体への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防上緊急を要する事項の指示体制の整備
- (ケ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (コ) 水防団員の定員基準の設定
- (サ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (シ) 水防活動に用する資器材等の費用への補助
- (ス) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (セ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (ソ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- (コ) 浸水想定区域内にある地下街等（地下街、地下鉄など）の施設の名称及び所在地を公表
- (サ) 浸水想定区域内にある高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表
- (シ) (コ)～(サ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
- (ス) 水防機関の整備
- (セ) 水防計画の策定
- (ソ) 水防協議会の設立
- (タ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟
 - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式

ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

第8節 災害時要援護者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する災害時要援護者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 在宅災害時要援護者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の災害時要援護者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 避難施設の整備

県及び市町村は、災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県及び市町村は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、災害時要援護者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 緊急通報装置等の整備

市町村は、災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(イ) 災害時要援護者の状況把握

市町村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要援護者の状況把握に努めるものとする。

(ウ) 災害時要援護者の態様に配慮した避難支援計画の策定

市町村は、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図るものとする。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

(エ) 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市町村防災・福祉担当及び自主防災組織や災害時要援護者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

(オ) 支援協力体制の整備

市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

2 社会福祉施設等対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障害者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対す

る安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。(危機管理部、健康福祉部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、市町村は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

イ【社会福祉施設等が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、他の社会福祉施設等

において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定を締結するように努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力する。

3 病院入院患者等対策

(1) 現状及び課題

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(イ) 県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

イ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

ウ【医療機関が実施する計画】

(ア) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を

定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍県民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍県民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

県及び市町村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍県民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(イ) 広域避難場所及び避難経路の周知

県及び市町村は、外国籍県民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

県及び市町村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識の普及を図る。(危機管理部)

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。(危機管理部、観光部)

(オ) 観光客の安全対策の推進(観光部)

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍県民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍県民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

(イ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者(旅館・ホテル等)と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応(心得)」を作成するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。
- (イ) 医療機関においては、外国籍県民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地している。

災害時要援護者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

県及び市町村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

ウ【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものも含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

第9節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

火山活動による火山灰、泥流などにより道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市町村が行っているが、障害物除去体制について市町村と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】（各部局）

- (ア) 倒木処理に係る技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。
(林務部)
- (イ) 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。(農政部)
- (ウ) 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。
(建設部)
- (エ) 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。
- (オ) レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。
- (カ) 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

イ【市町村が実施する計画】

森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 避難収容活動計画

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に火山災害予想区域内の災害時要援護者関連施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、火山災害予想区域内の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。（県有施設管理部局）

県は、土砂災害危険箇所等の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。（危機管理部、総務部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

(イ) 災害時要援護者が利用する施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。（健康福祉部）

(ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。（危機管理部）

(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオン株式会社中部カン

パニー、株式会社エス・エス・ブイ、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会との協定に基づき連携を強化する。
(危機管理部・農政部)

- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、災害時要援護者、帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平素の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。
(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難計画の作成
 - 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。
 - a 避難指示、避難勧告を行う基準及び伝達方法
 - b 避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法
(避難準備情報については風水害対策編第3章第12節を参照)
 - c 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
 - d 避難場所への経路及び誘導方法
 - e 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - f 避難場所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
 - g 広域避難地等の整備に関する事項
 - (a) 収容施設
 - (b) 給水施設
 - (c) 情報伝達施設
 - h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導

- 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報
- (イ) 災害時要援護者対策

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

 - a 所在、援護の要否等の状況把握
 - b 配慮すべき個々の態様
 - c 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
 - d 災害発生時の安否の確認
 - e 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
 - f 情報提供手段
 - g 配慮すべき救護・救援対策
 - h 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。（全機関）
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）
- (ウ) 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、災害時要援護者関連施設の管理者にあっては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 避難場所、避難路はどこにあるか。

- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

各市町村の地域防災計画において、避難場所が指定されているところであるが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び、災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定された建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設・設備の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（県有施設管理局）

- (ア) 県有施設について市町村の避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、避難場所及び避難路については複数とするよう配慮するとともに、職員は平素から障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難指示者、施設管理者等とあらかじめ協議して、避難場所を指定し、「市町村地域防災計画」に明記しておくものとする。
- (イ) 次に掲げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行うものとする。
 - a 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所（路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。
 - b 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。
 - c 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。
 - d 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
- (ウ) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。
- (エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

- (カ) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (ク) 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (ケ) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努めるものとする。
- (コ) 密集市街地をかかえる市町村は、必要に応じ、広域避難場所を選定確保するものとする。
- (サ) 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図るとともに通常の避難所では生活が困難な要援護者に対する福祉避難所を、速やかに設置できるようにあらかじめ体制の整備に努め住民に周知徹底する。なお、災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (シ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ス) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設についての避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）
- (イ) 災害時要援護者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）

- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定確保する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておくものとする。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協

議するものとする。

- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。
 - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
 - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

 - a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山噴火等の衝撃によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。
 - b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - c 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育委員会）

火山災害等での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育委員会）
 - a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

- (オ) 私立学校に対する指導（総務部）
私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

本県を縦断する火山帯には、なお活動を続けている浅間山及び焼岳があり、又昭和54年には御嶽山が有史以来はじめて噴火する等、火山性異常現象が間欠的に発生している。更に隣接県にもいくつかの活火山があり、当県への被害をともなう噴火等が考えられる。

また、県北部の多雪地帯では、豪雪、吹雪、雪崩等により、交通通信等の断絶の可能性もある。

こうした地勢・気象は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の耐震化を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

NTT回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。

方 式 別	H22年度末市町村数
同報系（一斉通報）	65 (84.4%)
移動系（移動局）	69 (89.6%)
地域防災系（集落間通信）	0 (0.0%)
未整備	0 (0.0%)

※ 複数の方式を整備している市町村は複数計上

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県と市町村間の、災害に強い通信手段の整備に努める。
- (イ) 市町村における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。
- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。

2 道路網の防災対策

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な防災対策を構することは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して防災対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の防災対策を推進するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

火山等の大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、災害時要援護者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

市町村が行う災害時要援護者の実態把握についての支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (イ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で平成23年4月1日現在90.8%の組織率（活動カバー率）である。

大規模な災害発生時には、多くの場所で同時に救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、各種災害による被害を受けないよう、施設の更新や立地条件の検討にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新や立地条件の検討について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

- (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄を行うものとする。
- (イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第 1 3 節 食料品等の備蓄・調達計画

第 1 4 節 給水計画

第 1 5 節 生活必需品の備蓄・調達計画

→ 風水害対策編 参照

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

火山災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力1,000キロリットル以上の大規模貯油施設もあることから、これら施設においては、火山災害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

- a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。
- b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、火山災害等によって生ずる影

響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況
- (イ) 自主防災組織の整備促進
緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。
- (ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進
市町村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。
また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。
- (エ) 相互応援体制の整備
近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。
- (オ) 警察との連携
危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、火山災害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 商工労働部が実施する計画

- (ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- (イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
- (ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- a 自主保安体制の整備
火山災害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。
- b 緊急連絡体制の整備
行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。
- c 付近住民に対する周知
付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。

イ 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗

装を行うよう指導する。

- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積みを避けるよう指導する。
 - j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。
 - k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。
 - l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
 - m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
 - n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。
 - o 災害発生状況を把握するため、地方事務所等に空気呼吸器などの体制整備を図る。
- (イ) 警察本部が実施する計画
- 関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県C E検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（商工労働部）

- ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- イ 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒防止措置を徹底するよう指導する。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて

常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- b 災害発生緊急通報システムを作成する。
- c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
- d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
- e 災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
- f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 市町村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、火山災害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する

恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、火山災害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。火山災害発生時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

ア 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めること。

イ その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

第 1 7 節 電気施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第18節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

火山が爆発した場合には、火山性地震及び溶岩・噴石により、製造所又は供給所の施設若しくは導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 製造供給施設及び導管については、災害に耐えられるものとするとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害発生時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス取締法、消防法等の法令及び（社）日本ガス協会の設計基準に準拠して災害に配慮している。

緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保安設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法が災害に耐える力の弱いものがあり、取り替える必要がある。また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進している。

さらに、将来的には、ライフラインを確保するための共同溝設置の研究が必要である。

需要家の安全対策として、震度5強以上の火山性地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

都市ガス事業者にあっては、製造施設、供給施設及び導管の火山性地震による被害を発生直後の確に判断する手段として、建築物の被害と関連のある数値（S I 値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

共通事項

ア 橋に添架されている等露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検の実施

イ マイコンメータの全戸設置

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

災害発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の災害に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の火山性地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して、災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行う。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。

また、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

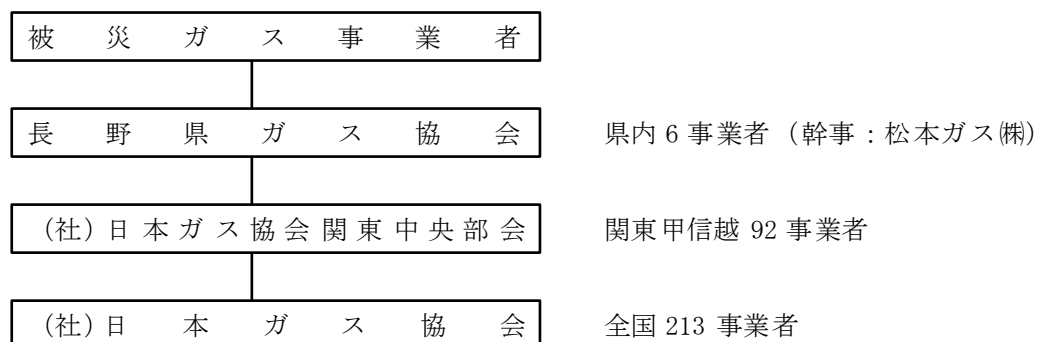
(ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地方事務所・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

(イ) 都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

- a (社) 日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
- b (社) 日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」
「東京パイプライン事故対策要領」
- c 長野県ガス協会

「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

都市ガス事業者応援系統図



第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の火山災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】（環境部）

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

(ア) 県企業局が実施する計画

- a 管路の耐震化を行う。
- b 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
- c 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- d 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。
- e 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

(イ) 市町村が実施する計画

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

第20節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道等の施設の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。

下水道管理者は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 系統の多重化を図る。
- 4 下水道施設台帳・農業集落排水施設台帳の整備・拡充を図る。

第3 計画の内容

1 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。

2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

3 系統の多重化

(1) 現状及び課題

火山災害のように、復旧までに長期の期間を要する災害では、万一被災した場合に

は、応急的な復旧のみでは対応に限界があり、このため、火山災害を想定した場合には、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めることが必要となる。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。

下水道施設等が火山災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要はある。

(2) 実施計画

【県（環境部、農政部）及び市町村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調製・保管に努める。また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

第2 1 節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市町村は通信施設の耐震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 東日本電信電話㈱は通信施設の耐震・停電対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の耐震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の耐震対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状および課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

2 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。

また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

電源の供給路が絶たれた場合の対策として各無線局には、非常用電源装置（発動発電）を設置している。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部）

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。(危機管理部)
- ウ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
- エ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
- オ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
- カ 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、平成22年度末現在次のとおりである。

方 式 別	H22年度末市町村数
同報系（一斉通報）	65（84.4%）
移動系（移動局）	69（89.6%）
地域防災系（集落間通信）	0（0.0%）
未 整 備	0（0.0%）

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

4 電信電話施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

電信電話会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話株が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて、電気通信設備とその付帯設備には必要な耐水、耐風及び耐雪を行うとともに、下記の施策を逐次実施する。

- (ア) 被災状況の早期把握
県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。
- (イ) 通信システムの高信頼化
 - a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - b 主要な交換機を分散設置する。
 - c 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

火山災害等に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送株

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

- (ア) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。
- (イ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ 株長野放送

火山等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備システムを設ける。（放送装置の現用予備2台化等）
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ 株テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (イ) 非常災害対策訓練の実施
災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

火山災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 電源設備について
自家発電および無停電設備により停電時に備えている。
- (イ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 予備放送設備の整備
- (イ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (ウ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時に実施する災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の転倒防止等の対策、非常電源設備の充実を推進する。

イ【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

- (ア) S T L送信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行う。
- (イ) F M送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (ウ) 演奏所電源系改修を行う。
- (エ) S T L非常回線の設置を検討する。
- (オ) 非常用送信機設置等の実施

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

警察通信施設では、横手山（草津白根山）、白骨（焼岳）の無線中継所が対象となるが、主要無線中継所である横手山については、無線多重回線の2ルート化（美ヶ原経由）を完了している。また、今後整備される無線中継所については、鉄骨造りA L Cとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っていく。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- イ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- ウ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、火災等により焼失するおそれがある。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】（建設部、市町村、地方整備局）

- 道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図る。
- 事業者等と調整のついた箇所より共同溝の整備をおこない、地中化の実施を図る。

第 2 2 節 鐵道施設災害予防計画

第 2 3 節 災害広報計画

→ 風水害対策編 参照

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、火山噴火に起因する土石流等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する火山災害予想区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を行う。
- 2 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 3 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 4 特に活動の活発な活火山では、火山噴火に伴い発生する土砂災害等に対し、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が連携して被害をできる限り軽減する取組を推進する。（浅間山、焼岳、御嶽山、草津白根山）

第3 計画の内容

1 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、火山活動によって土石流・泥流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流発生危険溪流は5,912溪流で、全国でも有数の土石流の発生地をもっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 土石流の発生するおそれのある溪流を調査し、必要に応じ砂防指定地の指定を促進する。

(イ) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(ウ) 砂防工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

(ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。

(イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

エ【住民が実施する計画】

土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

2 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山、御嶽山、焼岳等の活火山を抱えており、火山の噴火による火砕流、降灰、泥流、土石流等が発生する危険性が高い。火山は、雲仙岳噴火災害にみるように、一度本格的な噴火活動を開始すると甚大かつ長期間に渡る災害が発生することになる。この被災を最小限に留めるため災害防止施設を整備することはもちろん、万一に備え事前に警戒避難体制を確立しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進めるとともに観測監視システム及び警戒避難体制を整備する。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進める。

エ【住民が実施する計画】

危険区域等について知識を深めるとともに安全な避難場所を確認するものとする。

3 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害時要援護者関連施設が所在している土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等のうち、重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)
- (イ) 警戒避難体制の整備に資するため、緊急点検調査結果を当該施設及び市町村へ通知し、災害時要援護者関連施設を含む土砂災害危険区域図の作成・公表を推進する。(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び災害時要援護者関連施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、災害時要援護者関連施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 災害時要援護者関連施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 災害時要援護者関連施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 災害時要援護者関連施設に隣接した山地災害危険地区・準用地区のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

4 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成23年4月1日現在で14,568区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は11,945区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、農政部、林務部、建設部)

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について市町村へ助言する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (イ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。
 - b 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第 2 5 節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第26節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

火山の噴火等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 火山の噴火等による被害を最小限に抑えるため堅牢化に努める。
- 2 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物

(1) 現状及び課題

火山の噴火等による被害を防止するため、建築物の堅牢化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

公共建築物の建築に当たっては、堅牢化に努める。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

建築に当たっては、堅牢化に努めるものとする。

2 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、火山災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第27節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備

(1) 現状及び課題

火山噴火により、道路及び橋梁は火砕流・噴石降下で施設の破損、降灰による埋塞が予想される。また、噴火後の降雨による土石流で二次災害が予想される。

この対策として各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備し、火山噴火等に対する避難のための道路整備を推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備する。(全部局)
- (イ) ハザードマップにより火山噴火に対する避難のための道路整備を順次行う。(建設部、道路公社)
- (ウ) 信号機、信号柱等を火山災害に強い施設にするよう計画的に整備する。
また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。(警察本部)
- (エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの施設整備計画により火山災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。(地方整備局)
- (イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)
- (ウ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自

自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(エ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

火山の異常な活動を把握し、道路及び橋梁に火山災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者、警察が実施する計画】

火山対策編 第2章第27節
道路及び橋梁災害予防計画

火山災害が予想される場合、道路管理者並びに警察等は相互に連携し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 火山災害が予想される堤防等の点検を行うとともに、安全性の向上を図るため河川の火山災害対応の整備を行う。
- 2 ダム施設は火山災害が直接予想される場所には設置していないが、管理中のダムにおいては、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが予想されるため、火山災害対応の河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
- (イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。
- (ウ) 洪水ハザードマップや水位等、減災に資する情報を提供する。

イ【市町村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設は、火山災害が直接予想される場所には設置しておらず、定期的に点検整備を行い施設の維持管理に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部、建設部、企業局）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

イ【市町村が実施する計画】

ダムを管理する市町村においては、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

県下にはおよそ2,000か所にのぼる農業用ため池があり、築造後1,000年余を経過したと推定されるものから近年築造されたものまで様々である。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。災害によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。そこで、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、災害発生時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、補強工事を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。
- (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。
- (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。
- (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。

第30節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稲、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（農政部）

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- (イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。
- (ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策
 - a 水稲
育苗期間は常に被覆できるようにし、降灰の恐れのある場合には直ちに被覆する。
 - b 野菜及び花き
育苗中の苗等は、寒冷しゃ、ポリフィルム等のべたがけができるように準備し、降灰に備える。また、トンネルやハウス栽培は降灰に対して有効である。
 - c 畜産
屋外にある乾草、稲わら等の飼料作物は、集積してポリフィルム又はビニールフィルムで被覆するとともに、長期間の降灰に備えて飼料の確保を図る。
 - d 水産物
降灰に伴う濁水により養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

イ【市町村が実施する計画】

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による立木の倒壊・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、間伐総合対策に基づき間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第3 1節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市町村を支援する。(林務部)

(イ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようにあらかじめ体制を整備しておく。(建設部、道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、火山噴火による直接的被害よりもその後の火災等による火薬類の誘爆の他、流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための

危害防止体制の確立が必要である。

〔高圧ガス関係〕

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

〔液化石油ガス関係〕

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。

〔毒物劇物関係〕

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

〔危険物関係〕

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

〔火薬関係〕

ア【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設の管理者等が講ずべき対策について指導徹底

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知

しておくものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】（商工労働部）

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する計画】（商工労働部）

液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木等の流出対策

(1) 現状及び課題

火山噴火等により、森林機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害の発生も予想されるため、予防対策が必要である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。
(林務部)
- (イ) 泥流や土石流対策にあわせ、スリット型堰堤などにより、流木対策工を推進する。
(建設部)

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土砂災害危険箇所の把握
- (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

自らの安全は、自らが守るのが防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
- b 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- c 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- d 災害時にとるべき行動に関する知識
- e 正確な情報入手の方法
- f 災害時要援護者に対する配慮
- g 男女のニーズの違いに対する配慮

- h 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - i 平素住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
 - j 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- (イ) 警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
- a 各地域における避難対象地区に関する知識
 - b 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 浸水想定区域内の地下街等
 - (c) 災害時要援護者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 避難地に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に協力するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、避難所の確認

- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動

等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（総務部、教育委員会）

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 災害時要援護者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- a 火山災害等に関する一般的な知識
- b 火山災害等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 火山災害等対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

第33節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

県、市町村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

現在、県は、5月下旬から6月上旬に市町村との共催による実働型の総合防災訓練と図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。また、市町村において予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合防災訓練

県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施時期

共催する市町村と調整し決定する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

(ウ) 実施方法

県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

実施にあたっては、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫に努める。

イ 地震総合防災訓練

県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

防災の日（9月1日）に実施する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施する。

(ウ) 実施方法

県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした、地震総合防災訓練を実施する。

ウ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

(ア) 水防訓練

県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。
非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

エ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（警察本部）

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

- a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。
- b 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるものとする。
- c 災害時要援護者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

→ 風水害対策編 参照

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

企業は、災害時、職員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の火山災害に対する強化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性等を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、泥流などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

ア【県（全機関）、市町村が実施する計画】

- (ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

イ【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保

等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

火山災害にあつては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進に当たっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、噴火予知をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、観光客の増加等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

県・市町村・各機関が協力し火山災害等に関する情報集整理等を行う。

第3 計画の内容

1【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 長野地方気象台等から観測データの提供を受け、整理・分析を行う。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。
また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。
(危機管理部)

2【市町村が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市町村内のデータの累積に努めるものとする。

3【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った火山災害対策等に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市町村への提供について協力するものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。
- (3) 本県における活火山の観測は以下のとおり実施されている。

ア 浅間山

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GPS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、定期的に、又は必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、東京大学地震研究所浅間火山観測所、関東地方整備局利根川水系砂防事務所が必要な観測を行っている。

イ 御嶽山

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GPS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、長野県、名古屋大学が必要な観

測を行っている。

ウ 焼岳

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GPS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している。そのほか、北陸地方整備局松本砂防事務所等が必要な観測を行っている。

エ 乗鞍岳

気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターが、各種観測装置（地震計、空振計、GPS等）を設置し、24時間体制で観測データの監視を行っているほか、必要に応じて現地観測を実施している

第40節 観光地の災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第3章

災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するために噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等の活動を実施する。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難勧告等を行う。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置を講じる。

- (ア) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達
- (イ) 関係市町村に対する指導
 - a 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の住民等への広報
 - b 登山禁止措置についての広報

イ【長野地方気象台が実施する対策】

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び伝達する。噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第21条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」をいう。

(ア) 噴火警報・予報

・ 噴火警報

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

・ 噴火予報

気象庁地震火山部火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(イ) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

長野県県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況及び噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況

区分	火山名
噴火警戒レベル導入火山	浅間山、草津白根山、御嶽山、焼岳、新潟焼山
噴火警戒レベル未導入火山	乗鞍岳、横岳、アカンダナ山、妙高山 弥陀ヶ原

a 噴火警戒レベル導入火山

予報及び警報の名称	略称	発表基準	レベル	警戒事項等
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5	避難
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4	避難準備
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3	入山規制
		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2	火口周辺 規制
噴火予報	—	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。 (噴火警報解除時)	レベル1	平常

b 噴火警戒レベル未導入火山

予報及び警報の名称	略称	発表基準	警戒事項等
噴火警報(居住地域) 又は噴火警報(山麓)	噴火警報	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域嚴重警戒 又は 山麓嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険

		火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺危険
噴火予報	—	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(噴火警報解除時)	平常

(ウ) 降灰予報

噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

(エ) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(オ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・情報センターが発表する。

- ・ 火山の状況に関する解説情報
火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等を取りまとめたもので、必要に応じて発表する。
- ・ 火山活動解説資料
地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。
- ・ 週間火山概況
過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。
- ・ 月間火山概況
前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
- ・ 噴火に関する火山観測報
噴火が発生した場合に、その時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。
- (イ) 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、住民等に対して広報活動を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- (ア) 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- (イ) 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- (ウ) 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- (エ) 鳴動：異常音の発生

- (オ) 火山性地震：有感地震の発生
- (カ) 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度の変化
- (キ) 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- (ク) その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベル導入火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベル未導入火山では、レベル導入火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

市町村及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

イ【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行う。

ウ【市町村が実施する対策】

(ア) 噴火警戒レベル導入火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベル導入火山のレベルに応じた防災対応は、各市町村の地域防災計画等で定める。

(イ) 噴火警戒レベル未導入火山では、噴火警戒レベル導入火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行う。

3 警戒区域の設定、避難勧告等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難準備情報を伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置を講じる。

- (ア) 本庁各部の警戒体制の強化
- (イ) 隣接県との情報の共有
- (ウ) 地方事務所に対する指導
 - a 警戒体制の強化
 - b 火山対策会議等の開催
 - c その他
- (エ) 関係市町村に対する指導
 - a 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化
 - b 登山禁止措置

- c その他
- (オ) 防災関係機関への要請
 - a 警戒体制の強化
 - b その他

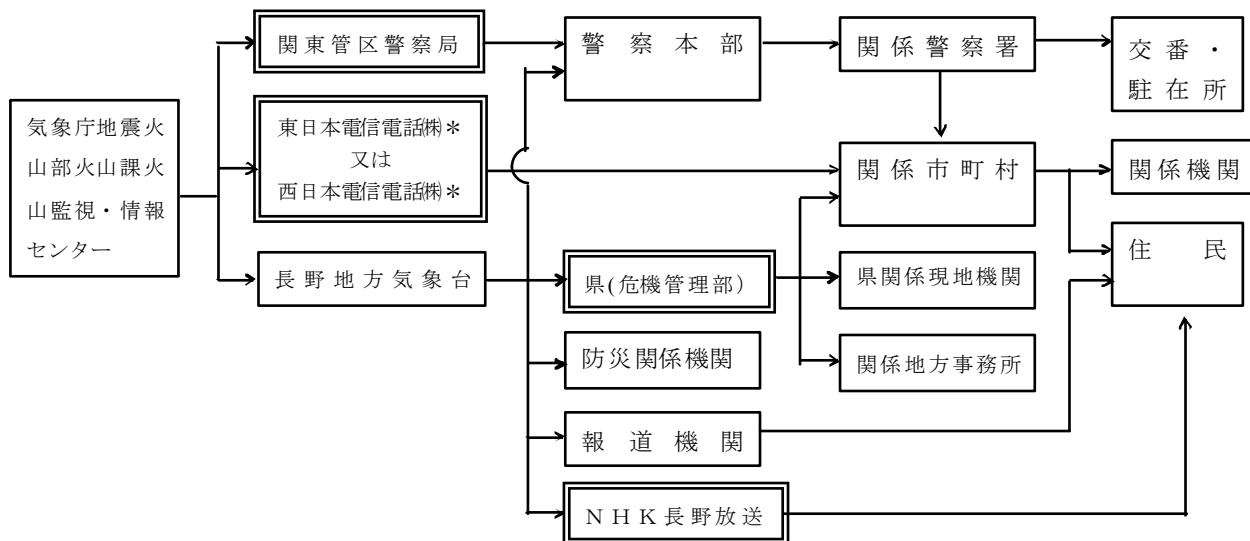
イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定するものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。
- (イ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- (ウ) 災害が発生するおそれのある場合には避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市町村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、災害時要援護者に対して配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (カ) 警戒区域、避難準備情報、避難勧告、避難指示の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

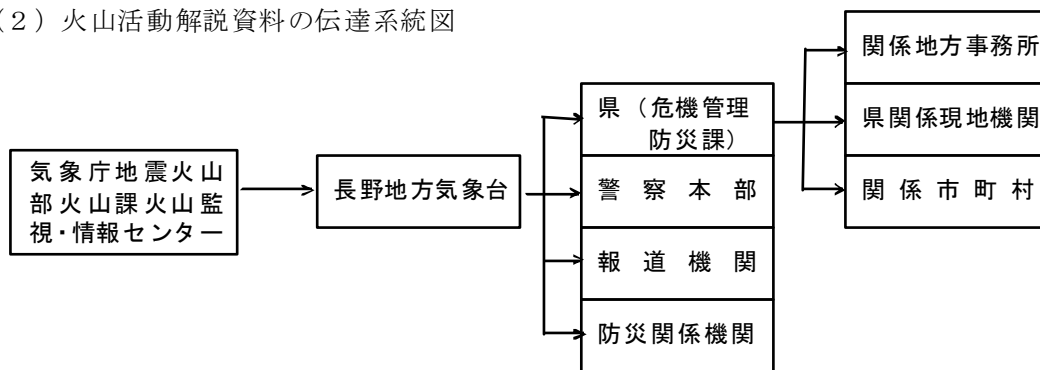
避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統
(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第7条第1号の規定に基づく法定通知先
* 東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

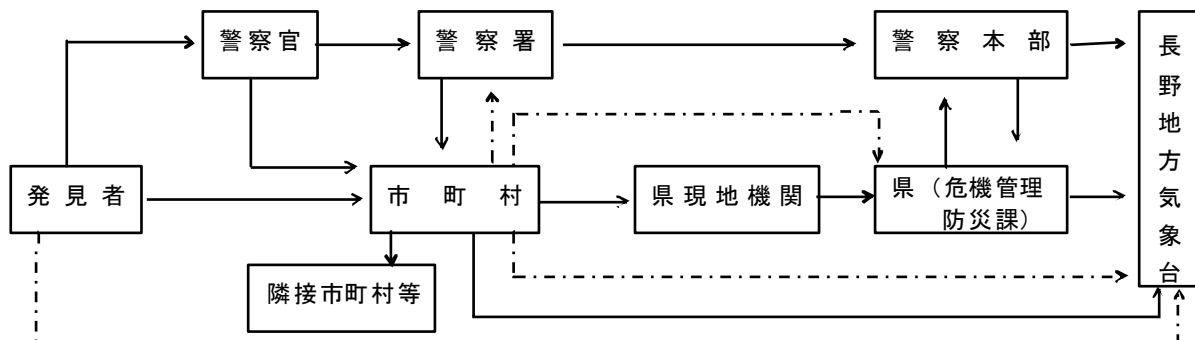
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関(現地機関、消防団、小中学校など)及び防災上関連のある機関をいう。

別紙2 異常現象の通報系統図 (-----は副系統を示す)



別紙3 噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベル表
及び噴火警戒レベル未導入火山の警戒事項等

浅間山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キー ワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日:吾妻火砕流、鎌原岩層なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ○中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日:軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ○積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる 【過去事例】 観測事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日:中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ○積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ○山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日:噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日:噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日:噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ○中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日:山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日:地震急増

	火口から少し離れた 所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日:噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ○小噴火の発生が予想される 【2004年噴火の事例】 7月下旬:噴煙量増加、火山性地震増加
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥石流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

草津白根山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前:本白根山で噴火、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達 約18,000年前:白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達 ○山頂火口から概ね3km以内に噴石飛散、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約3,000年前:本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし

火山対策編 第3章第1節
災害直前活動

火口周辺警報	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から噴火が発生し、半径2 km程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂火口から小噴火が発生し、半径1 km程度まで噴石飛散 【過去事例】 1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：南東斜面で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・潤釜火口から約550mまで飛散 ○地震多発等により、小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2007年12月現在、湯釜火口から500m以内規制中、ただし、夏期日中に限り登山道周辺のみ一時規制緩和)。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 2007年12月現在の状態 【過去事例】 1997年5月：噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発

1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、潤釜火口およびその周辺をいう。表は湯釜火口からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

御嶽山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし

		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	○噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
火山周辺警報	火口から居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	○大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979年10月28日: 剣ヶ峰南西側斜面(79-1~10火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ○大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
	火口から少し離れた 所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007年3月後半: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月~2007年2月: 山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬: 79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月~7月: 火山性地震・微動の増加 ○小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2008年3月現在、八丁たるみ内規制中)。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 2008年3月現在の状態

注1) ここという「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

焼岳の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キー ワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に切迫している、あるいは到達。 【過去事例】 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	○溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成 ○火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ○火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散 【過去事例】 1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石飛散 【過去事例】 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり 2011年3月現在の状態

注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

新潟焼山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キー ワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○マグマ噴火による火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に切迫している、あるいは到達。 【過去事例】 887年：火砕流・溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年：火砕流が日本海へ到達。 1773年：火砕流発生。一部は南側にも流下
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	○火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし ○火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 観測事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂から半径4km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 観測事例なし
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	○山頂から半径2km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約1km程度まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	○火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり 2011年3月現在の状態

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

※各レベルにおける具体的な規制範囲、防災対応等については、市町村防災計画等（正式に計画等になるまでの間は、浅間山においては「浅間山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」及び「浅間山中噴火に伴う融雪型火山泥流に係る防災対応についての申し合わせ書」、草津白根山においては「草津白根山噴火警戒レベル移行に係る火山噴火（爆発）防災計画暫定要領」、御嶽山においては「御嶽山噴火警戒レベル導入に係わる防災対応についての申し合わせ書」、焼岳においては「焼岳火山防災計画」、新潟焼山においては「新潟焼山噴火警戒レベル導入に関する申し合わせ書」）に記載。

噴火警戒レベル未導入の火山

予報及び警報の名称	略称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)
噴火警報* (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒**)
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)
噴火予報	—	火口内等	(平常)

* 居住地域が不明確な場合は、「噴火警報（山麓）」と記載。

** 居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。

調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。

県地方事務所長は、被災地における被害の状況から県本庁の応援が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。

また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地方事務所
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市町村	地方事務所

社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
職業訓練施設被害	施設管理者	地方事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	地方事務所・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
調査事項	調査機関	協力機関
農地農業用施設被害	市町村	地方事務所・土地改良区
林業関係被害	地方事務所・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村	建設事務所
水道施設被害	市町村	地方事務所
廃棄物処理施設被害	市町村	地方事務所
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地方事務所・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地方事務所
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地方事務所
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示する
とおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告
し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおり
である。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘ
リコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、
得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、取りまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政
機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取り
まとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に
報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。
この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要がある
と認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭
和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15
日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊
の連絡班に連絡する。
 - f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地方事務所長から情報収集チームの派
遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の
要否を決定する。
 - g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、
地方事務所を通じ被災市町村へ連絡する。
- ##### (イ) 県現地機関等の実施事項
- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
 - b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
 - c 掌握した被害状況等を地方事務所地域政策課に報告または連絡するとともに県
（本庁）の主管課に報告する。
 - d 地方事務所長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関にお
ける情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課
（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- ##### (ウ) 市町村の実施事項
- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制を
とり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については

被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

- b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。
 - c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。
- (エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項
各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、携帯電話、MCA移動無線等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 信越総合通信局に対し、無線局又は有線電気通信設備による通信の確保を要請する。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管

火山対策編 第3章第2節
非常参集職員の活動

理部)

カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(2) 【市町村が実施する事項】

ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図る。

別記 災害情報収集連絡系統

→ 風水害対策編 第3章第2節 参照

- 第3節 非常参集職員の活動
- 第4節 広域相互応援協定
- 第5節 ヘリコプターの運用計画
- 第6節 自衛隊災害派遣活動
- 第7節 救助・救急・医療活動

→風水害対策編 参照

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

(b) 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

火山災害時等において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

火山災害時等において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるように、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

- (ア) 情報の収集・伝達
火山噴火等による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達する。
- (イ) 警報等
県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。
- (ウ) 被害状況等の把握・指示
浸水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。
- (エ) 水防資器材の貸与等
水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。
- (オ) 市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。

イ【市町村（水防管理団体）が実施する対策】

- (ア) 監視・警戒活動
水防管理者（市町村長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。
- (イ) 通報・連絡
水防管理者（市町村長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。
- (ウ) 水防活動の実施
水防管理者（市町村長）は、決壊箇所又は危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。
また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。
- (エ) 応援による水防活動の実施
 - a 市町村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行うものとする。
 - b 市町村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、所管するダム等の状況を把握し、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関に

その状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作に当たっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

エ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

（ア） 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

（イ） 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

第9節 災害時要援護者に対する応急活動

→ 風水害対策編 参照

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部（危機管理部）が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用するものとする。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議のうえ、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行うものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（災害対策本部（危機管理部））

- ア 道路管理者等に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。
- イ 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な火山等による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（警察本部）

- (ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。
- (イ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (ウ) 交通規制課は隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて、関係隣接県警察等への県境検問等による交通規制の実施を要請する。
- (エ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、火山災害等が発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
 - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
 - b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
 - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (オ) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(社)長野県警備業協会に協力を求める。

イ【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (ア) 警察官は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両他の物件（以下「物件等」という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置を行う。
- (イ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置を講じるものとする。

3 緊急輸送道路確保のための応急復旧等

(1) 基本方針

火山災害により道路が被災した場合はただちに復旧することは不可能な場合が多く、その他災害の場合は局地的な被災が予想されることから、被災し又は更に被害が拡大する危険のある道路を除外し、安全な道路による迂回路を確保することを原則とする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。(建設部)
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。(建設部)
- (ウ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。
また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。(建設部)
- (エ) 豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進する。(建設部)
- (オ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。(林務部)
- (カ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。(農政部)
- (キ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。(警察本部)
- (ク) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動標識の設置による応急対策を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市町村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(各機関)

- (ア) 直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。(地方整備局)
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))
- (ウ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。
- (エ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により県、市町村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)

4 緊急通行車両確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる

交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

ア 確認事務手続き

緊急通行車両の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行う。
（資料編参照）

イ 事前届出車両の取扱い

予防計画第9節による「緊急通行車両等事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、総務部）

(ア) 市町村からの要請に基づき、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項を、できる限り詳細に連絡する。（危機管理部）

(イ) 市町村からの要請に基づき、予防計画第9節「緊急輸送計画」により、各輸送関係機関に対して協力を要請する。（危機管理部）

(ウ) 市町村からの要請に基づき、JR各社に対して協力を要請する。（危機管理部）

(エ) 県庁内各部署と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。（総務部）

(オ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて(社)長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。（危機管理部）

(カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。（危機管理部）

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努めるものとする。
この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

(イ) 豪雪にともなうヘリコプター運用の場合は、除雪等によりヘリポートを確保するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、(社)長野県トラック協会、

- (社)長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合)
- (ア) ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)
- (イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)
- (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)
- (エ) (社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
- a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - c 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - d 広域的な災害については、(社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、警察本部)

- (ア) 予防計画第9節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点の内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。

指定に当たっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)

- (イ) 警察署及び市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携するものとする。

- (イ) 被災市町村は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の火山灰、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の火山灰、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。（警察本部）
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。（警察本部）
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。（警察本部）
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。（警察本部）
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。（警察本部）

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(エ) 応援協力体制

- a 緊急輸送路として確保すべき農道上の障害物については、速やかに除去される

よう市町村を支援する。（農政部）

- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

- (ア) 実施機関
自己の所有又は管理する障害物の除去は、その者が行うものとする。
- (イ) 障害物除去の方法
緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去を行うものとする。（地方整備局）
除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。
 - b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - c 放置物件は、保管場所へ移送、保管する。（警察本部）

- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。
 - b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。
 - b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

- (ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 障害物の集積、処分の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所

- d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請する。
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

4 火山灰の除去

(1) 基本方針

火山灰の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山灰が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（各部局）

- (ア) 実施機関
 - a 県管理の道路施設上の火山灰に係る除去、集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て行う。
 - b その他の施設、敷地内の除去は、その所有者又は管理者が行う。
- (イ) 火山灰の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
 - b 除去は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - a 火山灰の多寡により、それぞれ対策を立てることとする。
 - b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集積場所は、除去、集積又は処分作業現場等とする。
- (エ) 火山灰の集積場所
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山灰の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山灰が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難地として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 火山灰の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の火山灰の除去、集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 火山灰の除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 火山灰の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

- a 集積するものについては、その集積する火山灰の多寡に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 火山灰が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第12節 避難収容及び情報提供活動

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、災害時要援護者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの災害時要援護者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に充分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

(1) 基本方針

火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難勧告	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	市町村長	〃	〃
〃	水防管理者	水防法第29条	洪水
〃	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般
〃	警察官	災害対策基本法第61条	〃
〃	自衛官	警察官職務執行法第4条	〃
〃	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、収容	市町村長		

(イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

○「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

(ア) 市町村長の行う措置

a 避難指示、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。

(a) 長野地方気象台から噴火警報等が伝達され、避難を要すると判断される地域

(b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

(c) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

(d) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

(e) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(f) 避難路の断たれる危険のある地域

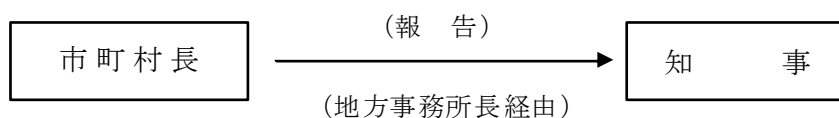
(g) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(h) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

c 報告（災害対策基本法第60条等）



(報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

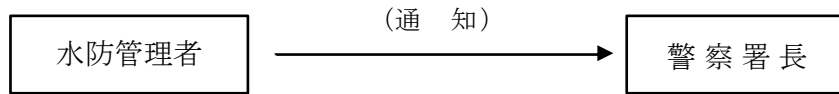
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



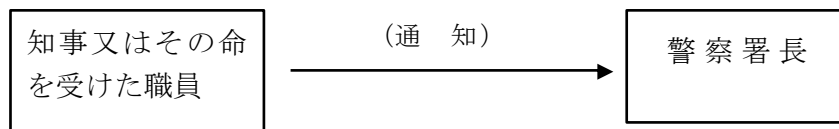
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

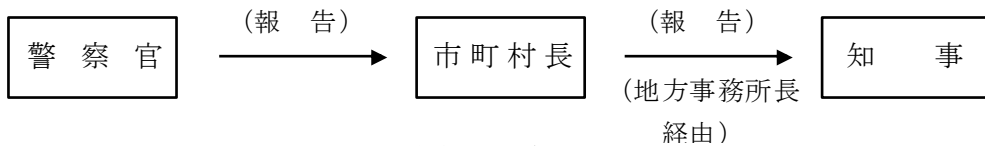
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

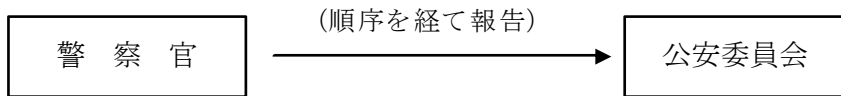
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)

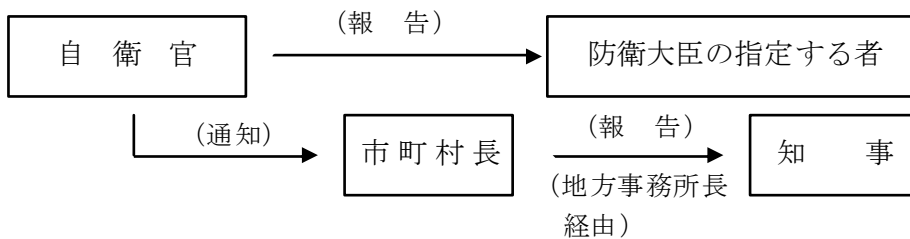


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告 (自衛隊法第94条)



エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ(ア) a(a)～(h)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとりべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

キ 災害時要援護者の状況把握

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時要援護者に十分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

- (ア) 誘導の優先順位
高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。
- (イ) 誘導の方法
 - a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
 - b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
 - c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
 - d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
 - f 高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
 - g 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。
被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。
 - h 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- (ウ) 避難時の携帯品
避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ【住民が実施する対策】

- (ア) 要避難地区で避難を要する場合
住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。
この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。
- (イ) 任意避難地区で避難を要する場合
住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。
この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあつせんに努めるものとする。(危機管理部)
- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があつた場合調達及びあつせんを図るものとする。
- b 市町村からのテントの要請があつた場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあつせんを図るものとする。
- (イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
- a 避難場所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が地域の避難所となつた場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力するものとする。
なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
- c 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、地域の避難所となつた場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混雑を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 災害時要援護者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (カ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (キ) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ク) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- (ケ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (コ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

- (a) 介護職員等の派遣
- (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (サ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (シ) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (ス) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルート調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。
- (ウ) (社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (社)プレハブ建築協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

- b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供する。
- c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
- d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- 第 1 3 節 孤立地域対策活動
- 第 1 4 節 食料品等の調達供給活動
- 第 1 5 節 飲料水の調達供給活動
- 第 1 6 節 生活必需品の調達供給活動
- 第 1 7 節 保健衛生、感染症予防活動
- 第 1 8 節 死体の捜索及び処置等の活動
- 第 1 9 節 廃棄物の処理活動
- 第 2 0 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- 第 2 1 節 危険物施設等応急活動
- 第 2 2 節 電気施設応急活動
- 第 2 3 節 都市ガス施設応急活動
- 第 2 4 節 上水道施設応急活動
- 第 2 5 節 下水道施設応急活動
- 第 2 6 節 通信・放送施設応急活動
- 第 2 7 節 鉄道施設応急活動
- 第 2 8 節 災害広報活動

→ 風水害対策編 参照

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

火山噴火により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき関係機関が連携して応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 土砂流出、泥流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

火山の活動状況、危険区域等の情報を各機関に早急に提供するとともに応急工事を実施する。

イ【国が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 河川勾配が10度以上ある区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。

(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。

ウ【市町村が実施する対策】

(ア) 火山活動の状況を伝え、的確な警戒避難体制を敷くものとする。

(イ) 必要に応じ避難勧告等の措置を講じるものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難勧告、避難指示に従い早急に安全な場所に避難するものとする。

第30節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

火山の噴火等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。
(全機関)
- (イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(農政部、林務部、建設部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（教育委員会）

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第3 1節 道路及び橋梁応急活動

→ 風水害対策編 参照

第3 2節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

火山災害に伴う洪水被害を軽減するため、市町村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 市町村における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な火山災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等 応急対策

(1) 基本方針

市町村の水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 火山災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 火山災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 火山災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

を回復させるものとする。

- (エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

エ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

2 ダム施設応急対策

(1) 基本方針

ダム施設に障害が生じた場合、またはその恐れのある場合は、速やかに臨時点検を行うとともにダム流域の状況を調査する。その結果ダムの安全管理上必要があると認められた場合は、臨機に応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部、農政部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

イ【市町村が実施する対策】

ダムを管理する市町村においては、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 建築物や構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

〔建築物関係〕

災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から県民を守るための措置を講じる必要がある。

〔道路及び橋梁関係〕

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

〔建築物関係〕

【県及び市町村が実施する対策】（建設部）

火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用する。

〔道路及び橋梁関係〕

ア【県が実施する対策】

(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）

(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等から情報の収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）

(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部、道路公社）

(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）

(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。(建設部、警察本部、道路公社)

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、火山による直接的被害よりも施設の延焼、倒壊等による誘爆・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、災害後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、状況に応じて液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び容器の回収を実施することが必要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）
- (イ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。
- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。
- (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
- (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

- b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。(商工労働部)
- (イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(商工労働部)
- (ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
- (イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】(商工労働部)

- (ア) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。
 - a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な

場所に移すものとする。

- f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請する。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】（商工労働部）

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで、緊急点検活動及び容器の回収を行うよう、（社）長野県エルピーガス協会に要請する。

イ【（社）長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検及び容器の回収を行うものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

- a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア)毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ)毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ)毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3 倒木等の対策

(1) 基本方針

火山噴火等により森林の機能が失われた場合、次期降雨等により、倒木の流下等による二次災害が予想されるため、対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（林務部）

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、倒木等の移動を防止するための対策を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(ア)緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ)土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

(ウ)防災アドバイザー制度を活用する。

(エ)緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

第3 4節 ため池災害応急活動

→ 風水害対策編 参照

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。
また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害等の発生・まん延防止の徹底に努める。
また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（農政部）

- (ア) 県及び地方事務所は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。
- (イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を樹立し、農業改良普及センター、病虫害防除所等を通じて、指導の徹底を図る。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地方事務所に報告するものとする。
- (イ) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害の発生防止対策を実施するものとする。
- (イ) 作目別の主な応急対策
 - a 水稲
 - (a) 降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。

- (b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - b 果樹
 - (a) 散水して灰の除去を図るとともに、葉の被害を防ぐため生石灰液の散布を行う。
 - (b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - c 野菜及び花き
 - (a) 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図る。
 - (b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。
 - d 畜産
 - (a) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにする。
 - (b) 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努める。
 - e 水産
 - (a) 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図りその防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 市町村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

市町村等が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第36節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（教育委員会）

(ア) 県立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

- a 児童生徒等が登校する前の措置
噴火警報、火口周辺警報などの情報収集に努め、休業の措置の判断を行い、休業とする場合は、児童生徒等に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。
- b 児童生徒等が在校中の場合の措置
 - (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
 - (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
 - (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を県教委に報告するとともに、保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。

- c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保

護者に直接引き渡す等の措置をとる。

- (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。(総務部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。
 - a 県立学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
 - b 教職員の確保
災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。
 - c 学校給食の確保
学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握
児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - b 教職員の確保
災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。
 - c 教育活動
 - (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

- (b) 被災した児童生徒等を学校に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育を行う。
- (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
 - 学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
 - また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。（総務部）

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

市町村教育委員会は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を

依頼する。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】（総務部、教育委員会）

- a 県立高等学校長は、法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続きをとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、減免の措置をとる。
- b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

（ア）【県が実施する対策】（教育委員会）

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

（イ）【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第 3 7 節 飼養動物の保護対策

第 3 8 節 ボランティアの受入れ体制

第 3 9 節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第 4 0 節 災害救助法の適用

第 4 1 節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照

第4章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第3節 計画的な復興

第4節 資金計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第6節 被災中小企業等の復興

→ 風水害対策編 参照

第5章

継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成するものとする。
以下は、災害が長期化した場合に講ずべき対策の指針である。

第1節 避難対策

第1 基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり土石流等が、反復する継続的災害となる場合も考えられる。

その場合長期間にわたって、災害と「つきあっていく」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導體制を強化する。
- 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は一時的な避難施設を建設する。

第3 取組みの内容

1 情報伝達体制の整備及び避難誘導體制の強化

(1) 基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、市町村、関係機関が協力して実施すべき対策】

災害の長期化が予想される場合には、県、市町村、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。

イ【県が実施すべき対策】

(ア) 監視体制の確立及び避難誘導體制の強化のために高感度カメラ、赤外線カメラ等の設置により、映像情報を通信できるよう体制の整備を図る。

(イ) 市町村に対して情報伝達体制の整備、避難誘導體制の強化のため必要な指導を行う。

ウ【市町村が実施すべき対策】

市町村は、避難勧告・避難指示の基準の設定、住民への通報体制の整備、避難誘導體制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。

2 一時的な避難施設の建設

県及び市町村は、土石流、火砕流等が長期間反復して起こる場合は、火山活動の活発化、降水等により被害が予想される場合等に、一時的に住民等が避難できる施設を建設するものとする。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。本県は、浅間山、御嶽山、焼岳という活火山を抱えており、それら火山の活動活発化に備え監視体制を整える必要がある。

また、災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、応急仮設住宅等の建設をする。場合によっては、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 監視施設の整備を推進し、安全確保に対しの確な情報を得るよう監視体制を整備する必要がある。
- 2 住民生活を確保するため必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
- 3 将来の復興を考慮に入れた計画的な応急対策を実施する必要がある。

第3 取組みの内容

1 火山泥流、土石流等の安全確保対策

(1) 基本方針

監視施設等より得る情報を早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。

活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施すべき対策】（建設部）

(ア) 火山の活動状況、危険区域等の情報を各機関に早急に提供するための監視体制の整備を図る。

(イ) 活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。

イ【市町村が実施すべき対策】

火山活動の情報を伝え、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備するものとする。

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

(1) 基本方針

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等をする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施すべき対策】

(ア) 応急仮設住宅

a 県が実施すべき対策

(a) 応急仮設住宅の設置戸数は、市町村長から要請のあったとき、原則として全焼、全壊、又は流失戸数の3割以内で決定する。(危機管理部、建設部)

- (b) 建設用地は、県有地又は市町村が提供する敷地等から選定する。(危機管理部、建設部)
 - (c) 応急仮設住宅の設計を行う。(建設部)
 - (d) 社団法人プレハブ建築協会へ協力を要請する。(建設部)
 - (e) 建設業者と請負契約を行う。(建設部)
 - (f) 工事監理、竣工検査を行う。(建設部)
 - (g) 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。(危機管理部)
 - (h) 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。(危機管理部)
- b 市町村が実施すべき対策
- (a) 災害救助法が適用された場合
 - ・ 県に対し、市町村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市町村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
 - ・ 知事の委任を受けて、市町村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
 - ・ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
 - (b) 災害救助法が適用されない場合
 - ・ 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
 - ・ 建設用地を確保する。ただし、私有地については、(a) のただし書きに留意する。
 - ・ 応急仮設住宅の設計を行う。
 - ・ 建設業者との請負契約を行う。
 - ・ 工事監理、竣工検査を行う
 - ・ 入居者の決定には、高齢者、障害者等の優先的入居に配慮する。
 - ・ 応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (イ) 災害公営住宅
被災地域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。
- (ウ) 既存公営住宅の再建
既存公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。

県及び市町村は、連携を取りあって、応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講じる必要がある。

第3節 被災者の生活支援対策

第1 基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響を与えることが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、場合によっては、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 被害継続中における生活支援等の被災者支援策を実施する。
- 2 被災施設の復旧等の復興を図る措置を実施する。

第3 取組みの内容

1 生活支援等の被災者支援策

(1) 基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業の再開の見通しが立たない、農地の荒廃により農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道をたたれ、生活再建が困難となる場合も予想され、被災者の生活再建のためには、積極的な支援策が必要となる。

(2) 実施計画

【県及び市町村が関係機関の協力を得て実施すべき対策】

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため以下のような支援策について検討を要する。

- ア 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- イ 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- ウ 事業の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- エ 再就職と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

2 被災施設の復旧等復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、県及び市町村は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講じる必要がある。

また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。

修 正 経 過			
昭和38年 3月 22日	作成	平成元年 5月 15日	第26回修正
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成2年 5月 30日	第27回修正
昭和40年 2月 27日	第2回修正	平成3年 5月 21日	第28回修正
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成4年 6月 10日	第29回修正
昭和42年 3月 15日	第4回修正	平成6年 3月 9日	第30回修正
昭和43年 2月 29日	第5回修正	平成7年 3月 20日	第31回修正
昭和44年 2月 28日	第6回修正	平成8年 5月 23日	第32回修正
昭和45年 2月 27日	第7回修正	平成9年 3月 31日	第33回修正
昭和46年 2月 15日	第8回修正	平成10年 6月 30日	第34回修正
昭和47年 2月 25日	第9回修正	平成12年 3月 17日	第35回修正
昭和48年 2月 13日	第10回修正	平成13年 6月 18日	第36回修正
昭和49年 2月 22日	第11回修正	平成15年 3月 31日	第37回修正
昭和50年 2月 19日	第12回修正	平成16年 5月 21日	第38回修正
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正
昭和52年 2月 18日	第14回修正	平成18年 2月 17日	第40回修正
昭和53年 2月 28日	第15回修正	平成19年 6月 22日	第41回修正
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成20年 5月 29日	第42回修正
昭和55年 3月 31日	第17回修正	平成21年 3月 27日	第43回修正
昭和56年 3月 25日	第18回修正	平成23年 1月 11日	第44回修正
昭和57年 3月 25日	第19回修正	平成23年 7月 12日	第45回修正
昭和58年 3月 25日	第20回修正	平成24年 2月 15日	第46回修正
昭和59年 3月 29日	第21回修正		
昭和60年 3月 28日	第22回修正		
昭和61年 3月 25日	第23回修正		
昭和62年 3月 19日	第24回修正		
昭和63年 5月 23日	第25回修正		

長野県地域防災計画 火山災害対策編

発行日	平成24年2月15日 第46回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 電話 026(235)7184(直通) ファクス 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp ホームページ 「防災のページ」「災害関連情報」



長野県地域防災計画

原子力災害対策編

平成24年度修正

長野県防災会議

□□□ 原子力災害対策編 □□□

第1章 総 則

第1節	計画作成の趣旨	2
第2節	防災の基本方針	3
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	3

第2章 災害に対する備え

第3章 災害応急対策計画

第1節	基本方針	8
第2節	情報の収集・連絡活動	8
第3節	活動体制	9
第4節	モニタリング等	10
第5節	健康被害防止対策	10
第6節	住民等への的確な情報伝達	10
第7節	屋内退避、避難誘導等の防護活動	11
第8節	緊急輸送活動	12
第9節	飲料水・飲食物の摂取制限等	13
第10節	県外からの避難者の受入れ活動	14

第4章 災害からの復旧・復興

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

第 1 章

総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「災害時要援護者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、市町村、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

(4) 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県及び市町村が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）

エ	自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関する事。 (県)
オ	住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関する事。
カ	環境放射線モニタリング (以下「モニタリング」という。) 等に関する事。
キ	健康被害の防止に関する事。
ク	飲料水、飲食物の摂取制限に関する事。
ケ	農林畜水産物の採取及び出荷制限に関する事。
コ	原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関する事。
サ	汚染物質の除去等に関する事。
シ	その他原子力防災に関する事。

(2) 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱	
(東京電力(株)、中部電力(株)等)	
ア	原子力施設の防災管理に関する事。
イ	従業員等に対する教育、訓練に関する事。
ウ	関係機関に対する情報の提供に関する事。
エ	放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。
オ	原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。
カ	原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。
キ	国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。
ク	汚染物質の除去に関する事。

第2章

災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

1 モニタリング等

県及び市町村は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。(環境部)

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 市町村は、広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 市町村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

県及び市町村は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。(健康福祉部)

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県、市町村及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。(危機管理部、関係部局)

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

5 原子力防災に関する訓練の実施

県及び市町村は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。(危機管理部)

第 3 章

災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、県民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で特定事象が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響を把握する。収集した情報は、必要に応じて随時市町村、防災関係機関に連絡する。(危機管理部、環境部)
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、県は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。(危機管理部)
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、県及び当該区域にかかる市町村は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市町村が行う応急対策について協議する。(危機管理部)
- (4) 市町村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (5) 東京電力株式会社及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。(危機管理部、警察本部)
- (2) 県は、必要に応じ電気通信事業者に対して県、市町村、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。(危機管理部)

第3節 活動体制

1 県の活動体制

(1) 警戒本部の設置

ア 設置基準

知事は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他知事が必要と認めたとき。

イ 組織

本部長：副知事、副本部長：本部長の指定する者、本部員：関係部局長等

ウ 所管事務

指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

エ 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 知事が県内において屋内退避又は避難のおそれがなくなると認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

知事は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

(イ) その他知事が必要と認めたとき。

イ 組織

長野県災害対策本部条例及び同規程に定めるところによる。

本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：全部局長、教育長、県警本部長等

ウ 所管事務

長野県災害対策本部規程別表第1に定める事務及び本計画に定める事務を行う。

エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 県内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 知事が、原子力災害に関する対策の必要がなくなると認めたとき。

2 国の職員及び専門家等の派遣要請

県は、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じて安全規制担当省庁に専門家の派遣、又は原子力事業者に関連窓口のための職員の派遣を要請する。

(危機管理部)

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

- (1) 県は、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。(環境部、危機管理部)
- (2) 市町村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射能濃度の測定

- (1) 県は、あらかじめ定めた放射能濃度測定の実施体制に基づき、水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県ホームページで公表する。(関係部局)
- (2) 市町村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

1 健康被害防止対策の実施

県及び市町村は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。(健康福祉部)

第6節 住民等への的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 県及び市町村は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。
情報提供及び広報に当たっては、災害時要援護者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。(危機管理部、総務部)
- (2) 県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。(危機管理部、総務部)

2 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。(関係部局)

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

- (1) 県及び市町村は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。(危機管理部、総務部、教育委員会、警察本部)
 - ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
 - イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
 - ウ 消防本部の広報車等による広報活動
 - エ 市町村の防災行政無線や広報車等による広報活動
 - オ 市町村教育委員会等を通じた小中学校への連絡
 - カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
 - キ インターネット、ホームページを活用した情報提供
- (2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。
 - ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
 - イ 避難誘導に当たっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
 - ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
 - エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

なお、防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 予想線量 (単位: mSv)		防 護 対 策 の 内 容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 	

10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

2 広域避難活動

- (1) 市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた市町村（以下「要避難市町村」という。）は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート調整を行う。（危機管理部）
- (2) 要避難市町村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) JR会社、鉄道会社、路線バス会社等は、県、市町村と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、県及び市町村と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、市町村長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。（危機管理部、警察本部）

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

- (1) 緊急輸送体制の確立
 - ア 県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。（危機管理部）
 - イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。（危機管理部）

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(社)長野県トラック協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊
避難住民等	(社)長野県バス協会 警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 自衛隊

2 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。（警察本部）

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。（警察本部）

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

- (1) 県は、国の指導・助言、指示及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力安全委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。（環境部、危機管理部）
- (2) 市町村又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県は、国の指導、助言及び指示に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。（農政部、林務部）
- (2) 市町村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	(乳児は100ベクレル/キログラム以上)
野菜類（根菜・芋類を除く）	2,000 ベクレル/キログラム以上

(原子力安全委員会防災指針、厚生労働省通知より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

(厚生労働省省令及び告示より)

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

1 避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

ア 県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）

（ア）県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、災害時要援護者及びその家族を優先する。

（イ）市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(2) 短期的な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）

（ア）被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。

（イ）（ア）による受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

ア 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（関係部局）

（ア）避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。

（イ）民間賃貸住宅を県が借り上げ、2年間で限度に応急仮設住宅として提供する。

（ウ）長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

イ 市町村は、県に準じた対応を実施するよう努める。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 県及び市町村は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

（関係部局）

(2) 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。（関係部局）

(3) 県及び市町村は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

（関係部局）

第4章

災害からの復旧・復興

国、県、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による汚染の除去等

県及び市町村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

2 その他災害後の対応

- (1) 県及び市町村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。(関係部局)
- (2) 県及び市町村は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。(環境部)
- (3) 県及び市町村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。(関係部局)
- (4) 県及び市町村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。(健康福祉部)

第5章

核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市町村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

修 正 経 過	
平成24年 2月 15日 作成 平成24年 4月 1日 第1回修正	

長野県地域防災計画 原子力災害対策編

発行日	平成 24 年 4 月 1 日 第 1 回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 電話 026 (235) 7184 (直通) ファクス 026 (233) 4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp ホームページ 「防災のページ」「災害関連情報」



長野県地域防災計画

その他災害対策編

平成23年度修正

長野県防災会議

□□□ その他災害対策編 □□□

一 雪害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	雪害に強い地域づくり	2
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	10
第3節	観測・予測体制の充実	12

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	13
第2節	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	16
第3節	避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮	21

一 航空災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	情報の収集・連絡体制の整備	23
第2節	活動体制の確立	25

第2章 災害応急対策計画

第1節	情報の収集・連絡・通信の確保	27
第2節	活動体制の確立	29
第3節	捜索、救助・救急及び消火活動	30
第4節	関係者等への情報伝達活動	32

一 道路災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	道路交通の安全のための情報の充実	39
第2節	道路（橋梁等を含む整備）	40
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	41

第2章 災害応急対策計画

第1節	発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	43
第2節	救急・救助・消火活動	45
第3節	災害応急対策の実施	46
第4節	関係者への情報伝達活動	48
第5節	道路（橋梁等を含む応急復旧活動	49

一 鉄道災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	鉄道交通の安全のための情報の充実	52
第2節	鉄道施設・設備の整備・充実等	53
第3節	鉄道車両の安全性の確保	55
第4節	鉄道交通に携わる人材の育成	56
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	57
第6節	再発防止対策の実施	60

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	61
第2節	活動体制及び応援体制	63
第3節	救助・救急・消火活動	65
第4節	緊急交通路及び代替交通手段の確保	66
第5節	関係者等への情報伝達活動	67

一 危険物等災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	危険物等関係施設の安全性の確保	72
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	76

第2章 災害応急対策計画

第1節	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	79
第2節	災害の拡大防止活動	80
第3節	危険物等の大量流出に対する応急対策	85

一 大規模な火事災害対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	88
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	91

第2章 災害応急対策計画

第1節	消火活動	96
第2節	避難誘導活動	98

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	計画的復興の進め方	99
-----	-----------	----

一 林野火災対策編 一

第1章 災害予防計画

第1節	林野火災に強い地域づくり	102
第2節	林野火災防止のための情報の充実	104
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	105

第2章 災害応急対策計画

第1節	林野火災の警戒活動	107
第2節	発災直後の情報の収集・連絡体制	108
第3節	活動体制の確立	109
第4節	消火活動	110
第5節	二次災害の防止活動	112

第3章	災害復旧計画 (林務部)	113
-----	--------------	-----

その他災害対策編

以下の各編においては、それぞれの災害対策において特記すべき事項について、記述することとし、その他の事項については「火山災害対策編」を参照する

雪害対策編

航空災害対策編

道路災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

大規模な火事災害対策編

林野火災対策編

平成22年度修正

長野県防災会議

雪害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するため、毎年、長野県雪対策連絡会議において協議し、「長野県雪害予防実施計画」を定める。

第1節 雪害に強い地域づくり

第1 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い県づくり

(1) 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い県づくり、市町村づくりを

行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 雪害に強い県土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 雪害に強い市町村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行うものとする。
- (エ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行うものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施し、よう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。(建設部)
- (イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。(建設部)
- (ウ) 有料道路における交通確保(道路公社)
除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時に

は、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。

(地方整備局)

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(地方整備局)

(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

エ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備

エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)

- (イ) 雪崩危険地区の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(商工労働部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の危険個所における雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずるものとする。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 中部電力株式会社が実施する計画

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化
 - d 冠雪対策装柱の採用
 - e 雪害対策支線ガードの採用
 - f 支障木の伐採

イ 東北電力株式会社が実施する計画

- (ア) 水力設備については、雪崩防止柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。
- (イ) 送電設備については、支障木の伐採を行うとともに、鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の対張型化または必要な個所の電線に難着雪化を実施する。

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

(ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。(商工労働部)

(イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講じるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(商工労働部)

(ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導體制の構築を図るよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。

排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(商工労働部)

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話(株)長野支店)

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

(ア) へき地診療所整備事業の実施(健康福祉部)

(イ) 患者輸送車整備事業の実施(健康福祉部)

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行うも

のとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- (ア) 水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。
(農政部)
- (イ) 雪害に対処するため、水稲、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。(農政部)
- (ウ) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)
- (エ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。
また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。(林務部)

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

(ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。

- a 積雪が一定量をこえると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
- b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
- c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
- d 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舎の受け入れに配慮する。

(イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舎の設置を行う市町村に対して、学級編制の認可等を行う。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

(ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。

(イ) 県が実施する対策に準じて、市町村の防災計画等をふまえ適切な対策を行うものとする。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財(資料編参照)の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(教育委員会)

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。

イ【市町村が実施する計画】(教育委員会)

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。

ウ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平素から努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(警察本部)

警備措置

平素の措置

危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ 交通途絶地域
- ・ 融雪災害危険地域
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部)

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要援護者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。

イ【市町村が実施する計画】

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図るものとする。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難収容に使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画 第1節「災害直前活動」の「伝達系統」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。
(全部局)

(イ) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性を確保する。
(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

3 避難収容関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【市町村が実施する計画】

- (ア) 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。
- (イ) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- (ウ) 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。
- (イ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (ウ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進するものとする。
- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制作りを図るものとする。
- (ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。
- (エ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。

ウ【社会福祉協議会等ボランティア関係団体を実施する計画】

- (ア) ボランティア事前登録の推進を図るものとする。
- (イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による県民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 県民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。
- (イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。(危機管理部)
- (ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。(建設部)

イ【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。(長野地方気象台)

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化
- (イ) 災害対策本部室の設置に伴う新しい通信技術を利用した情報システムの整備
- (ウ) インターネットポータル会社等の活用による情報の提供
- (エ) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等による迅速な情報提供

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (イ) インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、各市町村・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、火山災害対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照のこと。

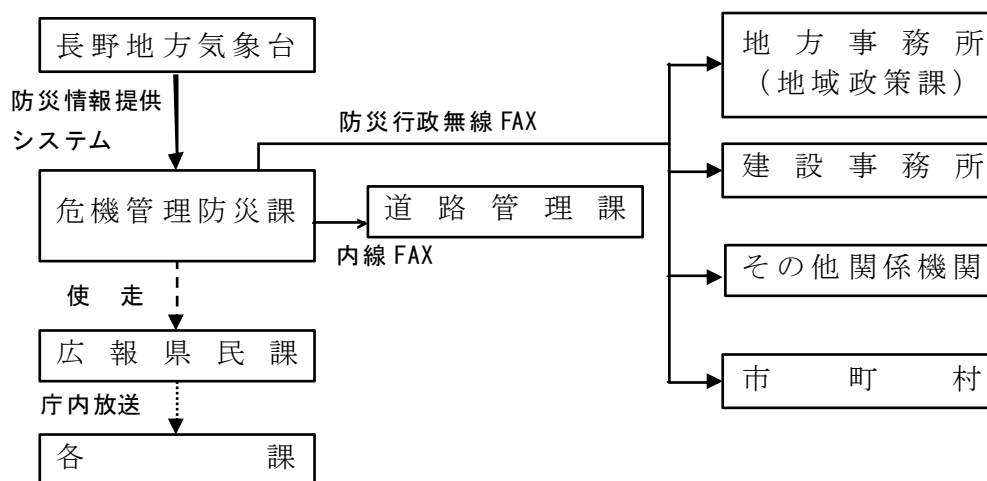
(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

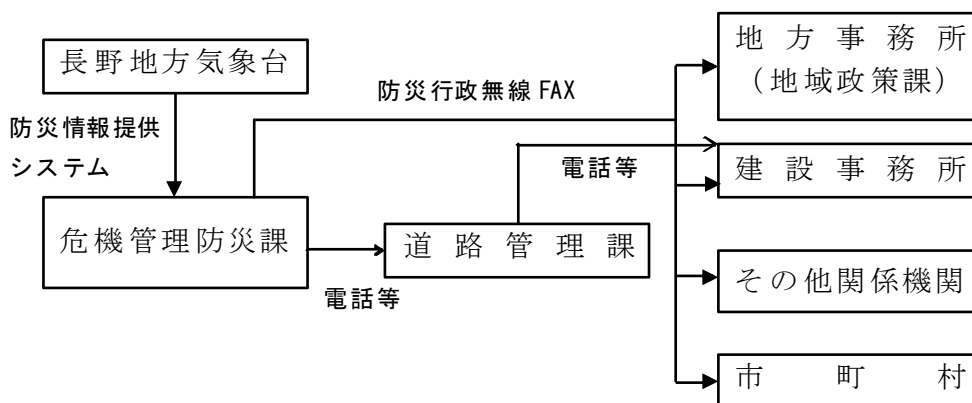
雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。

a 勤務時間内



b 勤務時間外



イ【関係機関が実施する対策】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。
(長野地方気象台)

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報・注意報発表基準一覧表

警報

発表官署		長野地方気象台										
府県予報区		長野県										
一次細分区域		北部			中部				南部			
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地域
警報	暴風雪(平均風速)	17m/s 雪を伴う										
	大雪(24時間降雪の深さ)	平地 40cm 山沿い 60cm	70cm	平地 40cm 山沿い 60cm	菅平周辺 50cm 菅平周辺を除く地域 30cm	30cm	聖高原周辺 50cm 聖高原周辺を除く地域 30cm	50cm	30cm	30cm	50cm	30cm

注意報

発表官署	長野地方气象台											
府県予報区	長野県											
一次細分区域	北部			中部					南部			
市町村等をまとめた地域	長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域	
注意報	風雪(平均風速)	13m/s 雪を伴う										
	大雪(24時間降雪の深さ)	平地 20cm 山沿い 40cm	40cm	平地 20cm 山沿い 40cm	菅平 周辺 20cm 菅平 周辺 を除く 地域 15cm	15cm	聖高 原周 辺 20cm 聖高 原周 辺を 除く 地域 15cm	20cm	15cm	15cm		
	融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上										
	なだれ	1.表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上										
	着氷	著しい着氷が予想される場合										
	着雪	著しい着雪が予想される場合										

- (注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。
3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

市町村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

市町村からヘリコプターの出動について要請があった場合は、火山災害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村等は、住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。

また、災害時要援護者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

(イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供すること。

(イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）

「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」により行う。

(ウ) 冬期交通規制等の実施（建設部）

(エ) 有料道路については、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図る。（道路公社）

(オ) 空港管理者は、空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、除雪の実施、応急復旧等を要請するものとする。（企画部）

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 鉄道運行確保計画(鉄道各社)

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、地元市町村とも事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】(鉄道会社)

ア 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたる。

イ 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。

ウ 雪崩発生危険個所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じて予防措置を行い安全運行の確保を図る。

エ 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じて給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市町村・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期する。

オ 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)

ア 電気通信設備の復旧体制

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努める。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。

又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備する。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全を確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための雪害救助員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障害者世帯等に対して、市町村が行う、雪害救助員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。

(危機管理部)

イ【県、市町村、社会福祉協議会等が実施する対策】

(ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（教育委員会）

県立の学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

イ 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

ウ 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

エ 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを

指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

ア 警備措置

(ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資器材等の確保
- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

- a 雪害情報の収集・被害の調査等
 - (a) 事前情報
 - (b) 雪害発生時の情報
 - (c) 関係機関に対する連絡
- b 避難措置等
 - (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
 - (b) 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
 - (c) 避難誘導
 - (d) 避難後の措置
- c 罹災者の救出（救護）活動
 - (a) 人命救助活動
 - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 行方不明者の捜索・死体の見分
- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況

- (b) 今後の見通し
- (c) 復旧措置の状況
- (d) 罹災者の収容状況

イ 交通の確保（規制）措置

- (ア) 道路交通の実態把握
- (イ) 関係機関との連絡協調
- (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
- (エ) 交通整理・取締員の配置
- (オ) 交通情報の収集・提供
- (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
- (キ) 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

本県は、急峻な地形が多く、また一日に1 m以上の降雪を記録する地域もあることから、雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所での点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施するものとする。

イ【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力する。

第3節 避難収容活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な活動

避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難収容等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

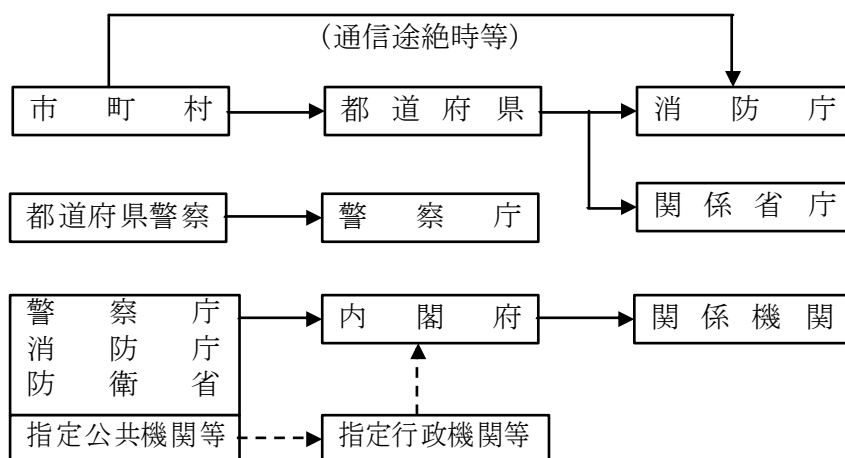
イ【市町村が実施する対策】

(ア) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。

(イ) 避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

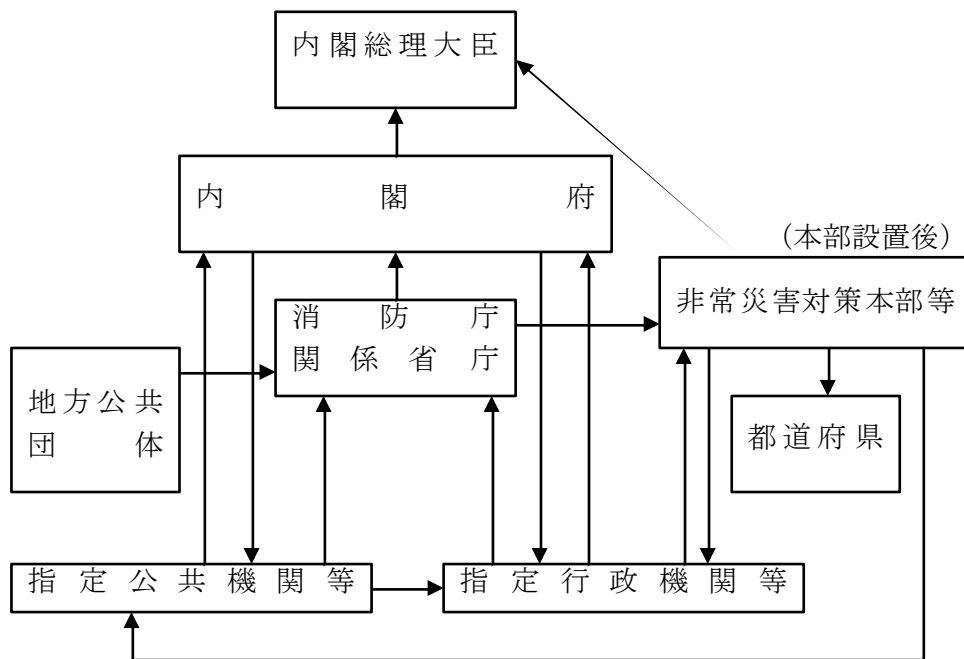
雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

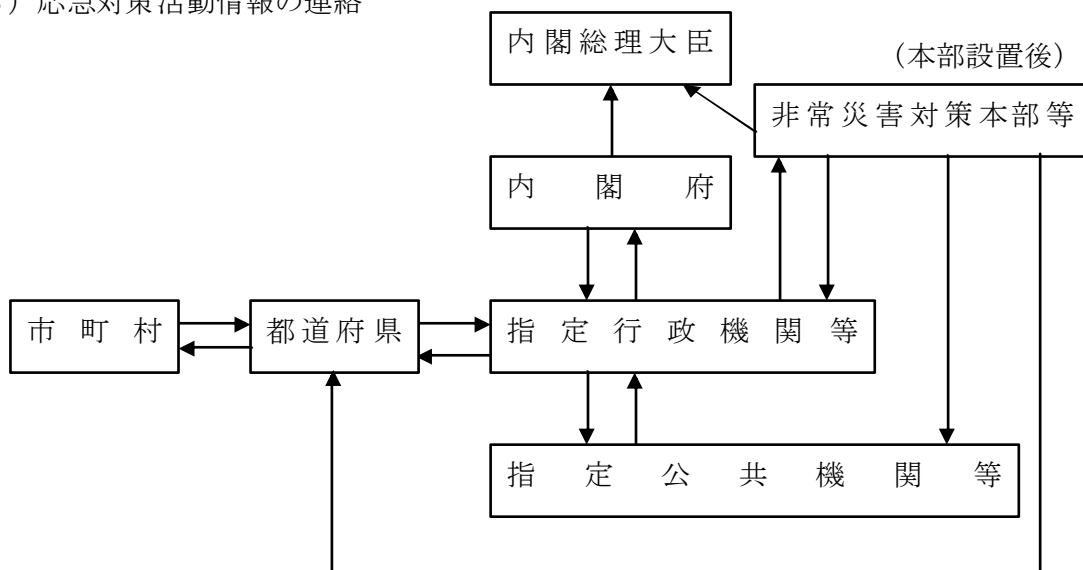


大規模な場合は、指定公共機関等の場合)
 (----->

(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

- (ア) 松本空港の離発着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau)という。))
- (イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。(東京航空地方気象台松本空港分室)

イ【県が実施する計画】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう常に見直しを図る。(企画部)
- (イ) 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、CABや救難調整本部へ伝達す

る方法等をあらかじめ定めておく。(危機管理部、企画部、警察本部)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

ア【県が実施する計画】

(ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等にあらかじめ定める。

(危機管理部)

(イ) 県政ヘリコプター及び県警ヘリコプターの併用による、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておく。(警察本部)

イ【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に務めるものとする。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。(危機管理部)

イ 空港内の事故について空港管理者は「松本空港消火救難対策実施要領」に基づく関係機関の非常参集体制のマニュアルを作成するとともに、関係機関をまじえた定期的な訓練を実施する。(企画部)

ウ 空港内及びその周辺の事故について「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「松本空港及びその周辺における消火救難活動実施要領」に基づく、松本地域広域行政事務組合との緊急事態における役割分担等の活動内容を把握するとともに、訓練を定期的に行い、必要な資料等を交換するものとする。(企画部)

エ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、火山災害対策編第2章第4節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。(危機管理部)

2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

県、市町村、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 空港管理者は空港内の事故に備えるため、消防車両、救難機材等の整備を行う

とともに、消防主管部局は消防防災ヘリコプターによる救助、救急活動に必要な資機材の整備を行うこととする。(危機管理部、企画部)

- (イ) 空港管理者は、空港内の事故で負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。(企画部)
- (ウ) 空港管理者は、空港内の事故に備えるため、空港管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制について計画を策定するよう努める。(企画部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

3 関係者への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- ア 空港管理者は空港内での事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。(企画部)
- イ 空港管理者は空港内での事故について家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ航空運送事業者と連携をとりながら計画をしておく。(企画部)
- ウ 空港外の事故については、火山災害対策編第2章第23節「災害広報計画」に準じて体制を整備するものとする。(危機管理部)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

県・市町村及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたるものとする。

第2 主な活動

- 1 県は国土交通省から得た情報を、関係市町村等へ連絡する。
- 2 県及び市町村は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 3 県及び市町村は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県は国土交通省等から得た災害発生情報について市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する対策】

(ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況、東京航空局からの災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行うものとする。

(国土交通省東京航空局松本空港出張所（以下「CAB」という。）)

(イ) 県内に発表された気象警報・注意報等を関係機関へ伝達に努めるとともに、松本空港及び航空路における予報の解説を行う。また、松本空港及びその周辺における災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。（東京航空地方気象台松本空港分室）

イ【県が実施する対策】

(ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整える。（危機管理部、企画部、警察本部）

(イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地方事務所を通じ市町村へ連絡を行う。（危機管理部）

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

県及び市町村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報システムの定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関(国土交通省、関係省庁)へ報告を行う。(危機管理部、企画部、警察本部)
- (イ) 航空機事故等の災害発生の際は、必要に応じて、CABと調整のうえ、ヘリコプターによる情報収集を行う。(危機管理部、警察本部)
- (ウ) 地方事務所は市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を速やかに、危機管理防災課へ報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方事務所へ連絡する。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

県及び市町村は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

県は指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、市町村等へ提供する。(危機管理部、企画部、警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

地方公共団体、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 火山災害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員は早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。(危機管理部)
- (イ) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」により、関係職員は迅速に参集するものとする。(危機管理部、企画部、警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

各市町村の定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

県及び市町村は、災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、火山災害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、ヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、市町村へ情報の収集を指示するとともに、必要に応じて、CABと調整のうえ、ヘリコプター等による搜索活動を実施する。(危機管理部、警察本部、企画部)

イ【市町村が実施する対策】

県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに非常備消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

2 消火、救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 空港内で発災した場合は、「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、空港管理者は速やかに各班長に必要な指示を行うとともに消防、警察医療機関等の関係機関に状況の報告、出動の要請を行い、「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、「松本空港及びその周辺における消火救難活動実施要領」に定めるところにより、活動を実施するものとする。(企画部)

イ 空港外で発災した場合は、火山災害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急活動及び消火活動を実施する。

ウ 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、火山災害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより要請する。(危機管理部)

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、地域医師会や日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 空港管理者は空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、地区医師会への協力要請を行う。(企画部)

イ 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。(危機管理部、健康福祉部)

ウ 空港外で発生した事故の場合には、火山災害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて、ヘリコプター等により、上空からの規制を実施する。(警察本部)

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを充分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。
- (イ) 空港外で発生した事故については、火山災害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

イ【関係機関が実施する対策】

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

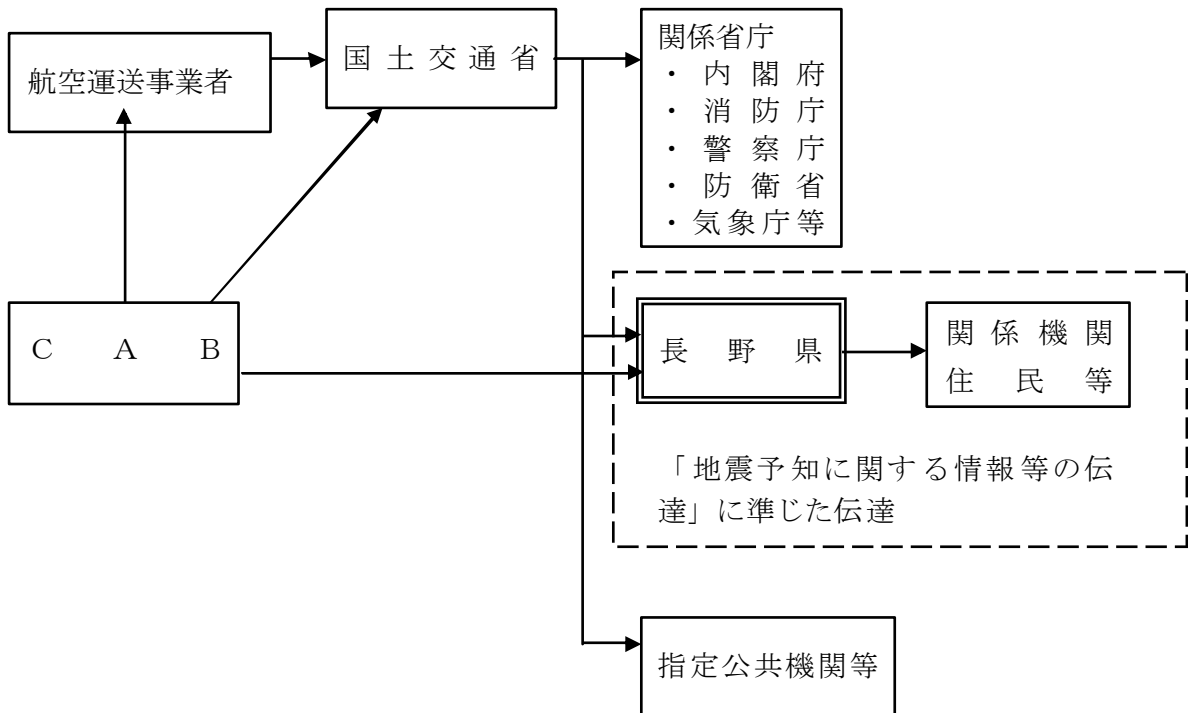
- (ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。
- (イ) 空港外で発生した事故については、火山災害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、住民等に対する広報活動を実施する。

イ【関係機関が実施する対策】

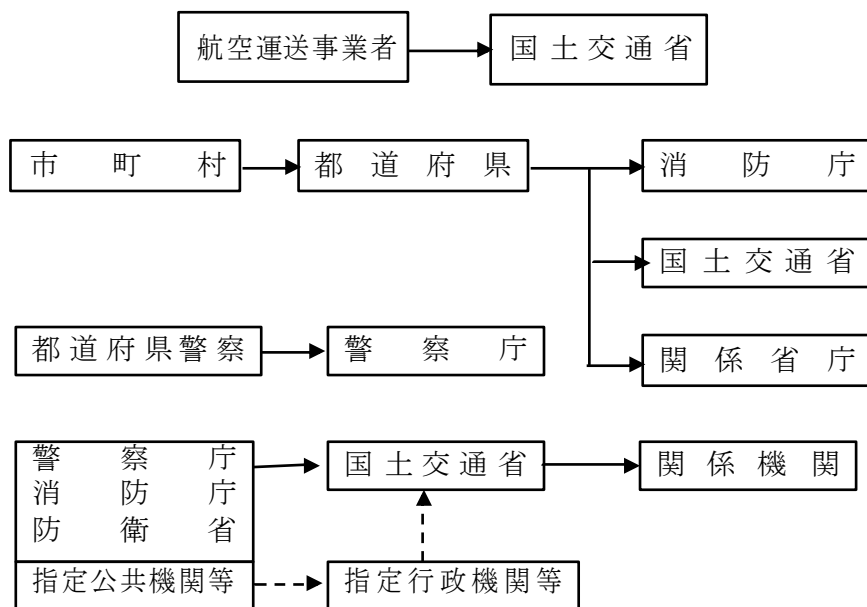
航空運送事業者は航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行う。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

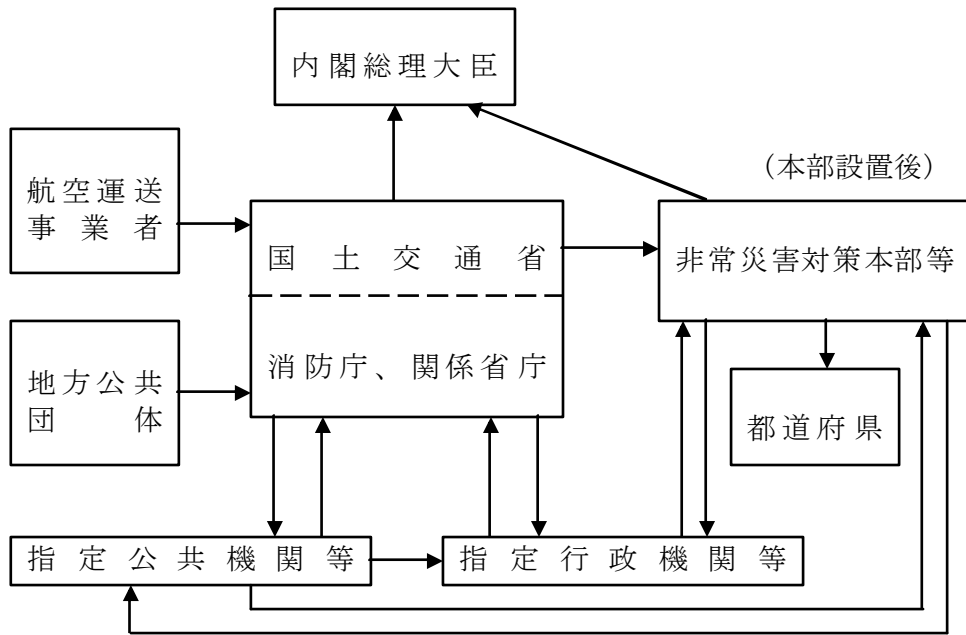


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

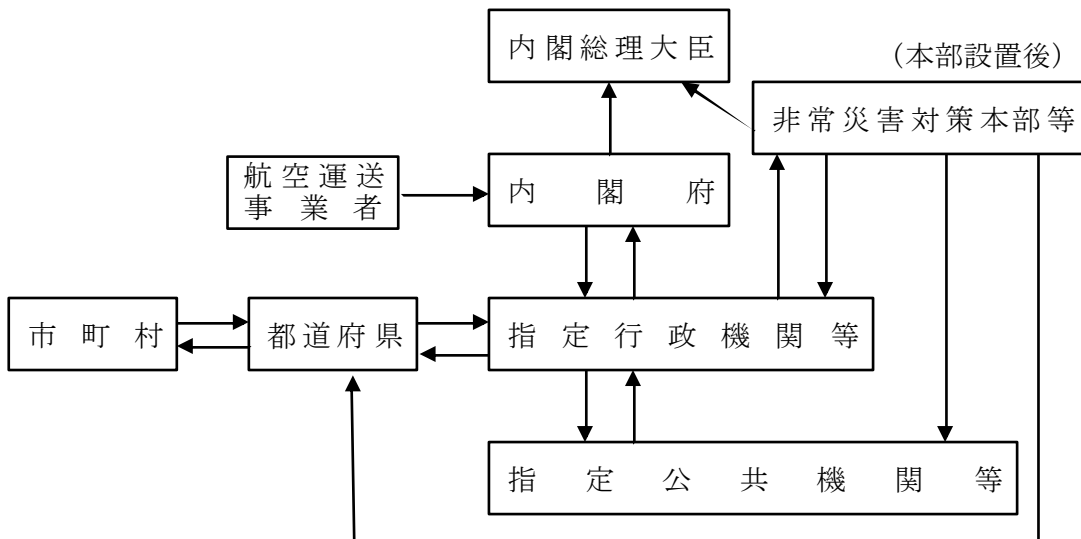


大規模な場合 (---> は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

松本空港消火救難対策実施要領

(目的)

第1条 本要領は、松本空港内における航空機事故、地震等による災害又は建物火災等（以下「緊急事態」という。）に際し、松本空港管理事務所職員及び松本空港内に事務所、営業所等を有する現地関係機関の職員を隊員として編成する松本空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 消火救難隊には、隊長1名、副隊長1名をおくほか、次の各班をもって編成し、各班の担当業務は別表第1のとおりとする。

(1) 通報連絡班 (2) 消火班 (3) 救護誘導班 (4) 警備班

2 隊長は松本空港管理事務所長を、副隊長は国土交通省東京航空局松本空港出張所長をもってあて、班長は隊員の中から隊長があらかじめ指名するものとする。

3 各班の編成は別表第2のとおりとする。

(隊員の選任等)

第3条 現地関係機関の長は、当該機関の職員のうちから隊員をあらかじめ選任し、隊長に届け出るものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 現地関係機関の長は、隊長の指示があるときは、隊員以外の人員派遣及び車両等の機材の提供について協力するものとする。

(任務等)

第4条 隊長は緊急事態の発生により消火救難活動の必要を認めたときは、速やかに現地関係機関の長に対し、隊員の出動を要請し、緊急配備につかせるとともにその活動を命じ、隊員を指揮監督するほか、本部の任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長の職務を補佐するとともに、隊長不在のときはその職務を代行する。

3 班長は、隊長の命に基づき班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるものとする。

4 班員は、班長の指揮のもとに各々その与えられた任務達成のため行動するものとする。

(事故の通報及び応急処置)

第5条 隊員は、緊急事態の発生を発見したとき又はそのおそれのあるときは、別表第3により、速やかに口頭もしくは電話等をもって事故発生を隊長に通報するとともに、被害防止のため臨機応変の処置をとらなければならない。

(隊員の出動)

第6条 隊員は、隊長より出動の要請があった場合は、航空機事故にあつてはエプロン、地震等による災害又は建物火災にあつては駐車場、その他の事故のときは別に指定する集合地点に速やかに集合し、隊長の指示を受けるものとする。

(消火救難器材の整備)

第7条 各班長は、事故等の発生に備え、その任務達成に必要な器具、備品等について常時点検するとともに、これを整備しておかななければならない。

(隊員の表示)

第8条 隊員は、出動およびその行動にあたっては、所定の腕章をつけその身分を表示するものとする。

(演習)

第9条 消火救難隊は、隊長の指揮のもとに、定期的に総合訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 航空機給油取扱所における対応は、別に定める「航空機給油取扱所における地震等の災害時措置要領」によるものとする。

(その他)

第11条 隊長は、必要に応じてこの要領を実施するための実施細目を、別途定めることができる。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

別表第1

各班の担当業務

班 名	担 当 業 務 内 容
通 報 連 絡 班	関係機関への通報連絡、事故に関する情報収集、各班との連絡調整、報道関係者への対応
消 火 班	消火活動及び現場保存のための整備
救 護 誘 導 班	事故現場での罹災者の救護、旅客等の避難及び誘導
警 備 班	関係者以外の空港内立入規制、待合客、見学者等部外者の避難誘導と立入規制、車両の誘導整理

(別表2)

松本空港消火救難隊班編成

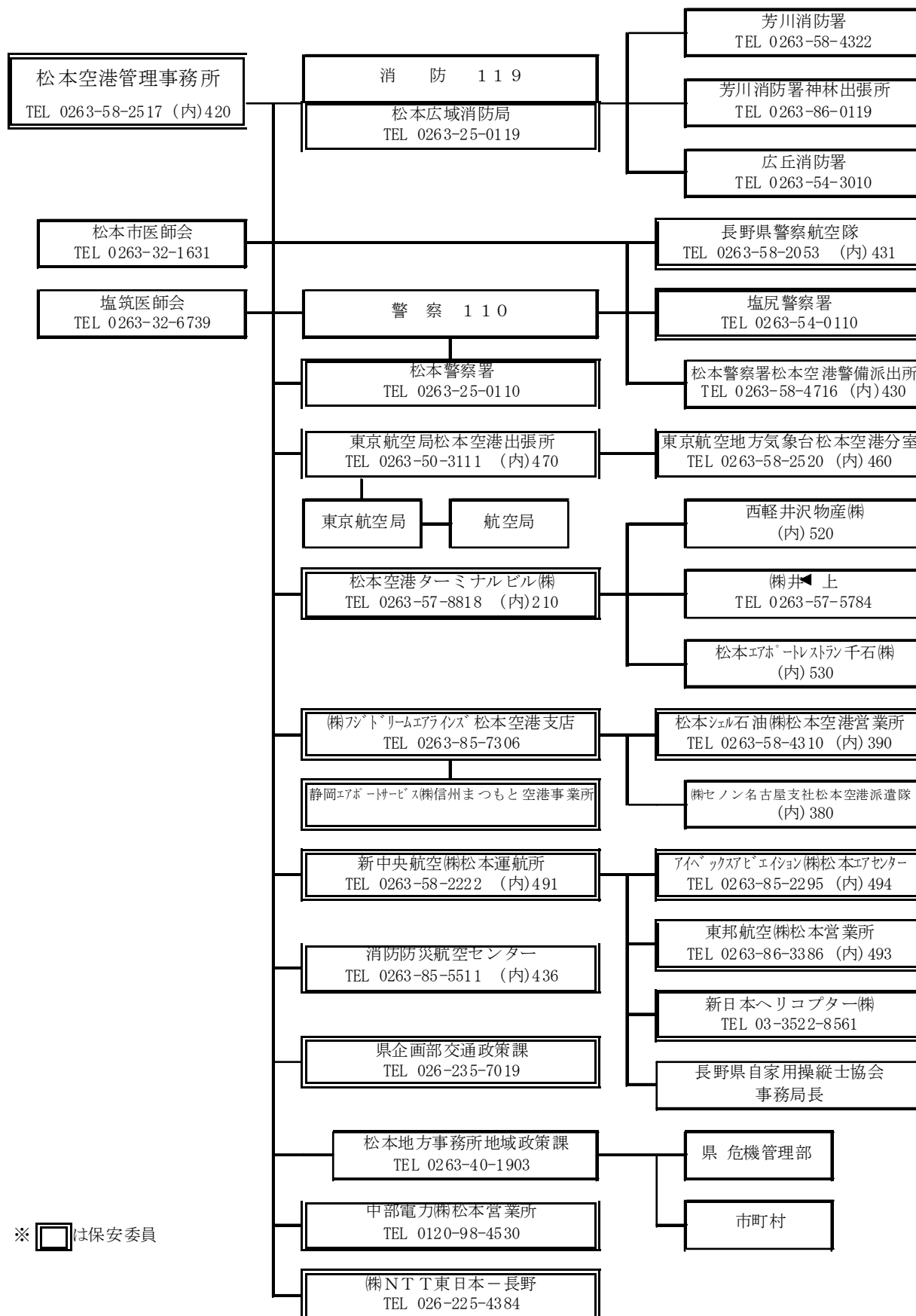
隊長	松本空港管理事務所長	
副隊長	東京航空局松本空港出張所長	
	通報連絡班	7人
	◎ 松本空港管理事務所	4人
	東京航空地方気象台松本空港分室	1人
	静岡エアポートサービス(株)	2人
	消火班	10人
	◎ 松本シェル石油(株)	2人
	松本空港管理事務所	1人
	消防防災航空センター	3人
	新日本警備保障(化学消防車)	4人
	救護誘導班	15人
	◎ (株)フジドリームエアラインズ	1人
	静岡エアポートサービス(株)	4人
	松本空港管理事務所	1人
	新中央航空(株)	2人
	松本空港ターミナルビル(株)	1人
	(株)井上	1人
	西軽井沢物産(株)	1人
	松本エアポートレストラン千石(株)	1人
	(株)セノン名古屋支店	3人
	警備班	8人
	◎ 県警察航空隊	2人
	松本空港管理事務所	2人
	東邦航空(株)	2人
	アイベックスアビエーション(株)	1人
	松本空港ターミナルビル(株)	1人

注 1 消火救難隊は、緊急事態発生時における初期活動を行い、警察署、消防署、医療機関等の活動開始後はこれに協力するものとする。

2 ◎は、各班の班長選出事業所であり、事業所からの出動者で上級の役職名（隊長および副隊長は除く。）をもってあてるものとする。

3 人数は実働人員である。

別表3 松本空港緊急時連絡体制図



※ は保安委員

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社）

(イ) 道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。（建設部、警察本部、道路公社）

イ【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 自然災害が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備する。（林務部、農政部、建設部、道路公社）

(イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備する。（建設部、道路公社）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の関係を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び新潟県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部）
- (イ) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部）
- (ウ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。（全機関）
- (エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。（建設部、道路公社、警察本部）
- (オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合、事前に必要な措置を講じておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
(医療機関)
- (エ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
(医師会)

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。
被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 道路（橋梁等を含む）の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社、警察本部）
- (イ) 収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回路の選定及び情報の提供を行う。（建設部、道路公社、警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

パトロール等の結果や通報、市町村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）
- (イ) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の機関等から入

道路災害対策編 第2章第1節
発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

手した応報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。
(地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱)

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

県・市町村・及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

「火山災害対策編」第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）

- (イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。（警察本部）

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応

- じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）
- (イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

パトロール等の点検結果や通報等の情報を、速やかに防災行政無線等を利用して市町村、関係各機関へ通報する。

また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効率的な人員資材の運用に努める。（危機管理部、建設部、警察本部、道路公社）

イ【市町村が実施する対策】

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

ウ【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

被災家族等に対する的確な情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等のニーズを充分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

2 実施計画

ア【県、市町村、関係機関が実施する対策】

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

1 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図るものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者団体等に協力を要請する。（建設部、道路公社）

信号機の倒壊等が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

(2) 【市町村が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

(3) 【関係機関が実施する対策】

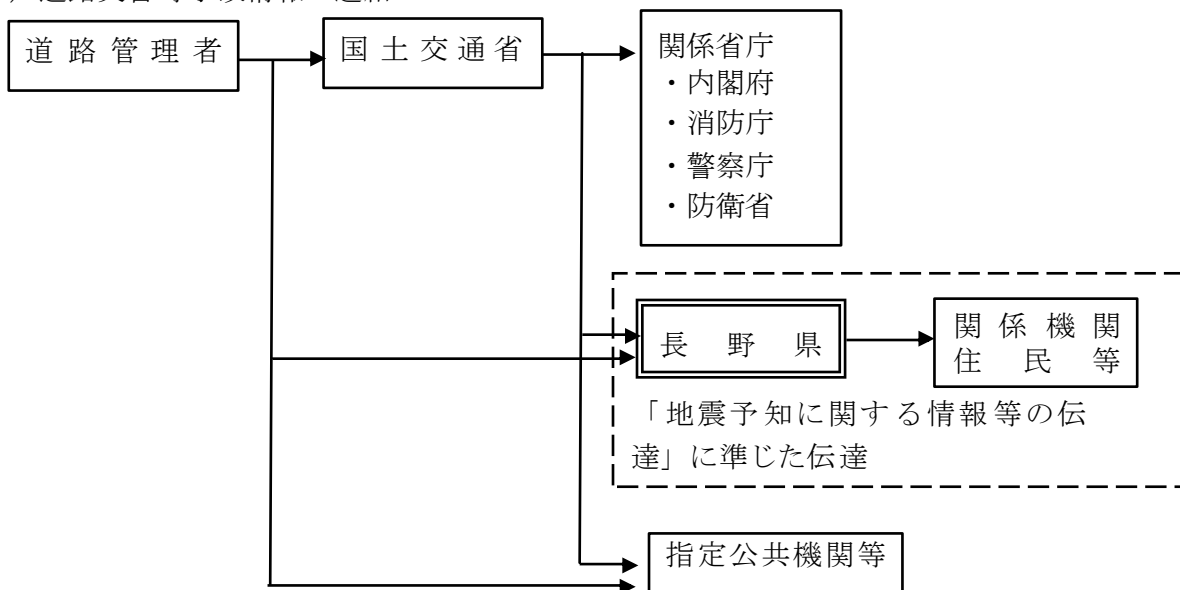
ア パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。（地方整備局、東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)）

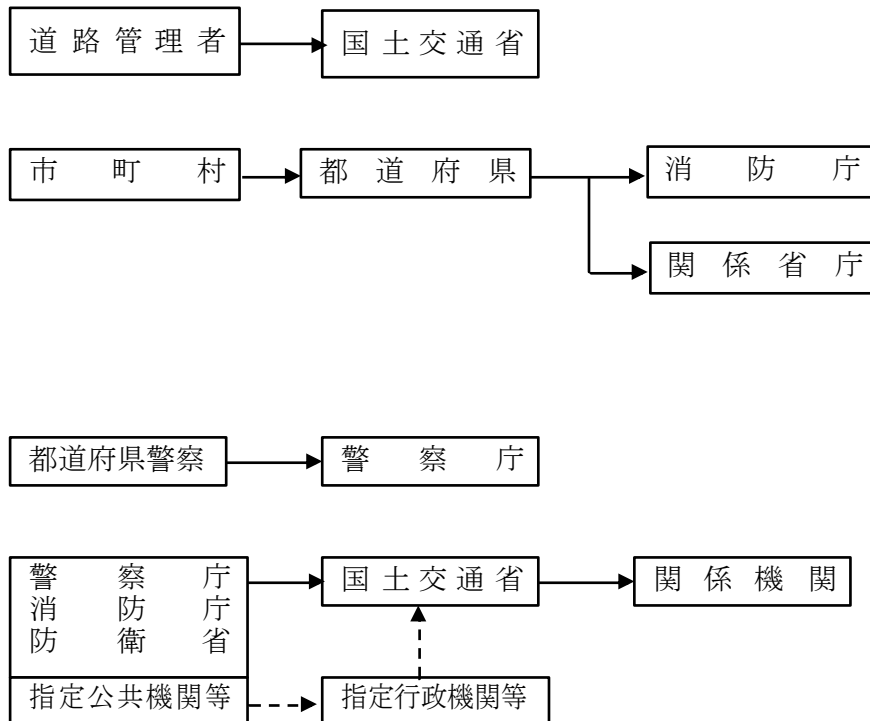
イ 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。（建設業者団体等）

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

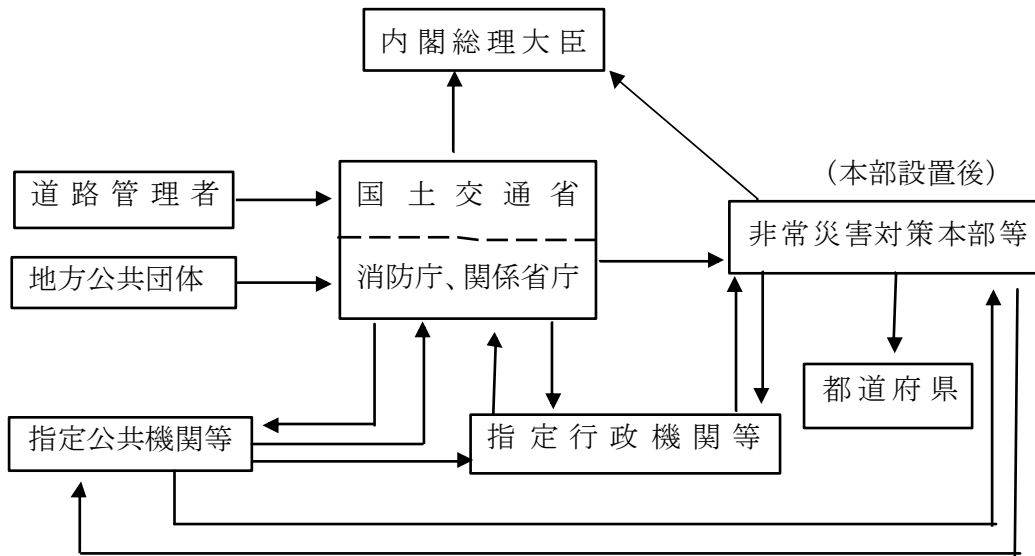


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

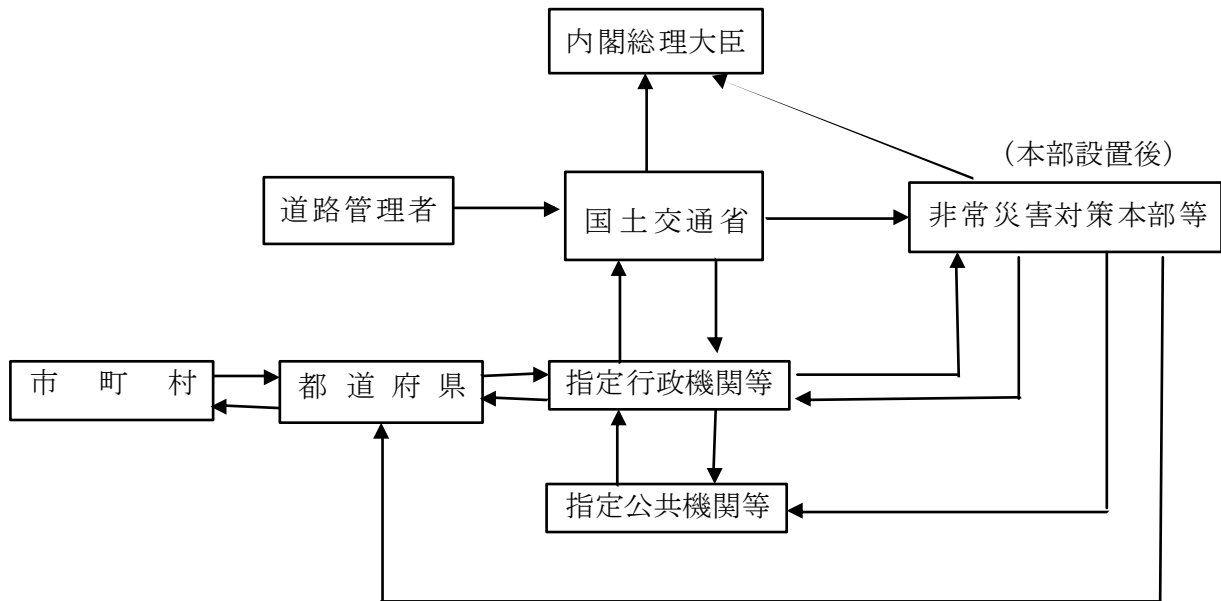


大規模な場合
 (-----▶ は、指定行政機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである

鉄道災害対策編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1章 災害予防計画

基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取組み

県及び鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

事故防止のための知識の普及

1 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

2 実施計画

【県及び鉄道事業者が実施する計画】（警察本部、鉄道会社）

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講じる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講じる。
- 3 県、市町村及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講じる。
- 4 県及び市町村は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者が実施する計画】

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努めるものとする。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行う。

- (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
- (イ) 線路防護施設の整備の推進
- (ウ) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- (エ) 諸施設の新設及び改良
- (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備

- (カ) 救援車・作業車等の整備
- (キ) 建築限界の確認
- (ク) 保安設備の点検・整備

イ【東日本旅客鉄道株が実施する計画】

復旧機材の保管場所及び主要部品をあらかじめ定めておくものとする。

ウ【東海旅客鉄道株が実施する計画】

非常用具及び応急工事用具、材料は、年2回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。

また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。

エ【しなの鉄道株が実施する計画】

防災業務計画の実実施計画において、災害等の防止に関し重要と認める施設、火気使用施設及び危険物貯蔵施設等の点検・巡視について定める。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険個所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法を定めるよう努める。

(イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故を防止するためには、鉄道車両の安全性をより一層向上させることが重要であり、そのため鉄道事業者は、検査体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、検査体制を充実させるため、検査精度の向上及び検査データの科学的分析等に努める。

第3 計画の内容

検査体制の充実

1 基本方針

鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。

2 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】（鉄道会社）

(1) 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るものとする。

(2) 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

人材の育成

1 基本方針

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】

ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。

イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

(2) 【東日本旅客鉄道株が実施する計画】

鉄道事故に備え、次の事項について社員に徹底しておくものとする。

ア 事故の応急措置及び復旧方法

イ 事故情報の伝達及び旅客誘導方法

ウ 非常招集の範囲及び方法

エ 復旧用具の整備

オ その他必要と認める事項

(3) 【東海旅客鉄道株が実施する計画】

鉄道事故に備え、あらかじめ次の事項についての具体的な応急復旧体制を定め、訓練の実施等により、社員に徹底しておくものとする。

ア 旅客の救出、救護要請及び医療機関に対する連絡・誘導

イ 旅客の誘導、連絡及び案内

ウ 社員の非常招集の範囲及び連絡方法

エ 事故応急復旧の作業分担

オ 応急復旧用機器及び材料の整備

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 県、市町村及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講じる。
- 3 県、市町村及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 県、市町村及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び鉄道事業者が実施する計画】

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておくものとする。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立するものとする。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

- ア 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。
- イ 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備

に努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの導入による航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) ドクターヘリによる救急搬送体制の確立を図る。
- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

火山災害対策編第2章「災害予防計画」第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

ウ【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。
- (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況及び医療スタッフの状況等、迅速な情報交換のため、広域災害救急医療情報システムの利用を推進するとともに効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。
- (ウ) 市町村事故対策本部等へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。
- (エ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体

的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

- (イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておくものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
(イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び道路管理者が実施する計画】

県、市町村及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ【鉄道事業者が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努めるものとする。

ウ【東海旅客鉄道株が実施する計画】

緊急自動車の配置所所長は、台帳を備えつけ、責任者を指定しておくとともに、年3回以上又は出勤の都度整備を行い、あわせてその機能状況を記録しておくものとする。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び市町村の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

第6節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。

(イ) 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努めるものとする。

イ【東海旅客鉄道株が実施する計画】

(ア) 事故復旧に従事する者は、事故の原因調査に協力するものとする。

(イ) 事故復旧に従事する者は、関係物件を保持するとともに、現場見取り図、写真等必要な資材を提供するものとする。

ウ【しなの鉄道株が実施する計画】

(ア) 災害等の原因に関係があると認められる物件については、復旧作業を遅らせない範囲で速やかに関係者の立会いのもと調査を実施し、必要に応じて見取り図の作成、写真の撮影等を行い、原因を究明するものとする。

(イ) 証拠物件については、拾得場所、状況、時間等を記した札等をつけるなどして、その保存に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定めるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生の情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

イ【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 県、市町村及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、県及び市町村はただちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。

ウ【県及び東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 県及び東海旅客鉄道株式会社は、斜面の浮き石、落石等を発見した場合には「斜面災害対策連絡体制」に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。
- (イ) 発見又は連絡に基づき、県はただちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 発見又は連絡に基づき、東海旅客鉄道株式会社はただちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じるものとする。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 県及び市町村は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 県及び市町村は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 被害拡大防止措置
 - a 関係列車の非常停止の手配
 - b 乗客の避難
- (イ) 活動体制の確立
 - a 職員の非常招集
 - b 情報収集連絡体制の確立
 - c 対策本部の設置

イ【東日本旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努めるものとする。
- (イ) 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設ける。
- (ウ) 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により対策本部を設ける。

ウ【東海旅客鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 非常招集の事故が発生したときは、飯田支店内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。
- (イ) 対策本部と復旧本部との間に、情報連絡を直接行うための臨時直通回線、FAX等必要な情報連絡設備を設置する。

エ【しなの鉄道(株)が実施する対策】

- (ア) 輸送に著しい影響を及ぼす重大な災害等が発生した場合又は発生するおそれ

がある場合並びに死傷者が生じるような災害等が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部を設置するものとする。

- (イ) 災害等現場での応急措置及び復旧の指揮命令系統の統一、調整を図るため、必要に応じ、現地対策本部を設置するものとする。

オ【長野電鉄(株)が実施する対策】

災害等が発生し、人命もしくは財産の被害が極めて大きく、あるいは事業の公共性に重大な影響を及ぼし、全社的に緊急対策を必要とするときは、災害対策本部を設置する。

カ【アルピコ交通(株)が実施する対策】

- (ア) 事故が発生した場合、その対策及び復旧の指揮命令の統一と調整を図るため事故対策本部及び事故復旧本部を開設する。
- (イ) 事故対策本部は、事故の復旧、動員、救護の計画及び応急輸送対策並びに広報事務その他を処理する。
- (ウ) 復旧本部は、事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、財産の保全、復旧計画及び復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他を処理する。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、県・市町村は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する対策】

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求めるものとする。

イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整えるものとする。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、県は自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、火山災害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、火山災害対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

県、市町村及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容

救急・救助・消火活動

1 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、県・市町村及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

2 実施計画

(1)【県及び市町村が実施する対策】

火山災害対策編第3章「災害応急対策計画」第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

(2)【鉄道事業者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

(3)【しなの鉄道(株)が実施する対策】

- ア 救援列車の運転手配
- イ 救急車等の派遣要請
- ウ 他鉄道事業者への派遣要請

(4)【アルピコ交通(株)が実施する対策】

- ア 事故救援のための救援列車の運行手配
- イ 救援班の派遣
- ウ 他事業者の車両・クレーン車の派遣要請

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 県は、緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。
- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（警察本部）

緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

【鉄道事業者が実施する対策】

- ア 他路線への振り替え輸送
- イ バス代行輸送
- ウ 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】

県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県、市町村及び鉄道事業者が実施する対策】

県、市町村及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

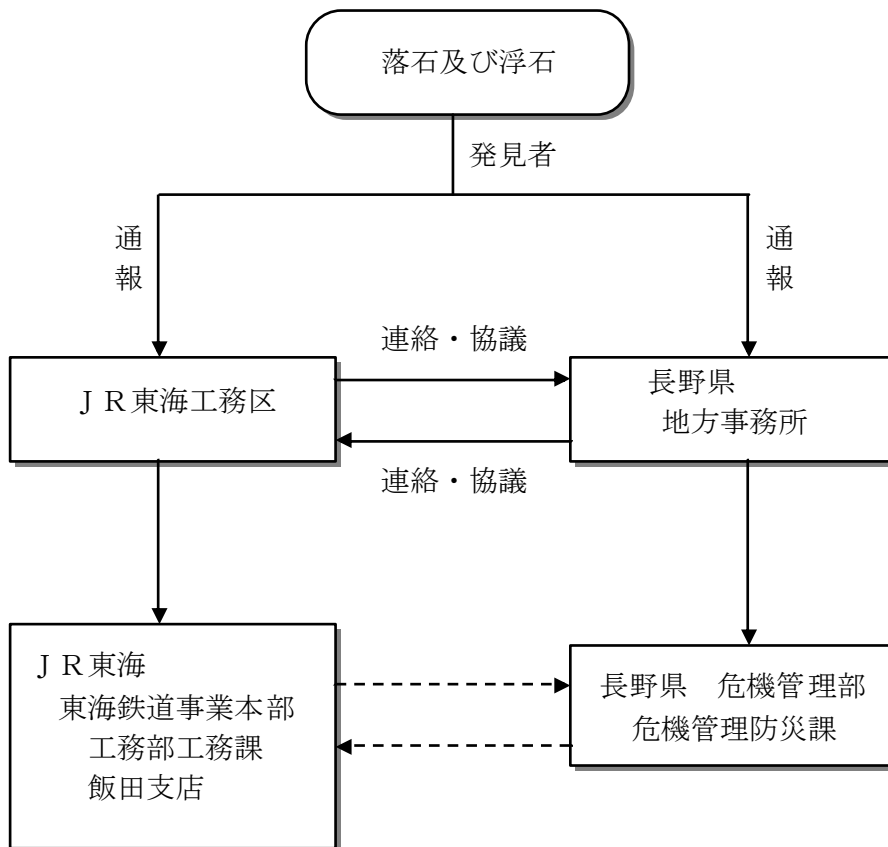
このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ【鉄道事業者が実施する対策】

鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

斜面災害対策連絡体制 [長野県]

落石が相互（道路管理者・鉄道事業者）に影響する場合

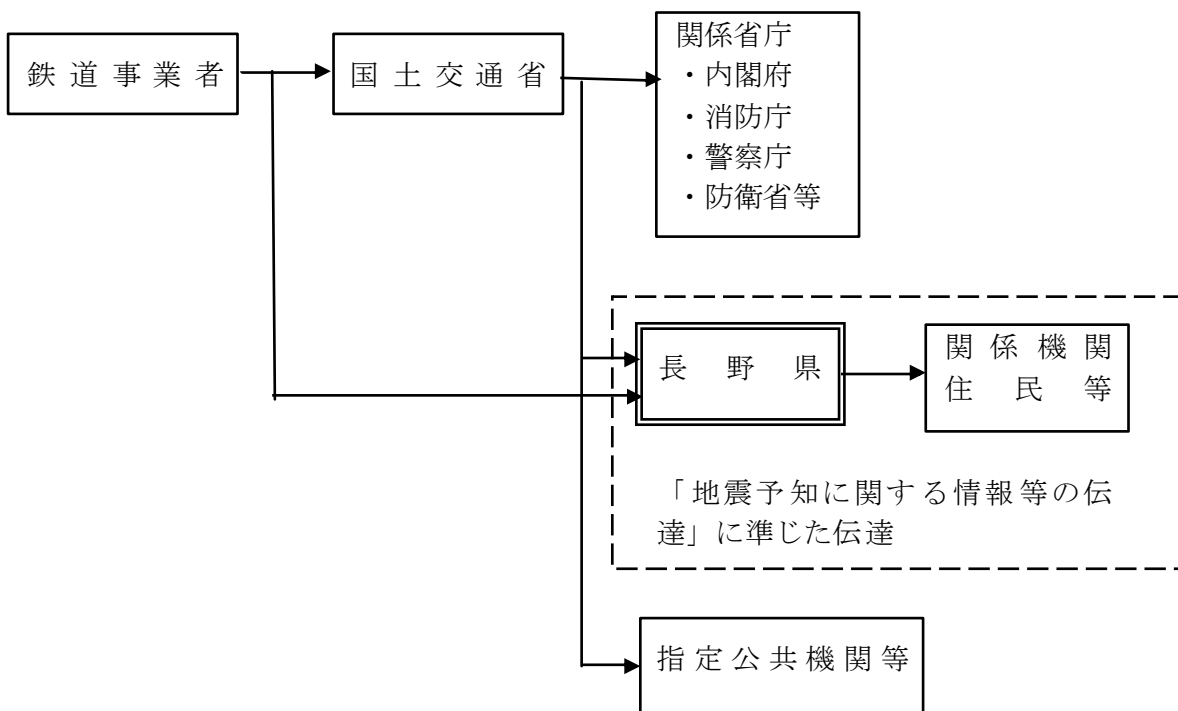


連絡先一覧

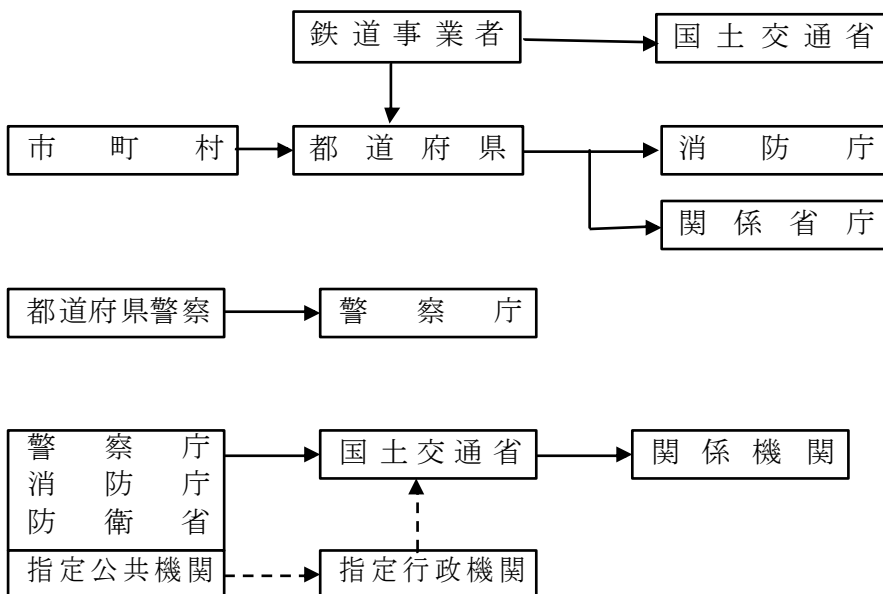
J R 東 海			長 野 県	
中 央 線	東海鉄道事業本部 工務部 工事課	TEL 052-564-2486 FAX 052-564-2486	危機管理部 危機管理防災課 木曾地方事務所 地域政策課 (管轄地区：木曾郡)	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332 TEL 0264-25-2213 FAX 0264-23-2583
	木曾福島工務区 (塩尻・十二兼間 234K982m～304K100m)	TEL 0264-22-2231 FAX 0264-24-3028		
	中津川工務区 (十二兼・坂下間 304K100m～317K650m)	TEL 0573-66-1311 FAX 0573-66-6749		
☆緊急時・夜間連絡先				
	J R 東海総合指令所	TEL 052-564-2466 FAX 052-564-2345	危機管理部 危機管理防災課 木曾地方事務所 (代表番号で衛視が 対応)	TEL 026-235-7184 TEL 0264-24-2211
飯 田 線	飯田支店	TEL 0265-22-7082 FAX 0265-21-1006	危機管理部 危機管理防災課	TEL 026-235-7184 FAX 026-233-4332
	新城工務区 (小和田・中井侍間 85K737m～85K900m)	TEL 0536-23-6300 FAX 0536-23-6392	下伊那地方事務所 地域政策課 (管轄地区： 飯田市・下伊那郡)	TEL 0265-53-0402 FAX 0265-53-0404
	飯田工務区 (小和田・辰野間 85K900m～195K520m)	TEL 0265-22-1144 FAX 0265-22-5054	上伊那地方事務所 地域政策課 (管轄地区：伊那市・ 駒ヶ根市・上伊那郡)	TEL 0265-76-6802 FAX 0265-76-6804
☆緊急時・夜間連絡先				
	J R 東海総合指令所	TEL 052-541-1263 FAX 052-564-2617	危機管理部 危機管理防災課 上伊那地方事務所 (代表番号で衛視が 対応) 下伊那地方事務所 (代表番号で衛視が 対応)	TEL 026-235-7184 TEL 0265-78-2111 TEL 0265-23-1111

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡



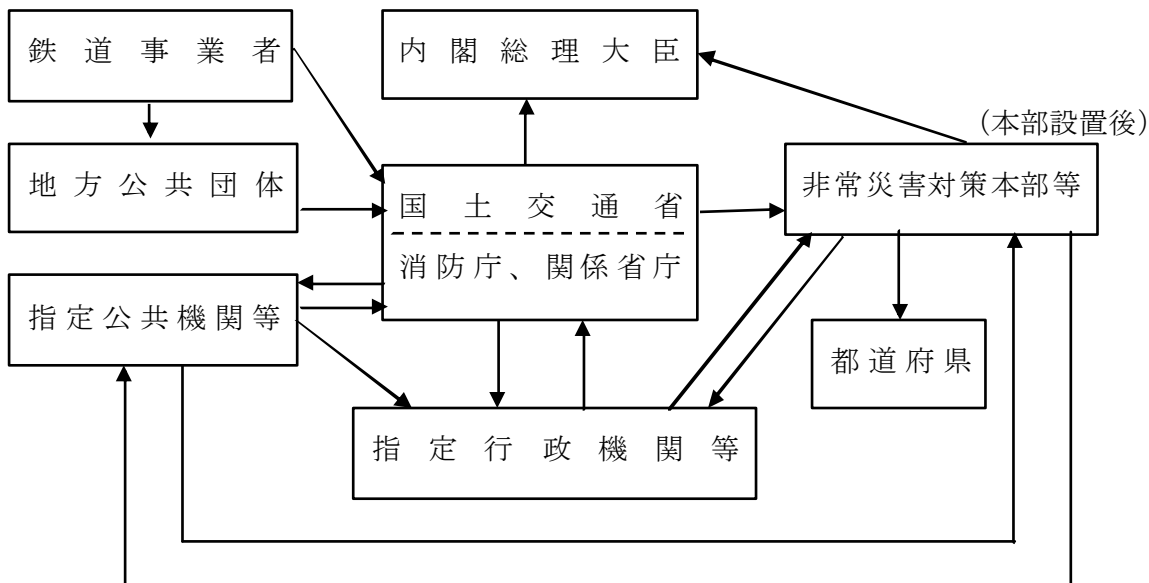
(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



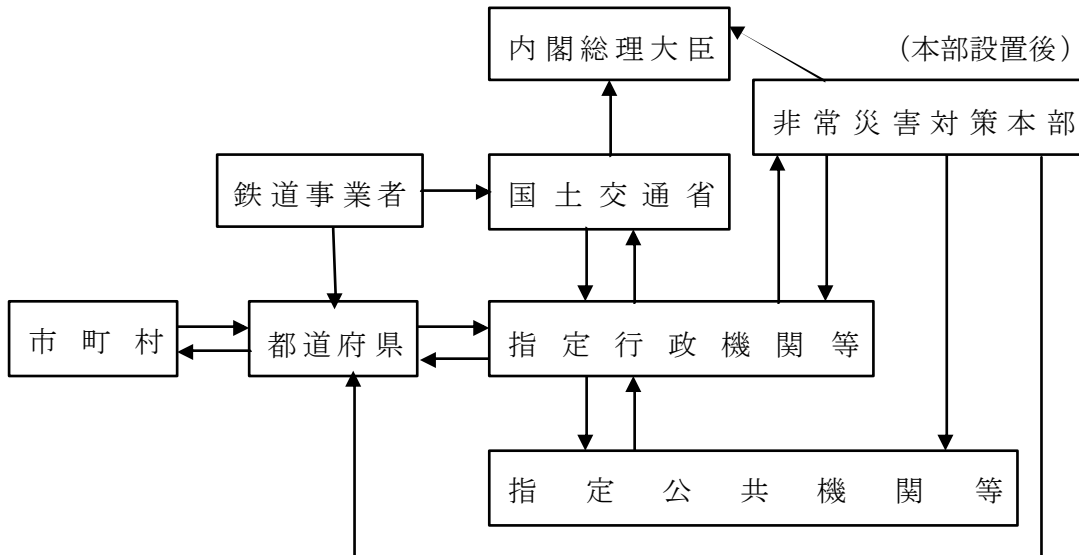
大規模な場合

(-----> は、指定公共機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

[毒物劇物関係]

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

また、研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び安全性の向上について指導する。

(イ) 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えてお

くため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。
- (イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。
- (ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

[火薬関係]

【県が実施する計画】（商工労働部）

- ア 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- イ 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう要請する。
- (イ) 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- (ウ) 高圧ガス製造事業者等に対し、下記ウの実施について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

ウ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施する。
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持する。
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。

(イ) 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、研修会を開催し、関係機関に対して指導を行う。

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する計画】

- (ア) 危機管理部が実施する計画
市町村に対し、危険物施設における災害応急体制の整備について指導する。
- (イ) 警察本部が実施する計画
関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 消火資機材の整備促進
市町村は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図るものとする。
- (イ) 相互応援体制の整備
近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。
- (ウ) 県警察との連携
消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する計画】

- (ア) 商工労働部が実施する計画

災害時の緊急体制等の整備について、火薬類取扱施設の管理者等に対し、下記のイに掲げる事項の指導徹底を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

(ア) 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするるとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

(イ) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

a 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。

b 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。

また、災害防止訓練の実施を推進する。

c 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。

d 災害発生状況を把握するため、地方事務所等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図る。

e 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。

f 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】(高圧ガス保安協会、指定保安検査機関)

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

ウ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立する。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】

(ア) **健康福祉部**が実施する計画

- a 災害発生緊急通報システムを作成する。
- b 中毒事故発生時における治療情報等の提供を行う。
- c 災害発生状況を把握するため、保健所等に空気呼吸器等を配備するとともに体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制の整備や、災害応急体制の整備について事業者等に対して指導する。（危機管理部、健康福祉部）
- (イ) 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。（健康福祉部）
- (ウ) オイルフェンス等油防除資機材の整備状況を調査し、消防、警察等の関係機関に対する情報提供を行う。（危機管理部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。
- (イ) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

- (ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。
- (イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。
- (ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。（水道事業者）

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

災害情報の収集・連絡活動

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

ア 危険物等による大規模な事故が発生し、事業者、市町村等からの連絡を受けた場合、それぞれの危険物の取扱規制担当省庁へ連絡するものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当省庁から情報を受けた場合、これを市町村へ連絡するものとする。

ウ 市町村等からの情報収集を行うとともに、必要に応じて情報収集チームを派遣する等の活動を行う。

(2) 【市町村が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

(3) 【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する

第3 活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

1 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[火薬関係]

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において定めたところにより実施する。

2 実施計画

〔危険物関係〕

(1) 【県が実施する対策】

- ア 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
- イ 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(2) 【市町村が実施する対策】

- ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。
- イ 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。
- ウ 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

(3) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

- ア 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。
- イ 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。
- ウ 危険物施設における災害拡大防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- オ 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物

取扱事業所に応援を要請するものとする。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

[火薬関係]

(1) 【県が実施する対策】

ア 知事は、災害拡大防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。(商工労働部)

イ 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(商工労働部)

ウ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。(警察本部)

(2) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

イ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を非難させるものとする。

[高圧ガス関係]

(1) 【県が実施する対策】

ア 下記のイの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。
(商工労働部)

イ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。(警察本部)

(2) 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

ア 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報する。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。

- カ 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編参照）に応援要請する。

[毒物・劇物関係]

(1) 【県が実施する対策】

- ア 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
(健康福祉部)
- イ 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。(健康福祉部)
- ウ 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。(健康福祉部、環境部)
- エ 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。(健康福祉部)
- オ 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。(健康福祉部)
- カ 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。(健康福祉部)
- キ 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。(健康福祉部)
- ク 毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。(健康福祉部)
- ケ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。(警察本部)

(2) 【市町村が実施する対策】

- ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

(3) 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
- イ 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
- ウ 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - (ア) 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。
 - (イ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

(4) 【水道事業者等が実施する対策】

取水箇所にて異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

[タンクローリー等の横転事故関係]

【県が実施する対策】

(ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。(建設部、道路公社、警察本部)

(イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。(警察本部)

[共通事項]

【県及び市町村が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は火山災害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、環境部)

- ア 流出した危険物等の種類、量等を確認する。
- イ 環境モニタリングを実施する。
- ウ 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。(環境部)
- エ 毒物劇物の中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。(健康福祉部)

(2) 【市町村が実施する対策】

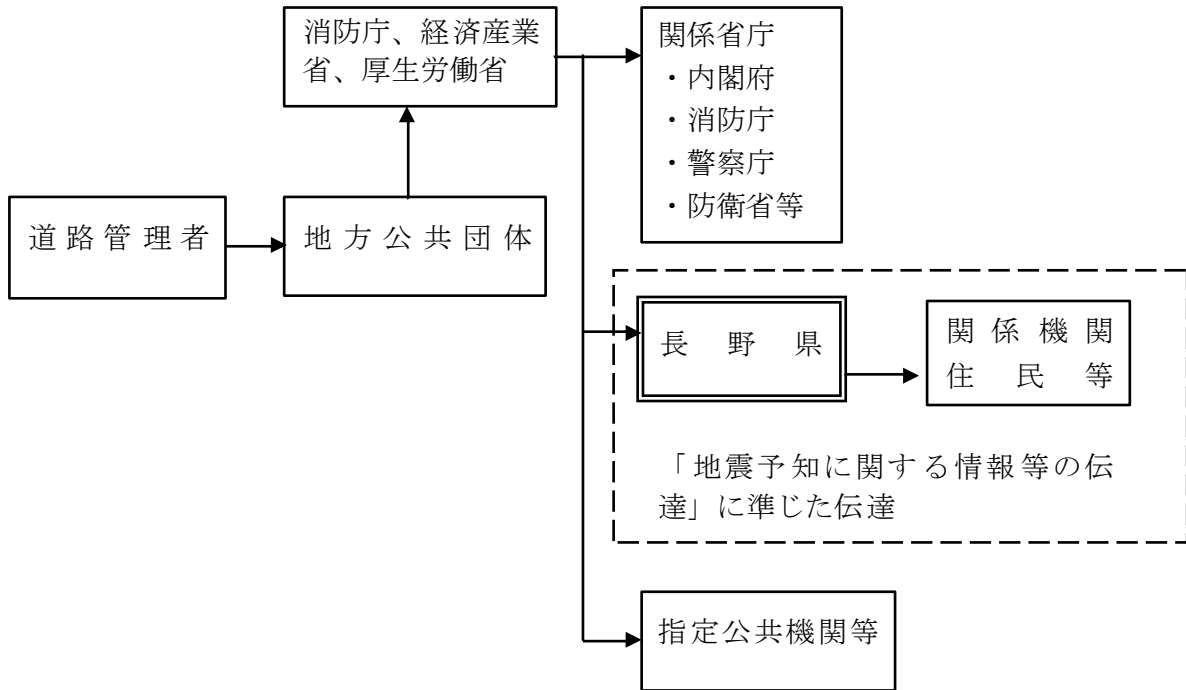
- ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- ウ 環境モニタリングを実施する。

(3) 【関係機関が実施する対策】(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等)

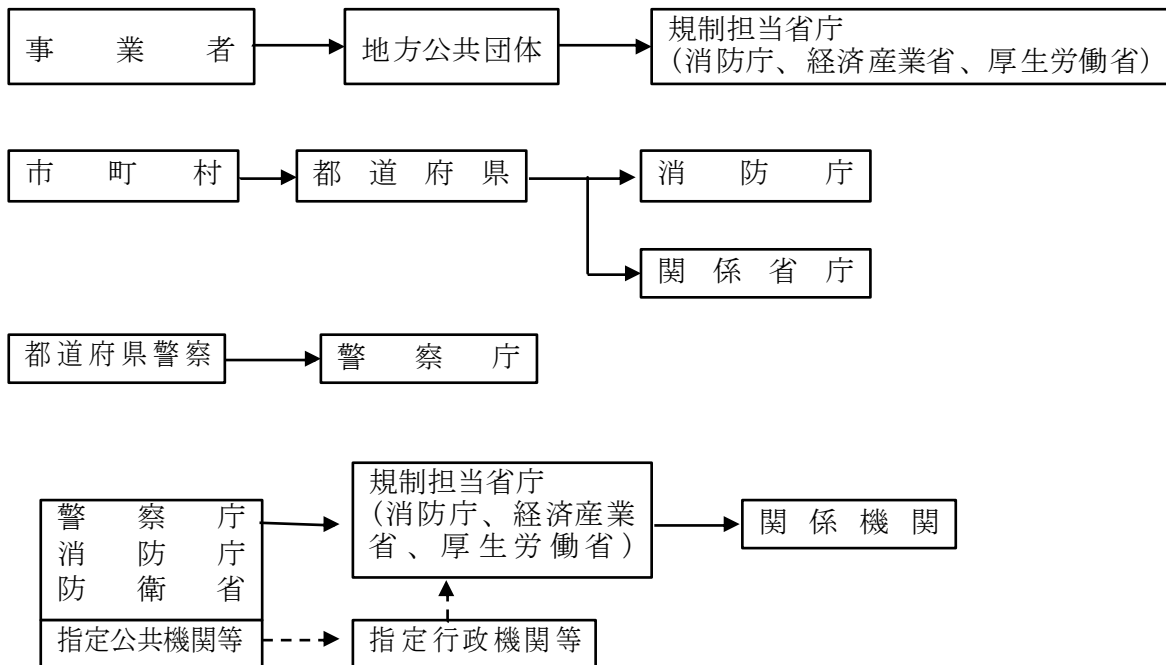
- ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。(河川管理者、危険物等施設の管理者等)
- イ 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報するものとする。(危険物等施設の管理者等)
- ウ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。(水道事業者)

険物災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡

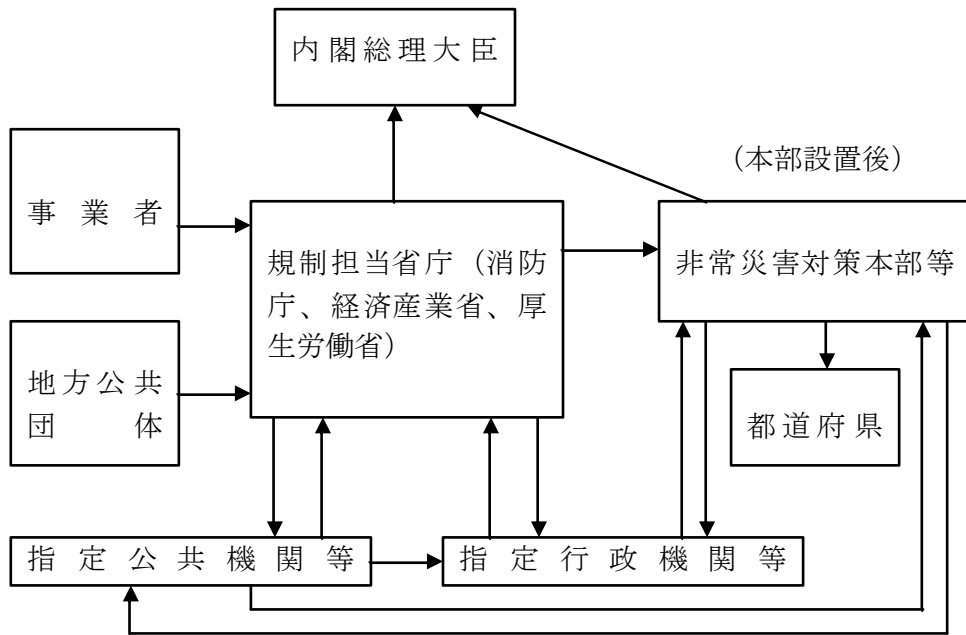


(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

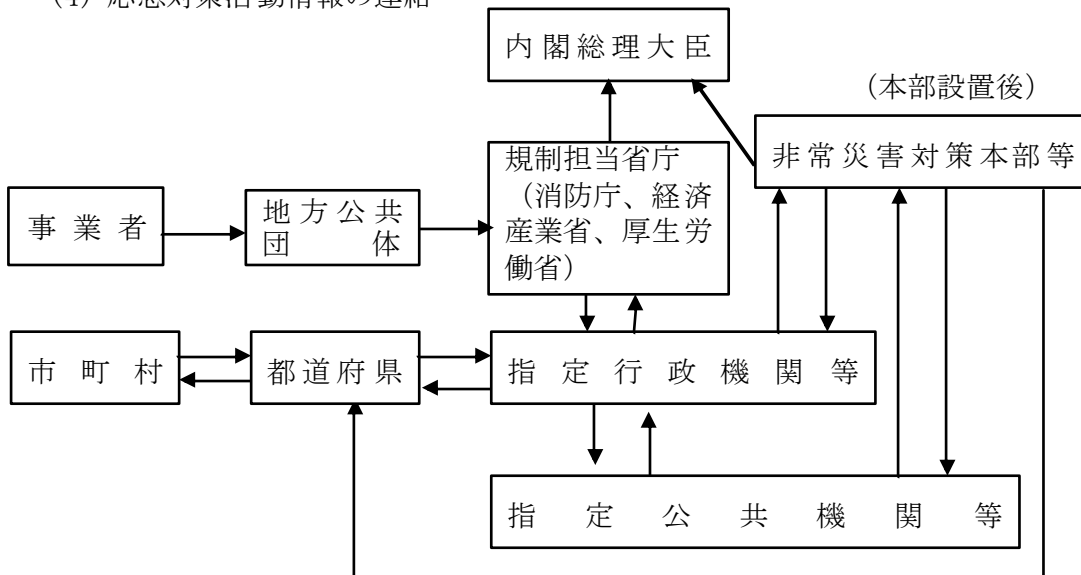


大規模な場合
 (-----→ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

大規模な火災災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火災災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火災災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火災災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火災災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

1 大規模な火災災害に強いまちの形成

(1) 基本方針

県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火災災害に強い県づくり市町村づくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火災災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。(全部局)
- (イ) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ啓発活動指導等を行っていく。(建設部)
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。(建設部)
- (エ) 災害時における避難地としての防災機能を有する公園整備に努める。(建設部)
- (オ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。(建設部)
- (カ) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。
このため、事業の推進に向けて市町村へ、啓発活動、指導等を行っていく。(建

設部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定めるものとする。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。
- (エ) 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定するものとする。
- (オ) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。
- (カ) 市町村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努めるものとする。
- (キ) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進するものとする。
- (ク) 「密集市街地における防災街区の整備に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進するものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、用途、規模、地域により、耐火性能を確保し、避難上の安全確保が要求される建築物について、耐火構造または準耐火構造とするように指導する。(建設部)
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地について指定する建築基準法第22条区域内の建築物の屋根の不燃化等を促進するよう指導する。(建設部)
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。(全機関)
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。(危機管理部)

市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。(教育委員会)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするよ

うに指導する。

- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。
- (オ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

平成22年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車30台、救急自動車144台（うち高規格救急自動車110台）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車81.6%※、救急自動車99.1%※である。（※：H21.4.1現在）

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう指導する。
- (エ) 警察本部及び警察署は、発災時の迅速な救助体制の確立を図るとともに、ヘリコプター及びレスキュー車、投光車、トイレカー、ファイバースコープ等の装備資機材を整備する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄

を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社長野県支部)

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)

(イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)

(ウ) 市町村において、大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を指導する。(危機管理部)

(エ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)

(オ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- b 最先到着隊による措置

- c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要請
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 市町村に対し、市町村消防計画の作成指導を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模な火事災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。
- (イ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して、災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。
- (ウ) 消防水利として活用される河川施設、農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(農政部、建設部)

イ【市町村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減

少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(エ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定めるものとする。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】(危機管理部)

ア 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体への応援要請等を火山災害対策編第3章第4節により行う。

イ 市町村長の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、消火活動及び救助活動等を実施する。

(2) 【市町村が実施する対策】

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

(ウ) 応援要請等

a 市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を火山災害対策編第3章第4節により行うものとする。

b 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、火山災害対策編第3章第5節により要請するものとする。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、火山等災害対策編第3章第7節に定める。

(3) 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置を講じる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障害者、妊産婦等災害時要援護者に配慮した措置を講じる。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】(全機関)

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 【市町村が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(3) 【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

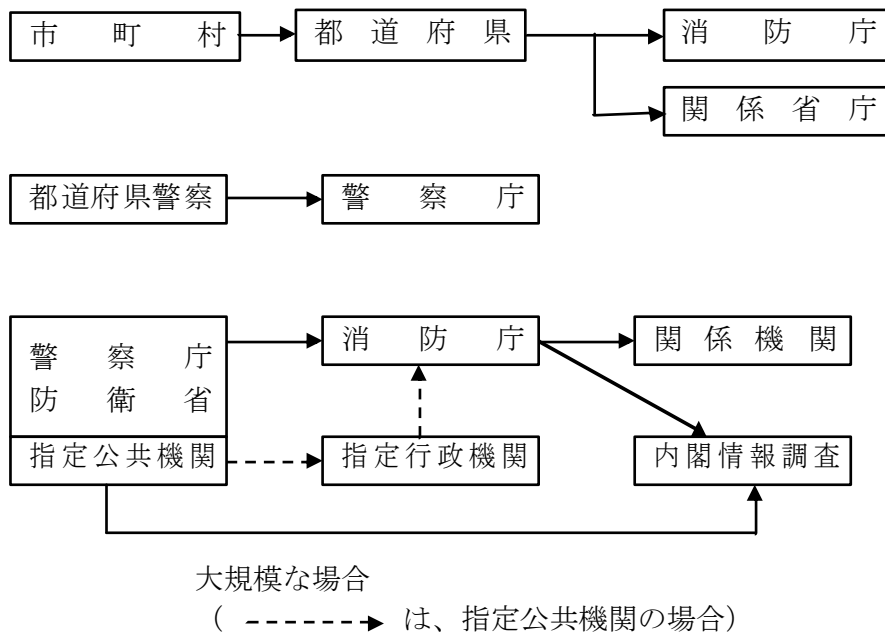
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

ウ【関係機関が実施する対策】

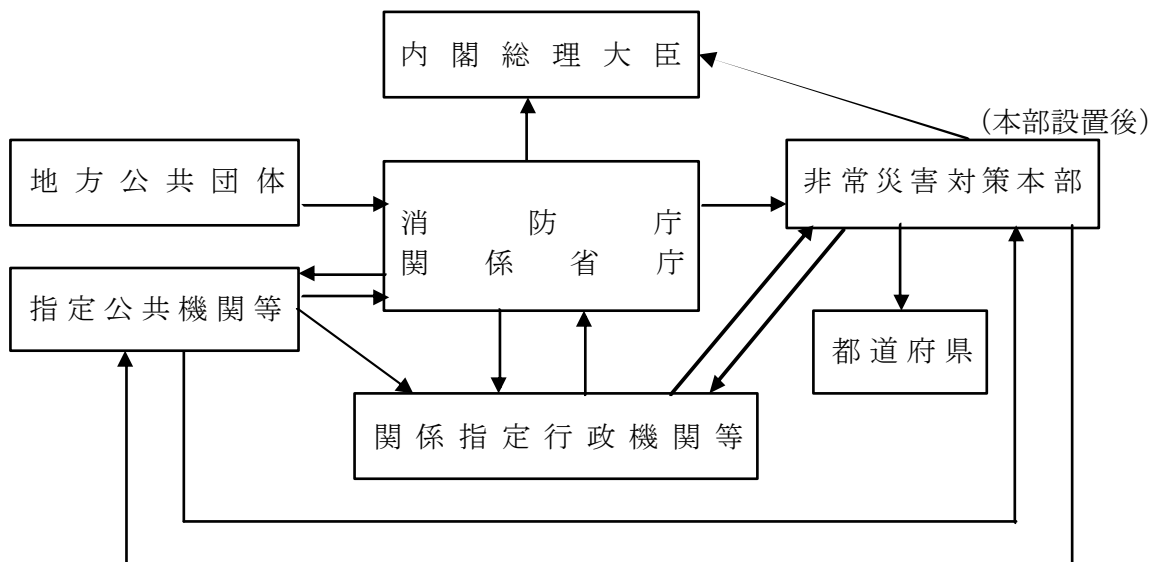
県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

大規模な火事災害における連絡体制

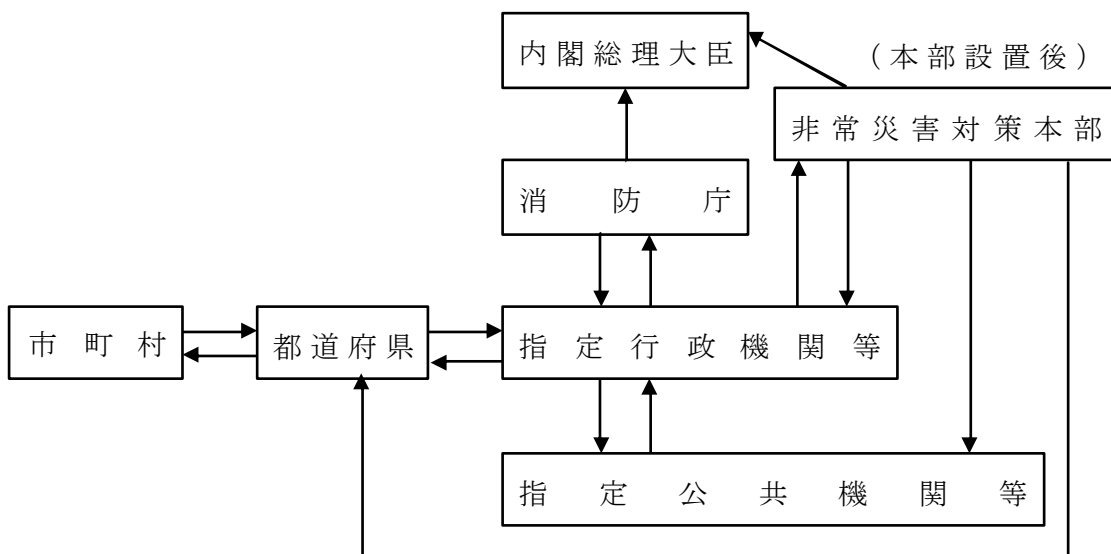
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

県及び市町村は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を確立する。
- 2 林野火災消防計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災消防計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災消防計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、林務部）

市町村に対し、林野火災消防計画の作成を指導し、予防対策の万全を期す。

イ【市町村が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

- (ア) 特別警戒実施計画
 - a 特別警戒区域
 - b 特別警戒時期
 - c 特別警戒実施要領
- (イ) 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画

- c 防ぎよ鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。

ウ 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

エ 林野所有（管理）者に対する指導

- (ア) 火の後始末の徹底
- (イ) 防火線・防火樹帯の設置
- (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
- (オ) 火災多発期における見回りの強化
- (カ) 消火のための水の確保等

オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

長野地方気象台からの情報の収集のほか、オンラインによる気象実況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

- (ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。
- (イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報する。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。
また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。
また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

林野火災活動マニュアルに基づき、林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。
- (イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 市町村に対し、消防水利の多様化とともに、適切な配置について指導を行う。
- (イ) 林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保する。
- (ウ) 林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
- (イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、ヘリ、テレビ、ラジオ等により入林者等に対し火気取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止する。

(2) 【市町村が実施する対策】

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

- ア ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- イ 関係機関とのホットラインの設置
- ウ 現地情報収集チームの派遣

(2) 【市町村が実施する対策】

- ア ヘリコプターによる偵察の要請
- イ 職員の災害現場への派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、林務部、警察本部）

- (ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- (イ) ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施
- (ウ) 現地情報収集チームによる現地情報の収集
- (エ) 消防庁への火災即報の送信(必要に応じて林野庁、関係省庁への報告)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 消防本部からの県への火災即報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（危機管理部、林務部）

県は、林野火災の状況を的確に把握し、次に掲げる事項について、応急措置を講ずるとともに、市町村に対しその指導を行うものとする。

ア 通報連絡

林業関係機関及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、(イ)、(ウ)、(エ)、に掲げる応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施するものとする。

イ 市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるため、火災の拡大にともない、当該市町村のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を指示するものとする。

ウ 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により要請するものとする。（資料編参照）

エ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を必要とするときは、火山災害対策編 第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」により、要請するものとする。

オ 林野火災空中消火

「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づきヘリによる空中消火を実施する。（資料編参照）

(2) 【市町村が実施する対策】

市町村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずること。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎよ担当区域

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ 空中消火の要請

(3)【関係機関が実施する対策】（中部森林管理局）

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、第3章「災害応急対策計画」第6節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請するものとする。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から県民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供をおこなう。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】

ア 林務部が実施する対策

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。

イ 建設部が実施する対策

(ア) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 必要に応じ、斜面判定士の派遣要請をする。

(ウ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

また、必要に応じ応急活動を実施する。

(2) 【市町村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】（林務部）

ア 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成する。

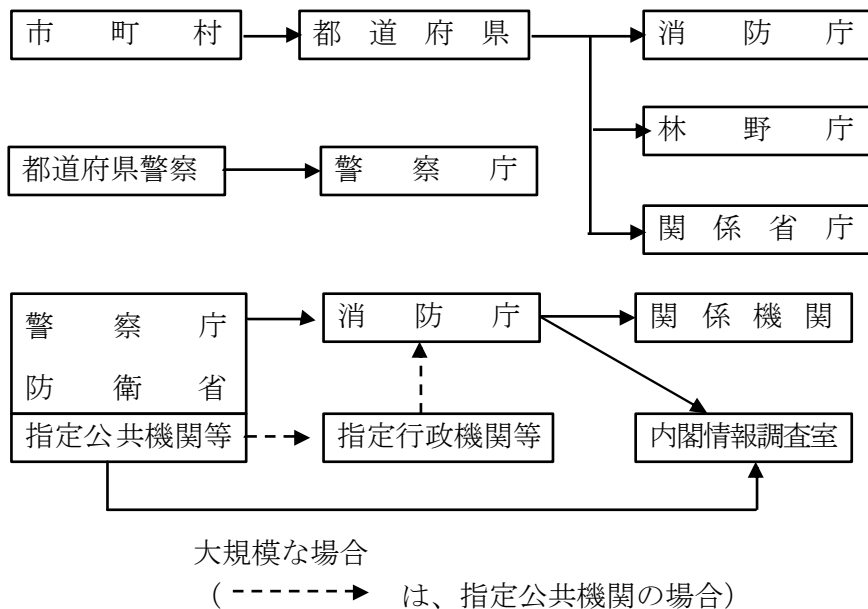
イ 寡雨地帯においては、森林の延焼を防止又は軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討する。

(2) 【市町村が実施する対策】

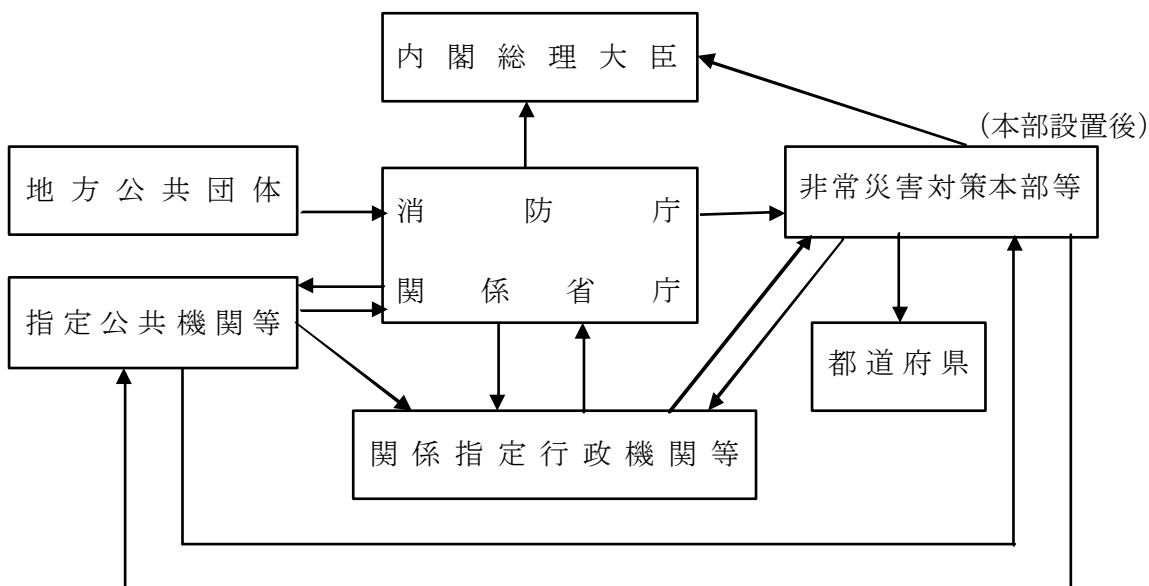
寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

林野火災における連絡体制

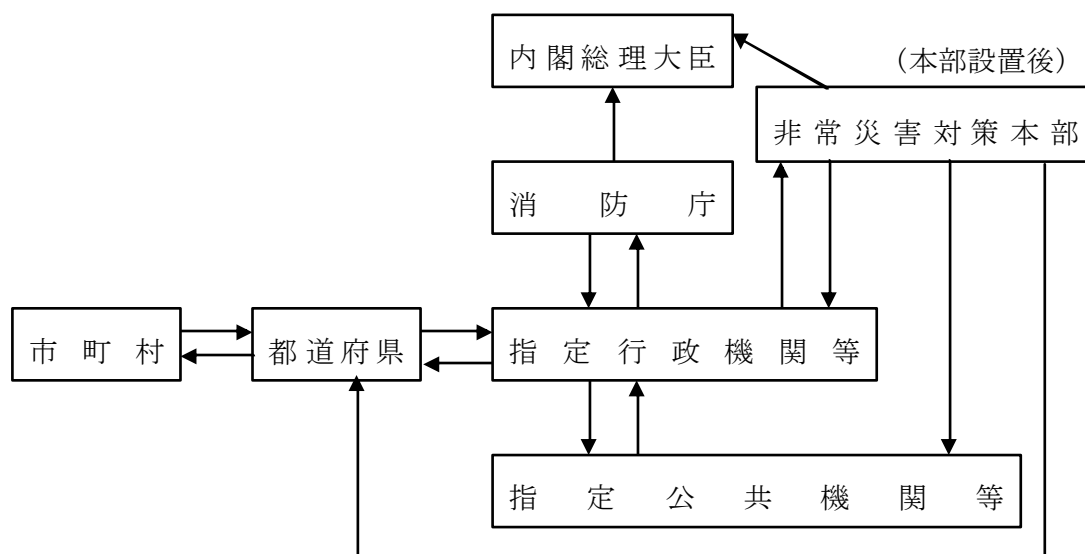
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

修 正 経 過			
昭和38年	3月22日	作成	平成元年 5月15日 第26回修正
昭和39年	3月4日	第1回修正	平成2年 5月30日 第27回修正
昭和40年	2月27日	第2回修正	平成3年 5月21日 第28回修正
昭和41年	3月4日	第3回修正	平成4年 6月10日 第29回修正
昭和42年	3月15日	第4回修正	平成6年 3月9日 第30回修正
昭和43年	2月29日	第5回修正	平成7年 3月20日 第31回修正
昭和44年	2月28日	第6回修正	平成8年 5月23日 第32回修正
昭和45年	2月27日	第7回修正	平成9年 3月31日 第33回修正
昭和46年	2月15日	第8回修正	平成10年 6月30日 第34回修正
昭和47年	2月25日	第9回修正	平成12年 3月17日 第35回修正
昭和48年	2月13日	第10回修正	平成13年 6月18日 第36回修正
昭和49年	2月22日	第11回修正	平成15年 3月31日 第37回修正
昭和50年	2月19日	第12回修正	平成16年 5月21日 第38回修正
昭和51年	4月1日	第13回修正	平成17年 1月7日 第39回修正
昭和52年	2月18日	第14回修正	平成18年 2月17日 第40回修正
昭和53年	2月28日	第15回修正	平成19年 6月22日 第41回修正
昭和54年	3月6日	第16回修正	平成20年 5月29日 第42回修正
昭和55年	3月31日	第17回修正	平成21年 3月27日 第43回修正
昭和56年	3月25日	第18回修正	平成23年 1月11日 第44回修正
昭和57年	3月25日	第19回修正	平成23年 7月12日 第45回修正
昭和58年	3月25日	第20回修正	平成24年 2月15日 第46回修正
昭和59年	3月29日	第21回修正	
昭和60年	3月28日	第22回修正	
昭和61年	3月25日	第23回修正	
昭和62年	3月19日	第24回修正	
昭和63年	5月23日	第25回修正	

長野県地域防災計画 その他災害対策編

発行日	平成24年2月15日 第46回修正
編集・発行	長野県防災会議 長野県危機管理部 危機管理防災課 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 電話 026(235)7184(直通) ファクス 026(233)4332 Eメールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp ホームページ 「防災のページ」「災害関連情報」

災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策編】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

県の実施する項目

No.	節名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
1	災害直前活動	市町村等への気象情報の提供									
2	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 情報の収集									
3	非常参集職員の活動	災害対策本部設置 活動開始基準(気象情報等)による活動体制 第1回本部員会議の開催			市町村災害対策本部への職員 関係機関の参集 第2回本部員会議の開催 現地本部の設置	他県等への職員応援要請 他県等への職員応援要請		本部組織の見直し			
4	広域相互応援活動				緊急消防援助隊派遣要請 応援協定に基づく応援要請						
5	ヘリコプターの運用計画				市町村からのヘリコプター出動要請に伴う調整 現地偵察(要請ない場合を含む)						
6	自衛隊災害派遣活動				市町村からの要請に伴う自衛隊派遣要請						
7	救助・救急・医療活動				救護班・DMATの派遣要請 機動隊の出動(警察本部)						
8	消防・水防活動	県水防本部の設置	雨量・水位情報の収集、市町村等への伝達		洪水等の被害情報収集 水防資器材の市町村への貸与						
9	災害時要援護者に対する応急活動				県立病院等における緊急受入の実施						応急仮設住宅の確保、優先入居
10	緊急輸送活動				被害状況、復旧見込みの情報 緊急交通路の規制実施(警察本部) 信号機、標識の復旧措置(警察本部) 緊急通行車両確認事務(県、市町村)	緊急交通路の確保 応急復旧工事の実施 物資輸送手段、拠点の確保					
11	障害物の処理活動										障害物の処分
12	避難収容活動	避難所指定済みの県立学校開設準備	県立学校避難所開設、受入	避難所に必要な資器材の調達、斡旋							
13	孤立地域対策活動				孤立状態の情報収集 市町村からの要請に伴う救助活動 市町村からの要請に伴う食料品等の搬送	物資等輸送路の確保					
14	食料品等の調達供給活動				市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請						
15	飲料水の調達供給活動				被害状況の把握 市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請	給水活動の実施					
16	生活必需品の調達供給活動				市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請						
17	保健衛生、感染症予防活動				被災地、避難所への保健婦・栄養指導・食品衛生指導の実施 精神科医師等の専門職員派遣	感染症予防対策の実施					
18	死体の捜索及び処置等の活動						遺体の捜索(県警本部)				
19	廃棄物の処理活動										
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動					災害に便乗した犯罪の取締り(警察本部)		適正価格での販売を業界に要請	相談窓口の設置		
21	危険物施設等応急活動			立入禁止措置(警察本部) 施設等被災状況把握 周辺住民の避難誘導措置(警察本部)							
22	電気施設応急活動			停電地域の把握							
23	都市ガス施設応急活動			供給停止範囲の把握							
24	上水道施設応急活動			被災状況の把握				仮復旧			本復旧
25	下水道施設応急活動			被災状況の把握	排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施			仮復旧			本復旧
26	通信・放送施設応急活動			被災状況の把握	重要通信の確保 警察通信施設の確保(警察本部)						
27	鉄道施設応急活動			被害状況の把握							
28	災害広報活動	避難情報の収集・広報			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報						
29	土砂災害等応急活動	パトロールの実施 土砂災害警戒情報の住民、市町村への提供			被害状況の把握	応急対策工事の実施					対策工事の実施
30	建築物災害応急活動		県管理施設における避難誘導措置							市町村からの要請に伴う住宅・宅地危険度判定支援	復旧工事の実施
31	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握	緊急輸送道路等の確保 応急工事の実施					復旧工事の実施
32	河川施設等応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握	応急工事の実施					復旧工事の実施
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	パトロールの実施			被害状況の把握	応急工事の実施 危険物施設の二次災害防止措置					復旧工事の実施
34	ため池災害応急活動				被害状況の把握	応急対策の支援 応急工事の支援				応急復旧の支援	復旧工事の支援
35	農林水産物災害応急活動				被害状況の把握						被害の拡大防止 病害虫の発生防止のための技術的指導
36	文教活動		児童、生徒の安全確保、避難誘導	学校施設被害状況の把握	応急工事の実施						仮設校舎の建設 教職員の確保
37	飼養動物の保護対策										飼養動物取り扱いに関する指導実施
38	ボランティアの受入れ体制					ボランティア情報の発信		ボランティアニーズの把握 帶給調整、活動支援			
39	義援物資及び義援金の受入れ体制								義援金の募集決定及び開始、口座開設 物資の受付の公表 希望する物資のリスト、募集機関公表		義援金配分委員会による配分
40	災害救助法の適用				被害状況の把握	災害救助法による救助 運用手続き					
41	観光地の災害応急対策				被害状況の把握	通訳ボランティアの派遣					

災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策編】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

市町村の実施する項目

No.	節 名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
1	災害直前活動	住民への避難準備情報の伝達 災害前兆情報の関係機関への周知	住民への避難勧告の伝達	住民への避難指示の伝達							
2	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 情報の収集									
3	非常参集職員の活動		災害対策本部設置		救助法適用に伴う救助事務						
4	広域相互応援活動										
5	ヘリコプターの運用計画				県へのヘリコプター出動要請						
6	自衛隊災害派遣活動				県への自衛隊派遣要請						
7	救助・救急・医療活動				現場への出動及び医療機関への搬送(消防機関)						
8	消防・水防活動	水防活動の実施			火災発生状況の把握 消火活動の実施 水防活動の実施						
9	災害時要援護者に対する応急活動	災害時要援護者への避難支援	避難場所での生活環境整備 別施設(福祉避難所)の確保	在宅訪問による支援	福祉避難所への移動支援 他市町村への応援要請						応急仮設住宅の確保、優先入居
10	緊急輸送活動				被害状況、復旧見込みの情報収集	避難所までの連絡道路の確保 応急復旧工事の実施					
11	障害物の処理活動					障害物除去、集積					障害物の処分
12	避難収容活動	避難準備情報発表 避難所開設準備 福祉避難所開設準備	避難勧告発令 避難所開設、受入 避難者数、内訳の把握	避難指示発令							応急仮設住宅の確保
13	孤立地域対策活動				通信手段の確保	孤立状態の情報収集、報告 県への救出要請 食料品の搬送又は県への要請	物資等輸送路の確保				
14	食料品等の調達供給活動				食料供給の県への要請						
15	飲料水の調達供給活動				被害状況、断水地域の把握 ボトルウォーター供給の県への要請	給水活動の実施			復旧作業の実施		
16	生活必需品の調達供給活動				不足品の把握と県への要請						
17	保健衛生、感染症予防活動				被災者避難状況の県への報告 避難者に対する健康相談の実施	感染症予防対策の実施					
18	死体の捜索及び処置等の活動					遺体の捜索 収容所の開設、収容					
19	廃棄物の処理活動					し尿処理の実施	ごみ収集開始			近隣市町村への応援要請	
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動						適正価格での販売を業界に要請			相談窓口の設置	
21	危険物施設等応急活動				施設等被災状況把握 周辺住民の安全確保、避難誘導措置(警察本部)						
22	電気施設応急活動				停電地域の把握 住民に対する広報						
23	都市ガス施設応急活動				供給停止範囲の把握 住民に対する広報						
24	上水道施設応急活動				被災状況の把握 住民に対する広報				仮復旧		本復旧
25	下水道施設応急活動				被災状況の把握 住民に対する広報	排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施			仮復旧		本復旧
26	通信・放送施設応急活動				被災状況の把握	重要通信の確保					
27	鉄道施設応急活動										
28	災害広報活動	避難情報の収集・広報			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報						
29	土砂災害等応急活動	前兆現象の観測 避難準備情報発表	避難勧告発令	避難指示発令	被害状況の把握						
30	建築物災害応急活動		避難誘導措置							住宅・宅地危険度判定実施	住宅の応急修理実施
31	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施			被害状況の把握	避難所等への連絡路の確保 応急工事の実施					復旧工事の実施
32	河川施設等応急活動	水防活動の実施 パトロールの実施			被害状況の把握	応急工事の実施					復旧工事の実施
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	パトロールの実施			被害状況の把握	応急工事の実施	危険物施設の二次災害防止措置				復旧工事の実施
34	ため池災害応急活動	点検			被害状況の把握	応急対策の実施	応急工事の実施	被害の拡大、二次災害の防止措置	応急復旧		復旧工事の実施
35	農林水産物災害応急活動					被害状況の把握	技術対策周知・指導	営農相談開始		被害状況とりまとめ	復旧工事の実施
36	文教活動		児童、生徒の安全確保、避難誘導	学校施設被害状況の把握	応急工事の実施					教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理 逸走犬等の保護・収容・救護	仮設校舎の建設 教職員の確保
37	飼養動物の保護対策										
38	ボランティアの受入れ体制				ボランティア情報の発信		ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援	ボランティア活動拠点の提供支援			
39	義援物資及び義援金の受入れ体制										
40	災害救助法の適用				被害状況の把握	災害救助法による救助 運用手続き					
41	観光地の災害応急対策		観光客の安全確保、避難誘導		被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施						

災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策編】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

関係機関の実施する項目

No.	節名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中	避難勧告等解除	解除後1日以内	解除後3日以内	事後1週間以内	事後1ヶ月以内	事後3ヶ月以内
1	災害直前活動	気象情報の発表(気象台) 注意報・警報の伝達									
2	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保(各機関) 情報の収集							→		
3	非常参集職員の活動										
4	広域相互応援活動										
5	ヘリコプターの運用計画				ヘリコプター出動要請に伴う出動(自衛隊)						
6	自衛隊災害派遣活動				知事からの派遣要請に伴う出動(自衛隊)						
7	救助・救急・医療活動				医療救護班による医療救護(自傷病者受入体制の整備(災害拠点病院) 救護班による救助活動(医師会等) DMATによる救助活動(医療機関)						
8	消防・水防活動	水防警報の発表(国土交通省)			ダム操作による洪水の調節(ダム、水門管理者)						
9	災害時要援護者に対する応急活動				福祉避難所での受入支援(医療機関等)						
10	緊急輸送活動				被害状況、復旧見込みの情報収集(国土交通省、高速道路関係) 物資輸送手段の確保(北陸信越運輸局等)						
11	障害物の処理活動				障害物除去、集積(各機関)						障害物の処分(各機関)
12	避難収容活動										
13	孤立地域対策活動				物資等輸送路の確保(国土交通省、高速道路関係)						
14	食料品等の調達供給活動				協定に伴う供給の実施(各機関) 炊出し等の実施(日本赤十字社)						
15	飲料水の調達供給活動										
16	生活必需品の調達供給活動				被害状況の把握(水道事業者等) 生活必需品の供給(日本赤十字社)						
17	保健衛生、感染症予防活動				医療救護活動の実施(医師会等各機関)						
18	死体の捜索及び処置等の活動										
19	廃棄物の処理活動										
20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動										
21	危険物施設等応急活動				施設等被災状況把握(各機関) 取り扱い作業緊急停止 周辺住民の安全対策措置 停電状況の把握(電力会社)	応急措置 二次災害防止措置					
22	電気施設応急活動				損傷箇所の把握(都市ガス事業者等) 周辺住民の安全対策措置	復旧工事 二次災害防止措置					
23	都市ガス施設等応急活動				損傷箇所の把握(都市ガス事業者等) 周辺住民の安全対策措置	供給停止措置 二次災害防止措置					復旧工事完了・供給再開
24	上水道施設等応急活動										
25	下水道施設等応急活動										
26	通信・放送施設等応急活動				災害用伝言ダイヤルの提供(電) 特設公衆電話の設置	放送施設の復旧(各放送機関)					
27	鉄道施設等応急活動				被害状況の把握(各鉄道事業者) 旅客者の安全確保	応急復旧活動					本復旧
28	災害広報活動	住民への災害広報(各放送機関)									→
29	土砂災害等応急活動	監視体制の整備(地方整備局) パトロールの実施 警戒避難情報の住民、市町村への提供	→		被害状況の把握 緊急調査の実施	応急対策工事の実施			→		対策工事の実施
30	建築物災害等応急活動	避難誘導措置(建物所有者)	→			文化財の火災による焼失抑止措置					復旧工事の実施
31	道路及び橋梁等応急活動	パトロールの実施(道路管理者)	→		被害状況の把握	緊急輸送道路等の確保 応急工事の実施			→		復旧工事の実施
32	河川施設等応急活動	パトロールの実施(河川管理者)	→		被害状況の把握	応急工事の実施			→		復旧工事の実施
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	パトロールの実施(各施設管理者)	→		被害状況の把握	応急工事の実施 危険物施設の二次災害防止措置(施設管理者)			→		復旧工事の実施
34	ため池災害等応急活動	点検			被害状況の把握(管理団体)	応急対策の実施 応急工事の実施					→ 復旧工事の実施
35	農林水産物災害等応急活動					被害状況把握	技術対策周知・指導	営農相談開始			被害状況とりまとめ
36	文教活動										
37	飼養動物の保護対策										
38	ボランティアの受入れ体制										福祉救護県本部、現地本部設置(社会福祉協議会) ニーズの把握、登録・受入、調整の実施(社会福祉協議会、日本赤十字社)
39	義援物資及び義援金の受入れ体制										
40	災害救助法の適用										
41	観光地の災害等応急対策			観光客の安全確保、避難誘導(観光事業者)	被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施						

災害応急対応タイムスケジュール【震災対策編】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

県の実施する項目

[県の実施する項目]										
No.	節名	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	発災からの経過時間 24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
1	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 災害情報の収集	消防庁への報告							→
2	非常参集職員の活動	災害対策本部設置 職員参集開始(夜間・休日) 稼働可能職員数の把握	第1回本部会議の開催 職員配属体制の強化 現地本部の設置	第2回本部会議の開催 関係機関参集 市町村災害対策本部への職員派遣	他県等への職員応援要請		本部組織の見直し			
3	広域相互応援活動		緊急消防援助隊派遣要請 応援協定に基づく応援要請							
4	ヘリコプターの運用計画		市町村からのヘリコプター出動要請に伴う調整 現地偵察(要請ない場合を含む) ヘリコプター調整会議の開催							
5	自衛隊災害派遣活動	自衛隊との連絡調整	市町村からの要請に伴う自衛隊派遣要請							
6	救助・救急・医療活動			救護班・DMATの派遣要請 機動隊の出動(警察本部)						
7	消防・水防活動	県水防本部の設置	雨量・水位情報の収集、市町村等への	洪水等の被害情報収集 水防資器材の市町村への貸与						
8	災害時要援護者に対する応急活動			県立病院等における緊急受入の実施						応急仮設住宅の確保、優先入居
9	緊急輸送活動	緊急交通路の規制実施(警察本部) 信号機、標識の復旧措置(警察本部)	被害状況、復旧見込みの情報収集	緊急通行車両確認事務(県、警察本部) (緊急交通路の決定に付随)	緊急交通路の確保 応急復旧工事の実施 物資輸送手段、拠点の確保					
10	障害物の処理活動						障害物除去、集積			障害物の処分
11	避難収容活動	避難所指定済みの県立学校開設、受入		避難所に必要な資器材の調達、斡旋						
12	孤立地域対策活動				孤立状態の情報収集 市町村からの要請に伴う救助活動 市町村からの要請に伴う食料品等の搬送	物資等輸送路の確保				
13	食料品等の調達供給活動		食料品等の調達準備	→	市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請					
14	飲料水の調達供給活動		飲料水の供給準備	→	被害状況の把握 長野県水道協議会に応援要請		応援による給水活動の実施		→	
15	生活必需品の調達供給活動		生活必需品等の調達準備	→	市町村からの要請に伴う協定に基づく供給の要請					
16	保健衛生、感染症予防活動				被災地、避難所への保健婦派遣 精神科医師等の専門職員派遣	栄養指導・食品衛生指導の実施	感染症予防対策の実施			
17	死体の捜索及び処置等の活動	遺体の捜索(県警本部)						→		
18	廃棄物の処理活動									
19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動						災害に便乗した犯罪の取締り(警察本部)	適正価格での販売を業界に要請		相談窓口の設置
20	危険物施設等応急活動	立入禁止措置(警察本部) 施設等被災状況把握 周辺住民の避難誘導措置(警察本部)								
21	電気施設応急活動		パトロールの実施	→	被害状況の把握	応急対策の実施				復旧工事の実施
22	都市ガス施設応急活動				供給停止範囲の把握					
23	上水道施設応急活動				被災状況の把握	→	主要施設の復旧	仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧	仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧 各戸1給水栓の設置	本復旧
24	下水道施設応急活動				被災状況の把握		排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施	仮復旧		本復旧
25	通信・放送施設応急活動	重要通信の確保 警察通信施設の確保(警察本部)			被災状況の把握					
26	鉄道施設応急活動				被害状況の把握					
27	災害広報活動	避難情報の収集・広報	→		被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報					→
28	土砂災害等応急活動	パトロールの実施 土砂災害警戒情報の住民、市町村への提供	→		被害状況の把握		応急対策工事の実施			→
29	建築物災害応急活動		県管理施設における避難誘導措置						市町村からの要請に伴う住宅・宅地危険度判定支援	復旧工事の実施
30	道路及び橋梁応急活動	パトロールの実施	→		被害状況の把握		緊急輸送道路等の確保 応急工事の実施			→
31	河川施設等応急活動	パトロールの実施	→		被害状況の把握		応急工事の実施			→
32	二次災害の防止活動	パトロールの実施	→		被害状況の把握		応急工事の実施	危険物施設の二次災害防止措置		→
33	ため池災害応急活動				被害状況の把握		応急対策の支援	応急工事の支援		→
34	農林水産物災害応急活動				被害状況の把握					→
35	文教活動	児童、生徒の安全確保、避難誘導			学校施設被害状況の把握	応急工事の実施		被害の拡大防止 被害者の発生防止のための技術指導等 教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理 飼養動物取り扱いに関する指導実施		
36	飼養動物の保護対策									教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理
37	ボランティアの受入れ体制				ボランティア情報の発信	ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援				
38	義援物資及び義援金の受入れ体制						義援金の募集決定及び開始、口座開設 物資の受付の公表 希望する物資のリスト、募集機関公表		義援金配分委員会による配分	
39	災害救助法の適用			災害救助法による救助 運用手続き	→					
40	観光地の災害応急対策				被害状況の把握	通訳ボランティアの派遣				

災害応急対応タイムスケジュール【震災対策編】

この表はあくまでも災害対応の目安を示したものである。必ずしもこの時間通りに対応をしなければならないというものではない。また災害の規模・発生時刻によりこの目安も変わることがあり得る。

市町村の実施する項目

市町村の実施する項目		発災からの経過時間								
No.	節 名	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間(3日)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
1	災害情報の収集・連絡活動	通信手段の確保 災害情報の収集								
2	非常参集職員の活動	災害対策本部設置 職員参集開始(夜間・休日) 稼働可能職員数の把握	第1回本部会議の開催	第2回本部会議の開催 関係機関参集			本部組織の見直し			
3	広域相互応援活動		応援協定に基づく応援要請							
4	ヘリコプターの運用計画		県へのヘリコプター出動要請							
5	自衛隊災害派遣活動		県への自衛隊派遣要請							
6	救助・救急・医療活動	現場への出動及び医療機関への搬送(消防機関)								
7	消防・水防活動	消火活動の実施	火災発生状況の把握							
8	災害時要援護者に対する応急活動	災害時要援護者への避難支援								
9	緊急輸送活動					避難所までの連絡道路の確保 応急復旧工事の実施				
10	障害物の処理活動					障害物除去、集積				
11	避難収容活動	避難所開設準備 福祉避難所開設準備	避難所開設、受入 避難者数、内訳の把握							
12	孤立地域対策活動		通信手段の確保	孤立状態の情報収集、報告 県への救出要請 食料品の搬送又は県への要請 食料供給の県への要請	物資等輸送路の確保					
13	食料品等の調達供給活動									
14	飲料水の調達供給活動				被害状況、断水地域の把握 ボトルウォーター供給の県への要請	給水活動の実施				
15	生活必需品の調達供給活動				不足品の把握と県への要請					
16	保健衛生、感染症予防活動				被災者避難状況の県への報告	避難者に対する健康相談の実施	感染症予防対策の実施			
17	死体の捜索及び処置等の活動					遺体の捜索 収容所の開設、収容				
18	廃棄物の処理活動					し尿処理の実施	ごみ収集開始	近隣市町村への応援要請		
19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動						適正価格での販売を業界に要請	相談窓口の設置		
20	危険物施設等応急活動	施設等被災状況把握 周辺住民の安全確保、避難誘導措置								
21	電気施設応急活動			停電地域の把握 住民に対する広報						
22	都市ガス施設応急活動			供給停止範囲の把握 住民に対する広報						
23	上水道施設応急活動			被災状況の把握 住民に対する広報			仮復旧			本復旧
24	下水道施設応急活動			被災状況の把握 住民に対する広報	排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施		仮復旧			本復旧
25	通信・放送施設応急活動			被災状況の把握	重要通信の確保					
26	鉄道施設応急活動									
27	災害広報活動			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報						
28	土砂災害等応急活動	避難誘導措置		被害状況の把握						
29	建築物災害応急活動	避難誘導措置						住宅・宅地危険度判定実施		住宅の応急修理実施
30	道路及び橋梁応急活動			被害状況の把握	避難所等への連絡路の確保 応急工事の実施					復旧工事の実施
31	河川施設等応急活動			被害状況の把握	応急工事の実施					復旧工事の実施
32	二次災害の防止活動			被害状況の把握	応急工事の実施					復旧工事の実施
33	ため池災害応急活動			点検 被害状況の把握	応急対策・工事の実施	被害の拡大、二次災害の防止措置	応急復旧の実施			復旧工事の実施
34	農林水産物災害応急活動			被害状況の把握			被害の拡大、二次災害の防止措置 病害虫の発生防止措置			
35	文教活動	児童、生徒の安全確保、避難誘導		学校施設被害状況の把握	応急工事の実施			教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理 逸走犬等の保護・収容・救護	仮設校舎の建設 教職員の確保	
36	飼養動物の保護対策									
37	ボランティアの受入れ体制				ボランティア情報の発信	ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援	ボランティア活動拠点の提供支援			
38	義援物資及び義援金の受入れ体制									
39	災害救助法の適用			被害状況の把握	災害救助法による救助 運用手続き					
40	観光地の災害応急対策	観光客の安全確保、避難誘導		被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施						

